第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域は高松市の南部に位置している。高松市は、東は三木町及びさぬき市、西は坂出市、南西は綾川町とまんのう町、南は徳島県に接し、北は瀬戸内海に接している。

対象事業実施区域周辺における自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）について、既存資料により把握した。図 3-1 に本事業の地域特性を把握する範囲（以下「調査区域」という。）を示す。

調査区域は、対象事業実施区域及びその端部から 3km 注）の地域を含む範囲（高松市の一部及び綾川町の一部）とした。ただし、統計資料等により市町単位で地域特性の状況を述べる事項については、対象事業実施区域が位置する高松市全域及び綾川町の全域（以下「調査対象地域」という。）を対象とした。

注）3kmの範囲は、特に広域的な影響が想定される環境要素である景観の影響範囲を考慮して、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省監修）を参考に設定した。

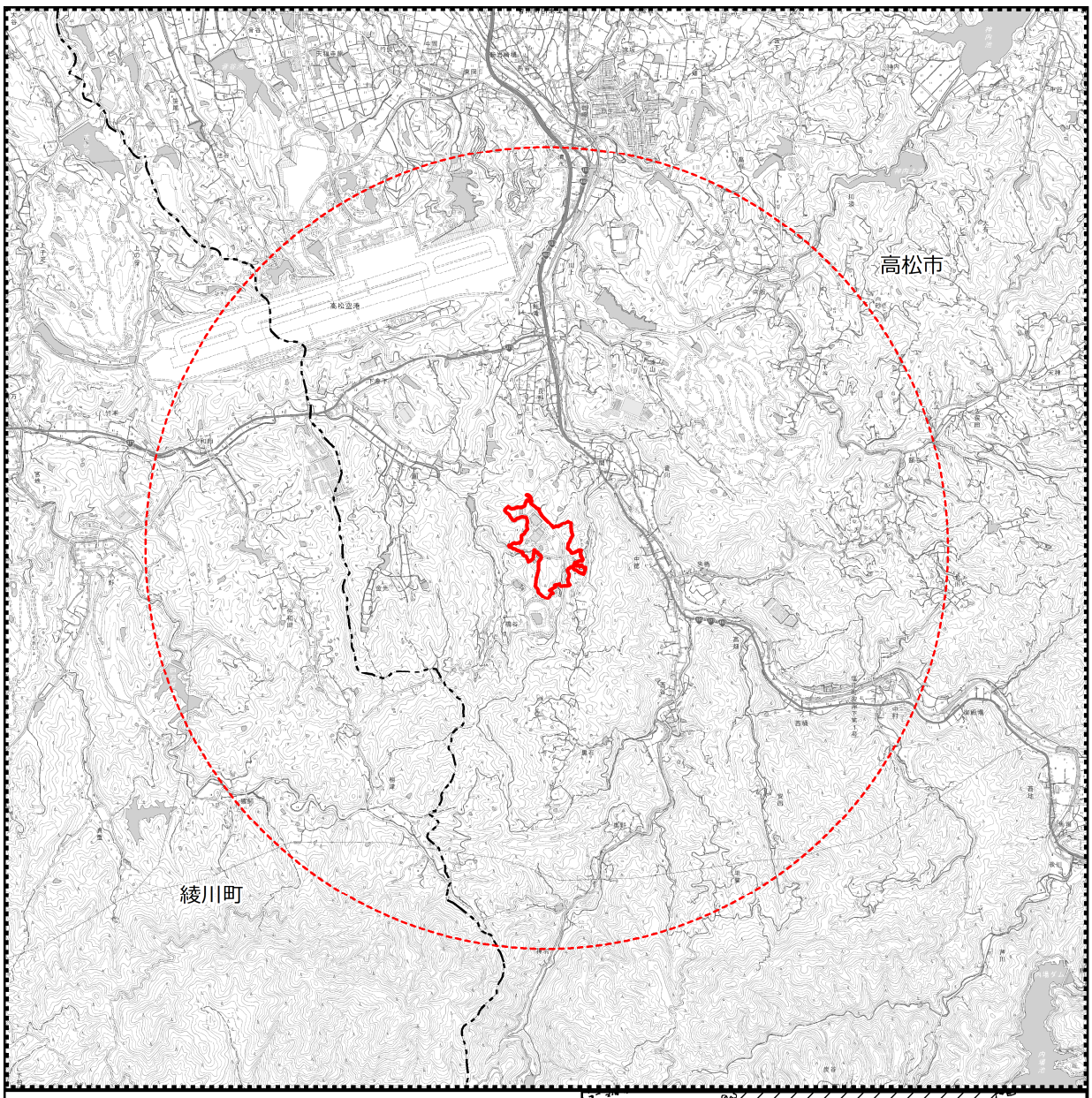

凡　例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から半径 3km
- 調査区域
- 調査対象地域（高松市、綾川町）

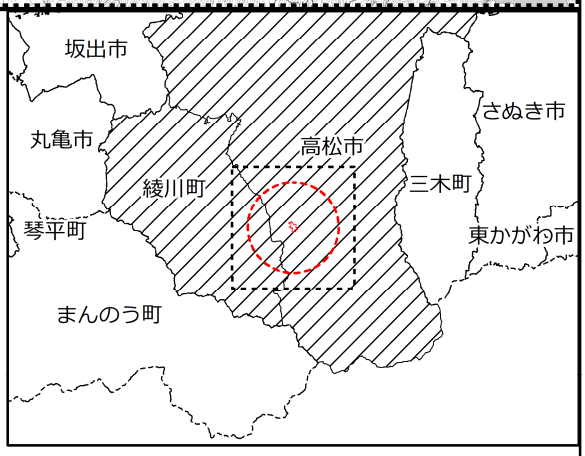

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

図　3-1　地域特性を把握する範囲（調査区域・調査対象地域）

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 一般的な気象の概況

1) 気象概況

対象事業実施区域は、香川県高松市の南部に位置し、瀬戸内式気候区に属している。また、年間通して温暖で、日照時間も長く、晴れの日が非常に多い地域である。降水量は、梅雨期と台風期に集中しており、夏季においては他県と比べて一段と降水量の少ない地域でもある。

対象事業実施区域に最も近い気象観測所としては、対象事業実施区域の北西約3kmに位置する香南地域気象観測所（高松市香南町由佐　高松空港気象観測所）がある。

調査区域における気象調査概要を表 3-1に、気象観測所位置を図 3-2に示す。

表 3-1　調査区域における気象調査概要

調査地点	調査項目	調査期間
香南地域気象観測所	気温、風向・風速、降水量	平年値の統計期間(2003 年～2020 年) 及び令和 6 年

出典：「地域気象観測所一覧」気象庁HP（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/amedas/ame_master.pdf）

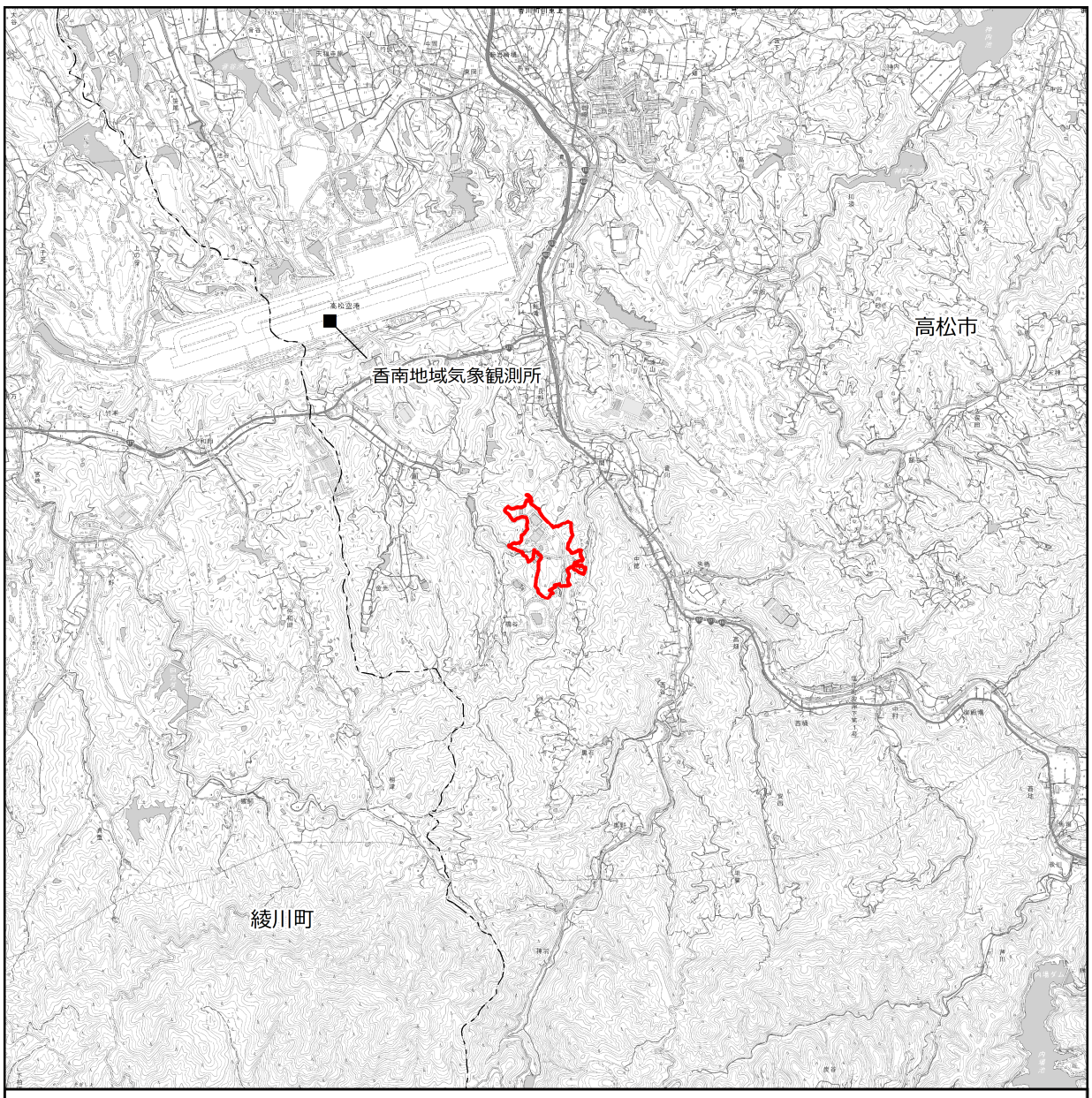

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

■　地域気象観測所

出典：「地域気象観測所一覧」気象庁HP
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/amedas/ame_master.pdf）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図　3-2　気象観測所位置図

香南地域気象観測所における気象概況を表 3-2に、同観測所における気象概況（平年値）を図 3-3に、令和6年の気象概況及び風配図を図 3-4及び図 3-5に示す。

香南地域気象観測所における平年値は、年平均気温が15.1℃、年間降水量が1,353.9mm、年平均風速は3.3m/s、年最多風向は南南東である。令和6年の気象概況は、年平均気温は16.2℃、年間降水量は1,594.5mm、平均風速は3.1m/sで、最多風向は南東である。

表 3-2　香南地域気象観測所における気象概況（令和 6 年）

月	令和６年									平年値[注1)]			
	降水量（mm）			気温（℃）			風速（m/s）			年月間降水量（合計）（mm）	気温（℃）	風速（m/s）	最多風向
	年月間降水量（合計）	日降水量の最大	１時間降水量の最大	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	最多風向				
1	26.5	5.5	3.5	5.3	14.7	-3.5	3.9	13.0	W	41.0	4.1	4.1	W
2	116.5	20.5	8.0	6.2	19.2	-2.2	3.0	10.7	SE	54.8	4.9	3.8	W
3	121.5	29.5	7.5	8.1	23.6	-2.0	3.8	16.1	W	84.8	8.0	3.7	SSE
4	120.5	40.5	12.5	15.8	25.9	2.4	2.7	10.5	SE	77.8	13.3	3.6	SSE
5	211.5	101.5	23.0	17.5	29.0	7.0	2.9	17.6	SE）	105.5	18.3	3.1	SSE
6	296.0	57.5	20.0	21.9	33.6	11.3	2.6	9.0	SE	160.7	21.8	2.7	SSE
7	192.5	73.0	29.0	27.5	35.1	20.5	3.1	10.4	WSW	193.2	25.6	2.7	SSE
8	193.5	67.5	66.0	28.2	36.4	20.8	2.6	12.9	SE	150.1	26.7	2.8	SSE
9	89.5	74.0	22.5	25.9	34.5	17.8	2.5	8.5	SE	214.4	22.8	2.7	SSE
10	119.0	23.5	6.0	19.4	29.6	11.8	2.5	7.0	SE	148.4	17.3	2.9	SSE
11	89.5	34.5	15.5	12.7	22.9	1.6	3.1	10.7	SE	64.4	11.8	3.2	SSE
12	18.0	7.0	5.0	6.4	18.8	-2.6	4.2	10.9	W	59.0	6.5	4.0	W
年間	1,594.5	101.5	66.0	16.2	36.4	-3.5	3.1	17.6	SE）	1,353.9	15.1	3.3	SSE

注1）平年値は、平成15年から令和2年までの18年間の観測値を基に算出している。

注2）表中の“）”は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う準正常値を示す。必要な資料数は、要素又は現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

出典：「過去の気象データ検索」気象庁HP（https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php）

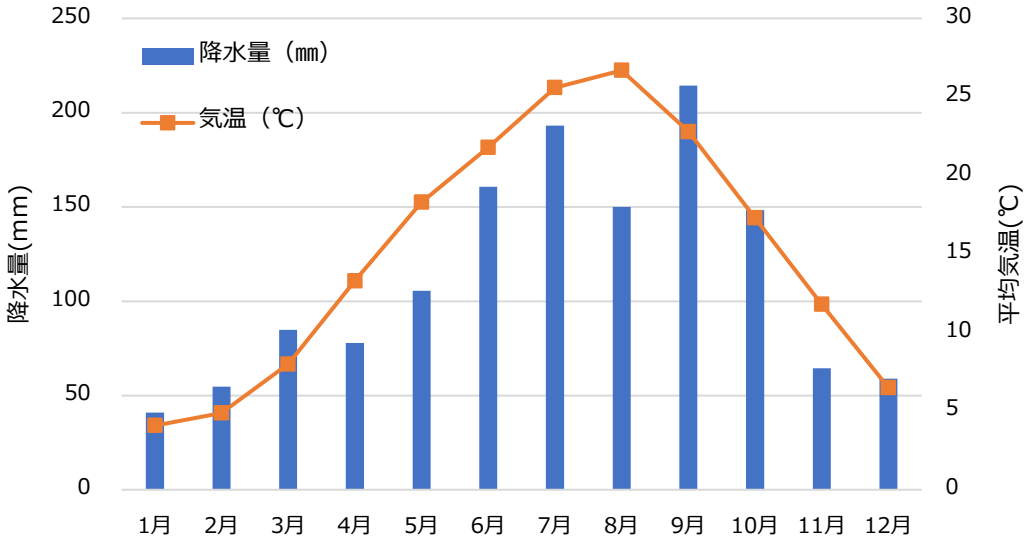

図 3-3　香南地域気象観測所における降水量及び平均気温（平年値）

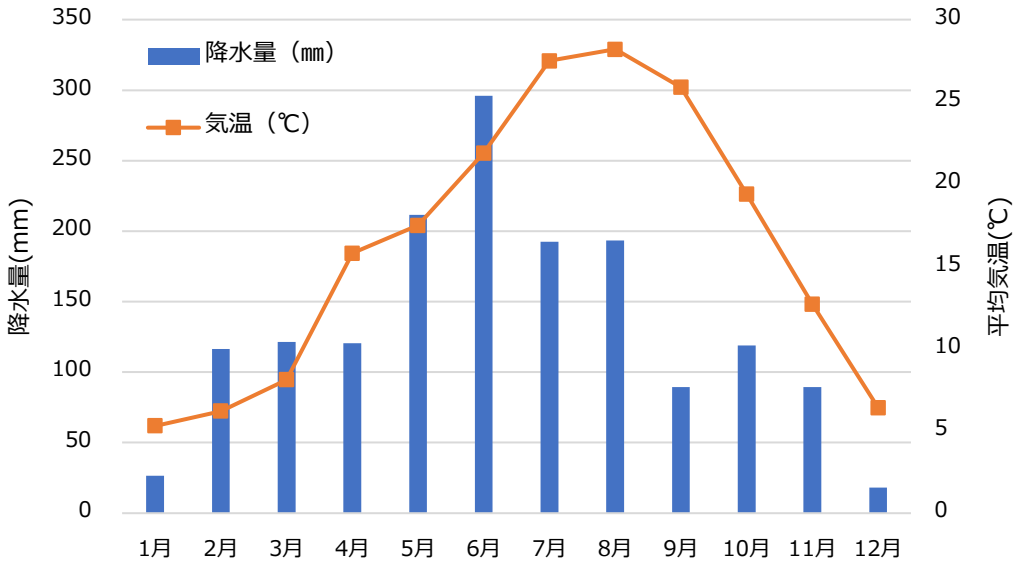

図 3-4　香南地域気象観測所における降水量及び平均気温（令和 6 年）

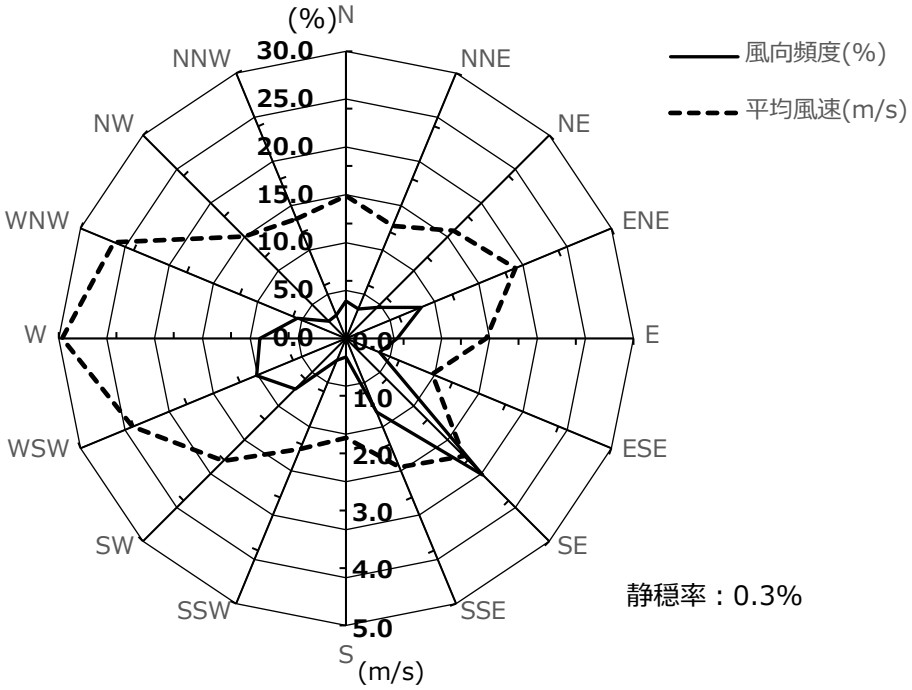

注1）静穏率は風速0.3m/s以下の割合を示す。
注2）風配図の作成にあたっては、令和6年1月から12月までの12か月間のデータを集計した。
出典：「過去の気象データ検索」気象庁HP（https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php）

図 3-5　香南地域気象観測所における風配図（令和 6 年）

2) 気温

香南地域気象観測所における気温の経年変化を表 3-3に示す。平均気温は、15.4~16.2℃で推移している。

表 3-3　香南地域気象観測所における気温の経年変化

単位：℃

区分	年次	平均	最高	月日	最低	月日
香南地域気象観測所	令和 2 年	15.6	36.6	8/26	-2.7	2/10
	3 年	15.4	35.8	8/5	-5.6	1/9
	4 年	15.4	36.8	7/2	-4.1	2/23
	5 年	15.7	35.6	8/1	-4.2	1/24
	6 年	16.2	36.4	8/9	-3.5	1/14

出典：「過去の気象データ検索」気象庁HP（https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php）

3) 降水量

香南地域気象観測所における降水量の経年変化を表 3-4に示す。年間降水量は、884.0～1,595.5mmで推移している。

表 3-4 香南地域気象観測所における降水量の経年変化

単位：mm

区分	年次	年間総量	日最大	月日	1 時間最大	月日
香南地域気象観測所	平成 27 年	1,342.5	144.0	7/16	36.0	7/16
	28 年	1,336.5	127.5	9/20	39.5	9/20
	29 年	1,555.5	147.0	10/22	46.5	9/17
	30 年	1,595.5	126.5	7/6	40.0	9/4
	令和元年	1,062.0	54.0	10/24	27.5	9/4
	2 年	1,206.5	74.0	9/25	22.5	7/8
	3 年	1,308.5	92.0	7/8	32.0	6/13
	4 年	884.0	92.0	9/1	45.5	9/1
	5 年	1,176.5	116.0	8/15	26.0	8/15
	6 年	1,594.5	101.5	5/28	66.0	8/25

出典：「過去の気象データ検索」気象庁HP（https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php）

4) 風向・風速

香南地域気象観測所における風向・風速の経年変化を表 3-5に示す。平均風速は3.1～3.3m/sで推移し、最多風向は南東である。

表 3-5 香南地域気象観測所における風向・風速の経年変化

単位：m/s

区分	年次	平均	最大風速			最多風向
			風速	月日	風向	
香南地域気象観測所	令和 2 年	3.3	17.7	1/8	WSW	SE
	3 年	3.3	16.5	2/17	W	SE)
	4 年	3.2	15.0	3/5	W	SE
	5 年	3.1	14.9	12/16	W	SE)
	6 年	3.1	17.6	5/16	W	SE)

注）表中の“）”は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う準正常値を示す。必要な資料数は、要素又は現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

出典：「過去の気象データ検索」気象庁HP（https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php）

(2) 大気質

1) 一般環境大気測定局

香川県では大気汚染の状況を把握するため、監視網となる大気測定局を設置し、大気汚染物質の濃度等を測定している。調査区域では、一般環境大気測定局として南消防署香川分署局が設置されている。測定項目を表 3-6に、大気質調査地点位置を図 3-6に示す。

表 3-6 調査対象地域における大気質測定項目

区分	名称	所在地	測定項目								
			二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	窒素酸化物		光化学オキシダント	微小粒子状物質	有害大気汚染物質	ダイオキシン類
						二酸化窒素	一酸化窒素				
			SO_2	CO	SPM	NO_2	NO	O_X	PM2.5		
一般環境大気測定局	南消防署香川分署局	高松市香川町川東上 947-1	○	－	○	○	○	○	○	－	－

注）“－”は当該項目の調査が実施されていないことを示す。

出典：「令和元年度～令和5年度版 大気汚染調査結果」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozen/taikiseikatu/kfvn.html）

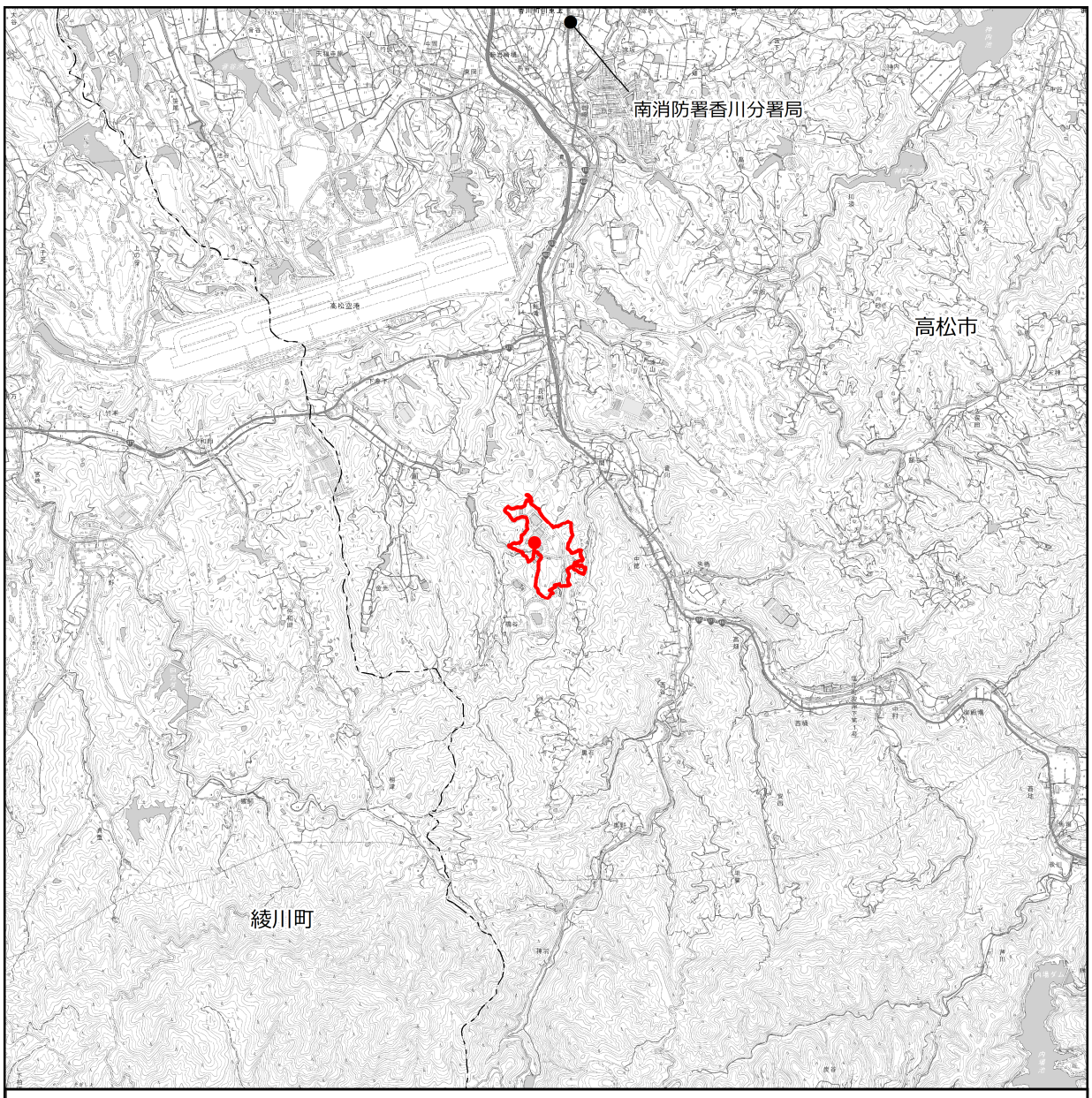

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 一般環境大気測定局
- 現有施設調査地点

出典：「さぬきの空　情報館」香川県大気汚染常時監視システムHP
（https://www.taiki.pref.kagawa.lg.jp/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-6　大気質調査地点位置図

① 二酸化硫黄

南消防署香川分署局における二酸化硫黄の測定結果を表 3-7に示す。二酸化硫黄の年平均値は、0.000～0.002ppmで推移している。また、全ての年度で環境基準を達成している。

表 3-7　南消防署香川分署局における二酸化硫黄の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
					時間数とその割合		日数とその割合					
		(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	有×，無○	(日)
南消防署香川分署局	令和元年度	356	8,605	0.002	0	0.0	0	0.0	0.012	0.006	○	0
	令和２年度	362	8,644	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0
	令和３年度	361	8,629	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0
	令和４年度	362	8,643	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0
	令和５年度	361	8,649	0.000	0	0.0	0	0.0	0.010	0.001	○	0

注）環境基準は以下のとおりである。

【短期的評価】：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

【長期的評価】：日平均値の2%除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。

出典：「令和元年度～令和5年度版　大気汚染調査結果」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozen/taikiseikatu/kfvn.html）

② 一酸化炭素

調査区域では、一酸化炭素の測定は行われていない。

③ 浮遊粒子状物質

南消防署香川分署局における浮遊粒子状物質の測定結果を表 3-8に示す。浮遊粒子状物質の年平均値は0.013～0.018mg/m^{3}で推移している。また、全ての年度で環境基準を達成している。

表 3-8　南消防署香川分署局における浮遊粒子状物質の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m^{3}を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日数
		(日)	(時間)	(mg/m^3)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	有×，無○	(日)
南消防署香川分署局	令和元年度	361	8,691	0.018	0	0.0	0	0.0	0.113	0.043	○	0
	令和２年度	362	8,705	0.015	0	0.0	0	0.0	0.101	0.047	○	0
	令和３年度	362	8,710	0.013	0	0.0	0	0.0	0.072	0.029	○	0
	令和４年度	361	8,700	0.015	0	0.0	0	0.0	0.146	0.033	○	0
	令和５年度	363	8,730	0.015	0	0.0	0	0.0	0.087	0.033	○	0

注）環境基準は以下のとおりである。

【短期的評価】：1時間値の1日平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^{3}以下であること。

【長期的評価】：日平均値の2%除外値が0.10mg/m^{3}以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.10mg/m^{3}を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。

出典：「令和元年度～令和5年度版　大気汚染調査結果」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozen/taikiseikatu/kfvn.html）

④ 窒素酸化物

南消防署香川分署局における二酸化窒素の測定結果を表 3-9に、窒素酸化物の測定結果を表 3-10に示す。二酸化窒素の年平均値は、0.004～0.005ppmで推移している。また、全ての年度で環境基準を達成している。

表 3-9　南消防署香川分署局における二酸化窒素の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
南消防署香川分署局	令和元年度	363	8,664	0.005	0.036	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0
	令和２年度	362	8,642	0.004	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0
	令和３年度	362	8,643	0.004	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.008	0
	令和４年度	362	8,643	0.004	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0
	令和５年度	363	8,669	0.004	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0

注）環境基準は以下のとおりである。

【長期的評価】：日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下

出典：「令和元年度～令和5年度版　大気汚染調査結果」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozen/taikiseikatu/kfvn.html）

表 3-10　南消防署香川分署局における窒素酸化物の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素			窒素酸化物（$NO+NO_2$）			
				年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO_2/($NO+NO_2$)
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
南消防署香川分署局	令和元年度	363	8,664	0.001	0.020	0.002	0.005	0.045	0.014	87.4
	令和２年度	362	8,642	0.001	0.022	0.002	0.005	0.046	0.011	87.4
	令和３年度	362	8,643	0.001	0.018	0.001	0.004	0.039	0.009	88.3
	令和４年度	362	8,643	0.001	0.039	0.002	0.004	0.057	0.010	88.1
	令和５年度	363	8,669	0.000	0.016	0.001	0.004	0.046	0.009	87.6

出典：「令和元年度～令和5年度版　大気汚染調査結果」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozen/taikiseikatu/kfvn.html）

⑤ 光化学オキシダント

南消防署香川分署局における光化学オキシダントの測定結果を表 3-11に示す。光化学オキシダントの年平均値（昼間）は、0.036～0.038ppmで推移している。また、いずれの年度も環境基準を超過している。なお、調査対象地域である高松市及び綾川町を含む高松地域及び中讃地域で、光化学オキシダント注意報は、令和元年度に各3回、中讃地域で、令和6年度に1回発令されている。

表 3-11　南消防署香川分署局における光化学オキシダントの測定結果

測定局	年度	有効測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
					(日)	時間数とその割合		日数とその割合		(時間)		
		(日)	(時間)	(ppm)		(時間)	(%)	(日)	(%)		(ppm)	(ppm)
南消防署香川分署局	令和元年度	366	5,465	0.038	99	603	–	1	–	5	0.138	0.052
	令和２年度	365	5,440	0.038	99	580	–	0	–	0	0.117	0.052
	令和３年度	365	5,430	0.037	86	454	8.4	0	0.0	0	0.092	0.051
	令和４年度	365	5,388	0.036	77	405	7.5	0	0.0	0	0.096	0.049
	令和５年度	366	5,452	0.036	76	405	7.4	0	0.0	0	0.109	0.049

注1）環境基準は以下のとおりである。

【環境基準】1年間の昼間に測定されたすべての1時間値が0.06ppm以下であること。「昼間」とは季節によらず5時から20時までの15時間の時間帯をいい、6時から20時までの1時間値を評価対象とする。

注2）網掛けは環境基準を満足していないことを示す。

出典：「令和元年度～令和5年度版　大気汚染調査結果」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozen/taikiseikatu/kfvn.html）

⑥ 微小粒子状物質

南消防署香川分署局における微小粒子状物質の測定結果を表 3-12に示す。微小粒子状物質の年平均値は、減少傾向を示している。また、全ての年度で環境基準を達成している。

表 3-12　南消防署香川分署局における微小粒子状物質の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	年平均値	日平均値が 35μg/m^3 を超えた日数とその割合		日平均値の最高値	日平均値の年間 98%値
		(日)	(μg/m^3)	(日)	(%)	(μg/m^3)	(μg/m^3)
南消防署香川分署局	令和元年度	364	8.9	0	0.0	32.2	22.4
	令和２年度	362	9.1	3	0.8	37.4	24.7
	令和３年度	363	8.0	0	0.0	26.8	18.5
	令和４年度	363	8.6	0	0.0	33.9	20.2
	令和５年度	362	8.0	0	0.0	25.3	20.0

注）環境基準は以下のとおりである。

【環境基準】1年平均値が15μg/m^{3}以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^{3}以下であること。達成状況の評価基準は、「1日平均値の1年平均値が15μg/m^{3}以下であり、かつ、1日平均値の低い方から98%に相当するものが35μg/m^{3}以下であること」とする。

出典：「令和元年度～令和5年度版　大気汚染調査結果」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozen/taikiseikatu/kfvn.html）

⑦ 有害大気汚染物質

調査区域では、有害大気汚染物質の測定は行われていない。

⑧ ダイオキシン類

調査区域では、ダイオキシン類の測定は行われていない。

2) 現有施設における測定結果

対象事業実施区域に位置する高松市南部クリーンセンターでは、大気汚染物質の濃度等を測定している。現有施設の調査地点を図 3-6に示す。令和2年度～令和6年度の高松市南部クリーンセンターの測定結果を表 3-13～表 3-16に示す。令和2年度～令和6年度の全ての項目で環境基準を達成している。

① 二酸化硫黄

表 3-13 高松市南部クリーンセンターにおける二酸化硫黄の測定結果

年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)
令和2年度	358	8,624	0.001	0.007	0.003	0	0	0	0
令和3年度	356	8,579	0.001	0.008	0.002	0	0	0	0
令和4年度	359	8,644	0.001	0.008	0.003	0	0	0	0
令和5年度	357	8,584	<0.001	0.009	0.002	0	0	0	0
令和6年度	361	8,673	<0.001	0.005	0.002	0	0	0	0

注）測定結果欄における“<”は報告下限値未満であることを示す。
出典：「高松市資料」（令和7年9月）

② 浮遊粒子状物質

表 3-14 高松市南部クリーンセンターにおける浮遊粒子状物質の測定結果

年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合	
	(日)	(時間)	(mg/m³)	(mg/m³)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(日)	(%)
令和2年度	356	8,558	0.015	0.119	0.079	0	0	0	0
令和3年度	354	8,538	0.013	0.063	0.039	0	0	0	0
令和4年度	355	8,586	0.015	0.083	0.056	0	0	0	0
令和5年度	357	8,588	0.013	0.061	0.040	0	0	0	0
令和6年度	361	8,672	0.012	0.115	0.093	0	0	0	0

出典：「高松市資料」（令和7年9月）

③ 窒素酸化物

表 3-15 高松市南部クリーンセンターにおける二酸化窒素の測定結果

年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)
令和2年度	361	8,679	0.004	0.031	0.020	0	0	0	0
令和3年度	361	8,677	0.003	0.027	0.012	0	0	0	0
令和4年度	359	8,639	0.003	0.190	0.014	0	0	0	0
令和5年度	357	8,584	0.003	0.062	0.013	0	0	0	0
令和6年度	351	8,453	0.003	0.025	0.010	0	0	0	0

出典：「高松市資料」（令和7年9月）

表 3-16　高松市南部クリーンセンターにおける窒素酸化物の測定結果

年度	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素			窒素酸化物（$NO+NO_2$）			
			年平均値	1 時間値の最高値	日平均値の最高値	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値の最高値	年平均値の NO^2/($NO+NO^2$)
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
令和２年度	361	8,679	0.001	0.016	0.006	0.004	0.047	0.026	−
令和３年度	361	8,677	0.001	0.034	0.004	0.004	0.041	0.014	−
令和４年度	358	8,639	0.001	0.146	0.012	0.005	0.192	0.020	−
令和５年度	357	8,584	<0.001	0.106	0.006	0.003	0.167	0.016	−
令和６年度	351	8,453	<0.001	0.050	0.003	0.004	0.062	0.011	−

注）測定結果欄における“<”は報告下限値未満であることを示す。
出典：「高松市資料」（令和7年9月）

(3) 騒音

1) 道路交通騒音

調査区域では、令和元年～令和7年にかけて、道路に面する地域の3地点で、道路交通騒音測定を実施している。調査地点における道路交通騒音測定結果を表 3-17に、調査区域の道路交通騒音調査地点位置を図 3-7に示す。

測定の結果、3地点とも環境基準を達成している。

表 3-17　調査区域の道路交通騒音測定結果

単位：dB

No.	年	調査地点名	路線名	車線数	車道からの距離(m)	地域類型	近接空間特例	騒音測定結果			
								騒音レベル（L_{Aeq}）		騒音環境基準	
								昼間	夜間	昼間	夜間
1	令和元年	高松市香南町岡	主要地方道高松空港線	2	4.0	無	有	60	50	70	65
2	令和２年	塩江町安原下第３号	一般国道377 号	2	1.0	無	有	66	59	70	65
3	令和２年	塩江町安原下第２号	一般国道193 号	2	1.2	無	有	67	61	70	65
3	令和７年	塩江町安原下第２号	一般国道193 号	2	1.2	無	有	68	61	70	65

注1）単位dBとは、計量法（平成4年法律第51号）に定める音圧レベルの計量単位である。
注2）時間区分は以下のとおり。
昼間6:00～22:00、夜間22:00～翌6:00
注3）近接空間特例：幹線交通を担う道路近接空間（高速道路、国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道から15m（2車線以下）又は20m（2車線超）の範囲）における基準値の適用の有無。
注4）No.は図 3-7に対応している。
出典：「高松市資料」（令和7年9月）

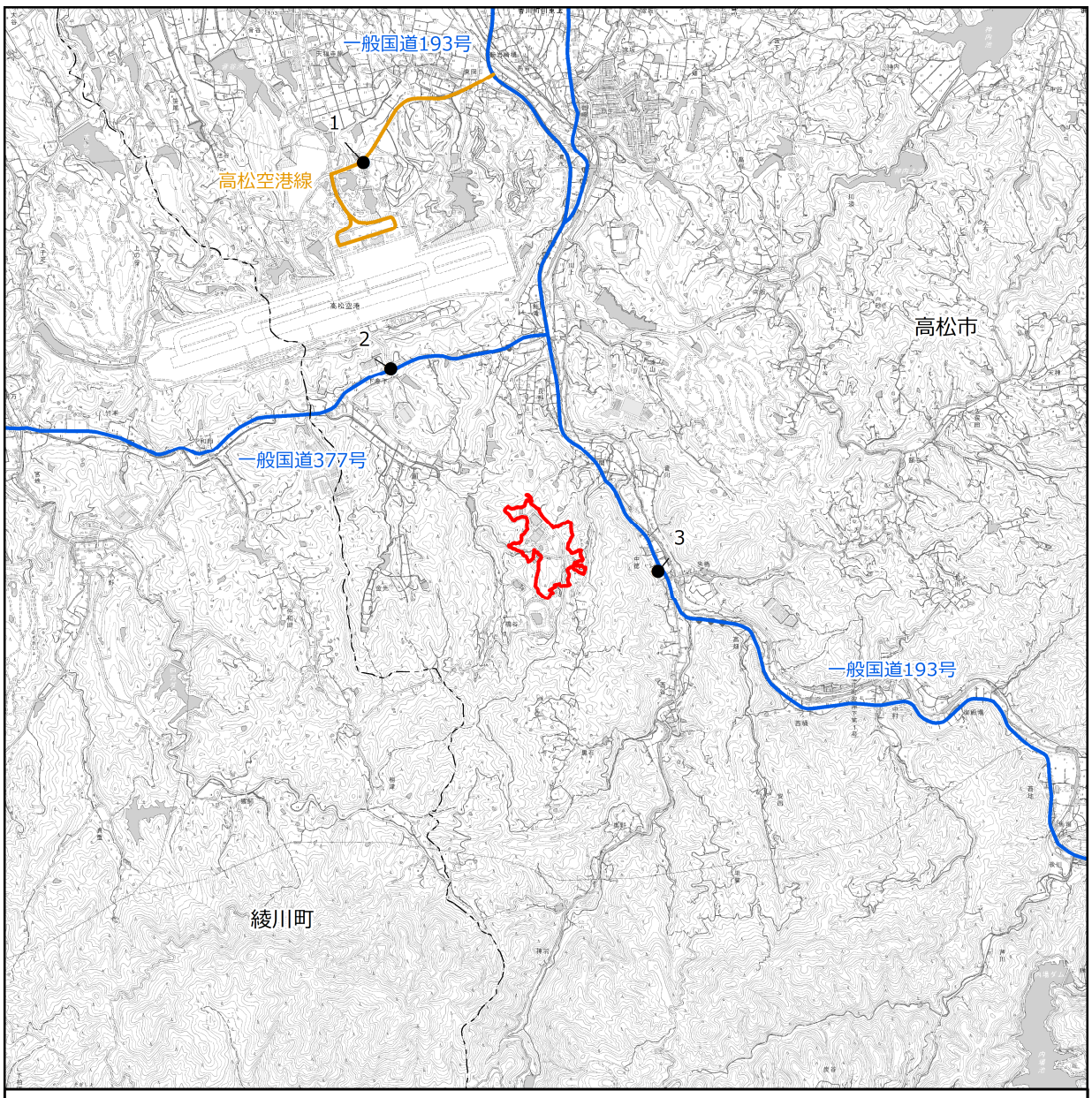

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 一般国道
- 主要地方道
- ● 道路交通騒音調査地点

出典：「高松市資料」（令和7年9月）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図　3-7　調査区域の道路交通騒音調査地点位置図

2) 現有施設における測定結果

対象事業実施区域に位置する高松市南部クリーンセンターでは、12地点で騒音を測定している。令和4年～令和7年の高松市南部クリーンセンターの測定結果を表 3-18に、騒音調査地点位置を図 3-8に示す。令和4年～令和7年の全ての地点で公害防止基準値（現有施設）を満たしている。

表 3-18　高松市南部クリーンセンターにおける騒音の測定結果

単位：dB

測定日	測定地点数	区分	朝	昼間	夕	夜間
令和４年 6月３日	12 地点	最大	45	51	46	45
		最小	32	36	34	35
令和４年 12月２日	12 地点	最大	44	52	43	43
		最小	29	35	32	32
令和５年 6月9、10日	12 地点	最大	44	54	48	44
		最小	34	41	31	34
令和５年 12月８日	12 地点	最大	46	52	47	44
		最小	36	37	32	31
令和６年 6月７日	12 地点	最大	47	54	42	43
		最小	33	44	31	31
令和６年 12月３日	12 地点	最大	46	54	46	43
		最小	35	43	28	24
令和７年 6月６日	12 地点	最大	47	52	46	44
		最小	35	38	31	30
公害防止基準値			50 以下	55 以下	50 以下	45 以下

注）朝（午前6時～8時）、昼間（8時～19時）、夕（19時～22時）、夜間（22時～翌6時）とする。
出典：「高松市資料」（令和7年9月）

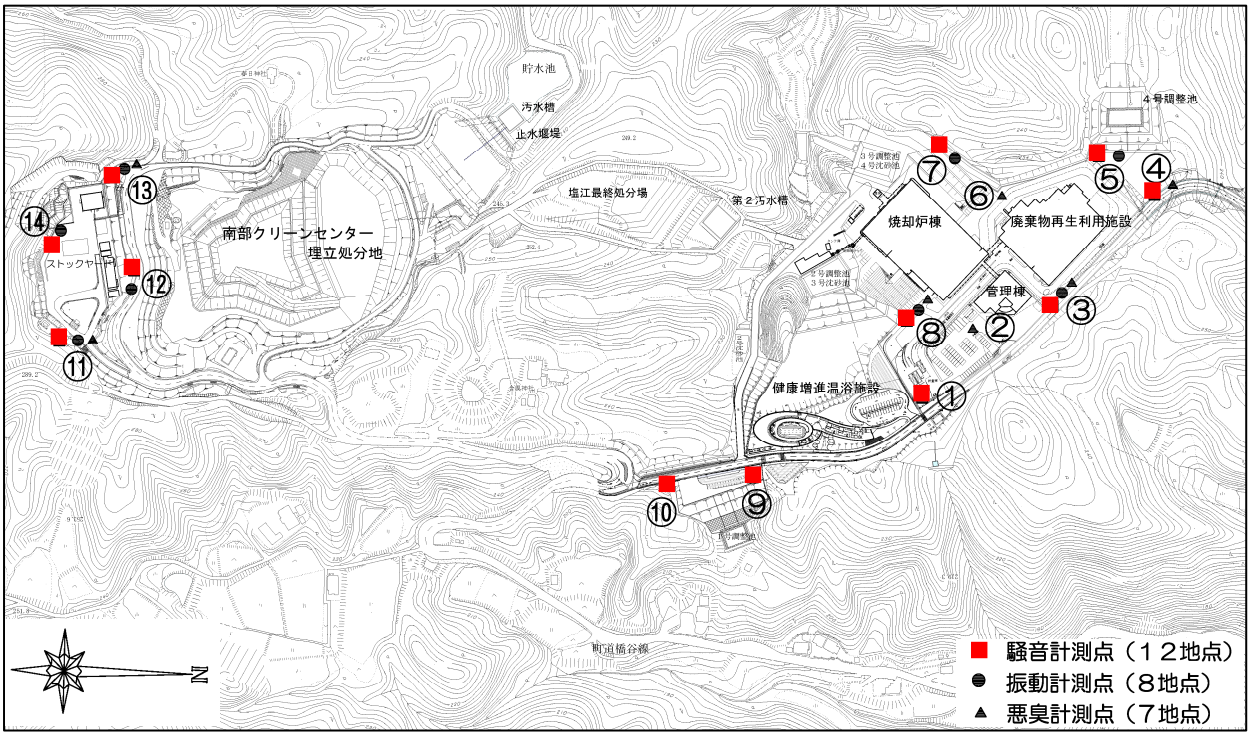

図 3-8　高松市南部クリーンセンターの騒音調査地点位置図

(4) 振動

1) 道路交通振動

調査区域では、令和元年～令和2年にかけて、道路交通騒音地点と同地点で道路交通振動測定を実施している。調査地点における道路交通振動測定結果を表 3-19に、調査区域の道路交通振動調査地点位置を図 3-9に示す。

表 3-19　調査区域の道路交通振動測定結果

単位：dB

No.	年	調査地点名	路線名	車線数	車道からの距離(m)	振動測定結果 振動レベル（L_{10}）	
						昼間	夜間
1	令和元年	高松市香南町岡	主要地方道 高松空港線	2	4.0	44	36
2	令和２年	塩江町安原下第３号	一般国道 377 号	2	1.0	29	20
3	令和２年	塩江町安原下第２号	一般国道 193 号	2	1.2	34	26

注1）単位dBとは、計量法（平成4年法律第51号）に定める振動加速度レベルの計量単位である。
注2）No.は図 3-9に対応している。
注3）No.1～3は、いずれも振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度の定めのない地域に位置している。
出典：「高松市資料」（令和7年9月）

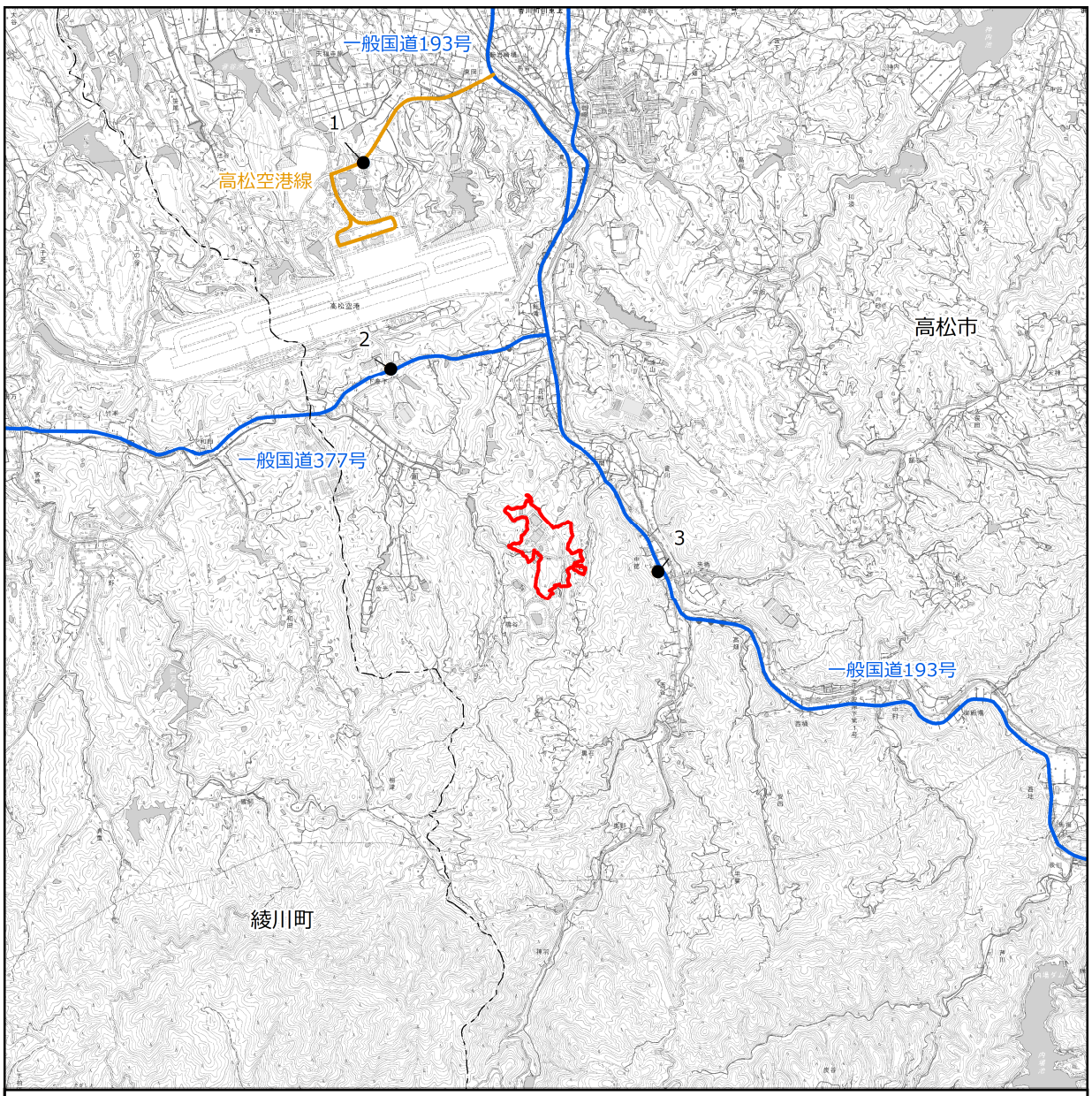

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 一般国道
- 主要地方道
- ● 道路交通振動調査地点

出典：「高松市資料」（令和7年9月）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-9　調査区域の道路交通振動調査地点位置図

2) 現有施設における測定結果

対象事業実施区域に位置する高松市南部クリーンセンターでは、8地点で振動を測定している。令和4年～令和7年の高松市南部クリーンセンターの測定結果を表3-20に、振動調査地点位置を図 3-10に示す。示す。令和4年～令和7年の全ての地点で公害防止基準値（現有施設）を満たしている。

表 3-20　高松市南部クリーンセンターにおける振動の測定結果

単位：dB

測定日	測定地点数	昼間 (公害防止基準値：60dB 以下)	夜間 (公害防止基準値：55dB 以下)
令和４年６月３日	１地点	35	25 未満
	７地点	25 未満	
令和４年 12 月２日	１地点	32	25 未満
	７地点	25 未満	
令和５年６月９日	１地点	33	25 未満
	１地点	27	
	６地点	25 未満	
令和５年 12 月８日	１地点	25	25 未満
	７地点	25 未満	
令和６年６月７日	１地点	32	25 未満
	７地点	25 未満	
令和６年 12 月３日	１地点	26	25 未満
	７地点	25 未満	
令和７年６月６日	１地点	31	25 未満
	７地点	25 未満	

注）昼間（8時～19時）、夜間（19時～翌朝8時）とする。
出典：「高松市資料」（令和7年9月）

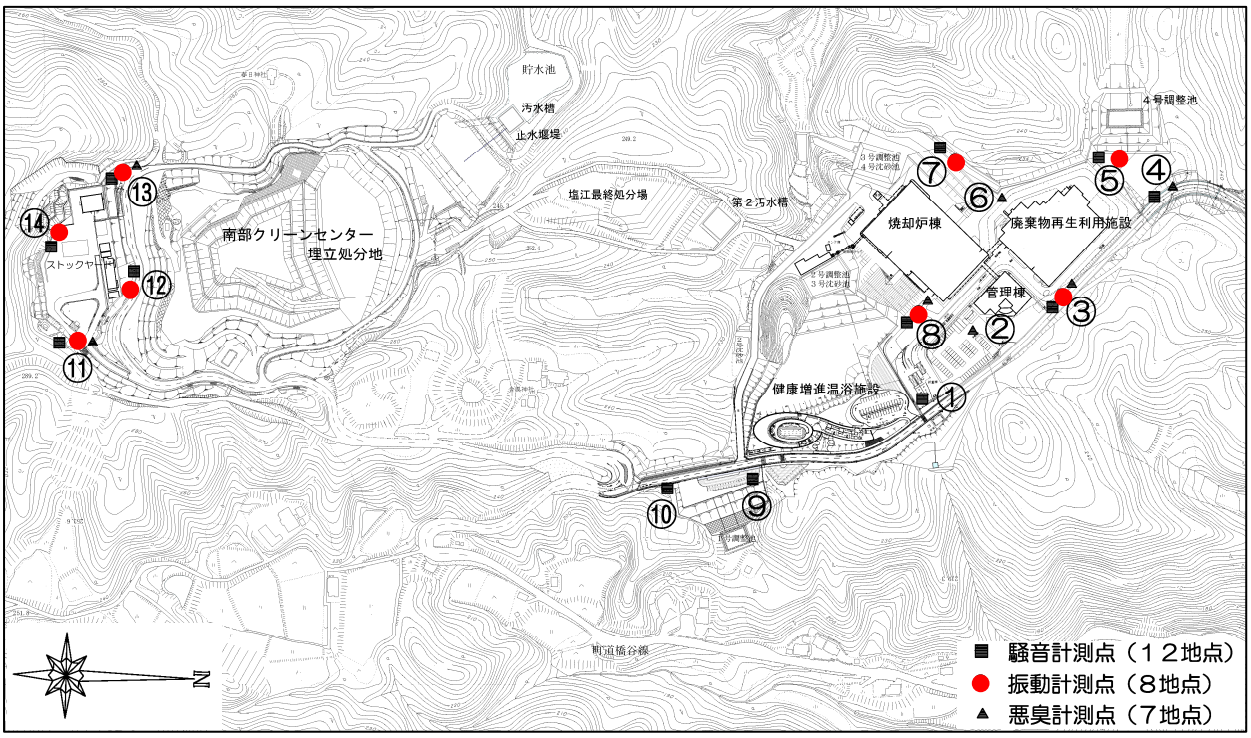

図 3-10　高松市南部クリーンセンターの振動調査地点位置図

(5) 悪臭

対象事業実施区域に位置する高松市南部クリーンセンターでは、7地点で悪臭を測定している。令和4年～令和7年の高松市南部クリーンセンターの測定結果を表3-21(1)～(7)に、悪臭調査地点位置を図 3-11に示す。令和4年～令和7年の全ての地点で公害防止基準値（現有施設）を満たしている。

表 3-21(1)　高松市南部クリーンセンターにおける悪臭の測定結果

単位：ppm

特定悪臭物質	公害防止基準値	令和４年６月７日						
		No.2	No.3	No.4	No.6	No.8	No.11	No.13
アンモニア	1 以下	0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
メチルメルカプタン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メチル	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
二硫化メチル	0.009 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリメチルアミン	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソバレルアルデヒド	0.003 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブタノール	0.9 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
酢酸エチル	3 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
メチルイソブチルケトン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
トルエン	10 以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.02	0.01
スチレン	0.4 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
キシレン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオン酸	0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
イソ吉草酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

注）測定結果欄における“<”は報告下限値未満であることを示す。
出典：「高松市資料」（令和5年4月）

表 3-21(2)　高松市南部クリーンセンターにおける悪臭の測定結果

単位：ppm

特定悪臭物質	公害防止基準値	令和４年 12 月６日						
		No.2	No.3	No.4	No.6	No.8	No.11	No.13
アンモニア	1 以下	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.12
メチルメルカプタン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メチル	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
二硫化メチル	0.009 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリメチルアミン	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソバレルアルデヒド	0.003 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブタノール	0.9 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
酢酸エチル	3 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
メチルイソブチルケトン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
トルエン	10 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
スチレン	0.4 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
キシレン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオン酸	0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
イソ吉草酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

注）測定結果欄における“<”は報告下限値未満であることを示す。
出典：「高松市資料」（令和5年4月）

表 3-21(3)　高松市南部クリーンセンターにおける悪臭の測定結果

単位：ppm

特定悪臭物質	公害防止基準値	令和５年６月８日						
		No.2	No.3	No.4	No.6	No.8	No.11	No.13
アンモニア	1 以下	0.09	0.08	0.23	0.09	0.08	0.16	0.15
メチルメルカプタン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メチル	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
二硫化メチル	0.009 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリメチルアミン	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソバレルアルデヒド	0.003 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブタノール	0.9 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
酢酸エチル	3 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
メチルイソブチルケトン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
トルエン	10 以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.02	0.01
スチレン	0.4 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
キシレン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオン酸	0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
イソ吉草酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

注）測定結果欄における“<”は報告下限値未満であることを示す。
出典：「高松市資料」（令和6年2月）

表 3-21(4)　高松市南部クリーンセンターにおける悪臭の測定結果

単位：ppm

特定悪臭物質	公害防止基準値	令和 5 年 12 月 12 日						
		No.2	No.3	No.4	No.6	No.8	No.11	No.13
アンモニア	1 以下	0.06	<0.05	0.10	0.11	0.07	0.17	<0.05
メチルメルカプタン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メチル	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
二硫化メチル	0.009 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリメチルアミン	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソバレルアルデヒド	0.003 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブタノール	0.9 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
酢酸エチル	3 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
メチルイソブチルケトン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
トルエン	10 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
スチレン	0.4 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
キシレン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオン酸	0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ノルマル吉草酸	0.0009以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
イソ吉草酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

注）測定結果欄における“<”は報告下限値未満であることを示す。
出典：「高松市資料」（令和7年9月）

表 3-21(5)　高松市南部クリーンセンターにおける悪臭の測定結果

単位：ppm

特定悪臭物質	公害防止基準値	令和６年６月４日						
		No.2	No.3	No.4	No.6	No.8	No.11	No.13
アンモニア	1 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.05	<0.05
メチルメルカプタン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メチル	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
二硫化メチル	0.009 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリメチルアミン	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソバレルアルデヒド	0.003 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブタノール	0.9 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
酢酸エチル	3 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
メチルイソブチルケトン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
トルエン	10 以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.02	0.01
スチレン	0.4 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
キシレン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオン酸	0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
イソ吉草酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

注）測定結果欄における“<”は報告下限値未満であることを示す。
出典：「高松市資料」（令和7年9月）

表 3-21(6)　高松市南部クリーンセンターにおける悪臭の測定結果

単位：ppm

特定悪臭物質	公害防止基準値	令和６年 12 月９日						
		No.2	No.3	No.4	No.6	No.8	No.11	No.13
アンモニア	1 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
メチルメルカプタン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メチル	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
二硫化メチル	0.009 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリメチルアミン	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソバレルアルデヒド	0.003 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブタノール	0.9 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
酢酸エチル	3 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
メチルイソブチルケトン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
トルエン	10 以下	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
スチレン	0.4 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
キシレン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオン酸	0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
イソ吉草酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

注）測定結果欄における“<”は報告下限値未満であることを示す。
出典：「高松市資料」（令和7年9月）

表 3-21(7)　高松市南部クリーンセンターにおける悪臭の測定結果

単位：ppm

特定悪臭物質	公害防止基準値	令和７年６月２日						
		No.2	No.3	No.4	No.6	No.8	No.11	No.13
アンモニア	1 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
メチルメルカプタン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メチル	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
二硫化メチル	0.009 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリメチルアミン	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソバレルアルデヒド	0.003 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブタノール	0.9 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
酢酸エチル	3 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
メチルイソブチルケトン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
トルエン	10 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
スチレン	0.4 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
キシレン	1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオン酸	0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
イソ吉草酸	0.001 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

注）測定結果欄における“<”は報告下限値未満であることを示す。
出典：「高松市資料」（令和7年9月）

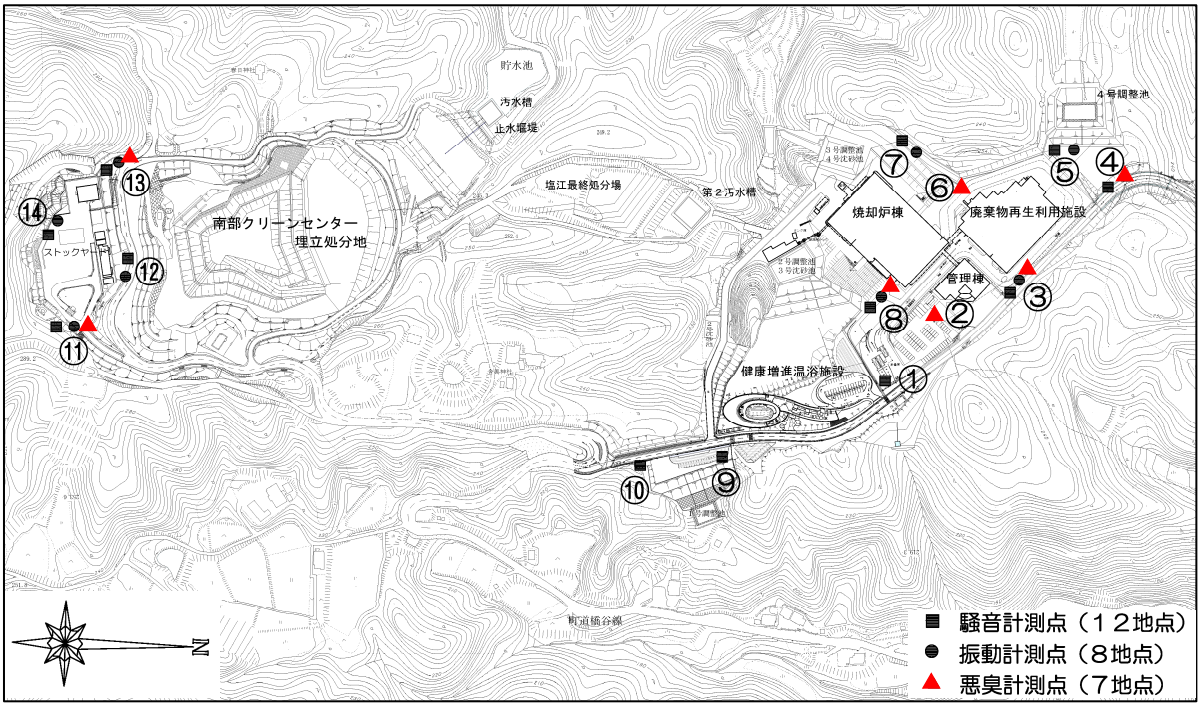

図 3-11　高松市南部クリーンセンターの悪臭調査地点位置図

3.1.2 水環境の状況

(1) 一般的な水象の状況

調査区域の河川及び湖沼一覧を表 3-22に、河川・湖沼等位置図を図 3-12に示す。

調査区域を流れる主な河川は、香東川水系の香東川、西谷川、綾川水系の田万川、新川水系の天満川等である。ダムの代表的なものは、対象事業実施区域の南東側に内場ダム、南西側に田万ダムがある。ため池は、北東側に神内池、南西側に永富池があるほか、調査区域全域に多数が広範囲に分布している。

対象事業実施区域の東側には香東川、西側には綾川水系の竹本川が南北に流れ、周辺には複数のため池が分布している。

表 3-22 調査区域の河川及び代表的な湖沼一覧

区分	水系等	名称
河川	香東川水系	香東川
		岡川
		裏山川
		西谷川
		岩部川
		後川
		内場川
	本津川水系	本津川
		古川
		西谷川
		大坪川
	新川水系	天満川
		中谷川
	綾川水系	大谷川
		富川
		田万川
		本谷川
		竹本川
		貞重川
湖沼	ダム	内場ダム（内場池）
		田万ダム
		高橋ダム
	ため池等	神内池
		神内上池
		田渡池
		奥谷池
		奥谷上池
		音谷池
		琴谷池
		大谷池
		永富池

出典：「高松土木事務所総合管内図」（高松土木事務所）
「中讃土木事務所総合管内図」（中讃土木事務所）

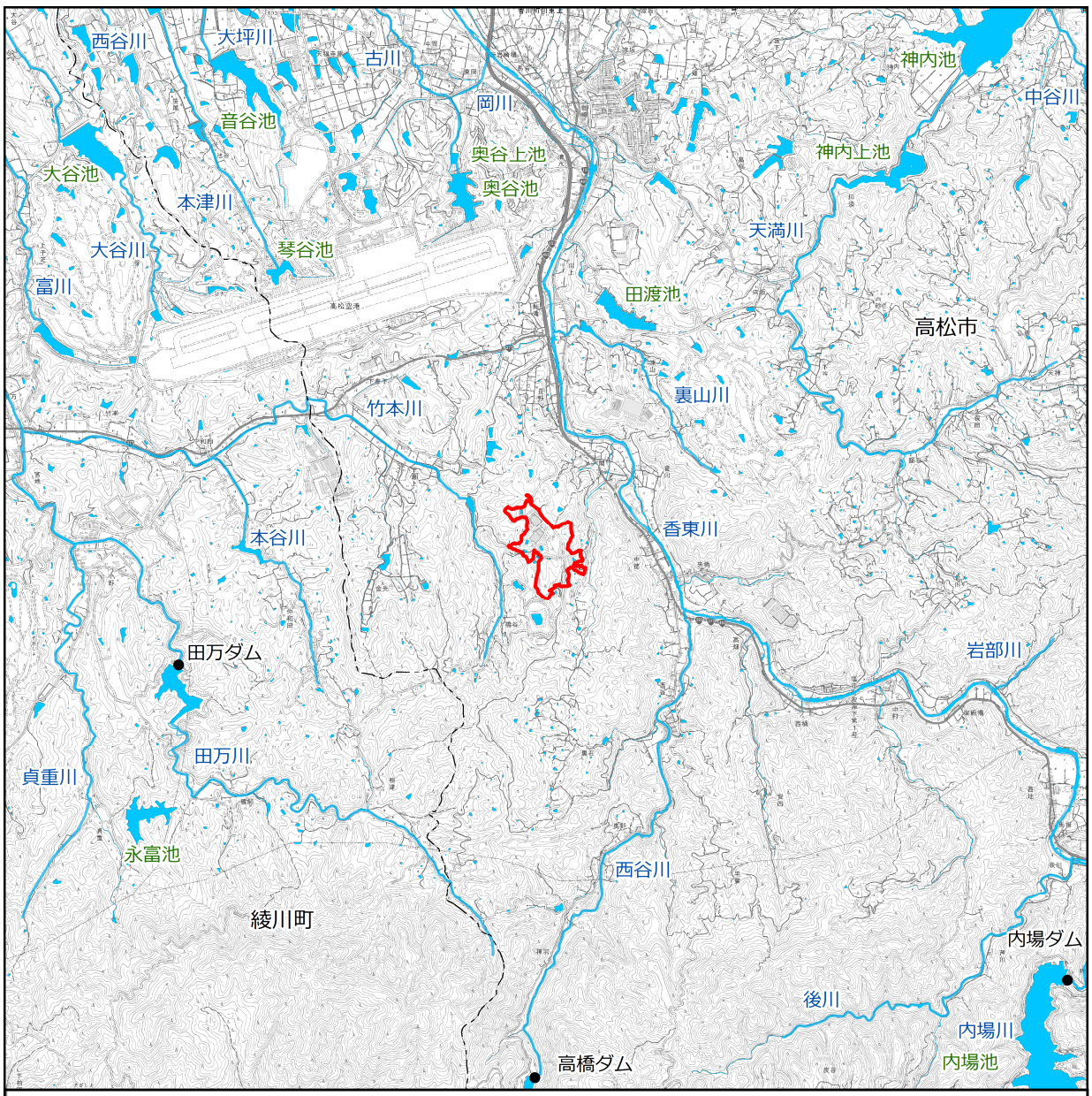

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 主要な河川 、湖沼
- ダム

出典：「基盤地図情報ダウンロードサービス（水域データ）」国土交通省国土地理院HP
（https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php）
「国土数値情報（土地利用データ）」国土交通省HP（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/）
「高松土木事務所総合管内図」（高松土木事務所）
「中讃土木事務所総合管内図」（中讃土木事務所）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-12　調査区域の河川・湖沼等位置図

(2) 水質

調査区域では、令和5年度に香東川や田万川等の河川で5地点、神内池、永富池等のため池で2地点、内場ダム、田万ダムではダム湖周辺の7地点において水質調査が実施されている。調査区域の水質調査概要を表 3-23に、水質調査地点位置図を図 3-13に、各調査地点の水質測定結果を表 3-25～表 3-28に示す。なお、調査区域では、令和5年度に健康項目に関する調査は実施されていない。

環境基準点である香東川の岩崎橋における測定結果は、ダイオキシン類調査の環境基準を達成している。一方、生活環境項目については、大腸菌数が環境基準を達成しなかった。

表 3-23 調査区域の水質調査概要

No.	河川・湖沼名等	調査地点	環境基準点	水域類型	調査項目				
					健康項目	生活環境項目	要監視項目	ダイオキシン類	その他項目
1	香東川	岩崎橋	○	河川A	○注4)	○		○	○
2		川中島		河川A		○			○
3	西谷川	奥野もみじ橋		－		○			○
4	田万川	田万川・貞重川合流点		－		○			○
5	竹本川	川北橋		－		○			○
6	神内池	神内池		－		○			
7	永富池	永富池		－		○			
8	内場ダム	放水口（表水層）		－		○			
9		放水口（底水層）		－		○			
10		下流		－		○			
11	田万ダム	放水口（表水層）		－		○			
12		放水口（底水層）		－		○			
13		下流		－		○			
14		上流		－		○			

注1）環境基準点欄における“○”は、該当調査地点が環境基準点であることを示す。
注2）水域類型欄における“－“は、水域類型が設定されていないことを示す。
注3）各項目欄における“○”は、該当項目の一部について調査を実施していることを示す。
注4）岩崎橋では令和5年度に健康項目の調査が行われていないため、令和4年度の調査結果を記載している。
注5）No.は、図 3-13に対応している。
注6）各調査地点における調査実施主体は以下のとおり。
No.1、2：高松市、民間検査機関
No.3、6：高松市
No.4、5、7：民間検査機関
No.8～14：農業試験場
出典：「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2023suishitsusokutei.html）

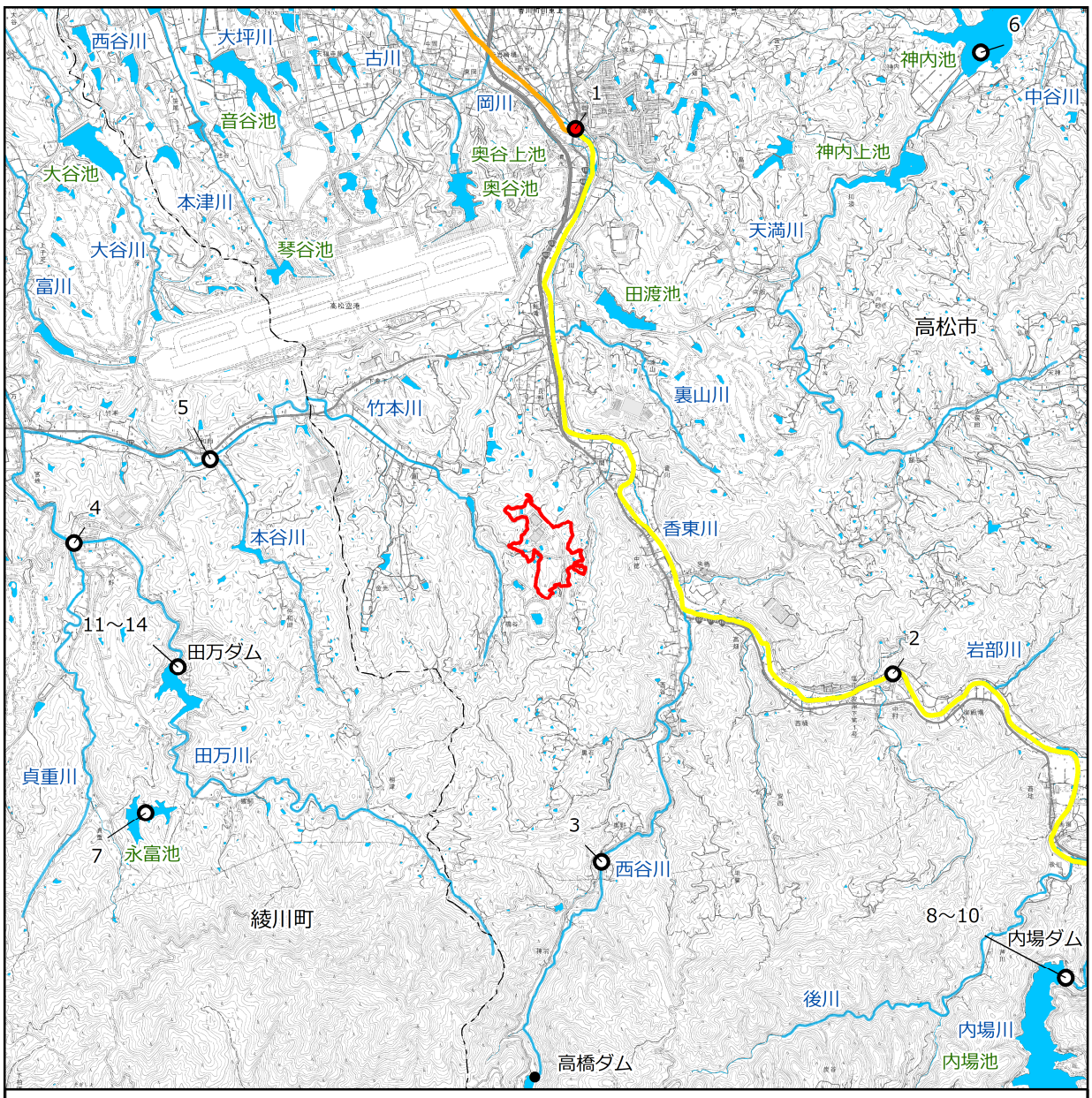

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 主要な河川 、湖沼
- ダム

水質環境類型区分

- 河川 A 類型
- 河川 B 類型

水質及び水底の底質調査地点

- 環境基準点
- 補足地点

出典：「基盤地図情報ダウンロードサービス（水域データ）」
国土交通省国土地理院HP
（https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php）
「国土数値情報（土地利用データ）」国土交通省HP
（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/）
「高松土木事務所総合管内図」（高松土木事務所）
「中讃土木事務所総合管内図」（中讃土木事務所）
「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」香川県HP
（ https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2023suishitsusokutei.html）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-13　調査区域の水質及び水底の底質調査地点位置図

表 3-24　調査区域の水質測定結果（健康項目）

No.		1			環境基準
河川・湖沼名		香東川			
調査地点		岩崎橋（環境基準点）			
調査項目		平均	最大	最小	
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	ND	ND	ND	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	－	－	－	検出されないこと
	PCB	ND	ND	ND	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.30	0.26	0.33	10 以下
	ふっ素	0.12	0.09	0.16	0.8 以下
	ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注1）測定結果欄における“ND”は検出限界未満、“<”は報告下限値未満、“－”は測定項目対象外であることを示す。
注2）No.は、図 3-13に対応している。
出典：「公共用水域水質測定結果（令和4年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2022suisitusokutei.html）

表 3-25(1) 調査区域の水質測定結果（生活環境項目　利用目的の適応性）

No	河川・湖沼名 調査地点 （水域類型）	区分	調査項目								
			pH （－）	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	N－ヘキサン抽出物質油分等 (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)
1	香東川 岩崎橋 （A 類型） ※環境基準点	75%値	8.2	8.7	1.3	5.1	4	3.5×E+2	ND	1.3	0.039
		平均	8.1	9.7	1.1	4.4	4	1.6×E+2	ND	1.3	0.045
		最大	8.8	13	1.6	5.6	13	6.2×E+2	ND	2.4	0.16
		最小	7.7	6.6	0.7	3.0	<1	6.0×E+0	ND	0.74	0.011
2	香東川 川中島 （A 類型）	75%値	8.0	9.2	0.6	4.1	3	1.5×E+2	ND	1.6	0.017
		平均	8.0	9.9	0.6	3.6	2	8.8×E+1	ND	1.2	0.013
		最大	8.1	12	0.9	4.2	4	1.5×E+2	ND	2.4	0.019
		最小	7.9	8.7	<0.5	2.7	1	3.3×E+1	ND	0.68	0.004
3	西谷川 奥野もみじ橋 （指定なし）	75%値	8.3	9.1	0.7	3.3	<1	1.7×E+2	－	1.5	0.006
		平均	8.3	10	0.6	2.8	<1	9.0×E+1	－	1.2	0.005
		最大	8.3	11	0.7	3.3	<1	1.7×E+2	－	1.5	0.006
		最小	8.3	9.1	<0.5	2.3	<1	1.0×E+1	－	0.99	0.003
4	田万川 田万川・貞重川合流点 （指定なし）	75%値	7.9	9.0	1.3	4.4	2	4.9×E+2	－	0.93	0.075
		平均	7.8	9.9	1.2	4.6	2	1.6×E+2	－	0.76	0.055
		最大	8.0	12	1.3	7.5	7	4.9×E+2	－	1.2	0.082
		最小	7.7	8.3	1.0	3.6	<1	1.7×E+1	－	0.47	0.034
5	竹本川 川北橋 （指定なし）	75%値	8.2	10	2.0	5.8	3	3.6×E+3	－	3.2	0.19
		平均	7.9	10	1.7	5.8	3	8.6×E+2	－	2.4	0.17
		最大	8.2	12	2.3	7.8	6	3.6×E+3	－	3.3	0.24
		最小	7.5	8.7	1.2	5.0	<1	1.2×E+2	－	1.1	0.12
6	神内池 神内池 （指定なし）	75%値	8.5	7.0	－	10	9	<1.0×E+0	－	1.1	0.074
		平均	8.0	8.1	－	8.4	6	<1.0×E+0	－	0.79	0.055
		最大	8.5	9.1	－	10	9	<1.0×E+0	－	1.1	0.074
		最小	7.4	7.0	－	6.8	2	<1.0×E+0	－	0.48	0.036
7	永富池 永富池 （指定なし）	75%値	7.3	8.0	－	5.9	3	－	－	0.63	0.005
		平均	7.1	8.9	－	5.5	2	－	－	0.51	0.005
		最大	7.3	9.8	－	5.9	3	－	－	0.63	0.005
		最小	6.9	8.0	－	5.1	<1	－	－	0.38	0.004
環境基準		河川	A 類型 6.5 以上 8.5 以下	A 類型 7.5 以上	A 類型 2 以下	設定 なし	A 類型 25 以下	A 類型 300 以下	設定 なし	設定 なし	設定なし

注1）測定結果欄における“ND”は検出限界未満、“<”は報告下限値未満、“－”は測定項目対象外であることを示す。
注2）環境基準は岩崎橋、川中島が対象となるA類型の値を示す。
注3）網掛けは環境基準を達成していないことを示す。
注4）75%値のうち、大腸菌数については90%値を示す。
注5）大腸菌数欄の“E＋0”、“E＋1”、“E＋2”等は、それぞれ10のゼロ乗、1乗、2乗等を示す。
注6）No.は、図 3-13に対応している。
出典：「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2023suishitsusokutei.html）

表 3-25(2) 調査区域の水質測定結果（生活環境項目 利用目的の適応性）

No	河川・湖沼名 調査地点 （水域類型）	区分	調査項目								
			pH (－)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	N－ヘキサン抽出物質油分等 (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)
8	内場ダム 放水口 （表水層） （指定なし）	75%値	7.7	6.9	2.0	4.7	1	－	－	1.2	0.027
		平均	7.5	8.1	1.5	3.3	1	－	－	0.84	0.019
		最大	7.7	10	2.0	4.7	1	－	－	1.2	0.027
		最小	7.3	6.9	<0.5	1.9	1	－	－	0.62	0.007
9	内場ダム 放水口 （底水層） （指定なし）	75%値	7.6	<0.5	8.6	4.7	17	－	－	2.6	0.035
		平均	7.3	1.3	6.0	3.6	9	－	－	1.6	0.026
		最大	7.6	2.7	8.6	4.7	17	－	－	2.6	0.035
		最小	6.9	<0.5	2.5	2.5	<1	－	－	1.1	0.011
10	内場ダム 下流 （指定なし）	75%値	8.0	7.1	1.3	4.1	7	－	－	1.5	0.051
		平均	7.7	8.4	0.8	2.9	3	－	－	1.0	0.036
		最大	8.0	10	1.3	4.1	7	－	－	1.5	0.051
		最小	7.3	7.1	0.5	1.5	1	－	－	0.72	0.013
11	田万ダム 放水口 （表水層） （指定なし）	75%値	7.7	6.2	1.7	6.2	1	－	－	1.1	1.8
		平均	7.5	8.2	1.4	4.1	1	－	－	0.82	0.61
		最大	7.7	10	1.7	6.2	1	－	－	1.1	1.8
		最小	7.2	6.2	1.0	1.8	<1	－	－	0.55	0.012
12	田万ダム 放水口 （底水層） （指定なし）	75%値	7.6	<0.5	10	7.3	41	－	－	10	0.12
		平均	7.3	<0.5	6.6	4.9	16	－	－	4.1	0.067
		最大	7.6	<0.5	10	7.3	41	－	－	10	0.12
		最小	7.0	<0.5	4.3	3.1	<1	－	－	0.87	0.024
13	田万ダム 下流 （指定なし）	75%値	7.7	6.6	1.3	4.7	2	－	－	0.92	0.067
		平均	7.6	7.9	1.1	3.7	1	－	－	0.79	0.050
		最大	7.7	9.3	1.3	4.7	2	－	－	0.92	0.067
		最小	7.5	6.6	0.9	2.2	1	－	－	0.60	0.031
14	田万ダム 上流 （指定なし）	75%値	7.7	6.9	0.7	3.3	1	－	－	0.75	0.081
		平均	7.6	8.1	0.6	2.4	1	－	－	0.67	0.049
		最大	7.7	9.5	0.7	3.3	1	－	－	0.75	0.081
		最小	7.4	6.9	0.6	1.1	<1	－	－	0.56	0.027

注1）測定結果欄における“ND”は検出限界未満、“<”は報告下限値未満、“－”は測定項目対象外であることを示す。
注2）No.は、図 3-13に対応している。
注3）75%値のうち、大腸菌数については90%値を示す。
出典：「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2023suishitsusokutei.html）

表 3-26　調査区域の水質測定結果（生活環境項目 水生生物の生息状況の適応性）

単位：mg/L

No	河川・湖沼名 調査地点 (水域類型) 注2)	区分	調査項目		
			全亜鉛	ノニルフェノール	LAS 注3)
1	香東川 岩崎橋 （指定なし）	75%値	0.001	<0.00006	<0.0006
		平均	0.001	<0.00006	<0.0006
		最大	0.001	<0.00006	<0.0006
		最小	<0.001	<0.00006	<0.0006
2	香東川 川中島 （指定なし）	75%値	0.002	－	－
		平均	0.002	－	－
		最大	0.002	－	－
		最小	0.001	－	－
8	内場ダム 放水口 （表水層） （指定なし）	75%値	0.004	－	－
		平均	0.002	－	－
		最大	0.004	－	－
		最小	<0.001	－	－
9	内場ダム 放水口 （底水層） （指定なし）	75%値	0.003	－	－
		平均	0.003	－	－
		最大	0.003	－	－
		最小	0.003	－	－
10	内場ダム 下流 （指定なし）	75%値	0.009	－	－
		平均	0.004	－	－
		最大	0.009	－	－
		最小	0.001	－	－
11	田万ダム 放水口 （表水層） （指定なし）	75%値	0.011	－	－
		平均	0.004	－	－
		最大	0.011	－	－
		最小	<0.001	－	－
12	田万ダム 放水口 （底水層） （指定なし）	75%値	0.010	－	－
		平均	0.004	－	－
		最大	0.010	－	－
		最小	0.001	－	－
13	田万ダム 下流 （指定なし）	75%値	0.002	－	－
		平均	0.001	－	－
		最大	0.002	－	－
		最小	0.001	－	－
14	田万ダム 上流 （指定なし）	75%値	0.007	－	－
		平均	0.003	－	－
		最大	0.007	－	－
		最小	<0.001	－	－

注1）測定結果欄における“ND”は検出限界未満、“<”は報告下限値未満、“－”は測定項目対象外であることを示す。
注2）水生生物の生息状況の適応性に関する水域類型を示す。
注3）LASは、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。
注4）No.は、図 3-13に対応している。
出典：「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2023suishitsusokutei.html）

表 3-27　調査区域の水質測定結果（その他項目）

単位：mg/L

No	河川・湖沼名 調査地点 （水域類型）	区分	調査項目		
			塩化物イオン	MBAS	トリハロメタン生成能
1	香東川 岩崎橋 （A 類型）	75%値	14.5	<0.01	0.055
		平均	13.4	<0.01	0.052
		最大	20.0	<0.01	0.082
		最小	9.0	<0.01	0.030
2	香東川 川中島 （A 類型）	75%値	16.0	－	－
		平均	12.2	－	－
		最大	17.0	－	－
		最小	9.0	－	－
3	西谷川 奥野もみじ橋 （指定なし）	75%値	33.0	－	－
		平均	25.5	－	－
		最大	33.0	－	－
		最小	18.0	－	－
4	田万川 田万川・貞重川合流点 （指定なし）	75%値	5.9	－	－
		平均	5.6	－	－
		最大	5.9	－	－
		最小	4.7	－	－
5	竹本川 川北橋 （指定なし）	75%値	20.0	－	－
		平均	17.5	－	－
		最大	21.0	－	－
		最小	11.0	－	－

注1）測定結果欄における“ND”は検出限界未満、“<”は報告下限値未満、“－”は測定項目対象外であることを示す。
注2）MBASは、陰イオン界面活性剤を示す。
注3）No.は、図 3-13に対応している。
出典：「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2023suishitsusokutei.html）

表 3-28　調査区域のダイオキシン類調査測定結果（水質）

単位：pg-TEQ/L

No.	河川・湖沼名	調査地点	測定結果（平均値）	環境基準
1	香東川	岩崎橋	0.088	1 以下

注1）No.は、図 3-13に対応している。
注2）水質の基準値は、年間平均値とする。
出典：「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2023suishitsusokutei.html）

(3) 水底の底質

調査区域では、令和4年度に香東川の岩崎橋において水底の底質のダイオキシン類調査が実施されている。水底の底質のダイオキシン類調査地点位置図を図 3-13に、水底の底質のダイオキシン類測定結果を表 3-29に示す。水底の底質のダイオキシン類調査の結果は、環境基準を達成している。

表 3-29　調査区域のダイオキシン類測定結果（水底の底質）

単位：pg-TEQ/g

No.	河川・湖沼名	調査地点	測定結果（平均値）	環境基準
1	香東川	岩崎橋	0.18	150 以下

注）No.は、図 3-13に対応している。
出典：「公共用水域水質測定結果（令和4年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2022suisitusokutei.html）

(4) 地下水

調査区域の地下水の状況については、概況調査が1地点（香南町）で行われている。なお、香川県では、過年度に実施された概況調査及び汚染井戸周辺地区調査により確認した汚染地域で実施される継続監視調査が27地点で実施されているが、調査区域には、継続監視調査地点はない。なお、汚染井戸周辺地区調査とは、概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水調査のことである。

調査区域の令和5年度の地下水水質測定結果（概況調査）を表 3-30に、調査区域の地下水水質調査地点位置図を図 3-14に示す。調査地点の詳細な位置は公表されていないため、調査地点を大まかな円形で示す。

地下水水質測定（概況調査）の結果、環境基準を達成している。

また、調査区域では、令和4年度に高松市塩江町において地下水のダイオキシン類の測定が実施されている。地下水のダイオキシン類測定地点位置図を図 3-14に、地下水のダイオキシン類の測定結果を表 3-31に示す。調査地点の詳細な位置は公表されていないため、調査地点を大まかな円形で示す。地下水のダイオキシン類測定の結果は環境基準を達成している。

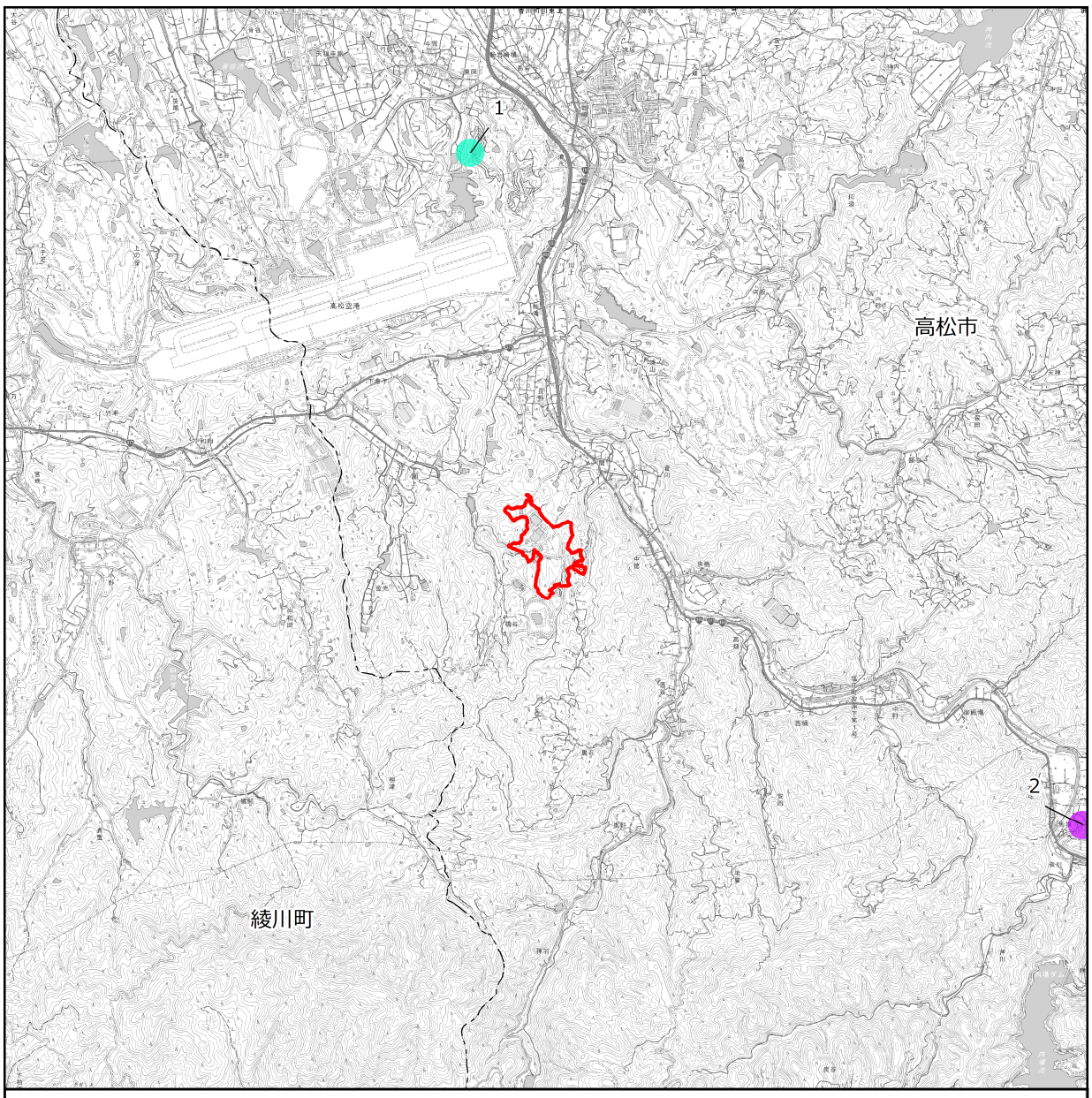

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 地下水水質調査地点（概況調査）
- 地下水のダイオキシン類測定地点

注）調査地点の詳細な位置は公表されていないため、調査地点を大まかな円形で示す。
出典：「公共用水域水質測定結果（令和4年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2022suisitusokutei.html）
「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2023suishitsusokutei.html）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-14　調査区域の地下水水質調査地点位置図

表 3-30　調査区域の地下水水質測定結果（概況調査）

単位：mg/L

No.	1	環境基準
市町村名/地区名	高松市/香南町	
浅井戸/深井戸	浅井戸	
用途	生活用水井戸	
カドミウム	–	0.003 以下
全シアン	–	検出されないこと。
鉛	< 0.005	0.01 以下
六価クロム	< 0.02	0.02 以下
砒素	< 0.005	0.01 以下
総水銀	< 0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	–	検出されないこと。
PCB	–	検出されないこと。
ジクロロメタン	< 0.002	0.02 以下
四塩化炭素	< 0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	–	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	< 0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.002	–
1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	< 0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	< 0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	0.002 以下
チウラム	–	0.006 以下
シマジン	–	0.003 以下
チオベンカルブ	–	0.02 以下
ベンゼン	< 0.001	0.01 以下
セレン	–	0.01 以下
硝酸性窒素	0.64	–
亜硝酸性窒素	< 0.01	–
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.65	10 以下
ふっ素	0.40	0.8 以下
ほう素	< 0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	–	0.05 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.002	–

注1）測定結果欄における“ND”は検出限界未満、“<”は報告下限値未満、“－”は測定項目対象外であることを示す。
注2）環境基準欄における“－”は、環境基準が設定されていないことを示す。
注3）測定機関は、県環境保健研究センター、民間検査機関である。
注4）調査地域は、図 3-14に対応している。
出典：「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2023suishitsusokutei.html）

表 3-31　調査区域のダイオキシン類の測定結果（地下水）

単位：pg-TEQ/L

No.	測定年度	測定地点	測定結果（年平均値）	環境基準
2	令和４年度	高松市塩江町	0.058	1 以下

注）調査地点は、図 3-14に対応している。
出典：「公共用水域水質測定結果（令和4年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2022suisitusokutei.html）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 一般的な土壌の状況

調査区域の土壌図を図 3-15(1)～(2)に示す。

調査区域の北部には、褐色森林土壌（黄褐系）、乾性褐色森林土壌（黄褐系）及び黄色土壌が広く分布し、調査区域北端に位置する香東川の扇状地には、粗粒灰色低地土壌が分布する。また、調査区域北東部には、細粒灰色低地土壌が点在して分布する。調査区域の中央部及び北部には、乾性褐色森林土壌（黄褐系）が広く分布し、褐色森林土壌（黄褐系）や褐色低地土壌が点在して分布する。

(2) 土壌に係る環境の状況

調査区域では、香川県による土壌中のダイオキシン類調査が実施されている。調査区域の土壌中のダイオキシン類調査結果を表 3-32に、土壌中のダイオキシン類調査地点位置図を図 3-16に示す。

令和元～令和5年度の5年間において、調査区域では令和元年度と令和4年度に2か所で調査が実施されている。なお、調査地点の詳細な位置は公表されていないため、調査地点を大まかな円形で示す。令和元年度及び令和4年度における調査では、いずれも環境基準を達成している。

表 3-32　調査区域のダイオキシン類測定結果（土壌）

単位：pg-TEQ/g

No.	測定年度	調査地点	測定結果（年平均値）	環境基準
1	令和元年度	高松市塩江町安原下	0.0011	1,000 以下
2	令和４年度	高松市塩江町	0.14	

注）No.は、図 3-16に対応している。

出典：「公共用水域水質測定結果（令和元年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/rei1suisitu.html）
「公共用水域水質測定結果（令和4年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2022suisitusokutei.html）

(3) 地盤の状況

「令和5年度全国の地盤沈下地域の概況（令和7年3月）」（環境省HP）及び「全国地盤環境情報ディレクトリ　香川県 讃岐平野（高松市周辺）　地盤環境情報　令和5年度」（環境省HP）によると、調査区域では近年の地盤沈下は認められていない。

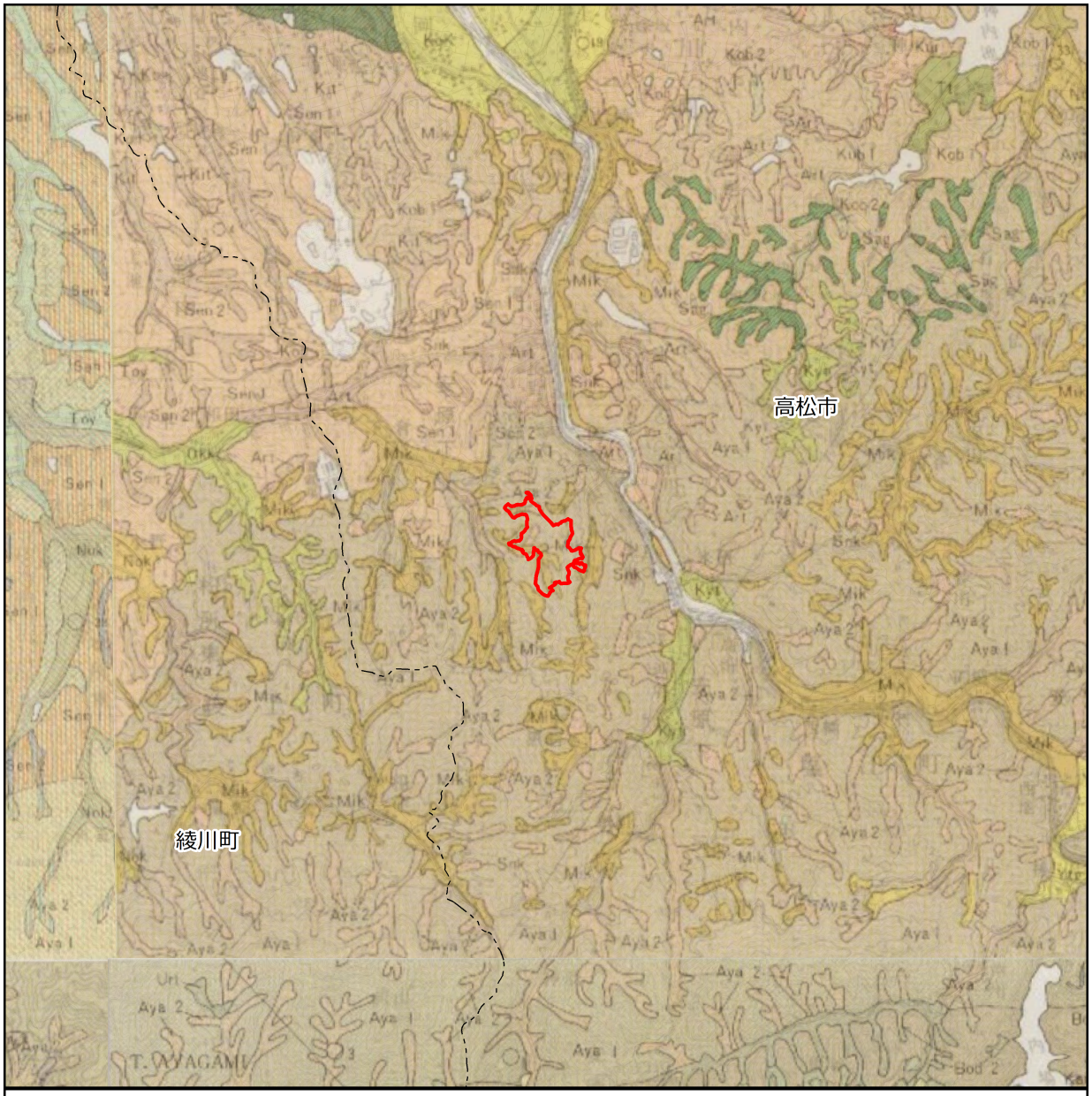

凡　例

対象事業実施区域

注）土壌図の凡例は次ページに掲載する。
出典：①「土地分類基本調査　土壌図（高松南部）（昭和49年3月）」香川県
②「土地分類基本調査　土壌図（脇町）（昭和52年3月）」徳島県・香川県
③「土地分類基本調査　土壌図（丸亀）（昭和44年3月）」経済企画庁
④「土地分類基本調査　土壌図（池田）（昭和47年3月）」徳島県・香川県

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-15(1)　調査区域の土壌図

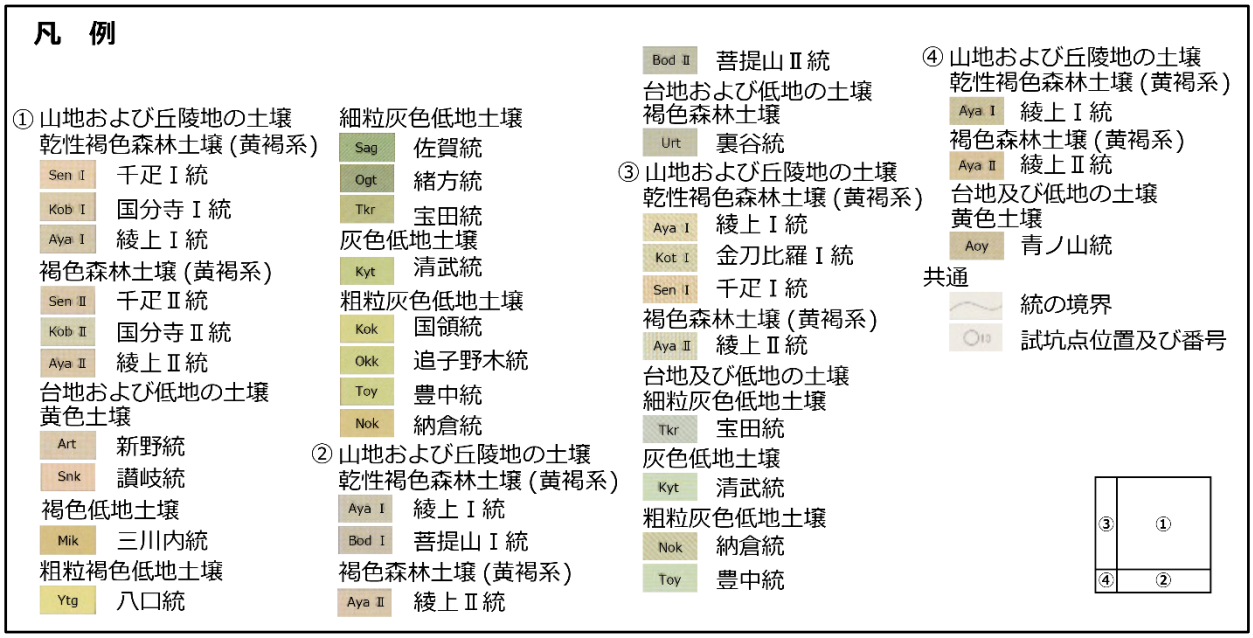

図 3-15(2)　調査区域の土壌図

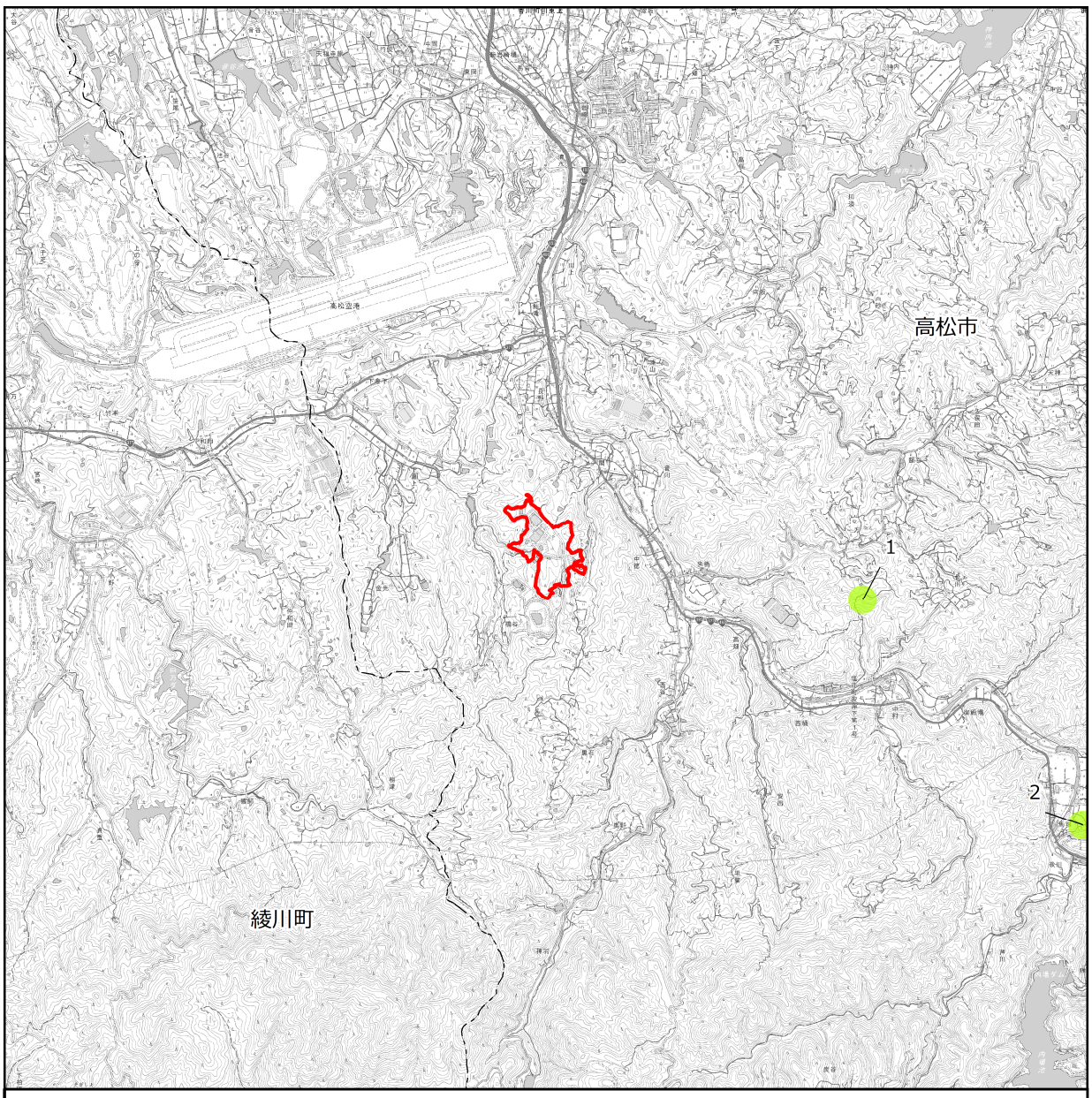

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

土壌のダイオキシン類測定地点

注）調査地点の詳細な位置は公表されていないため、調査地点を大まかな円形で示す。
出典：「公共用水域水質測定結果（令和元年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/rei1suisitu.html）
「公共用水域水質測定結果（令和4年度）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/taisaku/2022suisitusokutei.html）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-16　調査区域の土壌中のダイオキシン類測定地点位置図

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 一般的な地形の状況

調査区域の地形分類図を図 3-17(1)～(2)に示す。調査区域には、北部は砂礫台地（上位・下位）に谷底平野及び氾濫原が入り組み、複数の中小河川が分布する。また、中央部には前山丘陵と呼ばれる山麓地が広く分布し、讃岐山脈の一部である南部には中起伏山地及び小起伏山地が分布する。調査区域を北東から南に流下する香東川の周囲には谷底平野及び氾濫原が分布し、その両岸には崖が連続的に分布する。また、調査区域の北端には高松平野へ続く扇状地が形成されている。

(2) 活断層の分布状況

調査区域の活断層位置図を図 3-18に示す。「活断層データベース」（産業技術総合研究所HP）によると、調査区域には活断層とされる長尾活動セグメントが分布するが、対象事業実施区域には分布しない。

(3) 一般的な地質、堆積物の状況

調査区域の表層地質図を図 3-19(1)～(2)に示す。調査区域には、広範囲に花崗岩類が分布する。また、調査区域の北部には、礫、砂及び粘土（高位堆積物）、砂礫及び粘土（低位堆積物）等の半固結堆積物が分布し、調査区域の南端部には、泥岩及び泥岩がち砂岩・泥岩互層が分布し、長尾断層が東西方向に走る。更に、香東川等の河川周辺には礫がち堆積物、泥がち堆積物等の未固結堆積物が分布する。

(4) 重要な地形及び地質の分布及び特性

調査区域には、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、綾川町文化財保護条例（平成18年3月21日綾川町条例第90号）に基づき指定された天然記念物、香川県自然環境保全条例（昭和49年4月2日香川県条令第17号）により指定された香川県自然記念物、「第3回自然環境保全基礎調査　香川県自然環境情報図（平成元年）」（環境庁）「日本の地形レッドデータブック　第1集　新装版－危機にある地形－（平成12年12月）」（小泉武栄・青木賢人）、「日本の地形レッドデータブック　第2集－保存すべき地形－（平成14年3月）」（小泉武栄・青木賢人）のいずれかに記載された重要な地形及び地質はない。

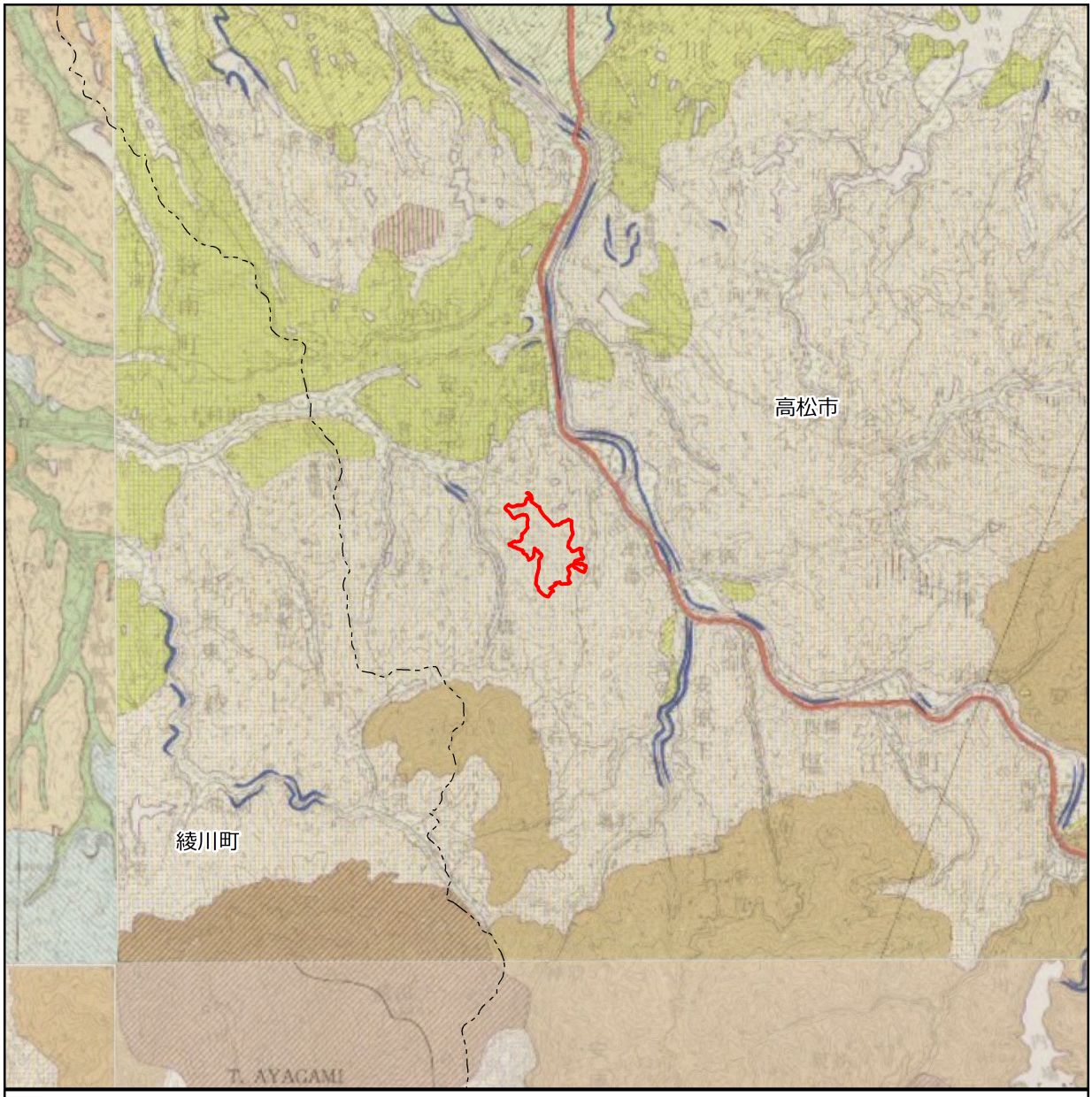

凡　例

対象事業実施区域

注）地形分類図の凡例は次ページに掲載する。
出典：①「土地分類基本調査　地形分類図（高松南部）（昭和49年3月）」香川県
②「土地分類基本調査　地形分類図（脇町）（昭和52年3月）」徳島県・香川県
③「土地分類基本調査　地形分類図（丸亀）（昭和44年3月）」経済企画庁
④「土地分類基本調査　地形分類図（池田）（昭和47年3月）」徳島県・香川県

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-17(1)　調査区域の地形分類図

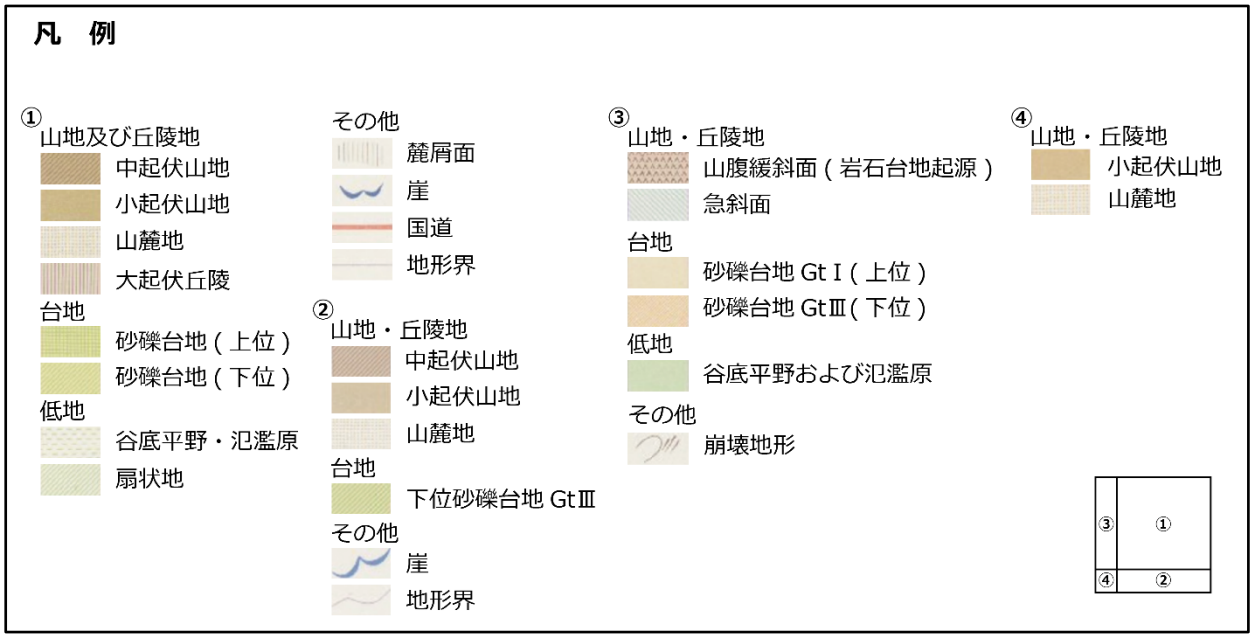

図　3-17(2)　調査区域の地形分類図

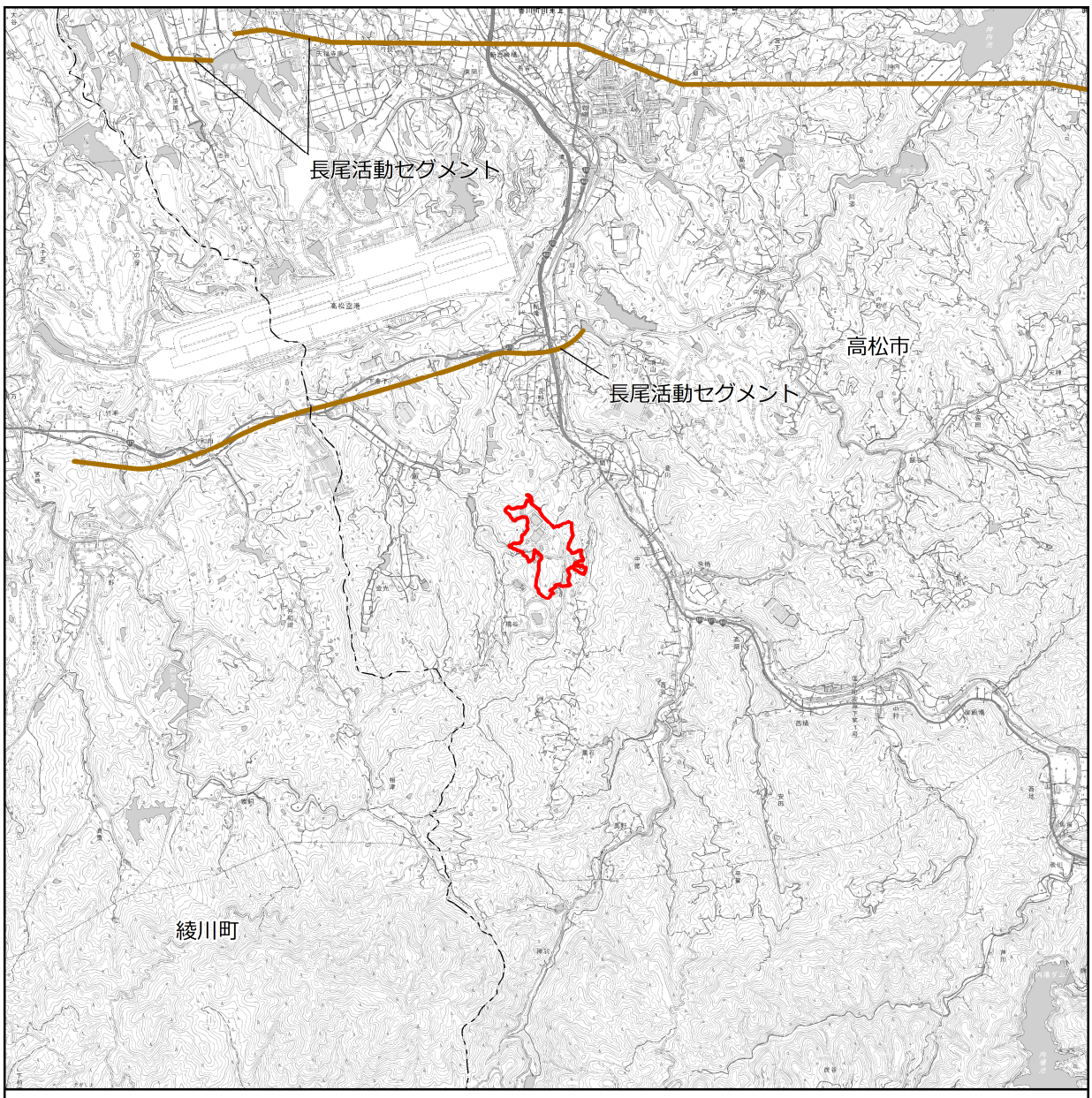

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

活断層

出典：「活断層データベース」産業技術総合研究所HP（https://gbank.gsj.jp/activefault/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-18　調査区域の活断層位置図

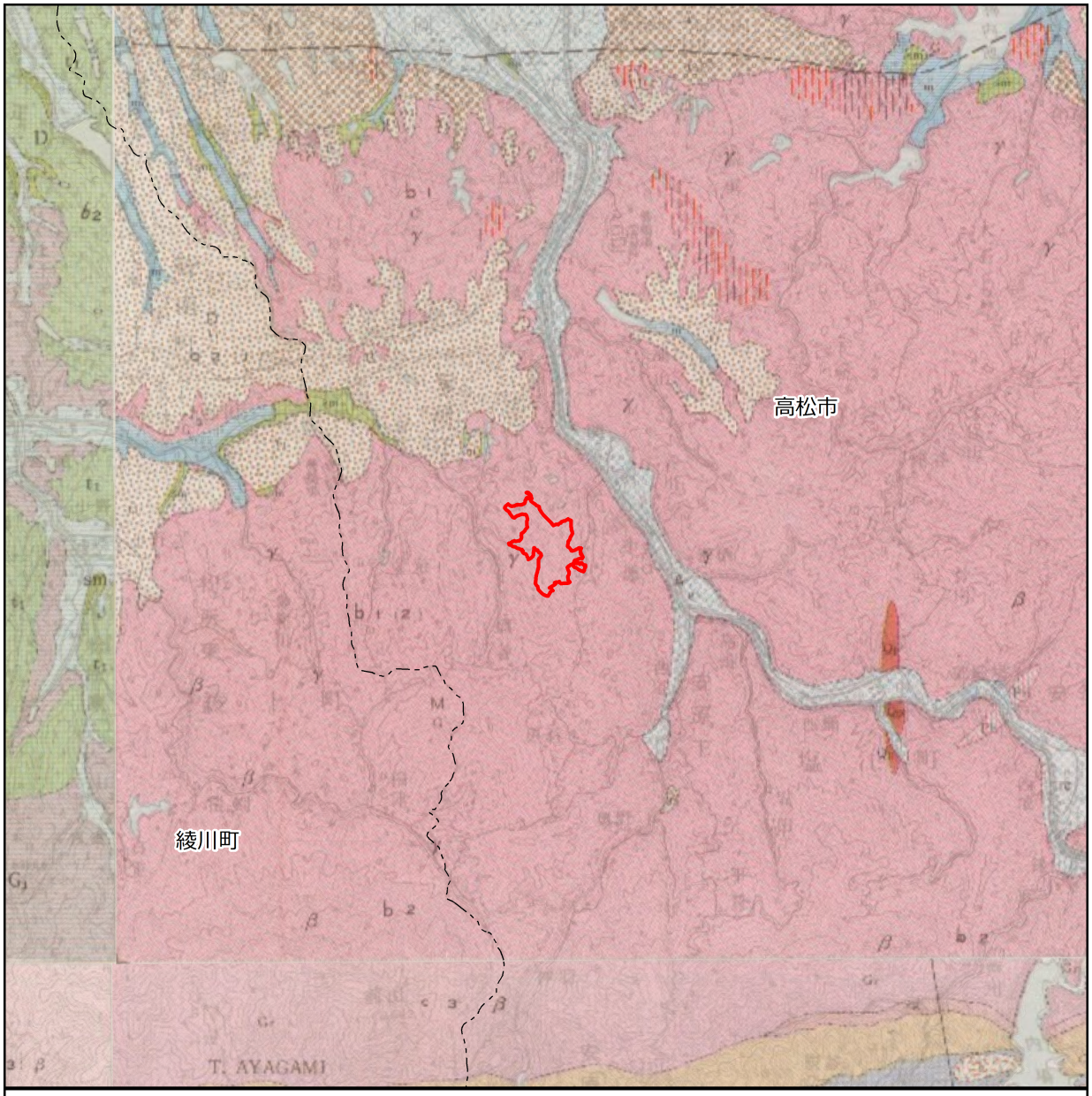

凡　例

対象事業実施区域

注）表層地質図の凡例は次ページに掲載する。
出典：①「土地分類基本調査　表層地質図（高松南部）（昭和49年3月）」香川県
②「土地分類基本調査　表層地質図（脇町）（昭和52年3月）」徳島県・香川県
③「土地分類基本調査　表層地質図（丸亀）（昭和44年3月）」経済企画庁
④「土地分類基本調査　表層地質図（池田）（昭和47年3月）」徳島県・香川県

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-19(1)　調査区域の表層地質図

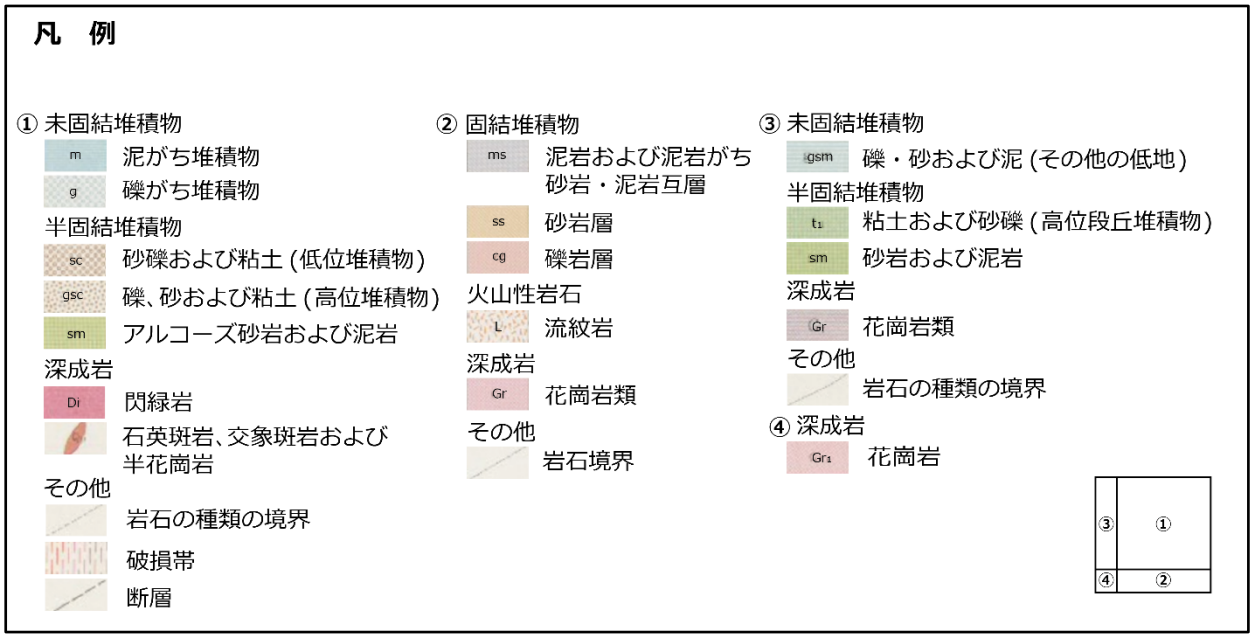

図 3-19(2)　調査区域の表層地質図

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

調査対象とした動植物の生息・生育に関する文献資料一覧を表 3-33に示す。

第2回～第6回自然環境保全基礎調査の動植物分布については、調査区域を含む2次メッシュ（513317、513327、513410、513420）及び3次メッシュを調査範囲とした。調査区域を含む2次メッシュ・3次メッシュ図を図 3-20に示す。

自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査、巨樹・巨木林調査については、調査地点位置図を基に調査区域に分布する種を対象とした。また、「香川県レッドデータブック2021 香川県の希少野生生物（令和3年）」（香川県HP）及びその他の文献資料に記載されている分布・生息状況から、高松市、綾川町、調査区域を含む旧自治体（塩江町、香川町、香南町、綾南町、綾上町）で確認されている種、及び県内全域で確認されている種を整理した。

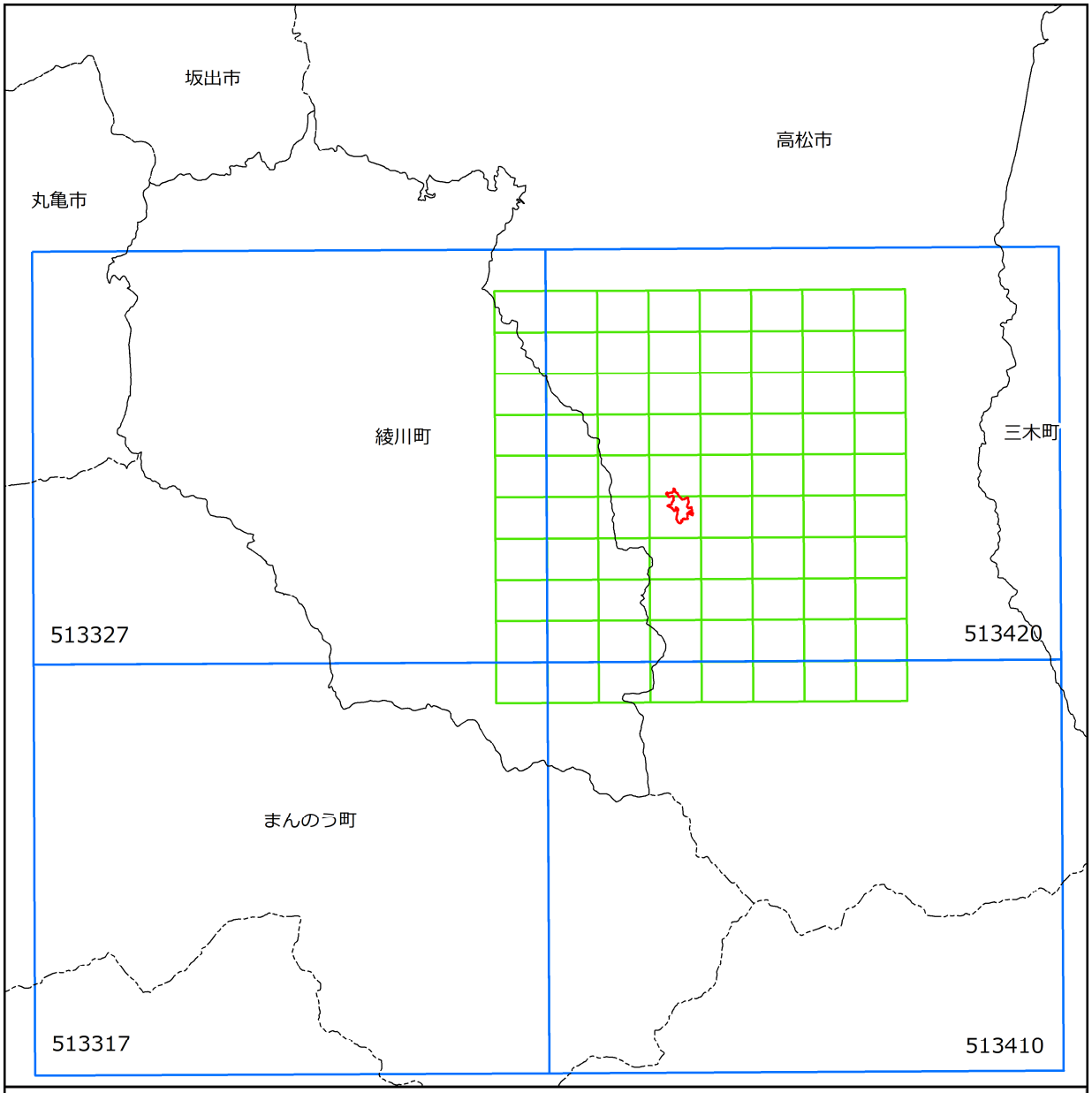

凡　例

- 対象事業実施区域
- 調査区域
- 調査区域を含む２次メッシュ
- 調査区域を含む３次メッシュ

出典：「自然環境調査Web-GIS」環境省HP（http://gis.biodic.go.jp/webgis/）

N

1:150,000

0　1　2　3　4　5 km

図 3-20　調査区域を含む２次メッシュ・３次メッシュ図

表 3-33　調査対象とした動植物の生育・生息に関する文献資料一覧

No.	文献資料名
1	「第1回自然環境保全基礎調査（昭和51年）」環境庁
2	「第2回自然環境保全基礎調査（昭和53～54年）」環境庁
3	「第3回自然環境保全基礎調査（昭和58～62年）」環境庁
4	「第4回自然環境保全基礎調査（昭和63～平成4年）」環境庁
5	「第5回自然環境保全基礎調査（平成5～10年）」環境庁
6	「第6回自然環境保全基礎調査（平成11～16年）」環境庁・環境省
7	「第7回自然環境保全基礎調査（平成17年～24年）」環境省
8	「香川県レッドデータブック2021 香川県の希少野生生物（令和3年）」香川県HP（https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/seibutu/hogo_jyore/webred2021.html）
9	「ガンカモ類の生息調査 昭和44年度～令和6年度」環境省HP（https://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html）
10	「香川県国・県指定文化財 地域別一覧表」香川県HP（ https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/shogaigakushu/bunkazai/culturalassets/culturalassets.html）
11	「天然記念物」高松市HP（ https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/kosodate/bunka/bunkazai/shiteibunkazai/tennen/index.html）
12	「香川県自然記念物」香川県HP（https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/shizen/guidemap/kinen.html）
13	「国・県・市町指定等文化財」綾川町
14	「環境アセスメントデータベース」環境省HP（https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/）
15	「平成30年度版高松市環境白書（平成31年3月）」高松市HP（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/kankyo/kankyo_hakusho/20190318171157758.html）
16	「令和6年度版高松市環境白書（令和7年1月）」高松市HP（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/kurashi/kankyo/kankyo_hakusho/k_soum_up20250127.html）
17	「香川県のクモ（第一報～第五報）（平成29年～令和4年）」馬場友希、香川生物44～49
18	「高松地区南部広域市町村圏振興事務組合　南部広域清掃センター更新施設整備に係る環境影響評価書（平成12年）」高松地区南部広域市町村圏振興事務組合

注1）「香川県レッドデータブック2021 香川県の希少野生生物（令和3年）」（香川県HP）において、主に鳥類については具体的な確認地名が記載されていないため、「分布」欄又は「県内での生息状況」欄に記載された生息環境から対象種を抽出した。具体的には、ため池・河川（下流域は対象外とした）・平地・丘陵・山地・水田・農耕地・河川敷等を抽出対象とした。

注2）番号8～18について、市町単位より詳細な分布情報が記載されている場合は、調査区域を含む地域（字名等）・河川・ため池等に生息・生育する種を抽出した。

(1) 植物

1) 植物相

文献資料調査の結果、調査区域及びその周辺において、140科695種の植物が確認された。

樹林に生育する種では、コナラ、アベマキ、オニグルミ、リョウブ、タラノキ等の落葉広葉樹、アラカシ、ツブラジイ、ヤブツバキ、ヤブニッケイ、アオキ等の常緑広葉樹、ヒサカキ、アセビ、ヒイラギ等の常緑低木類、主に林床に生育するシハイスミレ、ヒトリシズカ、ホウチャクソウ、ギンラン、ツルリンドウ、オカタツナミソウ等、シダ植物のゼンマイ、ワラビ、コシダ、ミゾシダ等が確認された。また、ため池や湿地等の水域に生育する種では、ヒルムシロ、ジュンサイ、コウホネ、イシモチソウ、イヌタヌキモ、ミミカキグサ等が、耕作地や河川周辺の草地等で生育する種では、アマナ、ユウスゲ、チガヤ、キツネノボタン、オミナエシ等が、市街地や耕作地周辺に生育する種では、メヒシバ、エノコログサ、セイヨウタンポポ等が確認された。

2) 植生

調査区域における現存植生図を図 3-21に示す。

調査区域は香川県の中央部に位置し、全域が暖温帯ヤブツバキクラス域に属している。調査区域は山地及び丘陵地が大半を占め、植生はヤブツバキクラス域代償植生であるアカマツ群落（VII）及びコナラ群落（VII）が分布し、特に南側の山地には広範囲に分布するほか、調査区域南部の丘陵地・山地を中心に、スギ・ヒノキ・サワラ植林が見られる。

調査区域の北部にみられる低地・台地には、香東川、綾川等の河川沿いを中心に水田雑草群落が広く分布し、緑の多い住宅地、ゴルフ場・芝地、牧草地、畑雑草群落、造成地等も分布する。また、北側に点在する社寺林を中心に、アラカシ群落、カナメモチ－コジイ群集やシイ・カシ二次林等の常緑広葉樹林が分布する。

また、水辺植生として、調査区域を北東から南に流れる香東川水系や綾川水系の河畔には、主にツルヨシ群集が分布し、調査区域の北部を中心に全域に点在するため池の周辺には、アカメヤナギ群落、低木群落、ヨシクラス植生等が分布する。

3) 重要な植物種・群落等の状況

① 植物相

調査区域及びその周辺で確認された重要な植物（維管束植物）を表 3-34 (1)～(7)に、調査区域の重要な種位置図を図 3-22に示す。文献資料調査の結果、調査区域及びその周辺において、81科256種の重要な植物が確認された。

調査区域及びその周辺で確認された重要な種は、ため池等に生育する浮葉植物のサンショウモ、コウホネ、ガガブタ、沈水植物のスブタ、トリゲモ、抽水植物のナガエミクリ、コガマ、山地の樹林地に生育するクロモジ、サワグルミ、メグスリノキ、ナツツバキ、ヤマヒョウタンボク、山地の樹林林床に生育するチャボホトトギス、ムギラン、キンラン、ヒゴスミレ、山地の岩上や石垣等に着生するマツバラン、ヒメウラジロ、イワデンダ、サジラン、耕作地や河川周辺の草地等に生育するセンブリ、アイナエ、スズサイコ、キキョウ、貧栄養湿地等に生育するウメバチソウ、トウカイコモウセンゴケ、ミミカキグサ、水田雑草であるヒメミズワラビ、アギナシ、ミズマツバ、早春に開花するアマナ、ミスミソウ等である。

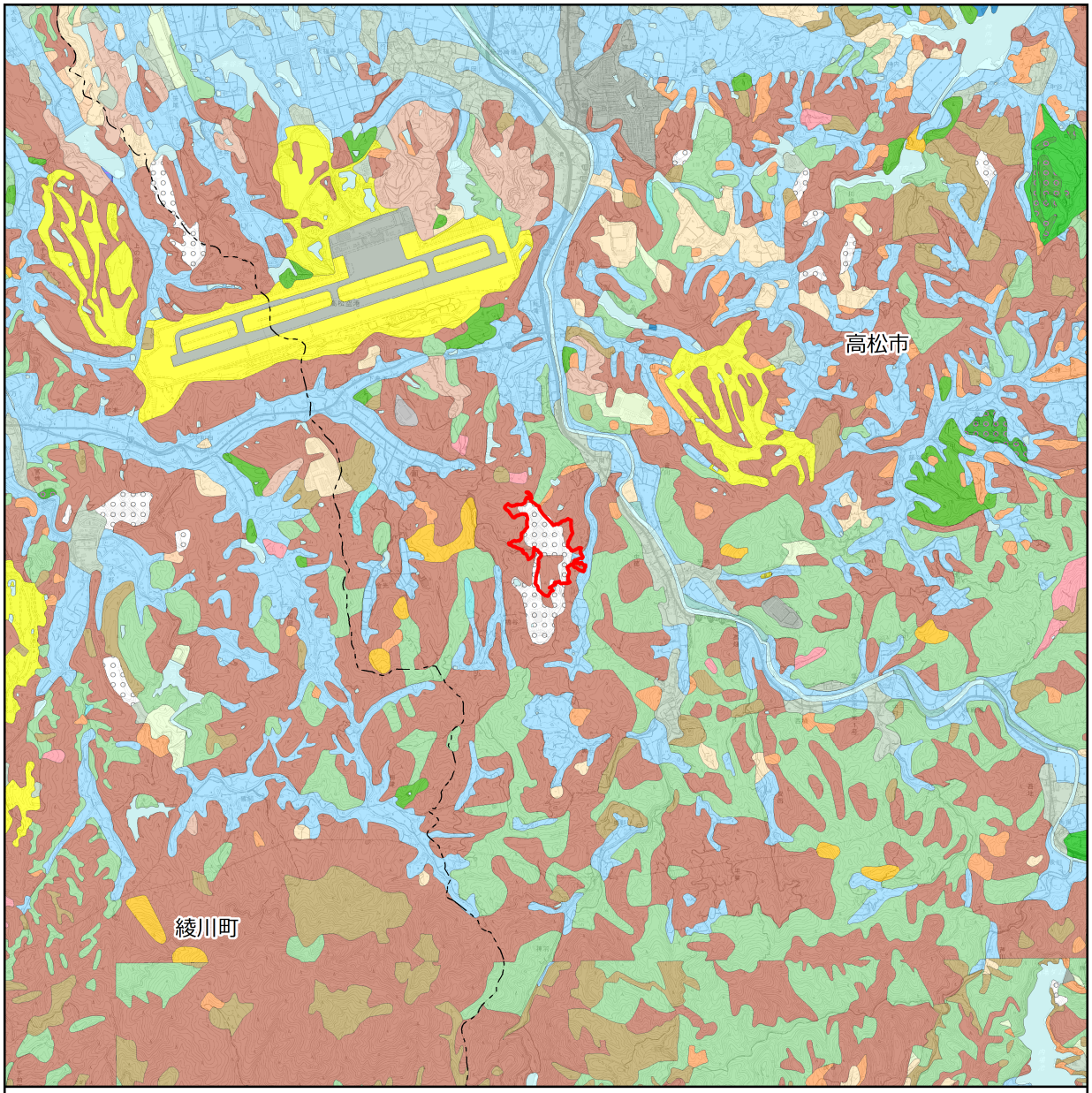

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

- アラカシ群落
- カナメモチ－コジイ群集
- アカメヤナギ群落
- シイ・カシ二次林
- コナラ群落(VII)
- アカマツ群落(VII)
- 低木群落
- 伐採跡地群落(VII)
- ヨシクラス
- ツルヨシ群集
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- クスノキ植林
- 竹林
- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 放棄畑雑草群落
- 果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 放棄水田雑草群落
- 市街地
- 緑の多い住宅地
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域

出典：「第6回自然環境保全基礎調査（平成11～16年）」環境省
「第7回自然環境保全基礎調査（平成17年～24年）」環境省

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-21　現存植生図

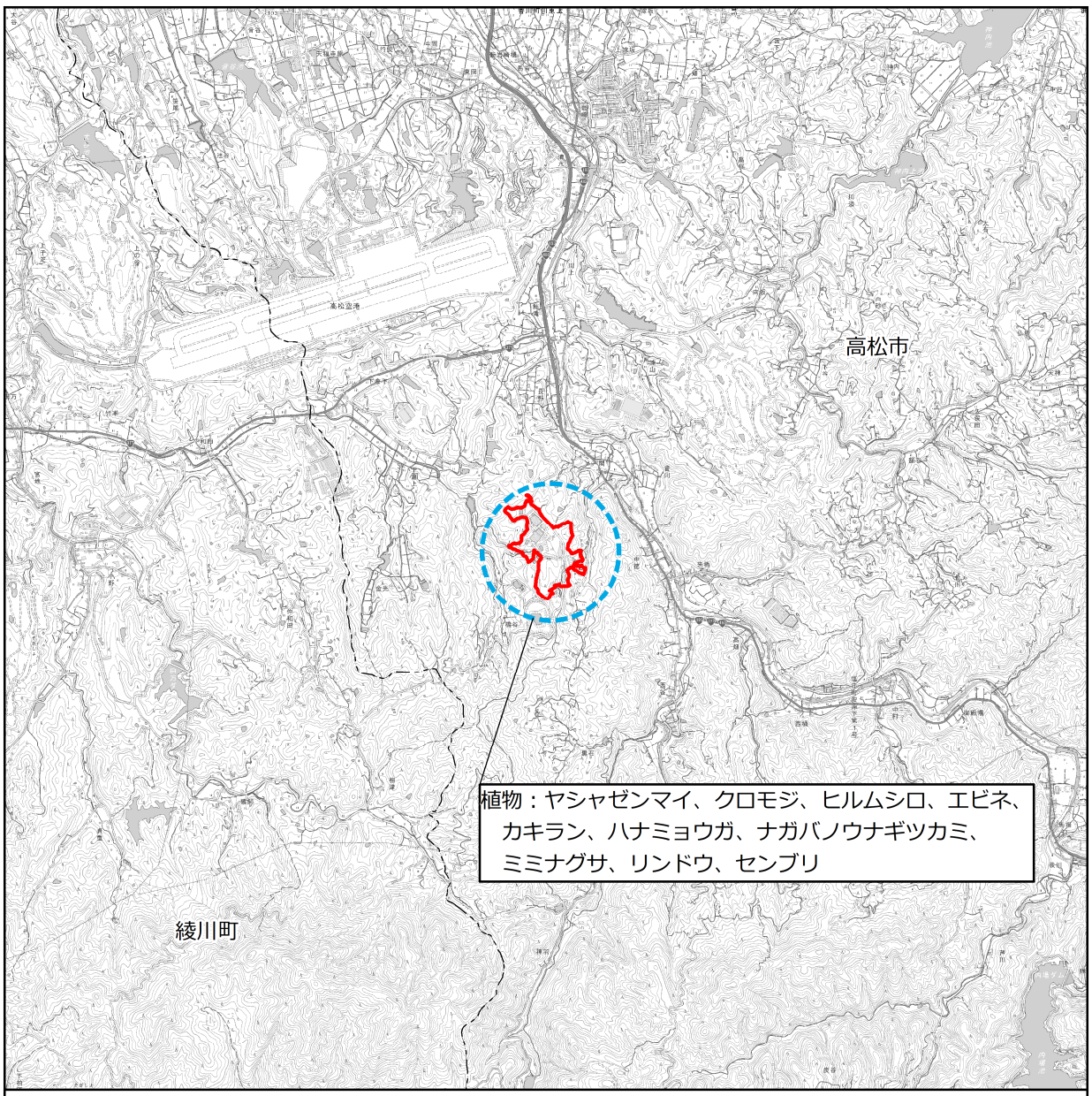

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

重要な種の確認位置（植物）

出典：「高松地区南部広域市町村圏振興事務組合　南部広域清掃センター更新施設整備に係る環境影響評価書（平成12年）」高松地区南部広域市町村圏振興事務組合

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-22　調査区域の重要な植物種位置図

表 3-34(1) 調査区域及びその周辺で確認された重要な植物（維管束植物）

No.	分類	科名	種名	出典	選定基準				
					①	②	③	④	⑤
1	シダ植物門	ヒカゲノカズラ科	マンネンスギ	8					DD
2		ミズニラ科	ミズニラ	8				NT	VU
3			オオバシナミズニラ	8				EN	CR+EN
4		ハナヤスリ科	シチトウハナワラビ	8					CR+EN
5			ナツノハナワラビ	8					CR+EN
6			コヒロハハナヤスリ	8					CR+EN
7			ヒロハハナヤスリ	8					CR+EN
8		マツバラン科	マツバラン	8				NT	CR+EN
9		ゼンマイ科	ヤシャゼンマイ	8,18					CR+EN
10		コケシノブ科	ホソバコケシノブ	8					NT
11			ハイホラゴケ	8					CR+EN
12		サンショウモ科	オオアカウキクサ	8				EN	CR+EN
13			アカウキクサ	8				EN	CR+EN
14			サンショウモ	8				NT	VU
15		イノモトソウ科	クジャクシダ	8					CR+EN
16			ヒメミズワラビ	8					NT
17			ヒメウラジロ	8				NT	VU
18		ナヨシダ科	ウスヒメワラビ	8					NT
19		チャセンシダ科	クモノスシダ	8					CR+EN
20			イヌチャセンシダ	8					CR+EN
21		ヒメシダ科	イブキシダ	8					CR+EN
22		イワデンダ科	イワデンダ	8					VU
23		コウヤワラビ科	クサソテツ	8					CR+EN
24		メシダ科	ハコネシケチシダ	8					CR+EN
25			サトメシダ	8					CR+EN
26			ヘビノネゴザ	8					NT
27			セイタカシケシダ	8					VU
28			ムクゲシケシダ	8					VU
29			オオヒメワラビ	8					VU
30			ナチシケシダ	8					NT
31			ミドリワラビ	8					CR+EN
32			ホソバノコギリシダ	8					CR+EN
33			オニヒカゲワラビ	8					CR+EN
34			ノコギリシダ	8					CR+EN
35		オシダ科	メヤブソテツ	8					CR+EN
36			ヒロハヤブソテツ	8					NT
37			ツクシヤブソテツ	8					CR+EN
38			ミヤコヤブソテツ	8					NT
39			ツクシイワヘゴ	8					CR+EN

表 3-34 (2) 調査区域及びその周辺で確認された重要な植物（維管束植物）

No.	分類	科名	種名	出典	選定基準				
					①	②	③	④	⑤
40	シダ植物門	オシダ科	ナチクジャク	8					CR+EN
41			オオクジャクシダ	8					VU
42			ミヤマイタチシダ	8					CR+EN
43			ナガサキシダ	8					CR+EN
44			タニヘゴ	8					CR+EN
45			ツルデンダ	8					CR+EN
46		ウラボシ科	ヤノネシダ	8					NT
47			ヒメノキシノブ	8					CR+EN
48			コウラボシ	8					CR+EN
49			サジラン	8					CR+EN
50			イワヤナギシダ	8					CR+EN
51			オシャグジデンダ	8					CR+EN
52	種子植物門	ジュンサイ科	ジュンサイ	8					VU
53	被子植物亜門	スイレン科	オニバス	8			指定	VU	CR+EN
54			コウホネ	8					VU
55		センリョウ科	キビヒトリシズカ	8				VU	VU
56		ウマノスズクサ科	フタバアオイ	8					CR+EN
57			クロフネサイシン	8				NT	CR+EN
58		クスノキ科	クロモジ	8,18					CR+EN
59		サトイモ科	ユキモチソウ	8				NT	VU
60			ナンゴクウラシマソウ	8					CR+EN
61		オモダカ科	マルバオモダカ	8				VU	CR+EN
62			アギナシ	8				NT	CR+EN
63		トチカガミ科	スブタ	8				VU	CR+EN
64			ヤナギスブタ	8					CR+EN
65			トチカガミ	8				NT	CR+EN
66			ムサシモ	8				EN	CR+EN
67			ヒロハトリゲモ	8				NT	CR+EN
68			イトトリゲモ	8				NT	CR+EN
69			イバラモ	8					CR+EN
70			トリゲモ	8				VU	VU
71			ミズオオバコ	8				NT	VU
72			セキショウモ	8					CR+EN
73		ヒルムシロ科	イトモ	8				NT	NT
74			コバノヒルムシロ	8				VU	CR+EN
75			ヒルムシロ	8,18					NT
76			フトヒルムシロ	8					NT
77			センニンモ	8					NT
78			オヒルムシロ	8					CR+EN

表 3-34 (3) 調査区域及びその周辺で確認された重要な植物（維管束植物）

No.	分類	科名	種名	出典	選定基準				
					①	②	③	④	⑤
79	種子植物門	ヒルムシロ科	ヤナギモ	8					NT
80	被子植物亜門		ササバモ	8					CR+EN
81		ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ	8				NT	VU
82			ウエマツソウ	8				VU	VU
83		ユリ科	トサコバイモ	8			指定	NT	CR+EN
84			ヒメユリ	8				EN	CR+EN
85			チャボホトトギス	8					VU
86			アマナ	8					VU
87		ラン科	ヒナラン	8				VU	CR+EN
88			シラン	8				NT	VU
89			マメヅタラン	8				NT	VU
90			ムギラン	8				NT	VU
91			キエビネ	8				VU	CR+EN
92			エビネ	8,18				NT	NT
93			ナツエビネ	8				VU	CR+EN
94			ギンラン	8					VU
95			キンラン	8				NT	VU
96			トケンラン	8				VU	DD
97			マヤラン	8				VU	CR+EN
98			クマガイソウ	8				VU	CR+EN
99			カキラン	8,18					VU
100			クロヤツシロラン	8					VU
101			ムカゴソウ	8				VU	CR+EN
102			ムヨウラン	8					CR+EN
103			セイタカスズムシソウ	8					CR+EN
104			ジガバチソウ	8					NT
105			クモキリソウ	8					NT
106			フウラン	8				NT	CR+EN
107			コケイラン	8					NT
108			イイヌマムカゴ	8				EN	VU
109			コバノトンボソウ	8					CR+EN
110			オオヤマサギソウ	8					CR+EN
111			ヤマトキソウ	8					CR+EN
112			カヤラン	8					CR+EN
113			ヒトツボクロ	8					VU
114			キバナノショウキラン	8				EN	VU
115		ススキノキ科	ユウスゲ	8					NT
116		クサスギカズラ科	アワギボウシ	8					NT
117			ミズギボウシ	8					VU

表 3-34 (4) 調査区域及びその周辺で確認された重要な植物（維管束植物）

No.	分類	科名	種名	出典	選定基準				
					①	②	③	④	⑤
118	種子植物門	ミズアオイ科	ミズアオイ	8				NT	CR+EN
119	被子植物亜門	ショウガ科	ハナミョウガ	8,18					VU
120		ガマ科	ミクリ	8				NT	CR+EN
121			ヤマトミクリ	8				NT	CR+EN
122			ナガエミクリ	8				NT	VU
123			ヒメミクリ	8				VU	CR+EN
124			コガマ	8					NT
125		ホシクサ科	オオホシクサ	8					VU
126			ホシクサ	8					CR+EN
127			コイヌノヒゲ	8					CR+EN
128			ツクシクロイヌノヒゲ	8					VU
129			イヌノヒゲ	8					VU
130		カヤツリグサ科	オニスゲ	8					CR+EN
131			カタスゲ	8					CR+EN
132			オタルスゲ	8					VU
133			ヒンジガヤツリ	8					NT
134			ミズガヤツリ	8					CR+EN
135			ヒメカンガレイ	8				VU	VU
136			サンカクイ	8					CR+EN
137			マツカサススキ	8					CR+EN
138			ケシンジュガヤ	8					CR+EN
139		イネ科	ヤマアワ	8					CR+EN
140			ウンヌケモドキ	8				NT	CR+EN
141			ウンヌケ	8				VU	CR+EN
142			ミノボロ	8					VU
143			スズメノコビエ	8					VU
144			セイタカヨシ	8					NT
145			イタチガヤ	8					CR+EN
146			シコクザサ	8					NT
147			ウシクサ	8					CR+EN
148		メギ科	サイコクイカリソウ	8				VU	VU
149		キンポウゲ科	サラシナショウマ	8					VU
150			トウゴクサバノオ	8					CR+EN
151			サイコクサバノオ	8					CR+EN
152			ミスミソウ	8				NT	NT
153			イワカラマツ	8				VU	DD
154		ボタン科	ヤマシャクヤク	8				NT	VU
155			ベニバナヤマシャクヤク	8				VU	CR+EN
156		マンサク科	コウヤミズキ	8					CR+EN

表 3-34 (5) 調査区域及びその周辺で確認された重要な植物（維管束植物）

No.	分類	科名	種名	出典	選定基準				
					①	②	③	④	⑤
157	種子植物門	カツラ科	カツラ	8					CR+EN
158	被子植物亜門	ユキノシタ科	アワモリショウマ	8					VU
159			ジンジソウ	8					CR+EN
160		ベンケイソウ科	ミツバベンケイソウ	8					VU
161			ツメレンゲ	8				NT	NT
162			カンザシキリンソウ	8					CR+EN
163		アリノトウグサ科	オグラノフサモ	8				VU	CR+EN
164			タチモ	8				NT	VU
165		マメ科	カワラケツメイ	8					VU
166			イヌハギ	8				NT	NT
167		ニレ科	ハルニレ	8					CR+EN
168		イラクサ科	ヤマトキホコリ	8					CR+EN
169		バラ科	バクチノキ	8					NT
170			ツチグリ	8				VU	VU
171		ブナ科	イヌブナ	8					NT
172			イチイガシ	8					CR+EN
173		クルミ科	サワグルミ	8					VU
174		ニシキギ科	ウメバチソウ	8					CR+EN
175		スミレ科	ヒゴスミレ	8					NT
176			エイザンスミレ	8					CR+EN
177			アケボノスミレ	8					VU
178		オトギリソウ科	トモエソウ	8					CR+EN
179			ミズオトギリ	8					CR+EN
180		ミソハギ科	ミズマツバ	8				NT	VU
181		ムクロジ科	メグスリノキ	8					VU
182			テツカエデ	8					VU
183			トチノキ	8					CR+EN
184		アブラナ科	シロイヌナズナ	8					CR+EN
185			ミズタガラシ	8					NT
186			ワサビ	8					VU
187			コイヌガラシ	8				NT	VU
188		ビャクダン科	ツクバネ	8					NT
189			ヒノキバヤドリギ	8					NT
190		オオバヤドリギ科	マツグミ	8					NT
191		タデ科	サイコクヌカボ	8				NT	VU
192			ナガバノウナギツカミ	8,18				NT	DD
193			ヌカボタデ	8				VU	NT
194			コギシギシ	8				NT	NT
195		モウセンゴケ科	イシモチソウ	8				NT	NT

表 3-34 (6) 調査区域及びその周辺で確認された重要な植物（維管束植物）

No.	分類	科名	種名	出典	選定基準				
					①	②	③	④	⑤
196	種子植物門	モウセンゴケ科	トウカイコモウセンゴケ	8					VU
197	被子植物亜門	ナデシコ科	ミミナグサ	8,18					NT
198			ミヤマハコベ	8					NT
199		アジサイ科	ギンバイソウ	8					CR+EN
200			ヤハズアジサイ	8					VU
201		サクラソウ科	シコクカッコソウ	8			指定	EN	CR+EN
202		ツバキ科	ナツツバキ	8					NT
203		ツツジ科	ウメガサソウ	8					CR+EN
204			マルバノイチヤクソウ	8					CR+EN
205			ツクシシャクナゲ	8					NT
206		アカネ科	ナガバジュズネノキ	8					NT
207		リンドウ科	リンドウ	8,18					NT
208			アサマリンドウ	8					NT
209			センブリ	8,18					NT
210			ムラサキセンブリ	8				NT	CR+EN
211			イヌセンブリ	8				NT	CR+EN
212		マチン科	アイナエ	8					CR+EN
213		キョウチクトウ科	フナバラソウ	8				NT	CR+EN
214			スズサイコ	8				NT	VU
215		ナス科	ヤマホオズキ	8				VU	CR+EN
216			イガホオズキ	8					NT
217		オオバコ科	アブノメ	8					CR+EN
218			キクガラクサ	8				NT	NT
219			キクモ	8					NT
220			イヌノフグリ	8				NT	VU
221			カワヂシャ	8				NT	NT
222		シソ科	キセワタ	8				VU	EX
223			シロネ	8					CR+EN
224			ヤマジソ	8				NT	CR+EN
225			ミゾコウジュ	8				NT	NT
226			ハナタツナミソウ	8					CR+EN
227		ハマウツボ科	ゴマクサ	8				NT	CR+EN
228			ヒキヨモギ	8					NT
229			オオヒキヨモギ	8				NT	VU
230		タヌキモ科	ノタヌキモ	8				VU	CR+EN
231			イヌタヌキモ	8				NT	VU
232			ミミカキグサ	8					NT
233			ホザキノミミカキグサ	8					VU
234		キツネノマゴ科	ハグロソウ	8					CR+EN

表 3-34 (7) 調査区域及びその周辺で確認された重要な植物（維管束植物）

No.	分類	科名	種名	出典	選定基準				
					①	②	③	④	⑤
235	種子植物門	キキョウ科	サワギキョウ	8					CR+EN
236	被子植物亜門		キキョウ	8				NT	NT
237		ミツガシワ科	ガガブタ	8,15				NT	VU
238		キク科	ホソバノヤマハハコ	8					CR+EN
239			タウコギ	8					CR+EN
240			モリアザミ	8					CR+EN
241			キセルアザミ	8					VU
242			スイラン	8					VU
243			オグルマ	8					CR+EN
244			カセンソウ	8					NT
245			タカサゴソウ	8				VU	VU
246			アキノハハコグサ	8				EN	CR+EN
247			ミヤコアザミ	8					CR+EN
248			オカオグルマ	8					CR+EN
249			サワオグルマ	8					NT
250			オナモミ	8				VU	NT
251		ウコギ科	オオバチドメ	8					VU
252		セリ科	ミシマサイコ	8				VU	VU
253			ヌマゼリ	8				NT	CR+EN
254		スイカズラ科	ウスバヒョウタンボク	8				VU	NT
255			ヤマヒョウタンボク	8					NT
256			オミナエシ	8					NT
計		81 科	256 種		0 種	0 種	3 種	90 種	256 種

注1）種の配列及び和名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年、国土交通省）に準拠した。

注2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、綾川町文化財保護条例（平成18年3月21日綾川町条例第90号）において天然記念物に指定されている種

特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：香川県指定天然記念物、
市天：高松市指定天然記念物、町天：綾川町指定天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種、一種：特定第一種国内希少野生動植物種、
二種：特定第二種国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年7月15日香川県条例第44号）において指定希少野生生物に指定されている種

指定：指定希少野生生物

④「環境省レッドリスト2025（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）（令和7年3月18日）」（環境省）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑤「香川県レッドデータブック2021 香川県の希少野生生物（令和3年）」（香川県）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、
DD：情報不足

注3）出典番号は、表 3-33に対応する。

② 植物群落

調査区域の重要な植物群落一覧を表 3-35に、調査区域の重要な植物群落位置図を図 3-23に示す。

「第2回自然環境保全基礎調査（昭和53～54年）」（環境庁）、「第3回自然環境保全基礎調査（昭和58～62年）」（環境庁）、「第5回自然環境保全基礎調査（平成5～10年）」（環境庁）及び、「香川県自然記念物」（香川県HP）によると、調査区域内の重要な植物群落として、「藤尾神社社叢」、「川上神社社叢（植物）」の2件が分布する。

表 3-35 調査区域の重要な植物群落一覧

No.	群落名	区分	出典
1	藤尾神社社叢	特定植物群落	2
2	川上神社社叢（植物）	香川県自然記念物	12

注1）No.は、図 3-23に対応する。
注2）出典番号は、表 3-33に対応する。

③ 巨樹・巨木林

調査区域の巨樹一覧を表 3-36に、調査区域の巨樹位置図を図 3-24に示す。

「第4回自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林調査報告書（平成2年）」（環境庁）、「第6回自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書（平成13年）」（環境省）によると、調査区域に分布する巨樹は、コナラ、ツブラジイ、バッコヤナギ、センダン、イチョウ（2株）の計6件あるが、対象事業実施区域にはない。なお、調査区域及び対象事業実施区域に巨木林はない。

そのうち対象事業実施区域に最も近い和田神社のコナラは、樹幹の幹周300cm、樹高21mであり、対象事業実施区域の約1.7km西方に位置する。

表 3-36 調査区域の巨樹一覧

No.	種名	名称(所在地)	幹周(cm)	樹高(m)	出典	備考
1	コナラ	和田神社	300	21	4	
2	ツブラジイ	東谷平尾神社	470	20	4	
3	バッコヤナギ	藤原真好宅	520	15	4,6	
4	センダン	馬背墓地	350	8	4	
5	イチョウ	岩部	900	30	4,6	県指定天然記念物
6	イチョウ	岩部	600	30	4,6	県指定天然記念物

注1）No.は、図 3-24に対応する。
注2）出典番号は、表 3-33に対応する。

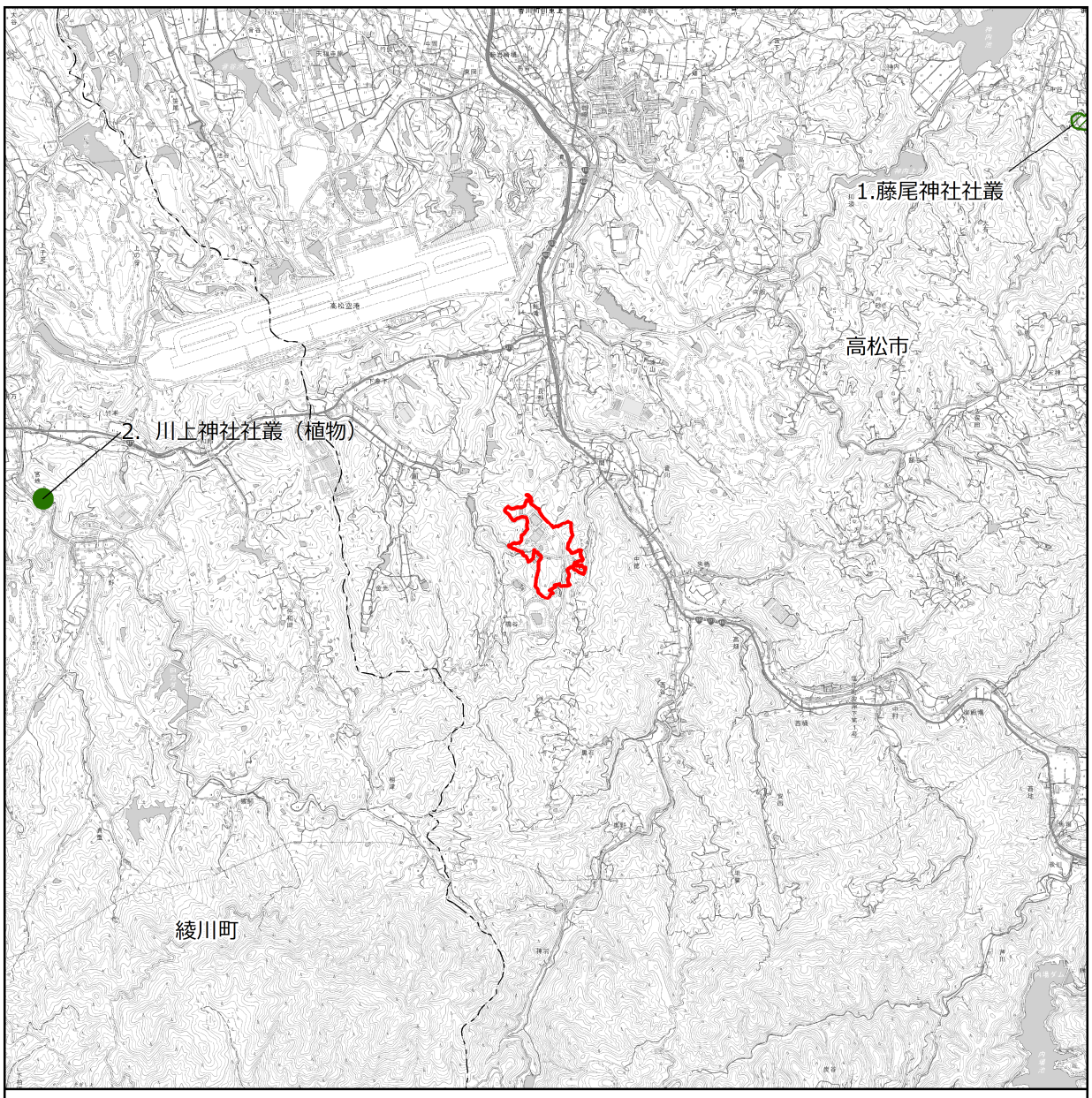

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 特定植物群落
- 香川県自然記念物

出典：「第2回自然環境保全基礎調査（昭和53～54年）」環境庁
「香川県自然記念物」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/shizen/guidemap/kinen.html）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-23　調査区域の重要な植物群落位置図

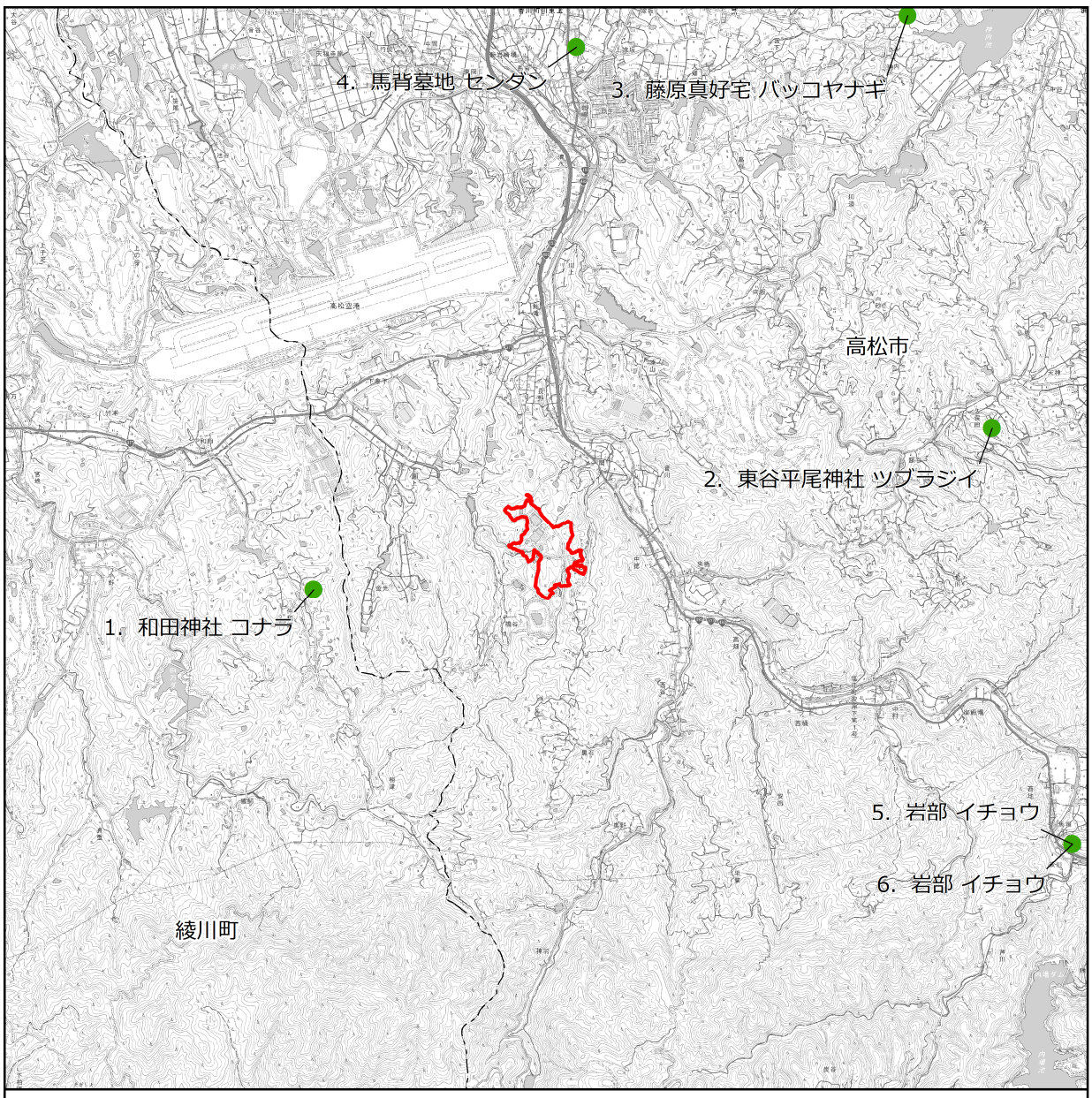

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

巨樹

出典：「第4回自然環境保全基礎調査（昭和63～平成4年）」環境庁
「第6回自然環境保全基礎調査（平成11～16年）」環境省

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-24　調査区域の巨樹位置図

(2) 動物

1) 動物相

① 哺乳類

文献資料調査の結果、調査区域及びその周辺において、7目15科33種の哺乳類が確認された。

主に山地の樹林地に生息するモモジロコウモリ、ニホンリス、ムササビ、スミスネズミ、テン（ホンドテン）、イノシシ、ニホンジカ、低地から山地に広く生息するコウベモグラ、ニホンザル、アカネズミ、タヌキ、耕作地や河川周辺等に生息するカヤネズミ、キツネ、シベリアイタチ、ニホンイタチ、市街地等に生息するアブラコウモリ、ドブネズミ、ハクビシン等が確認された。

② 鳥類

文献資料調査の結果、調査区域及びその周辺において、17目56科182種の鳥類が確認された。

主に河川やダム湖、ため池等に生息するマガモ、オナガガモ、トモエガモ、コガモ、カイツブリ、ゴイサギ、アオサギ、バン、カワセミ、水田や湿地周辺等に生息するアマサギ、コサギ、ケリ、クサシギ、ヒバリシギ、草地や農耕地周辺等に生息するキジ、ハシボソガラス、ヒバリ、カワラヒワ、アオジ、樹林地等に生息するアオバト、カッコウ、ヨタカ、フクロウ、コゲラ、サンコウチョウ、カケス、市街地等に生息するカワラバト（ドバト）、ハシブトガラス等が確認されている。また、生態系の上位に位置するミサゴ、オオタカ、サシバ、ノスリ、ハヤブサ等の猛禽類も確認された。

③ 爬虫類

文献資料調査の結果、調査区域及びその周辺において、2目10科16種の爬虫類が確認された。

水域及びその周辺に生息する種として、河川の中流から下流域や池沼等に生息するクサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ニホンスッポン等のカメ類、河川や水田周辺等に生息するシマヘビ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ等のヘビ類が確認された。また、低山地等に生息するジムグリ、耕作地や民家周辺に生息するニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、山地に生息する夜行性のタカチホヘビ、シロマダラ等が確認された。

④ 両生類

文献資料調査の結果、調査区域及びその周辺において、2目7科15種の両生類が確認された。

カエル類では、水田やため池等に生息するニホンアマガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル等が確認された。また、同様の環境に生息するアカハライモリも確認された。更に、丘陵地から山地の樹林地等に生息するニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、渓流等に生息するタゴガエル、カジカガエルも確認された。サンショウウオ類では、平地から丘陵地の池や水田、樹林地等に生息するセトウチサンショウウオ、山地樹林地の渓流部周辺等に生息するイシヅチサンショウウオが確認された。

⑤ 淡水魚類

文献資料調査の結果、調査区域及びその周辺において、8目18科49種の淡水魚類が確認された。

河川上流から中流域等に生息するカワムツ、タカハヤ、アカザ、カワヨシノボリ、河川中流から下流域等に生息するコイ（型不明）、フナ属、モツゴ、オオシマドジョウ、チュウガタスジシマドジョウ、ナマズ、シマヨシノボリ、ウキゴリ、ため池や用水路等にも生息するニッポンバラタナゴ、シマヒレヨシノボリ等が確認された。そのほか、水田や水路等に生息するミナミメダカ、ドジョウ等も確認された。

なお、「令和6年度版高松市環境白書（令和7年1月）」（高松市HP）によると、高松市内の河川で確認された淡水魚類のうち、オイカワ、カマツカ、コウライモロコ、ギギは主に香川用水を経由して吉野川から、ゲンゴロウブナ、タモロコ、ハクレン、ワカサギ等は養殖の為に国内から、ブルーギル、オオクチバス等は国外からの移入とされている。

⑥ クモ類・昆虫類

文献資料調査の結果、調査区域及びその周辺において、1目6科12種のクモ類、18目199科796種の昆虫類が確認された。

クモ類は、山地の渓流付近等に生息するオオシロカネグモ、林縁や草原等に生息するトリノフンダマシ、湿地や水田等に生息するキバラコモリグモ、低山地等に生息するカトウツケオグモ等が確認された。

昆虫類は、水田や河川等に生息するキイロサナエ、ギンヤンマ、アオイトトンボ、ショウジョウトンボ等のトンボ類、河川敷、草地、林縁や耕作地等に生息するニシキリギリス、エンマコオロギ、クルマバッタ等のバッタ類、ヤマトシジミ本土亜種、ジャコウアゲハ本土亜種、モンシロチョウ等のチョウ類が確認された。そのほか、樹林に生息する種としてクマゼミ、ミンミンゼミ、ヒグラシ、ハルゼミ等のセミ類、コクワガタ、ヒラタクワガタ本土亜種等のクワガタムシ類、テングチョウ日本本土亜種、オオムラサキ等のチョウ類、ヤママユ本土亜種、コスズメ等のガ類、ゴマダラカミキリ、ノコギリカミキリ、アトモンサビカミキリ等のカミキリムシ類等が確認された。

⑦ 底生動物

文献資料調査の結果、調査区域及びその周辺において、2門4綱9目13科24種の底生動物が確認された。

渓流等に生息するサワガニ、河川上流から中流域の砂礫底に生息するマシジミ、河川中流から下流域等に生息するマツカサガイ広域分布種、ドブシジミ、テナガエビ、流れの緩い河川や用水路等に生息するハブタエモノアラガイ、モノアラガイ、サカマキガイ、水田等に生息するマルタニシ、ヒメタニシ、ヒラマキミズマイマイ、ホウネンエビ等が確認された。

⑧ 陸産貝類

文献資料調査の結果、調査区域及びその周辺において、4目21科101種の陸産貝類が確認された。

樹林の林床や落葉の下に生息するヤマタニシ、アツブタガイ、シコクゴマガイ、ケシガイ、アワジギセル、シリオレギセル、ヒラベッコウガイ、ヒメベッコウガイ、ヒメカサキビ、オオケマイマイ、タワラガイ、樹上に生息するアズキガイ、ヤマナメクジ、マルシタラガイ、セトウチマイマイ、草地や農耕地に生息するウスカワマイマイ等が確認された。

2) 重要な動物種の状況

文献資料調査の結果、調査区域及びその周辺で確認された重要な動物を表3-37(1)～(14)に、調査区域の重要な種位置図を図 3-25に示す。

調査区域及びその周辺における重要な動物として、哺乳類は、低地から山地に生息するアズマモグラ、草地や農耕地等に生息するニホンイタチ、樹林地や洞窟に生息するテングコウモリの3種が確認された。鳥類は、樹林に囲まれた池沼等に生息するオシドリや、山地の渓流周辺等に生息するヤマセミ等の77種が確認された。爬虫類は、水域に生息するニホンスッポン、沿海地から低地に生息するタワヤモリ、耕作地や民家周辺等に生息するニホントカゲ、山地に生息するタカチホヘビの4種が確認された。両生類は、山地樹林地の渓流部周辺等に生息するイシヅチサンショウウオや、水田やため池等に生息するトノサマガエル等の6種が確認された。魚類は、河川、ため池や用水路等に生息するニッポンバラタナゴや、水田や水路等に生息するドジョウ等の19種が確認された。昆虫類は、ため池や湿地周辺等に生息するタベサナエや、樹林地に生息するオオムラサキ等の146種が確認された。なお、クモ類の重要な種は確認されなかった。底生動物は、水田等に生息するマルタニシや、渓流等に生息するサワガニ等の19種が確認された。陸産貝類は、丘陵地や山地の林床落葉下に生息するイボイボナメクジや、樹林地の岩の隙間等に生息するアワマイマイ等の44種が確認された。

表 3-37(1) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（哺乳類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
哺乳類	1	モグラ目（食虫目）	モグラ科	アズマモグラ	5,8,16					NT
	2	コウモリ目（翼手目）	ヒナコウモリ科	テングコウモリ	5,8					DD
	3	ネコ目（食肉目）	イタチ科	ニホンイタチ	4,5,8,16					NT
	計	3目	3科	3種		0種	0種	0種	0種	3種

注1）種の配列及び和名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年、国土交通省）に準拠した。

注2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、綾川町文化財保護条例（平成18年3月21日綾川町条例第90号）において天然記念物に指定されている種

特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：香川県指定天然記念物、
市天：高松市指定天然記念物、町天：綾川町指定天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種、一種：特定第一種国内希少野生動植物種、
二種：特定第二種国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年7月15日香川県条例第44号）において指定希少野生生物に指定されている種

指定：指定希少野生生物

④「環境省レッドリスト2020（令和2年3月27日）」（環境省）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑤「香川県レッドデータブック2021 香川県の希少野生生物（令和3年）」（香川県）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注3）出典番号は、表 3-33に対応する。

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

重要な種の確認位置（動物）

出典：「ガンカモ類の生息調査 昭和44年度～令和6年度」環境省HP
（https://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html）
「高松地区南部広域市町村圏振興事務組合　南部広域清掃センター更新施設整備に係る環境影響評価書（平成12年）」高松地区南部広域市町村圏振興事務組合

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-25　調査区域の重要な動物位置図

表 3-37(2) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（鳥類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
鳥類	1	キジ目	キジ科	ウズラ	8				VU	VU
	2	カモ目	カモ科	マガン	8	国天			NT	VU
	3			ツクシガモ	8				VU	VU
	4			オシドリ	3,9,16				DD	
	5			トモエガモ	8,9				VU	NT
	6	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	8,16				NT	CR＋EN
	7			ミゾゴイ	8,16				VU	VU
	8			ササゴイ	2,8					NT
	9			アマサギ	2,8,16					NT
	10			チュウサギ	16				NT	
	11		トキ科	ヘラサギ	8				DD	VU
	12	ツル目	クイナ科	クイナ	8,16					NT
	13			ヒクイナ	8,16				NT	NT
	14	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	2,8					NT
	15			カッコウ	2,8					NT
	16	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	2,8				NT	NT
	17	アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ	8,16					VU
	18	チドリ目	チドリ科	タゲリ	8,16					NT
	19			ケリ	8				DD	NT
	20			ムナグロ	8					NT
	21			ダイゼン	8					NT
	22			イカルチドリ	2,3,8,16					NT
	23			コチドリ	2,8,16					NT
	24			シロチドリ	2,8				VU	NT
	25			メダイチドリ	8		国際			NT
	26		セイタカシギ科	セイタカシギ	8,16				VU	VU
	27		シギ科	ヤマシギ	8,16					VU
	28			アオシギ	8					VU
	29			オオジシギ	8				NT	VU
	30			ツルシギ	8,16				VU	VU
	31			アカアシシギ	8				VU	VU
	32			コアオアシシギ	8					VU
	33			タカブシギ	16				VU	
	34			オジロトウネン	8,16					VU
	35			ヒバリシギ	8					VU
	36			ウズラシギ	8					VU
	37			ハマシギ	16				NT	

表 3-37(3) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（鳥類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
鳥類	38	チドリ目	シギ科	キリアイ	8					VU
	39		タマシギ科	タマシギ	2,8,16				VU	NT
	40		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	8				VU	VU
	41		カモメ科	コアジサシ	2,8,16				VU	VU
	42	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	3,8,18				NT	NT
	43		タカ科	ハチクマ	8				NT	VU
	44			ツミ	8,18					VU
	45			ハイタカ	3,8,16,18				NT	NT
	46			オオタカ	8,16,18				NT	NT
	47			サシバ	2,8,16,18				VU	VU
	48			クマタカ	8		国内		EN	CR＋EN
	49	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	8					VU
	50			アオバズク	2,8,16					NT
	51			トラフズク	8					CR＋EN
	52			コミミズク	8					CR＋EN
	53	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	2,8					VU
	54			ヤマセミ	2,8,16					CR＋EN
	55		ブッポウソウ科	ブッポウソウ	8				EN	CR＋EN
	56	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	8					NT
	57			オオアカゲラ	2,8					CR＋EN
	58	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	8,16					NT
	59			コチョウゲンボウ	8					CR＋EN
	60			ハヤブサ	3,8,16		国内		VU	NT
	61	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	8		国内		EN	CR＋EN
	62		サンショウクイ科	サンショウクイ	2,8,16				VU	VU
	63		ツリスガラ科	ツリスガラ	8					NT
	64		シジュウカラ科	コガラ	2,8					NT
	65		ムシクイ科	メボソムシクイ上種	18				DD 注4)	
	66		センニュウ科	オオセッカ	3		国内		EN	
	67		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	2,8					NT
	68		キバシリ科	キバシリ	8					VU
	69		カワガラス科	カワガラス	2,3,8					NT
	70		ヒタキ科	トラツグミ	2,3,8,16,18					NT
	71			コマドリ	8					NT
	72			コサメビタキ	2,8,16					NT
	73		イワヒバリ科	カヤクグリ	8,16					NT
	74		アトリ科	ハギマシコ	8					VU

表 3-37(4) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（鳥類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
鳥類	75	スズメ目	アトリ科	オオマシコ	3					VU
	76			イスカ	3					VU
	77		ホオジロ科	ホオアカ	8,16					NT
	計	14 目	34 科	77 種		1 種	5 種	0 種	34 種	71 種

注1）種の配列及び和名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年、国土交通省）に準拠した。
注2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。
①文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、綾川町文化財保護条例（平成18年3月21日綾川町条例第90号）において天然記念物に指定されている種
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：香川県指定天然記念物、
市天：高松市指定天然記念物、町天：綾川町指定天然記念物
②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、一種：特定第一種国内希少野生動植物種、
二種：特定第二種国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
③香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年7月15日香川県条例第44号）において指定希少野生生物に指定されている種
指定：指定希少野生生物
④「環境省レッドリスト2020（令和2年3月27日）」（環境省）において選定されている種
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑤「香川県レッドデータブック2021 香川県の希少野生生物（令和3年）」（香川県）において選定されている種
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
注3）出典番号は、表 3-33に対応する。
注4）メボソムシクイ、オオムシクイ、コムシクイのいずれかであると考えられる。オオムシクイの場合、環境省レッドリスト2020においてDDに該当する。

表 3-37(5) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（爬虫類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
爬虫類	1	カメ目	スッポン科	ニホンスッポン	8,16				DD	DD
	2	有鱗目	ヤモリ科	タワヤモリ	8,16				NT	NT
	3		トカゲ科	ニホントカゲ	8,16,18					NT
	4		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	5,8,16					DD
	計	2 目	4 科	4 種		0 種	0 種	0 種	2 種	4 種

注1）種の配列及び和名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年、国土交通省）に準拠した。
注2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。
①文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、綾川町文化財保護条例（平成18年3月21日綾川町条例第90号）において天然記念物に指定されている種
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：香川県指定天然記念物、
市天：高松市指定天然記念物、町天：綾川町指定天然記念物
②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種、一種：特定第一種国内希少野生動植物種、
二種：特定第二種国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
③香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年7月15日香川県条例第44号）において指定希少野生生物に指定されている種
指定：指定希少野生生物
④「環境省レッドリスト2020（令和2年3月27日）」（環境省）において選定されている種
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑤「香川県レッドデータブック2021 香川県の希少野生生物（令和3年）」（香川県）において選定されている種
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
注3）出典番号は、表 3-33に対応する。

表 3-37(6) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（両生類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
両生類	1	有尾目	サンショウウオ科	イシヅチサンショウウオ	5,8,16				NT	VU
	2			セトウチサンショウウオ	8,16		二種		VU	VU
	3		イモリ科	アカハライモリ	4,5,8,16				NT	NT
	4	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	5,8,16					NT
	5		アカガエル科	トノサマガエル	5,8,16,18				NT	NT
	6			ナゴヤダルマガエル	8,16				EN	CR＋EN
	計	2目	4科	6種		0種	1種	0種	5種	6種

注1）種の配列及び和名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年、国土交通省）に準拠した。

注2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、綾川町文化財保護条例（平成18年3月21日綾川町条例第90号）において天然記念物に指定されている種

特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：香川県指定天然記念物、
市天：高松市指定天然記念物、町天：綾川町指定天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種、一種：特定第一種国内希少野生動植物種、
二種：特定第二種国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年7月15日香川県条例第44号）において指定希少野生生物に指定されている種

指定：指定希少野生生物

④「環境省レッドリスト2020（令和2年3月27日）」（環境省）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑤「香川県レッドデータブック2021 香川県の希少野生生物（令和3年）」（香川県）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注3）出典番号は、表 3-33に対応する。

表 3-37(7) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（魚類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
魚類	1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	8				EN	VU
	2	コイ目	コイ科	ヤリタナゴ	16				NT	CR＋EN
	3			アブラボテ	8,16				NT	CR＋EN
	4			ニッポンバラタナゴ	8,16			指定	CR	CR＋EN
	5			カワバタモロコ	5,8,16		二種	指定	EN	CR＋EN
	6			ヌマムツ	4,5,16					CR＋EN
	7			タカハヤ	4,5,8,16					NT
	8			ムギツク	4,5,8,16					VU
	9			イトモロコ	4,5,8,16					CR＋EN
	10		ドジョウ科	ドジョウ	5,8,16				NT	VU
	11			オオシマドジョウ	8,16					NT
	-			シマドジョウ種群	4,5					(NT)注4)
	12			チュウガタスジシマドジョウ	8,16				VU	VU
	-			スジシマドジョウ種群	4,5				(VU)注5)	(VU)注5)
	13		フクドジョウ科	ナガレホトケドジョウ	8,16				EN	CR＋EN
	14	ナマズ目	アカザ科	アカザ	5,8,16				VU	CR＋EN
	15	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	8,16				VU	VU
	16	スズキ目	ケツギョ科	オヤニラミ	5,8			指定	EN	CR＋EN
	17		カジカ科	カジカ	8,16			指定	NT	CR＋EN
	18		ハゼ科	オオヨシノボリ	5,8					VU
	19			シマヒレヨシノボリ	8,16				NT	DD
	計	5目	9科	19種		0種	1種	4種	13種	19種

注1）種の配列及び和名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年、国土交通省）に準拠した。

注2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、綾川町文化財保護条例（平成18年3月21日綾川町条例第90号）において天然記念物に指定されている種

特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：香川県指定天然記念物、
市天：高松市指定天然記念物、町天：綾川町指定天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種、一種：特定第一種国内希少野生動植物種、
二種：特定第二種国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年7月15日香川県条例第44号）において指定希少野生生物に指定されている種

指定：指定希少野生生物

④「環境省レッドリスト2020（令和2年3月27日）」（環境省）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑤「香川県レッドデータブック2021 香川県の希少野生生物（令和3年）」（香川県）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注3）出典番号は、表 3-33に対応する。

注4）オオシマドジョウ（既出）と考えられ、その場合、香川県レッドデータブック2021においてNTに該当する。

注5）チュウガタスジシマドジョウ（既出）と考えられ、その場合、環境省レッドリスト2020及び香川県レッドデータブック2021においてVUに該当する。

表 3-37(8) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（昆虫類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
昆虫類	1	トンボ目（蜻蛉目）	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ	5			指定	EN	CR＋EN
	2		イトトンボ科	ホソミイトトンボ	5,8					NT
	3			アジアイトトンボ	4,5,8					VU
	4			モートンイトトンボ	5				NT	EX
	5			セスジイトトンボ	8					NT
	6		ヤマイトトンボ科	シコクトゲオトンボ	2,5,8					NT
	7		モノサシトンボ科	グンバイトンボ	4,5				NT	VU
	8		ムカシトンボ科	ムカシトンボ	2,4,5,8					NT
	9		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	8				NT	VU
	10			アオヤンマ	8				NT	VU
	11			マルタンヤンマ	2,8					VU
	12			コシボソヤンマ	5,8					NT
	13			カトリヤンマ	4,5,8,18					VU
	14			サラサヤンマ	2,4,5,8,18					NT
	15		サナエトンボ科	ミヤマサナエ	5					CR＋EN
	16			キイロサナエ	4,5,8				NT	DD
	17			クロサナエ	5,8					NT
	18			アオサナエ	2,4,5,8					VU
	19			ホンサナエ	5,8					CR＋EN
	20			ヒメサナエ	5,8					NT
	21			オジロサナエ	2,4,5,8					NT
	22			タベサナエ	4,5,8				NT	NT
	23			フタスジサナエ	4,5,8				NT	VU
	24		エゾトンボ科	キイロヤマトンボ	5,8				NT	CR＋EN
	25		トンボ科	ベッコウトンボ	8		国内		CR	EX
	26			ハッチョウトンボ	2,8					CR＋EN
	27			キトンボ	8					VU
	28			ナツアカネ	4,5,8,18					VU
	29			アキアカネ	8					VU
	30			ナニワトンボ	5,8				VU	NT
	31			ノシメトンボ	4,5,8					NT
	32			ヒメアカネ	8,18					NT
	33			オオキトンボ	2,8				EN	VU
	34	バッタ目（直翅目）	キリギリス科	サヌキササキリモドキ	8					NT
	35	カメムシ目（半翅目）	セミ科	ヒメハルゼミ	8					VU
	36			チッチゼミ	5					DD
	37		サシガメ科	ゴミアシナガサシガメ	8				VU	DD
	38		ツチカメムシ科	シロヘリツチカメムシ	8				NT	NT
	39		アメンボ科	エサキアメンボ	8				NT	VU
	40			ハネナシアメンボ	8					DD

表 3-37(9) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（昆虫類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
昆虫類	41	カメムシ目（半翅目）	ミズギワカメムシ科	オモゴミズギワカメムシ	8				NT	DD
	42		コオイムシ科	コオイムシ	8,18				NT	NT
	43			タガメ	2,8		二種		VU	EX
	44		タイコウチ科	ヒメタイコウチ	8					VU
	45			ヒメミズカマキリ	8					DD
	46		ナベブタムシ科	ナベブタムシ	8					NT
	47	トビケラ目（毛翅目）	トビケラ科	ツマグロトビケラ	8					NT
	48	チョウ目（鱗翅目）	セセリチョウ科	アオバセセリ本土亜種	4,8					NT
	49			ミヤマセセリ	4,5,8					NT
	50			ホソバセセリ	4,5,8					NT
	51			ヒメキマダラセセリ	4,5,8					NT
	52			ミヤマチャバネセセリ	4,8					VU
	53			オオチャバネセセリ	4,8					NT
	54			キマダラセセリ	4,5,8					NT
	55			ヘリグロチャバネセセリ	4					NT
	56		シジミチョウ科	メスアカミドリシジミ	5					NT
	57			オオミドリシジミ	4,5,8					NT
	58			ウラジロミドリシジミ	4,5,8					VU
	59			ウラナミアカシジミ	4,8					VU
	60			ミドリシジミ	8					NT
	61			クロツバメシジミ中国地方・四国・九州内陸亜種	8				NT	NT
	62			ウラキンシジミ	8					VU
	63			ウラミスジシジミ	8					NT
	64			シルビアシジミ	8				EN	CR＋EN
	65		タテハチョウ科	コムラサキ	4,5,8					NT
	66			ウラギンスジヒョウモン	4,8				VU	CR＋EN
	67			オオウラギンスジヒョウモン	4,5,8					VU
	68			ヒメヒカゲ本州西部亜種	4					EX
	69			スミナガシ本土亜種	4,5,8					NT
	70			ウラギンヒョウモン	4,8					NT
	71			オオウラギンヒョウモン	2,8				CR	EX
	72			キマダラモドキ	5,8				NT	NT
	73			クロヒカゲモドキ	4,5,8				EN	VU
	74			クモガタヒョウモン	4,8					VU
	75			ミスジチョウ	4,5,8					NT
	76			シータテハ	4,8					CR＋EN
	77			オオムラサキ	2,4,5,8,18				NT	NT
	78			ウラナミジャノメ本土亜種	8				VU	VU
	79		アゲハチョウ科	カラスアゲハ本土亜種	4,8,18					NT

表 3-37(10) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（昆虫類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
昆虫類	80	チョウ目（鱗翅目）	アゲハチョウ科	ミヤマカラスアゲハ	4,5,8					NT
	81			オナガアゲハ	4,5,8,18					NT
	82		シロチョウ科	ツマグロキチョウ	8				EN	CR＋EN
	83			スジボソヤマキチョウ	2					EX
	84		シャクガ科	トシマカバナミシャク	8					DD
	85		ヤママユガ科	オナガミズアオ本土亜種	4,5				NT	
	86		スズメガ科	ヒメスズメ	4,8				NT	VU
	87		シャチホコガ科	キシャチホコ	8					VU
	88			アカネシャチホコ	2					NT
	89		ヤガ科	クビグロケンモン	8				NT	VU
	90			コシロシタバ	4,5				NT	
	91			ナマリキシタバ	2,8					NT
	92			アサマキシタバ	4,5,					NT
	93			ワモンキシタバ	4,5,8					NT
	94			サザナミコヤガ	8					NT
	95	コウチュウ目（鞘翅目）	オサムシ科	オオヨツボシゴミムシ	8					DD
	96			クロカタビロオサムシ	8					DD
	97			アワオサムシ	2					NT
	98			コキベリアオゴミムシ	8					DD
	99			オオキベリアオゴミムシ	8					DD
	100			サトウメクラチビゴミムシ	2					NT
	101		ハンミョウ科	アイヌハンミョウ	5,8				NT	VU
	102			コニワハンミョウ	5,8					NT
	103			エリザハンミョウ	8					VU
	104		ゲンゴロウ科	シマゲンゴロウ	5				NT	VU
	105			ケシゲンゴロウ	5				NT	
	106			シャープツブゲンゴロウ	5				NT	
	107			マルチビゲンゴロウ	8				NT	NT
	108		ミズスマシ科	オオミズスマシ	5,8,18				NT	VU
	109			ミズスマシ	8,18				VU	NT
	110		カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ	8					DD
	111		ホソガムシ科	チュウブホソガムシ	8				VU	NT
	112		ガムシ科	ガムシ	2,8				NT	VU
	113		ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ	8					DD
	114		クワガタムシ科	マダラクワガタ	5					NT
	115			オオクワガタ	5,8				VU	NT
	116			オニクワガタ	5					VU
	117		コガネムシ科	アカマダラハナムグリ	8				DD	VU
	118			オオフタホシマグソコガネ	8					NT
	119			クチキマグソコガネ	8					NT

表 3-37(11) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（昆虫類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
昆虫類	120	コウチュウ目（鞘翅目）	コガネムシ科	アシナガコガネ	8					DD
	121			マルエンマコガネ	8					NT
	122			ヒロシマオオトラフハナムグリ	8					NT
	123			シロスジコガネ	8					NT
	124			ナラノチャイロコガネ	8					NT
	125			ムラサキツヤハナムグリ	8					NT
	126			キョウトアオハナムグリ	8					DD
	127			クロカナブン	8					CR＋EN
	128		タマムシ科	クロマダラタマムシ	8					NT
	129		ホタル科	ヘイケボタル	8					NT
	130		ベニボタル科	ツヤバネベニボタル	8					DD
	131		テントウムシ科	ジュウサンホシテントウ	8					NT
	132		カミキリムシ科	アカアシオオアオカミキリ	8					DD
	133			ヨコヤマトラカミキリ	8					NT
	134			ベニバハナカミキリ	8					NT
	135			サヌキセダカコブヤハズカミキリ	2					NT
	136			トラフカミキリ	8					DD
	137			オオトラカミキリ	8					NT
	138		ハムシ科	ガガブタネクイハムシ	8					NT
	139		ゾウムシ科	モリモトシギゾウムシ	8					NT
	140	ハチ目（膜翅目）	アリ科	トゲアリ	8,18				VU	VU
	141		スズメバチ科	モンスズメバチ	18				DD	
	142		ドロバチモドキ科	ヤマトスナハキバチ本土亜種	8,18				DD	NT
	143		ミツバチ科	ナミルリモンハナバチ	8				DD	NT
	144		ハキリバチ科	トモンハナバチ	8					NT
	145			キバラハキリバチ	8				NT	NT
	146		コマユバチ科	ウマノオバチ	8				NT	NT
	計	7 目	52 科	146 種		0 種	2 種	1 種	48 種	141 種

注1）種の配列及び和名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年、国土交通省）に準拠した。

注2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、綾川町文化財保護条例（平成18年3月21日綾川町条例第90号）において天然記念物に指定されている種

特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：香川県指定天然記念物、
市天：高松市指定天然記念物、町天：綾川町指定天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種、一種：特定第一種国内希少野生動植物種、
二種：特定第二種国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年7月15日香川県条例第44号）において指定希少野生生物に指定されている種

指定：指定希少野生生物

④「環境省レッドリスト2020（令和2年3月27日）」（環境省）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑤「香川県レッドデータブック2021 香川県の希少野生生物（令和3年）」（香川県）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注3）出典番号は、表 3-33に対応する。

表 3-37(12) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（底生動物）

項目	No.	門名	綱名	目名	科名	種名	出典	選定基準				
								①	②	③	④	⑤
底生動物	1	軟体動物門	二枚貝綱	イシガイ目	イシガイ科	マツカサガイ広域分布種	8				NT	CR＋EN
	2			ドブシジミ目	ドブシジミ科	ドブシジミ	8					NT
	3					ウエジマメシジミ	8					VU
	4			マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ	4				VU	
	5		腹足綱	タニシ目	タニシ科	マルタニシ	8				VU	VU
	6					オオタニシ	5				NT	
	7			エゾタマキビ目	エゾマメタニシ科	ヒメマルマメタニシ	8				VU	NT
	8					マメタニシ	8				CR	CR＋EN
	9				ミズツボ科	ホラアナミジンニナ	4,8				VU	VU
	10			モノアラガイ目	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ	5				DD	
	11					モノアラガイ	5,8				NT	DD
	12				ヒラマキガイ科	クロヒラマキガイ	5				DD	
	13					ヒメヒラマキミズマイマイ	5				EN	CR＋EN
	14					ミズコハクガイ	8				VU	CR＋EN
	15					ヒラマキミズマイマイ	4,5				DD	
	16					ヒラマキガイモドキ	4				NT	
	17	節足動物門	鰓脚綱	ホウネンエビ目	ホウネンエビ科	ホウネンエビ	8					NT
	18		軟甲綱	エビ目	テナガエビ科	テナガエビ	8					NT
	19				サワガニ科	サワガニ	8					NT
	計	2門	4綱	8目	11科	19種		0種	0種	0種	14種	13種

注1）種の配列及び和名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年、国土交通省）に準拠した。

注2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、綾川町文化財保護条例（平成18年3月21日綾川町条例第90号）において天然記念物に指定されている種

特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：香川県指定天然記念物、

市天：高松市指定天然記念物、町天：綾川町指定天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種、一種：特定第一種国内希少野生動植物種、

二種：特定第二種国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年7月15日香川県条例第44号）において指定希少野生生物に指定されている種

指定：指定希少野生生物

④「環境省レッドリスト2020（令和2年3月27日）」（環境省）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑤「香川県レッドデータブック2021 香川県の希少野生生物（令和3年）」（香川県）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注3）出典番号は、表 3-33に対応する。

表 3-37(13) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（陸産貝類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
陸産貝類	1	オキナエビス目	ゴマオカタニシ科	ゴマオカタニシ	4,8				NT	NT
	2	ニナ目	ヤマタニシ科	サドヤマトガイ	4,5,8				NT	NT
	3		ムシオイガイ科	ハリマムシオイガイ	8					VU
	4			ピルスブリムシオイ	4,5,8					NT
	5			ヤノムシオイガイ	4				CR+EN	CR＋EN
	6			コウツムシオイガイ	4,5,8				VU	VU
	7		ゴマガイ科	シリブトゴマガイ	4,8				VU	CR＋EN
	8			シコクゴマガイ	5,8					NT
	9			トサゴマガイ	8					NT
	10			アベゴマガイ	4,5,8					NT
	11	オオカミガイ目	ケシガイ科	ニホンケシガイ	5,8					NT
	12			ケシガイ	5				NT	
	13	マイマイ目	キセルガイ科	オオギセル	4,5,8				NT	CR＋EN
	14			コンボウギセル	4,5,8					NT
	15			ツムガタギセル	4,8					VU
	16			シマケルギセル	4,5				NT	
	17			トサギセル	4,5,8				NT	CR＋EN
	18			モリサキギセル	4,5,8				NT	NT
	19			ホソヒメギセル	4,5,8				VU	NT
	20			コシボソギセル	4,5,8				NT	NT
	21			ナラビヒダギセル	4,5,8					CR＋EN
	22		ナタネガイ科	ツクシナタネ	8					CR＋EN
	23		ナメクジ科	イボイボナメクジ	5,8				NT	VU
	24		オオコウラナメクジ科	オオコウラナメクジ	8				NT	CR＋EN
	25		ベッコウマイマイ科	オオヒラベッコウ	5				DD	
	26			ヒラベッコウガイ	4,5				DD	
	27			ウラウズタカキビ	8					CR＋EN
	28			アワクリイロベッコウ	4,5,8				NT	NT
	29			キヌツヤベッコウ	4,5				DD	
	30			アワキビ	5,8				DD	VU
	31			ヒゼンキビ	4				NT	
	32			ヒメハリマキビ	4,5				NT	
	33			カサネシタラガイ	8				NT	CR＋EN
	34			ウメムラシタラガイ	4				NT	
	35			オオウエキビ	4,5				DD	
	36			オキノクニキビ	8				DD	DD
	37			トサキビ	4,5				DD	

表 3-37(14) 調査区域及びその周辺で確認された重要な動物（陸産貝類）

項目	No.	目名	科名	種名	出典	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
陸産貝類	38	マイマイ目	ベッコウマイマイ科	ヒメカサキビ	4				NT	
	39			サドタカキビ	4				DD	
	40		ニッポンマイマイ科	トサビロウドマイマイ	8				VU	VU
	41			ツルギサンマイマイ	4,5				VU	VU
	42		オナジマイマイ科	マヤサンマイマイ	8				VU	CR＋EN
	43			イソムラマイマイ	8			指定	CR+EN	CR＋EN
	44			アワマイマイ	4,5,8					VU
	計	4 目	12 科	44 種		0 種	0 種	1 種	32 種	32 種

注1）種の配列及び和名等は「日本野生生物目録－本邦野生動植物の種の現状－無脊椎動物編Ⅲ」（平成10年、環境庁：編、（財）自然環境研究センター：著）に準拠した。

注2）重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、香川県文化財保護条例（昭和30年10月1日香川県条例第17号）、高松市文化財保護条例（昭和41年3月29日高松市条例第13号）、綾川町文化財保護条例（平成18年3月21日綾川町条例第90号）において天然記念物に指定されている種

特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：香川県指定天然記念物、
市天：高松市指定天然記念物、町天：綾川町指定天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種、一種：特定第一種国内希少野生動植物種、
二種：特定第二種国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年7月15日香川県条例第44号）において指定希少野生生物に指定されている種

指定：指定希少野生生物

④「環境省レッドリスト2020（令和2年3月27日）」（環境省）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑤「香川県レッドデータブック2021 香川県の希少野生生物（令和3年）」（香川県）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注3）出典番号は、表 3-33に対応する。

(3) 生態系

1) 生態系の概要

調査区域における生態系の概況について、地形及び土地利用状況、植生等の観点から、自然環境の類型化を行った。調査区域における自然環境類型区分図を、図3-26に示す。

調査区域は、北部の低地・台地上に水田・畑地及び市街地（高松空港を含む）が分布し、香東川水系、綾川水系をはじめとした中小河川や水路が全域に分布するとともに、北部の低地・台地を中心に多数のため池が存在する。

これらの状況を踏まえ、調査区域には、北部の【里地生態系】、【ため池・河川等の水域生態系】、主に中央部・南部に位置する【丘陵地・山地の樹林地を中心とする生態系】が分布すると考えられる。なお、複数の河川が低地から山地まで連続的に分布すること、ため池は里地や樹林地内に点在することから、各生態系の一部構成種は複数の生態系を往来して利用していると考えられる。

里地生態系において、水田では、ヒメクグ、スズメノテッポウ、コブナグサ、イヌビエ、タガラシ等の水田雑草類が、畑地周辺では、スギナ、メヒシバ、チチコグサ、カタバミ等の畑地雑草類が生育すると考えられる。これらの植生を基盤として、鳥類のヒバリ、カワラヒワ、ホオジロ、両生類のアカハライモリ、ニホンアマガエル、トノサマガエル、爬虫類のニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、昆虫類のギンヤンマ、エンマコオロギ、ショウリョウバッタ、トノサマバッタ、ヤマトシジミ本土亜種、魚類のドジョウ、ミナミメダカ等の小動物が生息すると考えられる。また、それらの動物を捕食する中型哺乳類のキツネ、ニホンイタチや、鳥類のアオサギ、ダイサギ等が生息し、更にサシバ、チョウゲンボウ等の生態系上位種が生息すると考えられる。

ため池・河川等の水域生態系において、ため池等の止水環境では沈水植物のトリゲモ、浮遊植物のイヌタヌキモ、浮葉植物のヒシや抽水植物のガマ、イグサ等が、中小河川や水路等では、沈水植物のヤナギモや抽水植物のヨシ等が生育し、湖岸や河岸にはヤナギ類等の低木が生育すると考えられる。これらの植生を基盤として、鳥類のマガモ、コガモ、オオヨシキリ、セッカ、両生類のトノサマガエル、ヌマガエル、爬虫類のシマヘビ、アオダイショウ、昆虫類のアオイトトンボ、タベサナエ、チョウトンボ、ミズカマキリ、ハイイロゲンゴロウ、ゲンジボタル、魚類のギンブナ、カワムツ、カワヨシノボリ等の小動物が生息すると考えられる。また、それらの動物を捕食する中型哺乳類のキツネ、ニホンイタチや、鳥類のアオサギ、ダイサギ等が生息し、更にミサゴ、ハヤブサ等の生態系上位種が生息すると考えられる。

丘陵地・山地の樹林地を中心とする生態系において、アカマツ群落、コナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林及びシイ・カシ二次林等が分布している。これらの樹林内にモモジロコウモリ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等の哺乳類、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル等の両生類、タカチホヘビ、ヤマカガシ等の爬虫類、オオシロカネグモ等のクモ類、ヒグラシ、オオムラサキ、カブトムシ、タマムシ等の昆虫類が生息すると考えられる。また、昆虫類を捕食するカッコウやキビタキ等の鳥類や、ハイタカ、オオタカ、フクロウ等の生態系上位種が生息すると考えられる。

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 里地生態系
- 丘陵地・山地の樹林地を中心とする生態系
- ため池・河川などの水域生態系

出典：「第6回自然環境保全基礎調査（平成11～16年）」環境庁・環境省
「第7回自然環境保全基礎調査（平成17年～24年）」環境省

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-26　自然環境類型区分図

2) 重要な生態系

調査区域の重要な生態系一覧を表 3-38に、重要な生態系位置図を図 3-27に示す。調査区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）により指定された「鳥獣保護区」、香川県自然環境保全条例（昭和49年4月2日香川県条令第17号）により指定された「香川県自然環境保全地域」及び「香川県自然記念物」等の法令により指定された地域が存在する。そのほか「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省）、「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省）、「昆虫類の多様性保護のための重要地域」（日本昆虫学会自然保護委員会）及び「生物多様性重要地域（KBA）」（コンサベーション・インターナショナル･ジャパン）といった、重要な生態系を選定した目録・図書に記載された地域が存在する。

なお、調査区域には以下に示す地域・保護区等はない。

・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和55年9月22日条約第28号）に登録された「ラムサール条約登録湿地」
・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年9月28日条約第7号）により世界遺産一覧表に記載された「文化遺産」及び「自然遺産」
・自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）により指定された「国立公園」、「国定公園」
・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）により指定された「生息地等保護区」
・自然環境保全法（昭和47年6月22日法律第85号）により指定された「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」
・香川県自然環境保全条例（昭和49年4月2日香川県条令第17号）により指定された「香川県緑地環境保全地域」
・「香川県希少野生生物の保護に関する条例」（平成17年7月15日香川県条例第44号）により指定された「指定希少野生生物保護区」
・香川県立自然公園条例（平成2年12月21日香川県条例29号）により指定された「県立公園」

表 3-38　調査区域の重要な生態系一覧

No.	名称	特に注目される主な生物・景観	重要な生態系選定根拠
1	藤尾山鳥獣保護区	－	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区
2	内場池鳥獣保護区	－	
3	藤尾山自然環境保全地域	－	香川県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域
4	川上神社社叢（植物）	植物	香川県自然環境保全条例に基づく香川県自然記念物
5	東讃部及び中讃部の水田・ため池群	ミコアイサ（鳥類）、ニッポンバラタナゴ（魚類）、ナゴヤダルマガエル（両生類）	生物多様性の観点から重要度の高い湿地
6	ドングリランド（どんぐり銀行）	－	生物多様性保全上重要な里地里山
7	藤尾山	昆虫類	昆虫類の多様性保護のための重要地域
8	讃岐平野のため池	－	生物多様性重要地域（KBA）

注1）“－”は出典に注目される主な生物・景観の記載がないことを示す。
注2）No.は、図 3-27に対応する。
出典：「香川県鳥獣保護区等位置図（令和5年度）」香川県
「香川県自然環境保全地域」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/shizen/guidemap/kankyo.html）
「香川県自然記念物」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/shizen/guidemap/kinen.html）
「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」環境省HP
（https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/）
「生物多様性保全上重要な里地里山」環境省HP
（https://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html）
「環境アセスメントデータベース」環境省HP（https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/）
「KBA　Key Biodiversity Area」（コンサベーション・インターナショナル･ジャパン）
（http://kba.conservation.or.jp/index.html）

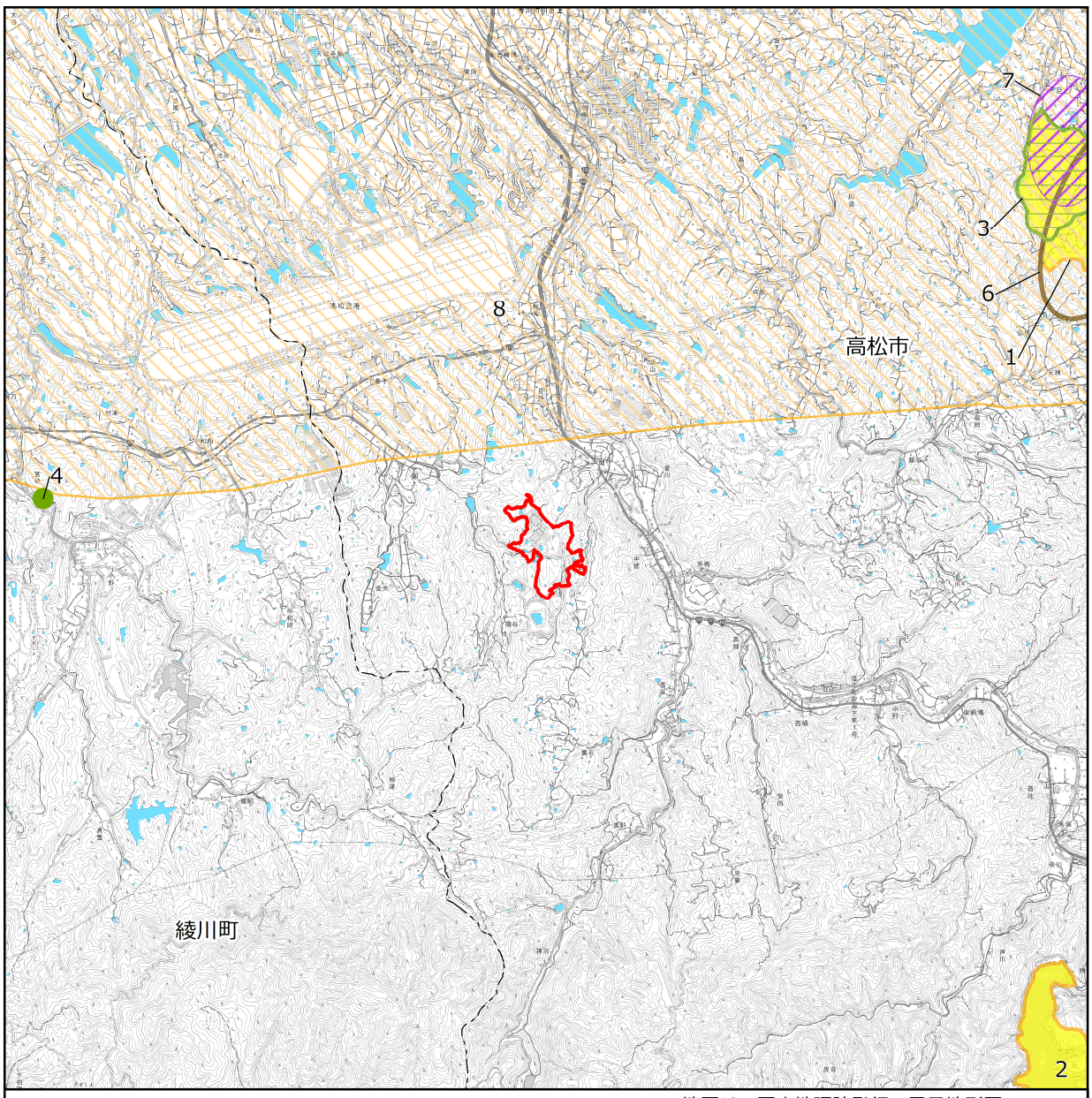

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 鳥獣保護区
- 香川県自然環境保全地域
- 生物多様性保全上重要な里地里山
- 昆虫類の多様性保護のための重要地域
- 生物多様性重要地域（KBA）
- 香川県自然記念物
- ため池などの池沼

注1）No.5「東讃部及び中讃部の水田・ため池群」は具体的な範囲が出典に記載されていないため、参考として調査区域内のため池等の池沼（ダム湖を除く）を図示する。

注2）出典は、表 3-38と同一である。

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-27　調査区域の重要な生態系位置図

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

調査区域の主要な眺望点一覧を表 3-39に、景観資源一覧を表 3-40に、主要な眺望点及び景観資源位置図を図 3-28に示す。

調査区域の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の北西側に位置する高松空港展望台や、対象事業実施区域の北東側に位置する藤尾神社（展望台）が挙げられる。

調査区域の景観資源としては、県自然環境保全地域として選定されている藤尾山や、社叢が特定植物群落に指定されている藤尾神社、「香川県のみどり百選」に選考されている祇園山等が挙げられる。

表 3-39　調査区域の主要な眺望点一覧

No.	名称	分類	出典
1	岩崎橋北詰交差点	現有施設アセス時の眺望点	①
2	高松空港展望台	現有施設アセス時の眺望点	①
3	鮎滝橋	現有施設アセス時の眺望点	①
4	塩江町橋谷付近	現有施設アセス時の眺望点	①
5	香川町下倉付近	現有施設アセス時の眺望点	①
6	綾川町宮地付近	現有施設アセス時の眺望点	①
7	さぬき空港公園（展望広場）	展望台、レクリエーション	②
8	藤尾神社（展望台）	展望台	②

注）No.は、図 3-28（青数字）に対応している。

出典：①「高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センター更新施設整備事業に係る環境影響評価書」（平成12年9月　高松地区広域市町村圏振興事務組合）

②「全国観光情報データベース」日本観光振興協会HP（https://www.japan47go.travel/ja）

表 3-40　調査区域の景観資源一覧

No.	名称	分類	出典
1	藤尾山	山岳、県自然環境保全地域	①④
2	香東川	河川	①
3	内場池	湖沼	②
4	天福寺	寺社・仏閣	②
5	藤尾神社	寺社・仏閣（社叢は特定植物群落）、香川県のみどり百選	③
6	最明寺	寺社・仏閣・ハギの名所	②
7	岩部八幡神社	寺社・仏閣（境内のイチョウは県天然記念物）	②
8	神内池	湖沼	①
9	祇園山	山岳、香川県のみどり百選	③
10	田万ダム	湖沼、香川県のみどり百選	②③
11	内場ダム	湖沼・サクラの名所	②

注）No.は、図 3-28（緑数字）に対応している。

出典：①「香川県景観形成指針(平成19年3月　香川県土木部都市計画課)」

②「全国観光情報データベース」日本観光振興協会HP（https://www.japan47go.travel/ja）

③「香川のみどり百選」香川県HP（https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/shizen/select.html）

④「香川県自然環境保全地域」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/shizen/guidemap/kankyo.html）

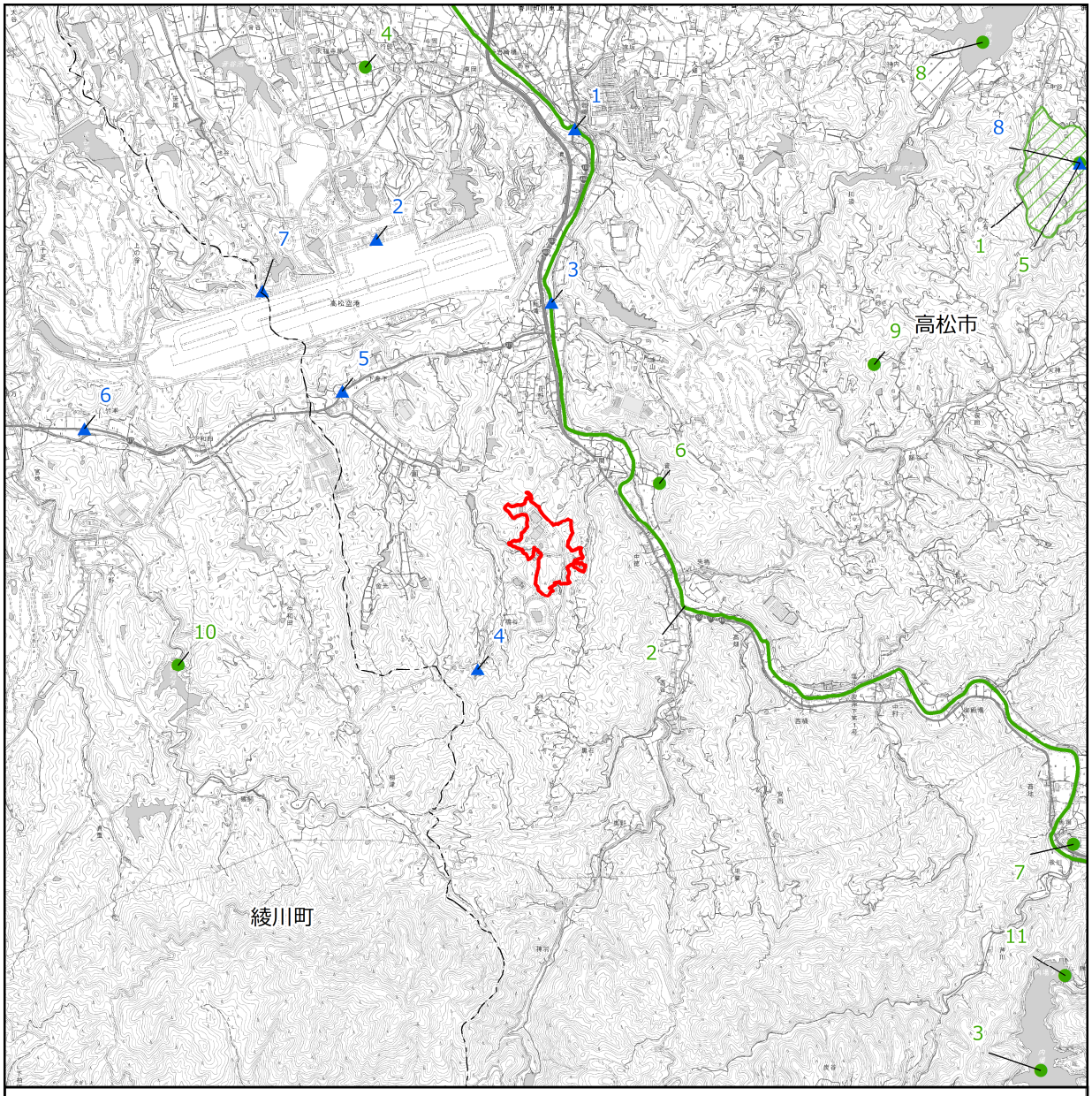

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

眺望点

景観資源

出典：「高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センター更新施設整備事業に係る環境影響評価書」
（平成12年9月　高松地区広域市町村圏振興事務組合）
「香川県景観形成指針(平成19年3月　香川県土木部都市計画課)」
「全国観光情報データベース」日本観光振興協会HP（https://www.japan47go.travel/ja）
「香川のみどり百選」香川県HP（https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/shizen/select.html）
「香川県自然環境保全地域」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/shizen/guidemap/kankyo.html）
「環境アセスメントデータベース」
環境省HP（https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-28　調査区域の主要な眺望点及び景観資源位置図

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場の状況を表 3-41に、人と自然との触れ合いの活動の場位置図を図 3-29に示す。対象事業実施区域の北西側に位置するさぬき空港公園は飛行機が見えるレクリエーションの場として、北東側に位置するドングリランドは香川県自然環境保全地域内にあり、自然と触れ合う森林公園として親しまれている。また、対象事業実施区域の北側を東西方向に通る四国自然歩道は、歩いて四国を一周することができる全長1,647kmの長距離自然歩道である。

表 3-41 調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場の状況

No.	名称	内容	出典
1	四国自然歩道	水と森をめぐる道	①
2	さぬき空港公園	ジェットが見える、自然が微笑むレクリエーションゾーン！	③
3	さぬきこどもの国	サイクル広場、多目的広場、児童館を中心にポピー、ナノハナ、コスモス等四季折々の花畑が広がる。	③
4	ドングリランド	手入れで伐った木や自然の材料を使ったクラフト教室をしたり、バードウォッチングやネイチャーゲームなどを行い、大人も子どもも参加できる楽しい森林づくりを進めている。	②④
5	内場ダムの桜	約 100 本のソメイヨシノが咲き、湖畔での花見も楽しめる。	③
6	藤尾神社の藤	藤の名所。社叢は特定植物群落に指定されている。また、本殿の脇の展望台からは瀬戸内海を一望できる。	③
7	香川県園芸総合センター	120 品種、約 200 本のハナウメが春の訪れを告げる。日本画のような力強さが特徴。	③
8	岩部八幡神社の大イチョウ	神社鳥居前の石段両側に 2 本並んでそびえる大銀杏。樹齢 400 年を超え、県の天然記念物に指定されている。	③
9	最明寺の萩	四国を代表するハギの名所である。境内には現在、宮城野萩、紅萩、姫萩、駒止萩、通天萩等 10 数種類、約 200 株のハギがある。ハギの花に埋もれた境内の美しさは抜群である。	③
10	田万ダム公園	春には桜、秋は紅葉を家族で楽しめる。	③

注）No.は、図 3-29に対応している。

出典：①「四国自然歩道」環境省HP
（https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/pick-up/long-trail/shikoku/）
②「香川のみどり百選」香川県HP（https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/shizen/select.html）
③「全国観光情報データベース」日本観光振興協会HP（https://www.japan47go.travel/ja）
④「生物多様性保全上重要な里地里山」環境省HP
（https://www.env.go.jp/nature/satoyama/37_kagawa/no37-1.html）

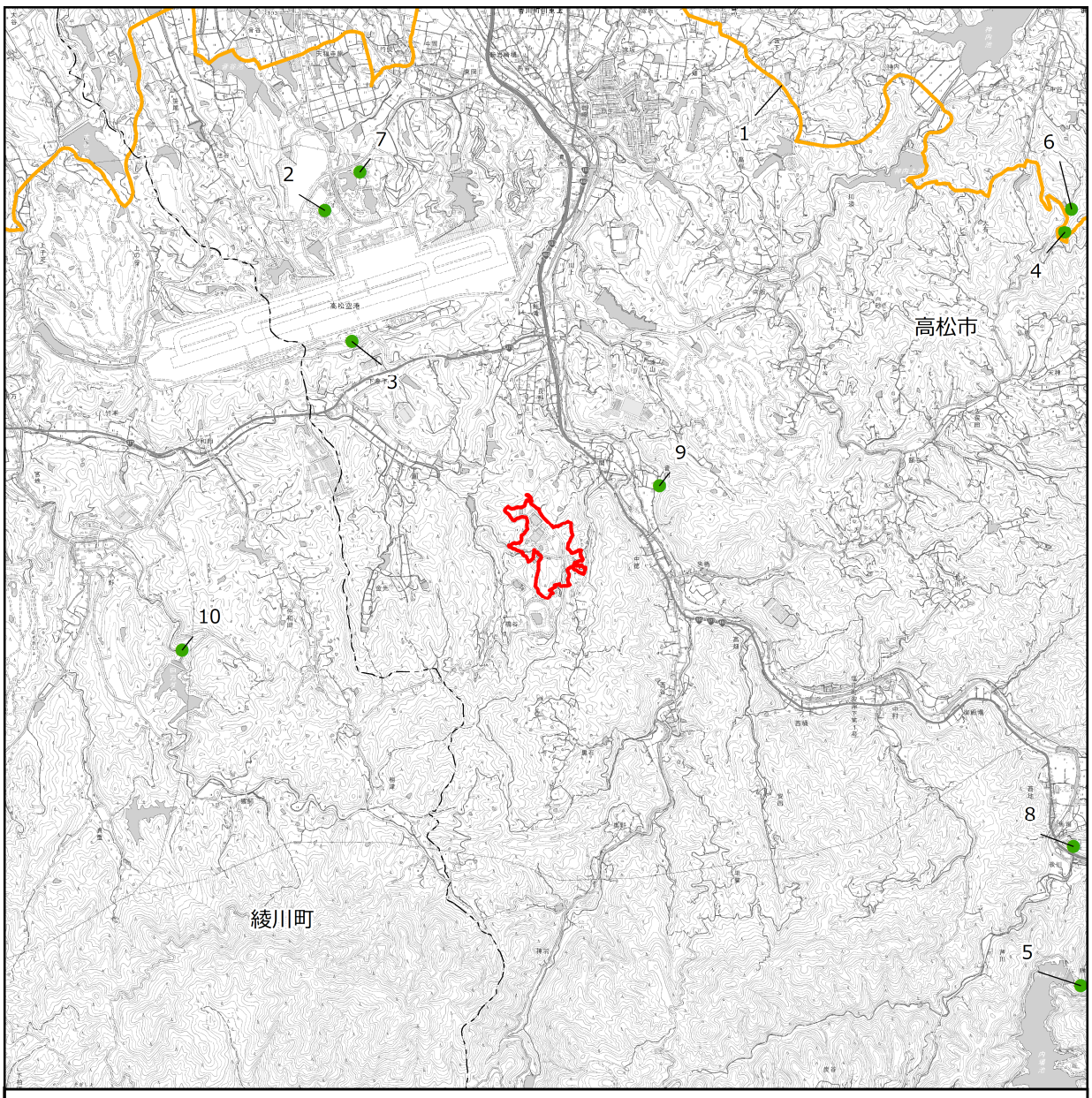

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

人と自然との触れ合いの活動の場

出典：「四国自然歩道」環境省HP
（https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/pick-up/long-trail/shikoku/）
「香川のみどり百選」香川県HP（https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/shizen/select.html）
「全国観光情報データベース」日本観光振興協会HP（https://www.japan47go.travel/ja）
「環境アセスメントデータベース」環境省HP（https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/）
「生物多様性保全上重要な里地里山」環境省HP
（https://www.env.go.jp/nature/satoyama/37_kagawa/no37-1.html）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-29　調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場位置図

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

調査区域に最も近い原子力規制委員会が設置するモニタリングポストとしては、対象事業実施区域の北約 17.2km に位置する環境保健研究センター（高松市）があり、大気中の放射線量の連続的な監視が行われている。環境保健研究センター（高松市）における大気中の放射線量の状況を表 3-42 に、大気中の放射線量測定位置図を図 3-30 に示す。

環境保健研究センター（高松市）では、いずれの年度も、除染を行う基準として環境省が示す「追加被ばく線量 1mSv/年」に相当する空間線量率 0.23μSv/h を下回っている。

表 3-42　環境保健研究センター（高松市）における大気中の放射線量の状況

単位：μSv/h

地点名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
環境保健研究センター（高松市）	0.052	0.052	0.050	0.050	0.050

出典：「香川県内の放射線量等の測定結果（令和6年度まで）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozen/taikiseikatu/kisei/kankyouhousyanou.html）

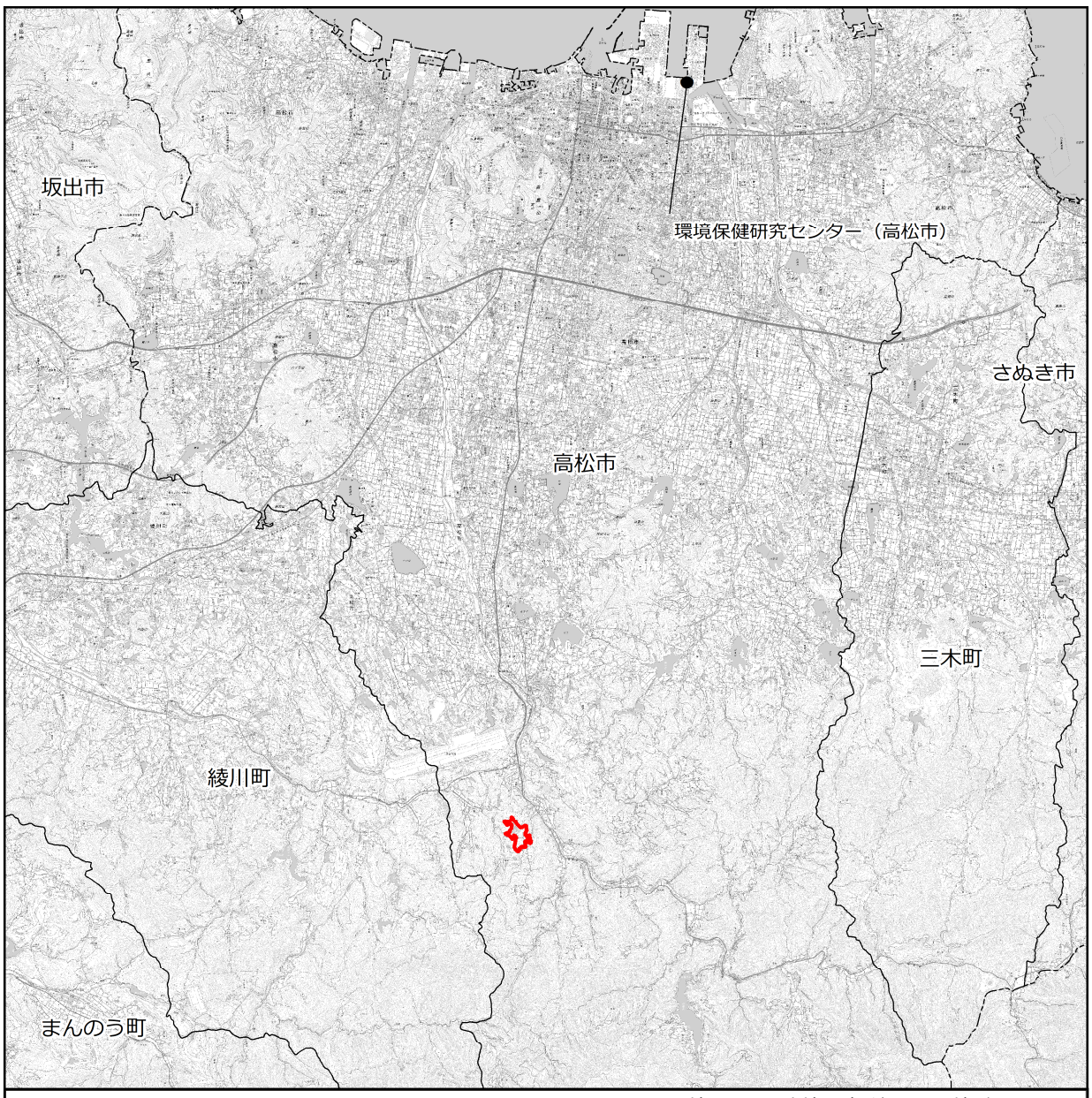

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

モニタリングポスト

出典：「香川県内の放射線量等の測定結果（令和6年度まで）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozen/taikiseikatu/kisei/kankyouhousyanou.html）

N

1:150,000

0 1 2 3 4 5 km

図 3-30　大気中の放射線量測定位置図

3.1.8 歴史的、文化的状況

(1) 指定文化財

調査区域の指定文化財は、県指定天然記念物の岩部八幡神社のイチョウや市指定有形文化財の藤尾八幡神社奉納鏡等6件、登録文化財は市登録文化財の城所山2号墳が１件あるが、対象事業実施区域にはない。

調査区域の指定文化財及び登録文化財一覧を表 3-43に、位置を図 3-31に示す。

表 3-43　調査区域の指定文化財及び登録文化財一覧

指定	種別	No.	名称	所在地	出典
県指定	天然記念物	1	岩部八幡神社のイチョウ	高松市塩江町安原上 692-1	①②
	無形民俗文化財	2	祇園座	高松市香川町東谷 2542-1	②
		3	綾南の親子獅子舞	香川県綾歌郡綾川町千疋 2052（春日神社）　他	③④
市指定	有形文化財	4	藤尾八幡神社奉納鏡	高松市西植田町 5969	②
	有形民俗文化財	5	祇園座衣装	高松市香川町東谷 2542-1	②
	史跡	6	神内家墓地石塔群	高松市西植田町	②
市登録	史跡	7	城所山２号墳	高松市香南町岡	②

注）No.は、図 3-31に対応している。

出典：①「香川の文化財一覧」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/shogaigakushu/bunkazai/culturalassets/culturalassets.html）

②「高松市内の指定文化財」高松市HP
（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/kosodate/bunka/bunkazai/shiteibunkazai/index.html）

③「国・県・市町指定等文化財」（綾川町提供資料）

④「AYAGAWA　綾川町公式ガイドブック」（綾川町HP）
（https://www.town.ayagawa.lg.jp/docs/2011071400277/）

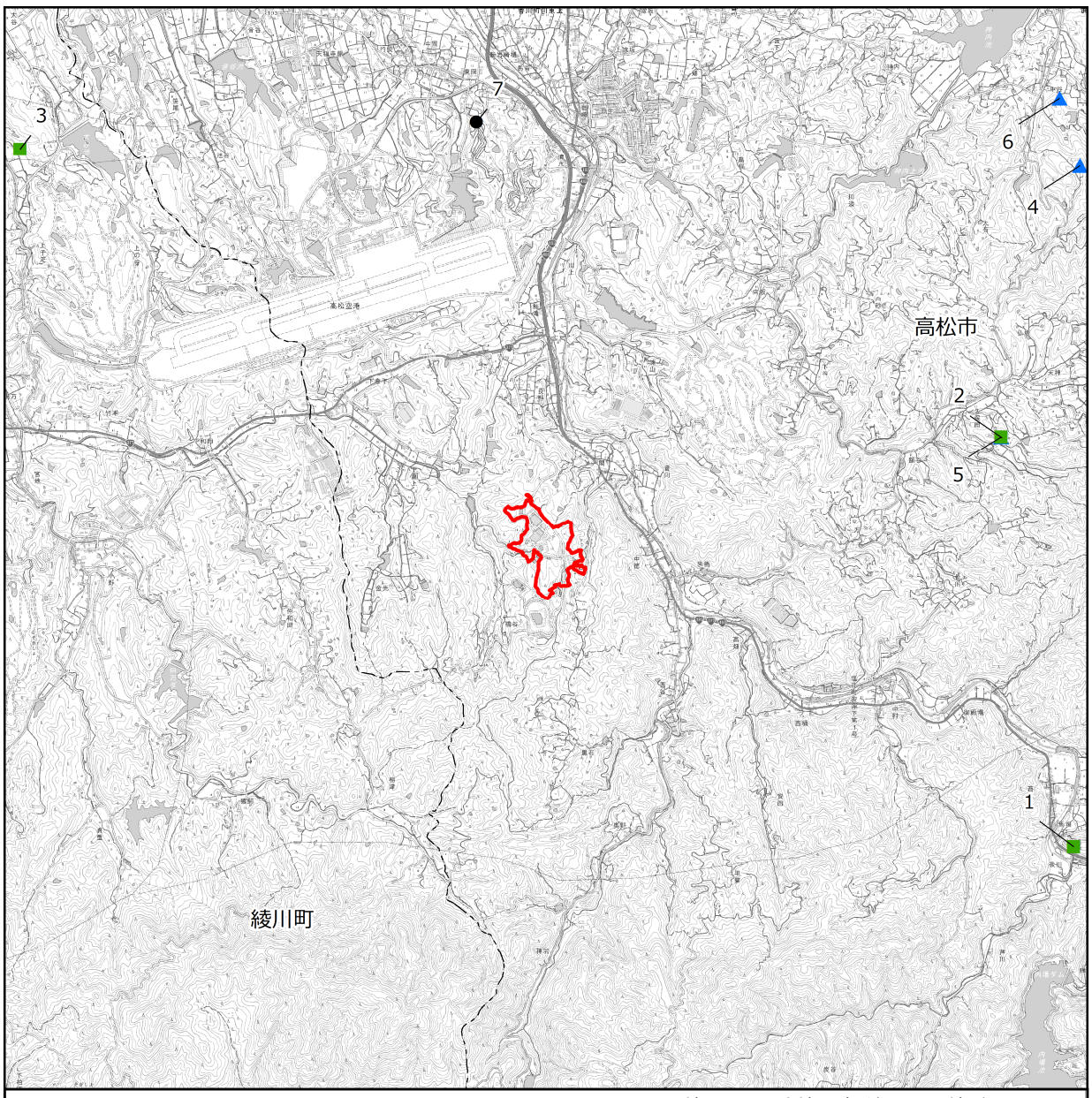

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 県指定
- 市指定
- 市登録

出典：「香川の文化財一覧」香川県HP
(https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/shogaigakushu/bunkazai/culturalassets/culturalassets.html)
「高松市内の指定文化財」高松市HP
(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/kosodate/bunka/bunkazai/shiteibunkazai/index.html)
「国・県・市町指定等文化財」（綾川町提供資料）
「AYAGAWA　綾川町公式ガイドブック」（綾川町HP）
(https://www.town.ayagawa.lg.jp/docs/2011071400277/)

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-31　調査区域の指定文化財及び登録文化財位置図

(2) 埋蔵文化包蔵地

調査区域には埋蔵文化財包蔵地が50件あるが、対象実施区域にはない。

調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧を表 3-44(1)～(2)に、位置を図 3-32に示す。

表 3-44(1) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	市町	遺跡番号	遺跡名
1	高松市	738	神内古墓
2		739	神内１号墳
3		740	神内２号墳
4		741	神内３号墳
5		742	神内城跡
6		1006	奥谷古墳
7		1008	西庄窯跡
8		1010	大坪古墳
9		1020	城所山１号墳
10		1021	城所山２号墳
11		1028	岡館跡
12		1034	池谷窯跡
13		1038	高野神社西の塚
14		1039	高野神社古墳
15		1040	七人塚の五輪塔
16		1041	奥谷の寺跡
17		1042	池谷遺跡
18		1044	奥谷遺跡
19		1048	音谷池東岸窯跡
20		1049	音谷池西岸遺跡
21		1050	岡清水遺跡
22		1060	吉広守五輪塔多宝塔
23		1070	経塚
24		1071	岐王山極楽寺
25		1072	道満塚
26		1073	鳥屋城跡
27		1078	好広城跡
28		1095	名称無し
29		1143	高畑遺跡
30		1144	音川遺跡
31		1145	内場城跡
32		1146	音川別荘跡
33		1147	神の前の塚
34		1148	安行塚
35		1149	寺内の塚
36		1150	川田氏屋敷跡
37		1151	岩部遺跡(松平家岩部別荘跡)
38		1155	－
39		1156	関城跡
40		1157	音川城跡
41		1159	西地遺跡

表 3-44(2) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	市町	遺跡番号	遺跡名
42	綾川町	314	若狭守の墓
43		315	馬塚
44		316	姫塚
45		341	西明寺裏遺跡
46		342	八代包含地
47		343	田中守塚
48		344	千夜塚
49		378	出晴遺跡
50		386	猿飼城跡(若狭城跡)

注）No.は、図 3-32に対応している。
出典：「香川県遺跡地図」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/shogaigakushu/bunkazai/maizouchizu.html）

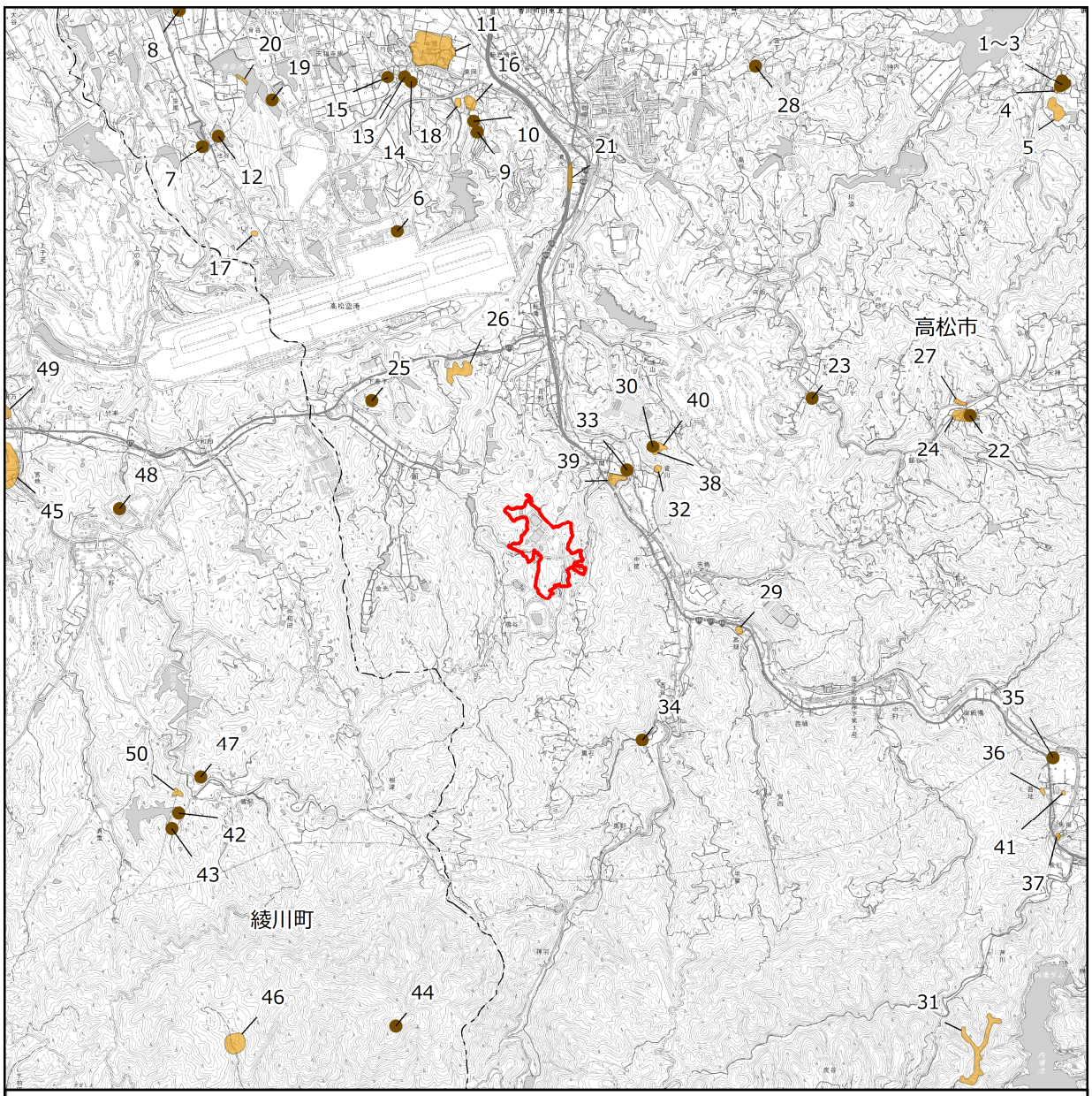

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

埋蔵文化財包蔵地

出典：「香川県遺跡地図」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/shogaigakushu/bunkazai/maizouchizu.html）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-32　調査区域の埋蔵文化財包蔵地位置図

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

1) 人口・世帯数・人口密度等

調査対象地域である高松市及び綾川町の人口・世帯数を表 3-45に、高松市及び綾川町の人口及び世帯数の推移を図 3-33に示す。

高松市の令和6年の人口・世帯数は、409,246人、192,386世帯、また、総面積に対する人口密度は1,089.8人/km^{2}となっている。綾川町の令和6年の人口・世帯数は、21,788人、8,997世帯、また、総面積に対する人口密度は198.5人/km^{2}となっている。

高松市、綾川町ともに令和2年以降の人口、世帯数の推移についてみると、人口は減少傾向、世帯数は横ばいで推移している。

表 3-45 調査対象地域（高松市、綾川町）の人口・世帯数

市町	年次	人口（人）	世帯数（世帯）	1世帯当たり人員（人）	人口密度（人/km^2）
高松市	令和２年	417,496	187,511	2.23	1,112.1
	令和３年	415,908	188,574	2.21	1,107.5
	令和４年	414,105	189,981	2.18	1,102.7
	令和５年	411,288	190,739	2.16	1,095.2
	令和６年	409,246	192,386	2.13	1,089.8
綾川町	令和２年	22,693	8,858	2.56	206.8
	令和３年	22,439	8,854	2.53	204.5
	令和４年	22,260	8,916	2.50	202.8
	令和５年	22,071	8,950	2.47	201.1
	令和６年	21,788	8,997	2.42	198.5

注1）各年10月1日現在。

注2）各年10月1日現在の総面積は、高松市で令和2年は375.42km^2、令和3年～令和6年は375.54km^2、綾川町で109.75km^{2}である。

出典：「香川県人口移動調査」香川県HP（https://www.pref.kagawa.lg.jp/tokei/jinko/jinkoido/index.html）
「全国都道府県市区町村別面積調」国土交通省国土地理院HP
（https://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO-title.htm）

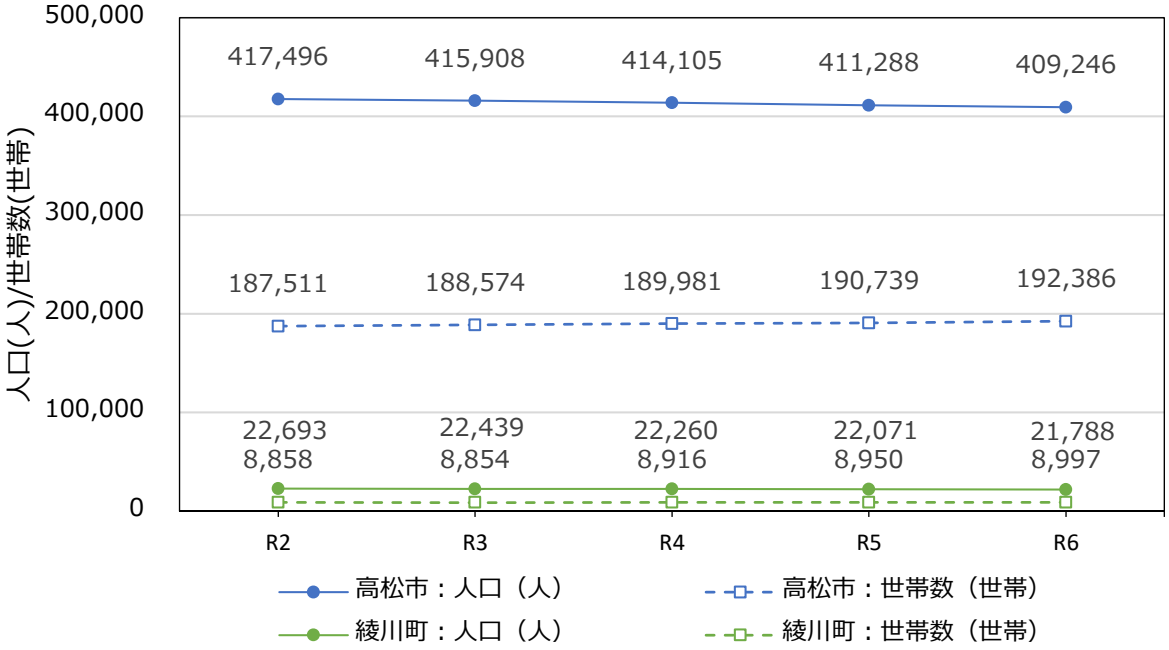

出典：「香川県人口移動調査」香川県HP（https://www.pref.kagawa.lg.jp/tokei/jinko/jinkoido/index.html）

図 3-33　調査対象地域（高松市、綾川町）の人口及び世帯数の推移

(2) 産業の状況

1) 産業の構造

調査対象地域である高松市及び綾川町の産業別人口を表 3-46に示す。

令和6年の産業別人口の構成比は、高松市では第1次産業が0.38%、第2次産業が16.40%、第3次産業が83.22%、綾川町では第1次産業が3.25%、第2次産業が32.83%、第3次産業が63.92%となっており、高松市、綾川町ともに第3次産業が最も多くなっている。

表 3-46 調査対象地域（高松市、綾川町）の産業別人口(令和 6 年)

産業分類		高松市		綾川町	
		事業所数（事業所）	従業者数（人）	事業所数（事業所）	従業者数（人）
第 1 次産業	農業、林業、漁業	112	726	31	305
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	10	37	－	－
	建設業	1,490	13,908	72	625
	製造業	902	17,685	70	2,452
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	91	2,395	2	17
	情報通信業	315	5,410	4	16
	運輸業、郵便業	426	9,663	32	591
	卸売業、小売業	4,217	42,553	187	1,765
	金融業、保険業	414	6,497	6	53
	不動産業、物品賃貸業	1,257	5,840	15	192
	学術研究、専門・技術サービス業	920	6,581	15	104
	宿泊業、飲食サービス業	1,329	15,126	64	759
	生活関連サービス業、娯楽業	823	7,062	34	311
	教育、学習支援業	459	6,105	15	62
	医療、福祉	1,513	28,996	49	1,575
	複合サービス事業	115	2,027	11	123
	サービス業（他に分類されないもの）	1,521	22,249	51	423
第 1 次産業		112	726 (0.38%)	31	305 (3.25%)
第 2 次産業		2,402	31,630 (16.40%)	142	3,077 (32.83%)
第 3 次産業		13,400	160,504 (83.22%)	485	5,911 (63.92%)
全産業		15,914	192,860 (100.00%)	658	9,373 (100.00%)

注1）令和6年6月1日現在の実績を示す。
注2）割合は資料を基に算出した。四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。
注3）民営事業所について産業分類別の従業者数の推移を掲げたものである。
注4）「雇用者のいない個人経営の事業所」は調査対象外である。
注5）「－」は該当数字がないもの及び分母が０のため計算できないものである。
出典：「令和6年　経済センサス基礎調査　甲調査速報集計（事業所に関する集計）」総務省統計局HP
（https://www.e-stat.go.jp/）

2) 農業

調査対象地域である高松市及び綾川町の組織形態別農業経営体数を表 3-47に、経営耕地面積を表 3-48に、経営耕地面積の構成比を図 3-34に示す。

高松市の農業経営体数は3,700経営体で香川県全体の約22%、綾川町の農業経営体数は1,083経営体で香川県全体の約6.6%を占めている。

経営耕地面積の構成比は、高松市、綾川町ともに田の面積割合が高い。

表 3-47 調査対象地域（高松市、綾川町）の組織形態別農業経営体数(令和 2 年)

単位：経営体

県市町名	合計	農業経営体						
		法人化している				地方公共団体・財産区	法人化していない	
		農業組合法人	会社	各種団体	その他の法人			個人経営体
高松市	3,700	14	40	7	1	－	3,638	3,632
綾川町	1,083	14	13	4	－	－	1,052	1,051
香川県	16,459	131	228	28	5	－	16,067	16,023

注1）令和2年2月1日現在。

注2）「－」は調査を行ったが事実のないもの。

注3）農業経営体とは、①経営耕地面積が30ａ以上の規模の農業、②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が農業経営体の外形基準以上の農業、③農作業の受託の事業のいずれかに該当する事業をいう。

出典：「2020年農林業センサス結果　確報（都道府県別統計書　香川県）」総務省統計局HP（https://www.e-stat.go.jp/）

表 3-48　調査対象地域（高松市、綾川町）の経営耕地面積（令和２年）

市町	項目	総面積	田	畑	樹園地
高松市	総数(ha)	3,364	2,888	241	236
	構成比(%)	(100.00)	(85.85)	(7.16)	(7.02)
綾川町	総数(ha)	1,196	1,105	53	38
	構成比(%)	(100.00)	(92.39)	(4.43)	(3.18)
香川県	総数(ha)	17,662	14,919	1,521	1,221
	構成比(%)	(100.00)	(84.47)	(8.61)	(6.91)

注1）令和2年2月1日現在。
注2）四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。
注3）樹園地とは、木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。
出典：「2020年農林業センサス結果　確報（都道府県別統計書　香川県）」総務省統計局HP
（https://www.e-stat.go.jp/）

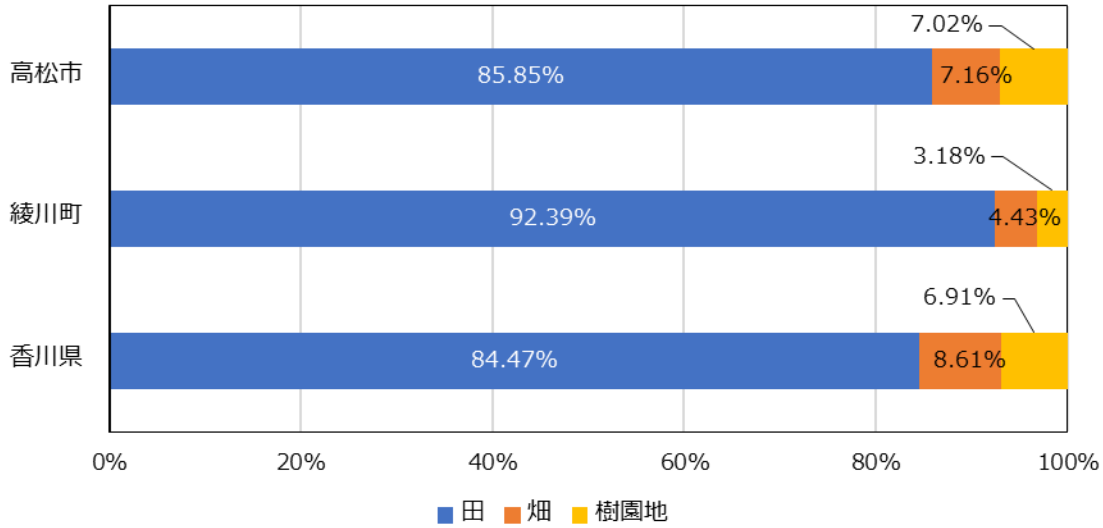

出典：「2020年農林業センサス結果　確報（都道府県別統計書　香川県）」総務省統計局HP
（https://www.e-stat.go.jp/）

図 3-34　調査対象地域（高松市、綾川町）の経営耕地面積の構成比（令和２年）

3) 工業

調査対象地域である高松市及び綾川町の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を表 3-49に、令和6年の産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等を表 3-50に示す。

令和6年の高松市の事業所数は799事業所、従業者数は17,118人、製造品出荷額等は47,158,686万円で、綾川町の事業所数は54事業所、従業者数は2,540人、製造品出荷額等は7,307,739万円となっている。

高松市の産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（令和6年）をみると、事業所数及び従業者数は食料品が最も多く、製造品出荷額等は電気機械が最も多い。

表 3-49 調査対象地域（高松市、綾川町）の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

県市町	年次	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
高松市	令和２年	496	16,170	37,131,277
	令和３年	550	15,326	39,268,057
	令和４年	806	17,375	43,588,121
	令和５年	803	17,121	45,862,323
	令和６年	799	17,118	47,158,686
綾川町	令和２年	47	2,364	7,044,129
	令和３年	43	2,255	6,382,545
	令和４年	51	2,296	5,900,959
	令和５年	54	2,526	6,335,758
	令和６年	54	2,540	7,307,739
香川県	令和２年	1,774	70,080	271,158,324
	令和３年	1,851	68,820	252,896,630
	令和４年	2,359	72,212	280,139,214
	令和５年	2,362	71,636	307,295,543
	令和６年	2,354	72,409	308,076,857

注1）各年6月1日現在。
注2）製造品出荷額等などの経理事項については各調査年前年の1月から12月までの実績を調査している。
注3）令和2年～令和3年は、従業者4人以上の事業所を対象としている。
注4）令和4年～令和6年は、個人経営を除く全ての事業所を対象としている。
出典：「香川県の工業（令和2年～令和3年版）確報」香川県政策部統計調査課
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/tokei/shoko/kogyo/index.html）
「（2022年～2024年）経済構造実態調査　製造業事業所調査」
（https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kkj/seizo_result.html）

表 3-50　調査対象地域（高松市、綾川町）の産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（令和６年）

産業中分類	高松市			綾川町		
	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
総数	799	17,118	47,158,686	54	2,540	7,307,739
食料品	111	2,996	5,494,669	－	－	－
飲料・飼料	6	80	490,131	－	－	－
繊維工業	35	573	716,125	－	－	－
木材・木製品	21	218	390,739	－	－	－
家具・装備品	56	321	367,492	－	－	－
パルプ・紙	10	204	882,675	－	－	－
印刷	64	1,618	2,765,839	－	－	－
化学工業	17	415	1,073,222	－	－	－
石油・石炭	2	13	X	－	－	－
プラスチック	26	374	870,375	－	－	－
ゴム製品	2	27	X	－	－	－
皮革	4	59	114191	－	－	－
窯業・土石	95	700	1,421,717	－	－	－
鉄鋼業	18	302	806,424	－	－	－
非鉄金属	2	186	X	－	－	－
金属製品	109	1,814	4,802,050	－	－	－
はん用機械	43	607	1,715,193	－	－	－
生産用機械	48	994	4,445,273	－	－	－
業務用機械	13	405	803,126	－	－	－
電子・デバイス	5	1,724	2,362,003	－	－	－
電気機械	35	1,994	9,383,694	－	－	－
情報通信機械	－	－	－	－	－	－
輸送機械	34	1094	7,240,530	－	－	－
その他	43	400	571,338	－	－	－

注1）事業所数、従業者数は令和6年6月1日現在、製造品出荷額等は令和5年1月から12月までの実績を示す。
注2）表中の“X”は該当数値の公表をさし控えたものを示す。
注3）表中の“－”は該当数字がないことを示す。
注4）個人経営を除く全ての事業所を対象としている。
出典：「2024年経済構造実態調査　製造業事業所調査」
（https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kkj/seizo_result.html）

4) 商業

調査対象地域である高松市及び綾川町の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移を表 3-51に、業種別状況（令和3年）を表 3-52に示す。

高松市、綾川町及び香川県の事業所数、年間商品販売額は平成28年に一旦増加したが、令和3年には減少している。また、従業者数は経年的に増加している。

業種別状況（令和3年）をみると、年間商品販売額が最も多いのは、卸売業では高松市が機械器具卸売業、小売業では高松市、綾川町ともに飲食料品小売業である。

表 3-51 調査対象地域（高松市、綾川町）の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

市町	年次	事業所数（事業所）	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）
高松市	平成 24 年	4,529	36,097	2,069,670
	平成 28 年	4,862	40,595	2,397,282
	令和 3 年	4,632	41,375	2,168,308
綾川町	平成 24 年	240	1,699	51,751
	平成 28 年	253	1,916	68,971
	令和 3 年	230	1,986	68,810
香川県	平成 24 年	10,287	69,900	3,076,517
	平成 28 年	10,440	76,729	3,492,286
	令和 3 年	9,851	77,655	3,251,485

注1）平成24年は2月1日現在。平成28年及び令和3年は6月1日現在。
注2）年間商品販売額については、各調査年前年の1月から12月までの実績を調査している。
出典：「平成24、28年、令和3年経済センサス活動調査　産業別集計（卸売業,小売業）」総務省統計局HP
（https://www.e-stat.go.jp/）

表 3-52　調査対象地域（高松市、綾川町）の業種別状況（令和３年）

産業中分類		高松市			綾川町		
		事業所数（事業所）	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）	事業所数（事業所）	従業者数（人）	年間商品販売額（万円）
卸売業	総数	1,741	15,537	1,556,738	35	436	39,756
	各種商品卸売業	14	216	X	…	…	…
	繊維・衣服等卸売業	42	242	8,571	…	…	…
	飲食料品卸売業	255	2,758	340,360	…	…	…
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	390	3,031	431,975	…	…	…
	機械器具卸売業	634	5,956	473,393	…	…	…
	その他の卸売業	406	3,334	X	…	…	…
小売業	総数	2,891	25,838	611,570	195	1,550	29,054
	各種商品小売業	11	1,016	29,728	2	292	X
	織物・衣服身の回り品小売業	428	2,183	37,753	45	189	3,133
	飲食料品小売業	685	10,128	162,879	46	460	4,824
	機械器具小売業	452	3,567	129,424	16	120	2,982
	その他の小売業	1,127	7,510	141,275	80	448	X
	無店舗小売業	188	1,434	110,510	6	41	1,943

注1）令和3年6月1日現在。
注2）表中の“…”は資料なし（未調査を含む）又は理論上数字が存在しないものを示す。
注3）表中の“X”は集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて“X”とした。
出典：「令和3年経済センサス活動調査　産業別集計（卸売業、小売業）」総務省統計局HP
（https://www.e-stat.go.jp/）

3.2.2 土地利用の状況

(1) 現在の土地利用

調査対象地域である高松市及び綾川町の令和5年の地目別民有地面積を表 3-53に、地目別民有地面積の構成比を図 3-35に示す。

高松市、綾川町ともに山林、田及び宅地が多くを占める。

表 3-53 調査対象地域（高松市、綾川町）の地目別民有地面積（令和 5 年）

地目＼市町名	高松市		綾川町	
	面積(m^2)	構成比(%)	面積(m^2)	構成比(%)
田	55,414,947	22.57	19,727,281	28.19
畑	20,267,531	8.25	2,930,656	4.19
宅地	60,435,813	24.61	6,903,568	9.86
山林	97,131,582	39.55	34,532,585	49.35
鉱泉地	3	0.00	–	–
牧場	18,836	0.01	–	–
原野	522,857	0.21	2,234,584	3.19
池沼	102,192	0.04	21,157	0.03
雑種地	11,684,793	4.76	3,630,961	5.19
計	245,578,554	100	69,980,792	100

注1）令和5年1月1日現在。
注2）市町の土地課税台帳及び補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地を除く。
注3）四捨五入の関係上、構成比の合計が100%にならない場合がある。
注4）表中の“－”は該当数字がないことを示す。
出典：「統計年鑑（令和6年刊行）（市町別地目別民有地面積）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/tokei/sogo/nenkan.html）

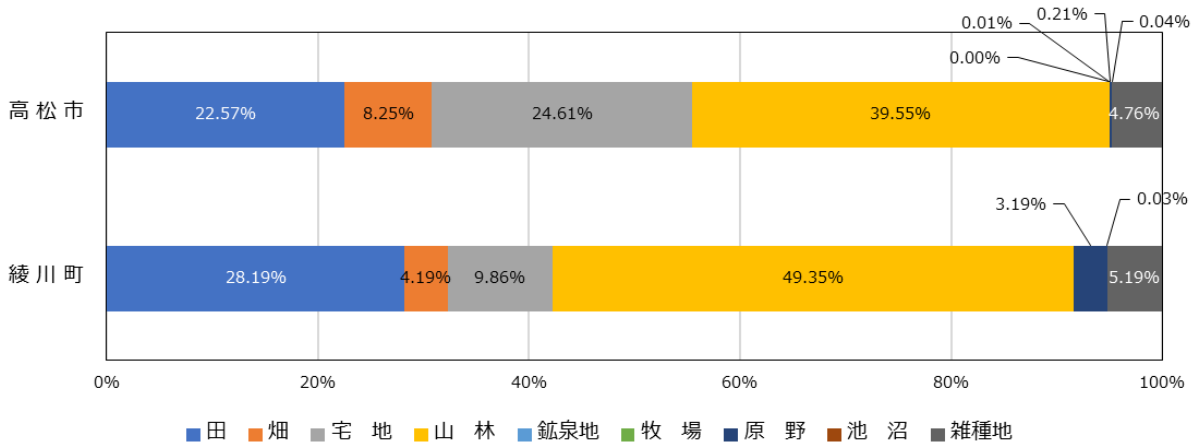

出典：「統計年鑑（令和6年刊行）（市町別地目別民有地面積）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/tokei/sogo/nenkan.html）

図 3-35 調査対象地域（高松市、綾川町）の地目別民有地面積の構成比（令和 5 年）

(2) 土地利用規制

1) 用途地域の指定状況

調査対象地域である高松市及び綾川町の「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）に基づく用途地域の状況を表 3-54に、調査区域における用途地域の状況を図 3-36に、高松市の特定用途制限地域の概要を表 3-55に示す。

高松市では24,044haが都市計画区域に指定され、都市計画区域のうち約6,490haに用途地域が設定されている。また、都市計画区域のうち、用途白地地域を除いた用途地域の指定のない地域を特定用途制限地域として建築物、その他の工作物の用途を制限している。また、綾川町では3,847haが都市計画区域に指定され、都市計画区域のうち約110haに用途地域が設定されている。

調査区域には、高松市の用途地域が存在するが、対象事業実施区域にはない。

表 3-54 調査対象地域（高松市、綾川町）の用途地域の状況

区分			高松市		綾川町	
			面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域			24,044	100	3,847	100
	用途地域		約 6,490	27.0	約 110	2.9
		第一種低層住居専用地域	約 887	3.7	–	–
		第二種低層住居専用地域	約 150	0.6	約 19	0.5
		第一種中高層住居専用地域	約 941	3.9	–	–
		第二種中高層住居専用地域	約 440	1.8	約 21	0.5
		第一種住居地域	約 1,300	5.4	約 22	0.6
		第二種住居地域	約 438	1.8	–	–
		準住居地域	約 94	0.4	約 6.5	0.2
		近隣商業地域	約 442	1.8	約 21	0.5
		商業地域	約 265.4	1.1	約 21	0.5
		準工業地域	約 1,162	4.8	–	–
		工業地域	約 213	0.9	–	–
		工業専用地域	約 158	0.7	–	–
	特定用途制限地域		約 14,499	60.3	–	–
		幹線沿道Ⅰ型[注3)]	約 476	2.0	–	–
		幹線沿道Ⅱ型[注3)]	約 467	1.9	–	–
		幹線沿道地域以外	約 13,556	56.4	–	–
	その他		約 3,055	12.7	約 3,737	97.1

注1）高松市は令和7年4月1日現在。綾川町は令和5年8月8日現在。
注2）四捨五入の関係上、構成比の合計が100%にならない場合がある。
注3）令和2年7月27日に特定用途制限地域の見直しにより新設された。
注4）表中の“－”は該当数字がないことを示す。
注5）高松市のうち、準工業地域の全域が特別用途地区として大規模集客施設制限地区が指定されている。
出典：「令和7年度版　市政概況（都市整備）」高松市
（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shigikai/gikaihakkoubutu.html）
「都市計画について」綾川町HP（https://www.town.ayagawa.lg.jp/docs/2017113000047/）

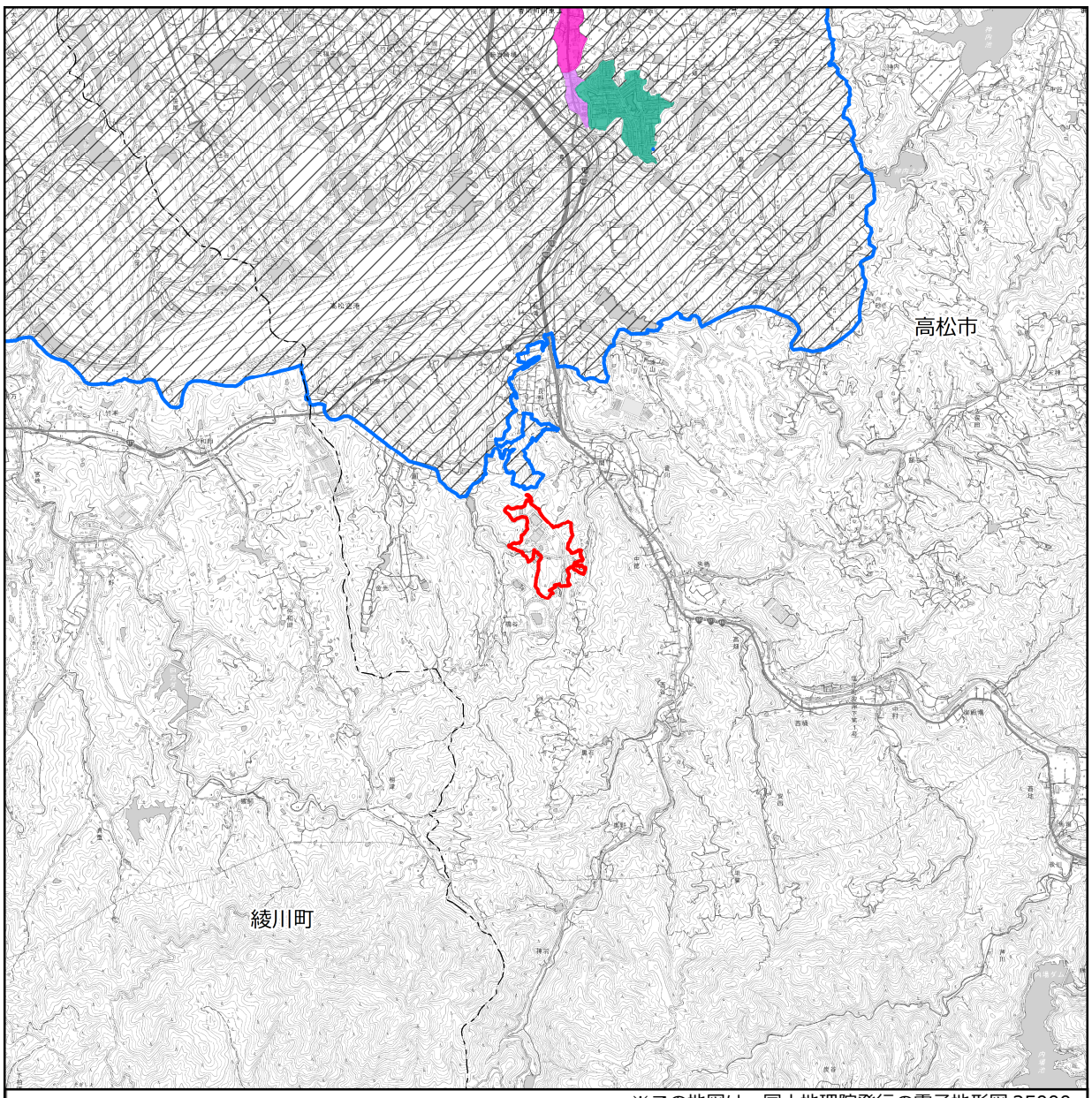

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 都市計画区域
- 用途白地地域
- 第１種低層住居専用地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域

出典：「高松市都市計画課資料」（令和7年10月）
「香川県都市計画図」（令和４年3月、香川県土木部都市計画課、
https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/13141/kagawanotoshikeikaku_map.pdf）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-36　調査区域における用途地域等の状況

表 3-55　高松市の特定用途制限地域の概要

特定用途制限地域の種類	制限すべき特定の建築物の用途の概要
幹線沿道Ⅰ型	・一定規模(3,000m^2)を超える店舗、事務所等 ・大学、高等専門学校等 ・一定規模（20 床）以上の病院 ・一定規模（600m^2）を超える老人福祉センター、児童厚生施設等 ・自動車教習所 ・危険性や環境を悪化させる恐れがある工場、危険物の貯蔵・処理の用に供する施設等 ・一定規模(3,000m^2)を超えるホテル、旅館等及び劇場、映画館、パチンコ屋等 ・風俗施設
幹線沿道Ⅱ型	・一定規模(1,500m^2)を超える店舗等 ・一定規模(3,000m^2)を超える事務所等 ・大学、高等専門学校等 ・一定規模（20 床）以上の病院 ・一定規模（600m^2）を超える老人福祉センター、児童厚生施設等 ・自動車教習所 ・危険性や環境を悪化させる恐れがある工場、危険物の貯蔵・処理の用に供する施設等 ・一定規模(3,000m^2)を超えるホテル、旅館等及び劇場、映画館、パチンコ屋等 ・風俗施設
一般・環境保全型	・一定規模(500m^2)を超える店舗、事務所等 ・大学、高等専門学校等 ・一定規模（20 床）以上の病院 ・一定規模（600m^2）を超える老人福祉センター、児童厚生施設等 ・自動車教習所 ・危険性や環境を悪化させる恐れがある工場、危険物の貯蔵・処理の用に供する施設等 ・ホテル、旅館、劇場、映画館、パチンコ屋等 ・風俗施設

出典：「令和7年度版　市政概況（都市整備）」高松市
（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shigikai/gikaihakkoubutu.html）

2) 風致地区

都市の風致を維持するため定める地区で、高松市では条例により、建築や宅地の造成、水面の埋め立てや木竹の伐採等に規制が行われている。調査区域及び対象事業実施区域には、風致地区は指定されていない。

(3) 土地利用計画

調査対象地域である高松市及び綾川町の土地利用計画については、高松市都市計画マスタープラン（平成20年12月策定、令和7年6月改定、高松市）や綾川町都市計画マスタープラン（令和5年3月、綾川町）がある。

高松市都市計画マスタープランでは、計画の構成として全体構想と地域別構想があり、地域別構想では地域の現況と特性を踏まえ、地域づくりに関する課題から地域別のまちづくり方針を示している。調査区域の一部は、南部地域に区分される。また、対象事業実施区域は都市計画区域外であるが、南部地域に隣接しており（図3-37参照）、南部地域の地域構想は、地域づくりの理念である「うるおいの環境が迎えるエアポートタウン」のもと、まちづくりの基本目標と方針を定めている。

対象事業実施区域は南部地域の交通拠点である高松空港やスポーツ・レクリエーション拠点であるさぬきこどもの国に隣接し、広域連携軸である一般国道377号、一般国道193号が近くを走る位置にある。

綾川町は、南部には山林が広がり、北部には小山に囲まれた起伏の多い丘陵地が形成されている。綾川町都市計画マスタープランでは、計画の構成として全体構想と地域別構想があり、調査地区は昭和地域と綾上地域に区分されている。昭和地域は「緑豊かな丘陵地のもと、コミュニティが広がるまち」のもと、地域南部に広がるまとまった緑を有する丘陵地を保全しつつ、地域のコミュニティをより一層深め、地域の人々がお互いに協力し合うまちを目指している。また、綾上地域は「豊かな緑と水を活かし、生活と交流が共存するまち」のもと、豊かな自然空間の保全・活用を図りながら、高速インターネット環境等の活用による生活機能の維持や交流機能の創出を図り、生活と交流が共存するまちを目指している。

出典：「高松市都市計画マスタープラン（平成20年12月策定、令和7年6月改定）」高松市（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/shinotorikumi/keikaku/toshi_master/about.html）

図 3-37　高松市都市計画マスタープランにおける地域区分と対象事業実施区域の位置関係

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 水面利用、その他の水利用の状況

調査区域は香川県の南部に位置し、二級河川の香東川をはじめ、二級河川本津川や綾川水系の田万川等、讃岐山脈を源にした、河床勾配が急峻で流路延長が短い河川が流れている。

対象事業実施区域の東側を南北に流れる香東川は、流路延長33.0km、流域面積約113.2km^{2}の二級河川であり、その流域は高松市をはじめとする中讃地域における社会、経済、文化の基盤をなすとともに多様な自然環境を有している。また上流域で合流する内場川には、香東川の治水安全度の向上、流域における水不足の解消、水道用水の補給を目的とした内場ダムが存在している。対象事業実施区域の西側には綾川水系の田万川が南北に流れ、本川綾川に合流する流域面積18.2km^2、流路延長9.0kmの二級河川である。また、田万川には綾川の洪水調節や既得用水の補給、河川環境の保全等を目的とした田万ダムが存在している。

香川県では温和な気候と比較的平坦な土地に恵まれ、古くから水田の開発が進んでいたため、かんがい用に多くの水を必要とした。一方、降雨が少なく大きな河川がないため、ため池を築き、降った雨を貯めて必要なときにこれを使用するという手段を講じた結果、現在も1万2千余りのため池を有し、その総貯水量は約1億4千万m^{3}にのぼる。調査区域には、神内池や永富池、奥谷池等のため池のほか、広範囲に多数の小規模なため池がみられる。

調査区域を流れる河川及びため池・ダムの位置を図 3-38 に示す。

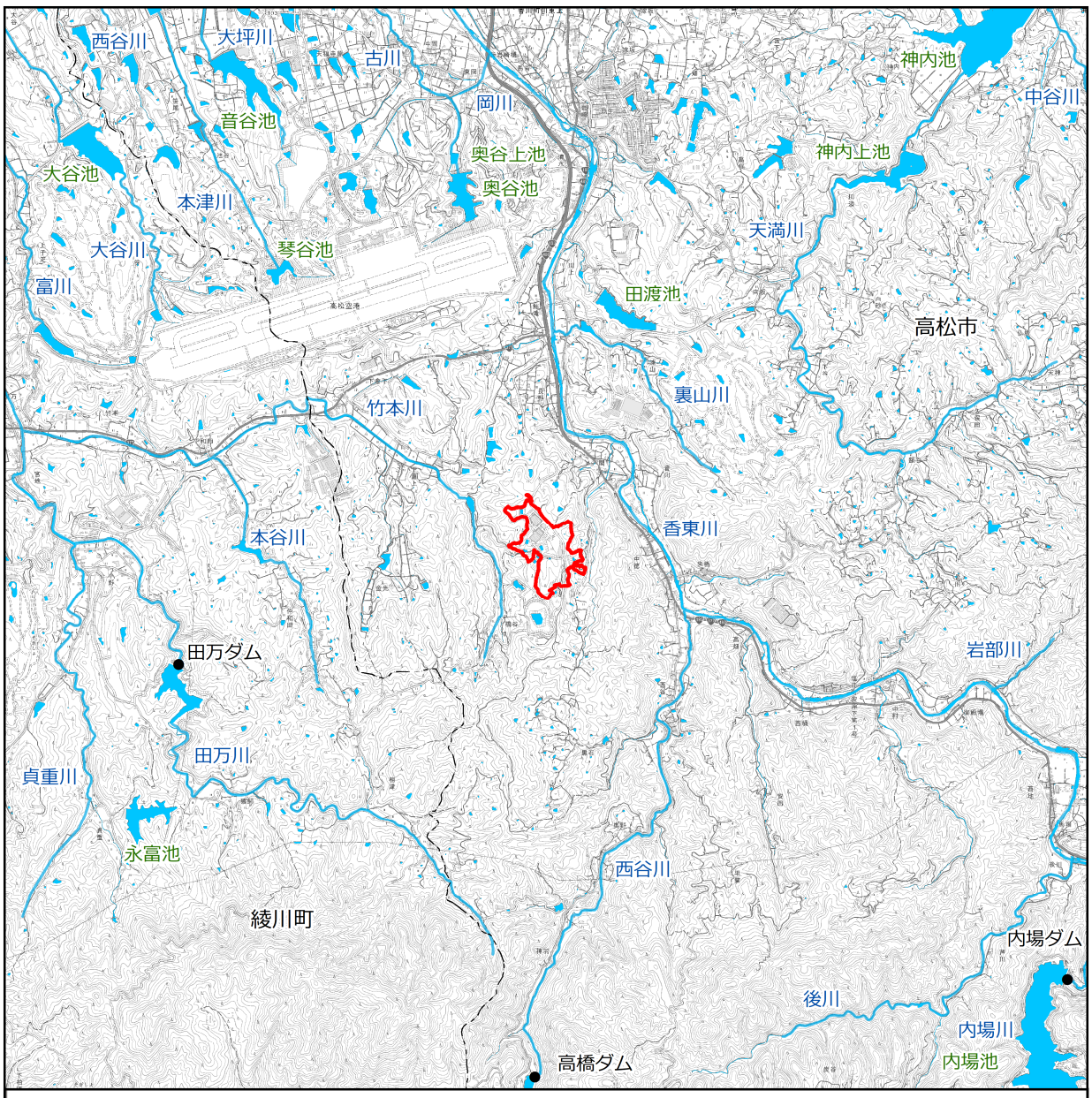

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 主要な河川 、湖沼
- ダム

出典：「基盤地図情報ダウンロードサービス（水域データ）」国土交通省国土地理院HP
（https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php）
「国土数値情報（土地利用データ）」国土交通省HP（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-38　調査区域を流れる河川及びため池・ダムの位置図

(2) 地下水

香川県の用途別の地下水の利用比率（平成18年度）は、水道用水20.1%、工業用水47.5%、農業用水7.8%となっている。香川県の用途別水源構成比（平成18年度）を図 3-39に示す。

地下水は、水質が比較的安定しており、水温の変化が少なく、大規模な取水施設等を必要としないことから、良質で安価な水源として利用されている。

香川県では、高度成長期に一部地域で地下水障害が発生するほどの過剰な取水が行われたことなどから、地下水利用の自主規制を行ってきたが、近年では工業用水道の普及や経済成長の安定化に伴い、地下水の取水量も安定する傾向にある。ただし、農業用水としての地下水利用については、都市化の進展に伴う出水（湧水）の荒廃等により減少傾向にある。

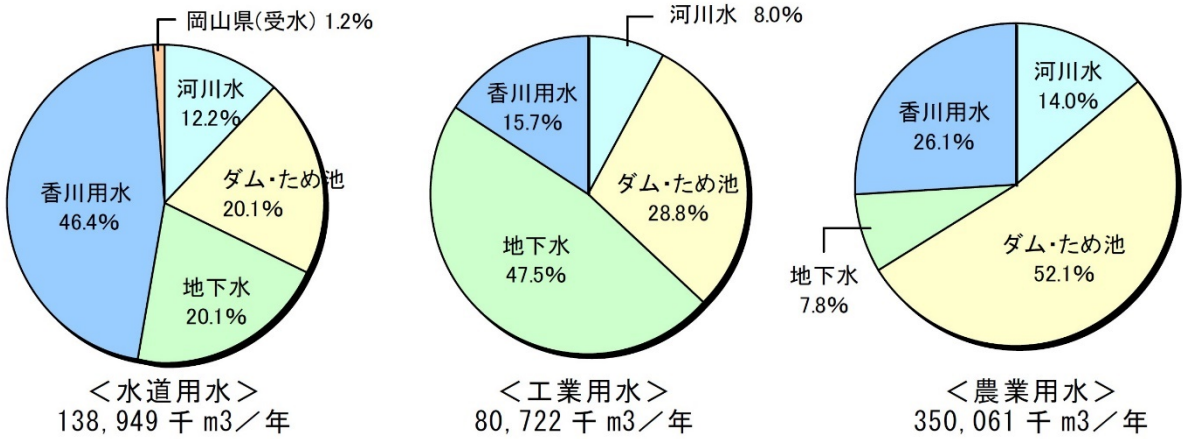

出典）「香川の水資源（平成23年10月）」香川県
(https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5847/sl5ik0151127113124_f03_2.pdf)

図 3-39 用途別水源構成比（平成 18 年度）

(3) 香川用水

香川用水は、吉野川水系の水資源の有効利用を目指す、吉野川総合開発計画の一環として計画されたもので、香川県内の山間部及び島嶼部を除くほぼ全域に、農業用水、水道用水、工業用水を供給する目的で建設された。

その水源として吉野川上流に建設された早明浦ダムによって新たに開発された年間水量8億6,300万m^3のうち、2億4,700万m^3の水が、徳島県三好市池田町に建設された池田ダムから、讃岐山脈を貫く8kmの導水トンネルで香川県三豊市財田町に導かれ、そこから東西に延びる幹線水路によって香川県内各所へ送水され、農業用水、水道用水や工業用水として利用されている。平成18年度における香川用水の使用量は、水道用水が年間64,423千m^3、工業用水が12,691千m^3、農業用水が91,331千m^3となっている。

香川県の用途別水源構成比（平成18年度）を図 3-39に、香川用水の主な供給先を図 3-40に、調査区域の香川用水の農業用水受益地（水田・畑地）を図 3-41に示す。

出典：「さぬきの大動脈香川用水のあらまし」独立行政法人水資源機構 香川用水管理所
（https://www.water.go.jp/yoshino/kagawa/pdf/panflet05.pdf）

図 3-40　香川用水の主な供給先

(4) 漁業権

調査区域及び対象事業実施区域には、漁業権の区域はない。

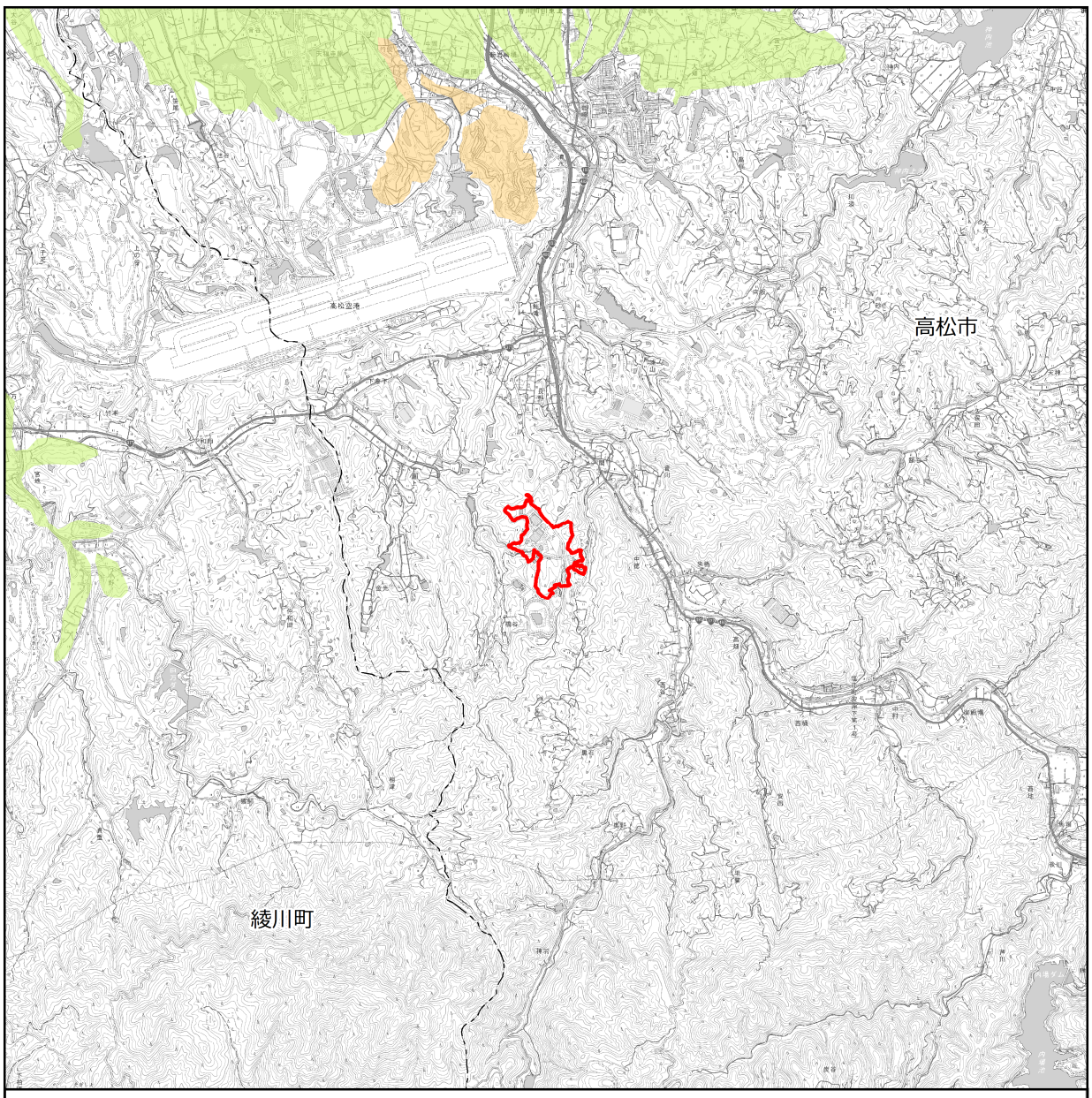

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 農業用水受益地（水田）
- 農業用水受益地（畑地）

出典：「香川用水事業平面図」独立行政法人水資源機構HP
（https://www.water.go.jp/yoshino/kagawa/pdf/panflet01_u.pdf）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-41　調査区域の香川用水の農業用水受益地（水田・畑地）

3.2.4 交通の状況

(1) 道路の状況

1) 自動車交通量調査

調査区域の自動車交通量調査結果を表 3-56に、主要な道路及び道路交通センサス位置図を図 3-42に示す。

調査区域の交通網は、対象事業実施区域の東側を一般国道193号が南北に、北側を一般国道377号が東西に延びて一般国道193号と交わる。このほか、調査区域の西側には主要地方道（県道）国分寺中通線、東側には一般県道枌所西中徳線及び主要地方道(県道)中徳三谷高松線が延びている。

調査区域の自動車交通量をみると、令和3年度における平日24時間の自動車交通量は、一般国道193号の区間番号「10680」で16,831台と最も多い。対象事業実施区域に最も近い区間は、一般国道193号の区間番号「10650」で、平日24時間の自動車交通量は7,045台となっている。

表 3-56 調査区域の自動車交通量調査結果(令和 3 年度)

単位：台

道路種別	路線番号	道路路線名	交通量調査単位区間番号注1)	観測地点名	昼間 12 時間自動車類交通量（7 時～19 時）			24 時間自動車類交通量		
					小型	大型	合計	小型	大型	合計
一般国道	193	一般国道 193 号	10640	－	*7,313*	*1,035*	*8,348*	*8,874*	*1,478*	*10,352*
			10650	－	*4,880*	*848*	*5,728*	*5,901*	*1,144*	*7,045*
			10680	－	*11,555*	*1,803*	*13,358*	*14,285*	*2,546*	*16,831*
	377	一般国道 377 号	10810	－	*1,782*	*1,243*	*3,025*	*2,359*	*1,422*	*3,781*
主要地方道	7	美馬塩江線	40230	－	*922*	*87*	*1,009*	*1,116*	*135*	*1,251*
	39	国分寺中通線	41380	－	*224*	*16*	*240*	*285*	*29*	*314*
			41390	－	*400*	*25*	*425*	*513*	*40*	*553*
	43	中徳三谷高松線	41460	－	*825*	*93*	*918*	*1,002*	*136*	*1,138*
	44	円座香南線	41570	高松市香南町 430-1 地先	2,250	310	2,560	2,747	427	3,174
			41580	－	*1,994*	*480*	*2,474*	*2,475*	*593*	*3,068*
			41590	－	*1,990*	*479*	*2,469*	*2,471*	*591*	*3,062*
	45	高松空港線	41630	高松市香南町岡 1225-1 地先	3,209	242	3,451	3,850	429	4,279
一般県道	165	東谷岩崎線	60680	－	*285*	*107*	*392*	*389*	*121*	*510*
	166	岩崎高松線	60690	－	*2,922*	*93*	*3,015*	*3,497*	*272*	*3,769*
	167	枌所西中徳線	60710	－	*239*	*28*	*267*	*306*	*38*	*344*
	174	千疋高松線	60840	－	*409*	*25*	*434*	*524*	*40*	*564*

注1）交通量調査単位区間番号は、図 3-42に対応している。

注2）“－”は出典に観測地点名の表記がないことを示す。

注3）“***斜体表示***”は推定した交通量を示す。

出典：「令和3年度　全国道路・街路交通情勢調査」国土交通省HP（https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/）

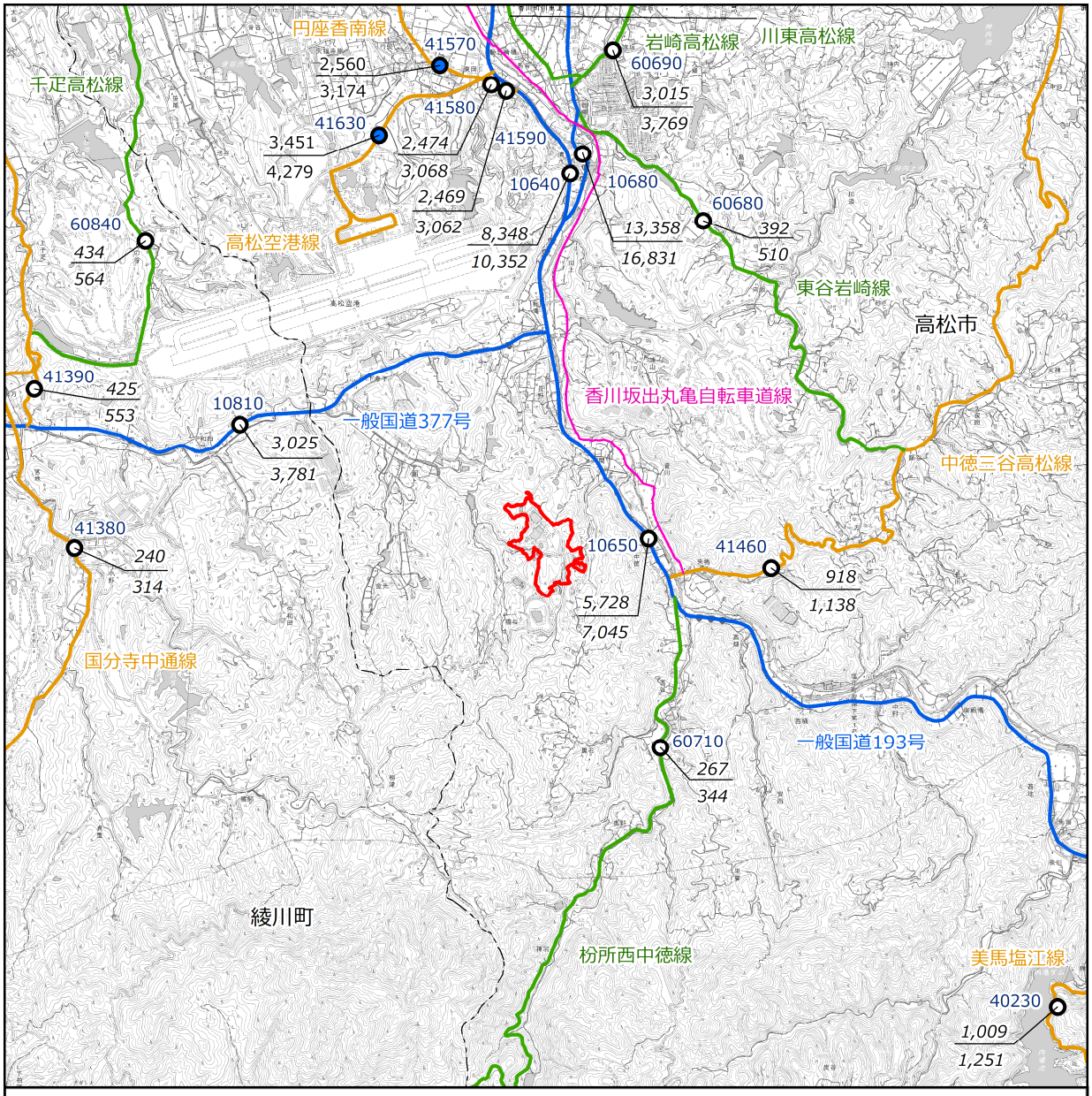

凡　例

- 対象事業実施区域
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 自転車道
- ● 道路交通センサス位置（ 観測 ）
- ○ 道路交通センサス位置（ 非観測 ）

注1）図中の青字は交通量調査単位区間番号を示す。
注2）引き出し線の上段は昼間12時間自動車類交通量（台）、下段は24時間自動車類交通量（台）を示す。
注3）“***斜体表示***”は推定した交通量を示す。
注4）道路・路線名は交通量調査時（令和3年度）のものを表示している。

出典：「令和3年度　全国道路・街路交通情勢調査」国土交通省HP
（https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/）
「高松土木事務所総合管内図」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/42326/kannaizu.pdf）
「中讃土木事務所総合管内図」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/13364/323_301130_ichi.pdf）

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図　3-42　調査区域の主要な道路及び道路交通センサス位置図(令和 3 年度)

2) 自動車台数

調査対象地域である高松市及び綾川町の車種別自動車保有台数を表 3-57に示す。自動車保有台数の総数をみると、令和5年の自動車台数は、高松市と綾川町ともに、乗用車の軽四輪車が最も多く、高松市は105,655台、綾川町は7,664台となっている。

表 3-57 調査対象地域（高松市、綾川町）の車種別自動車保有台数(令和 5 年)

単位：台

区分＼市町		高松市	綾川町
総数		317,577	22,122
貨物車	普通車	8,514	800
	小型車	14,659	901
	被けん引車	350	18
	軽自動車	30,650	3,761
乗合自動車	普通車	320	7
	小型車	320	31
乗用車	普通車	75,348	4,001
	小型車	69,748	4,088
	軽四輪車	105,655	7,664
特種（特殊）用車両		5,624	420
小型二輪車		6,389	431

注1）令和5年3月31日現在。
注2）軽二輪車を除く。
出典：「統計年鑑（令和6年刊行）（市町別自動車保有台数）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/tokei/sogo/nenkan.html）

(2) 鉄道の状況

調査区域及び対象事業実施区域には鉄道はない。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校等

調査区域に分布する学校等の一覧を表 3-58に、調査区域の学校等位置図を図 3-43に示す。

対象事業実施区域の北側に川東南保育所、南東側に塩江こども園や塩江小学校、塩江中学校がある。

表 3-58 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（学校等）一覧

No.	分類	名称	住所
1	保育所	高松市立川東南保育所	高松市香川町川内原 574-56
2	認定こども園	高松市立塩江こども園	高松市塩江町安原下第 1 号 887
3	小学校	高松市立塩江小学校	高松市塩江町安原上 231-1
4	中学校	高松市立塩江中学校	高松市塩江町安原上 231-1

注）No.は、図 3-43に対応している。

出典：「保育施設等一覧」高松市公式HP
（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/kosodate/youchien_hoiku/kodomoen/hoiku/ksoumu4.html）
「県内学校一覧」香川県教育委員会HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/kyoisomu/syokai/school/index.html）

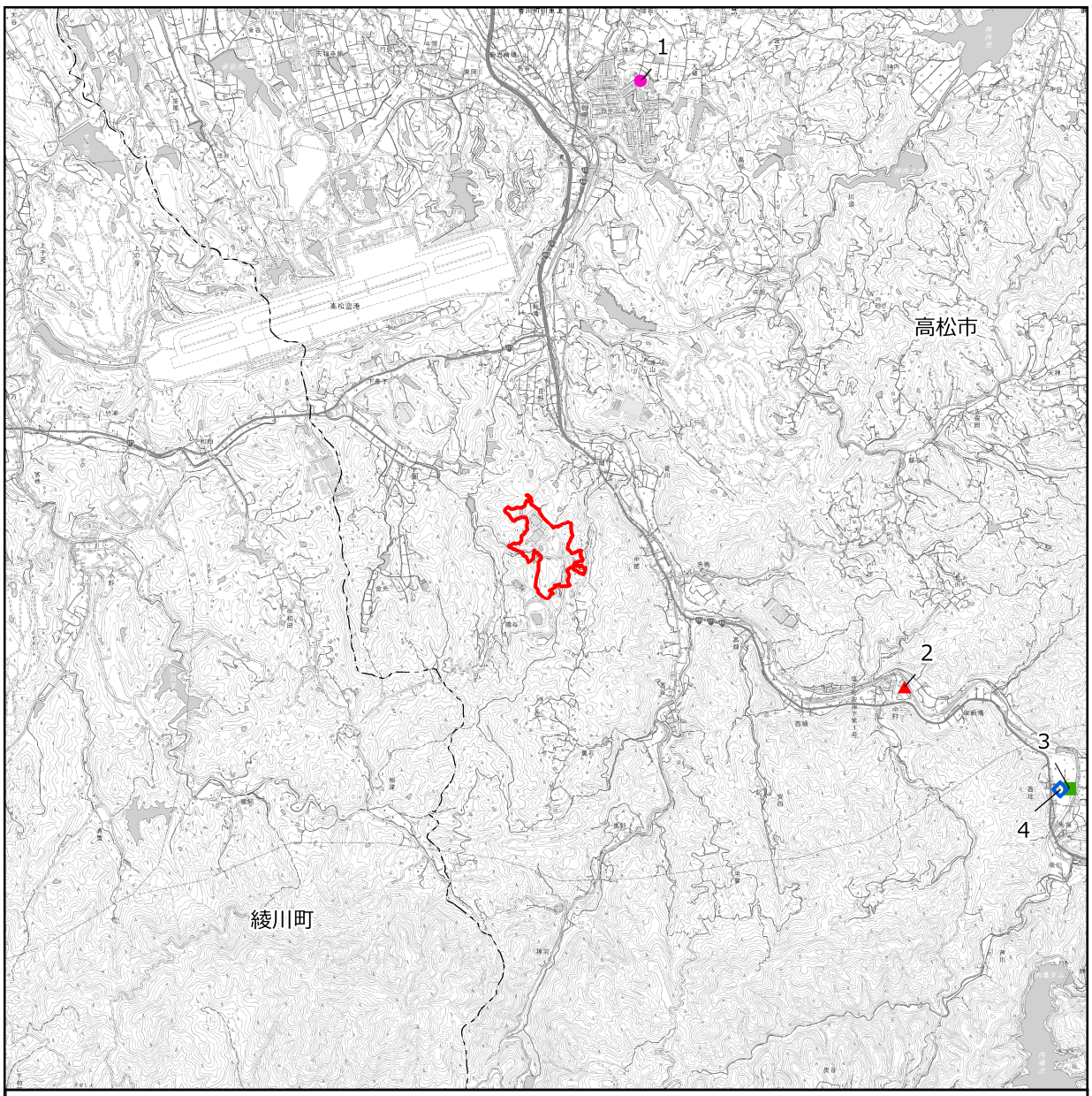

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 保育所
- 認定こども園
- 小学校
- 中学校

出典：「保育施設等一覧」高松市公式HP
（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/kosodate/youchien_hoiku/kodomoen/hoiku/ksoumu4.html）
「県内学校一覧」香川県教育委員会HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/kyoisomu/syokai/school/index.html）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-43　調査区域の学校等位置図

(2) 医療施設、福祉施設、文化施設

調査区域に分布する福祉施設等一覧を表 3-59に、調査区域の福祉施設等位置図を図 3-44に示す。

対象事業実施区域の北側に介護老人保健施設の医療法人仁泉会 鮎の里や北東側に特別養護老人ホームの社会福祉法人燦々会のさんさん荘などがある。

なお、調査区域内には、配慮が特に必要な医療施設（病院及び病床数1床以上の診療所）や文化施設はない。

表 3-59 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（福祉施設）一覧

No.	種類	設置主体	名称	所在地
1	特別養護老人ホーム 短期入所施設	社会福祉法人 燦々会	さんさん荘 さんさん荘老人ショートステイセンター	高松市香川町川内原 1003-1
2	特別養護老人ホーム 短期入所施設	社会福祉法人 燦々会	高松さんさん荘 高松さんさん荘老人ショートステイセンター	高松市西植田町4212-1
3	障害者支援施設 短期入所施設	社会福祉法人 竜雲学園	障害者支援施設竜雲少年農場 竜雲少年農場短期入所事業所	綾川町枌所東3539
4	介護老人保健施設 短期入所施設	医療法人 仁泉会	医療法人仁泉会 鮎の里	高松市香川町川東上 150 番地 1

注）No.は、図 3-44に対応している。

出典：「社会福祉施設等一覧」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/syakaihukushi/kfvn.html）
「介護老人保健施設」高松市HP
（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/ichiran/kaigorojin/index.html）

(3) 住宅配置の概況

調査区域おける住宅の配置の状況を図 3-45に示す。

調査区域では、主に一般国道193号や一般国道377号沿いなどの道路周辺、及び高松空港の北側に建物が集中している。

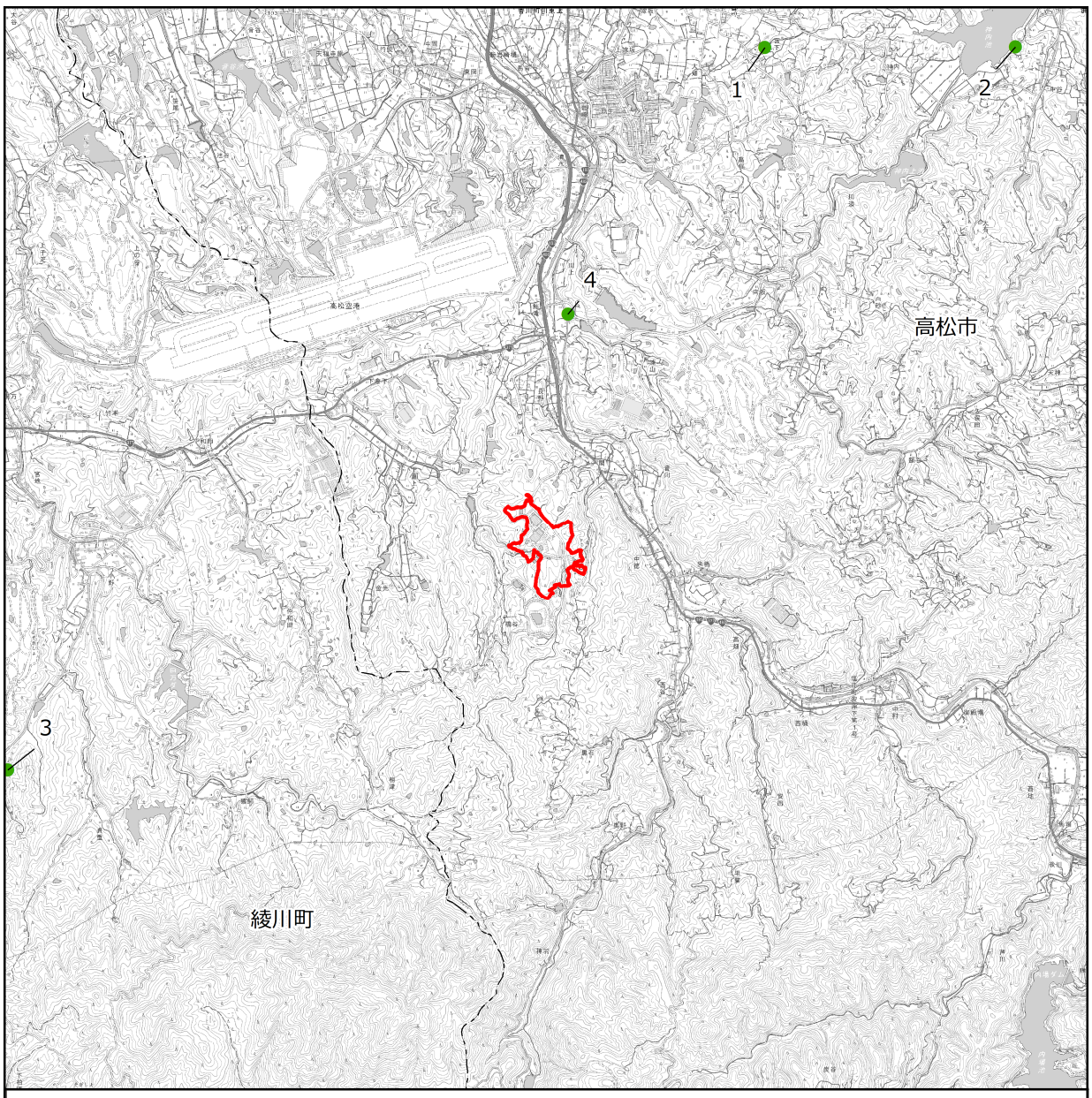

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

福祉施設等

出典：「社会福祉施設等一覧」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/syakaihukushi/kfvn.html）
「介護老人保健施設」高松市HP
（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/ichiran/kaigorojin/index.html）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-44　調査区域の福祉施設等位置図

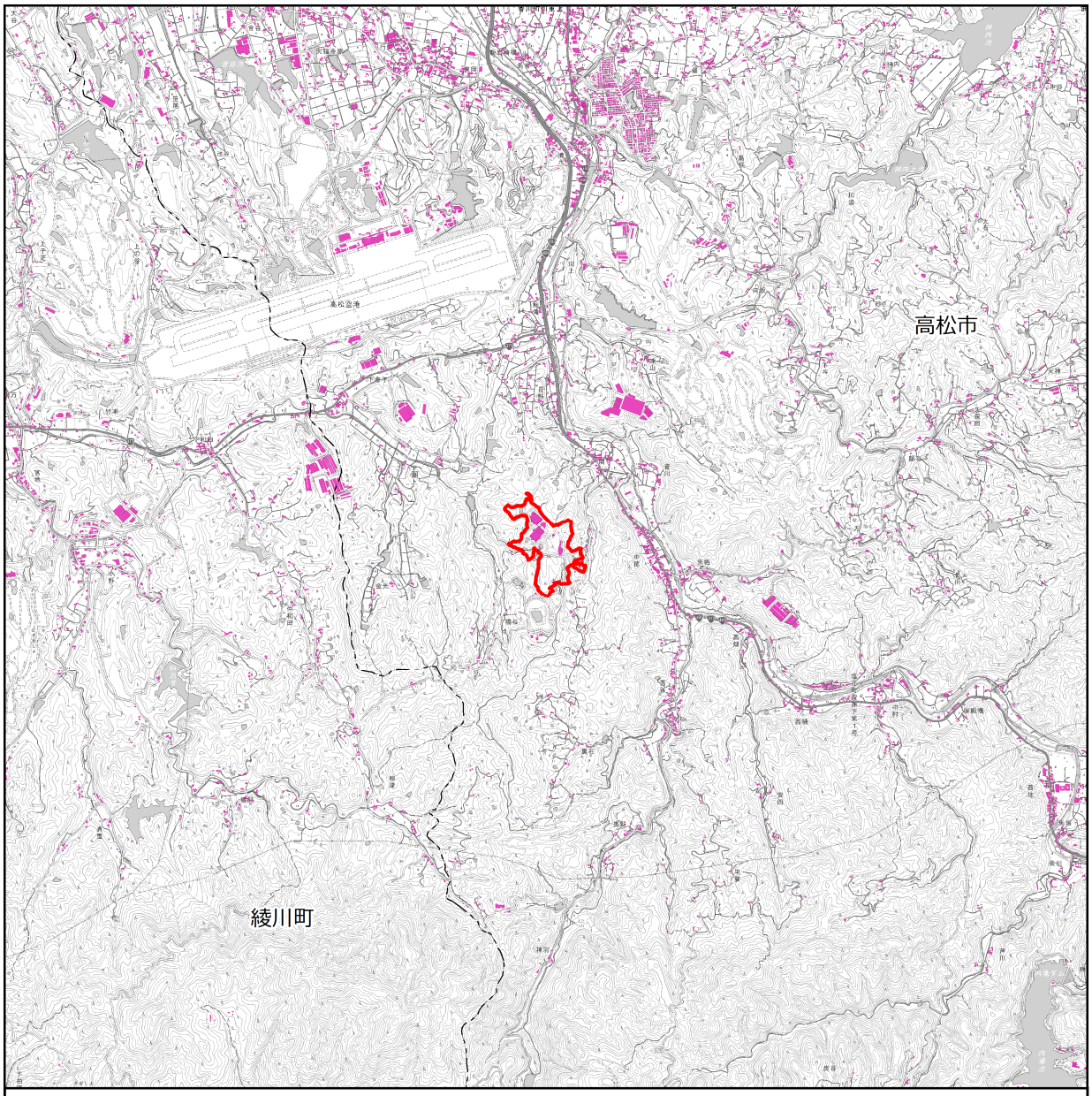

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

住宅等

出典：「基盤地図情報ダウンロードサービス（建築物データ）」国土交通省国土地理院HP
（https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-45　調査区域の建物の状況

3.2.6 上下水道の整備の状況

(1) 上下水道の整備の状況

1) 上水道の給水状況

調査対象地域である高松市における令和5年度の年間配水量を表 3-60に、調査区域に係る浄水場の概要を表 3-61に、調査区域の給水区域を図 3-46に示す。

水道普及率は高松市が99.4%となっているが、綾川町は公表データがなく不明である。調査区域の給水区域は、東部浄水場・綾川浄水場の給水区域（香川用水）、後川浄水場の給水区域、一ツ内浄水場の給水区域に区分されており、対象事業実施区域は東部浄水場・綾川浄水場の給水区域に位置している。

表 3-60 調査対象地域（高松市）の年間配水量（令和 5 年度）

		高松市
給水人口	（人）	406,822
給水世帯数	（世帯）	190,039
普及率	（%）	99.4
年間配水量	（m^3）	48,436,678
1 日最大配水量	（m^3）	140,258
1 日平均配水量	（m^3）	132,341

注1）綾川町は、公表データはなく不明である。

出典：「令和6年度版高松市環境白書（令和7年1月）」高松市環境局環境総務課
（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/kurashi/kankyo/kankyo_hakusho/k_soum_up20250127.html）

表 3-61 調査区域に係る浄水場の概要

名称	水源	一日最大 送水（給水）能力 （m^2）	給水対象
東部浄水場	早明浦ダム（香川用水）	102,100	高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町
綾川浄水場	早明浦ダム（香川用水）	76,100	高松市、丸亀市、坂出市、宇多津町
後川浄水場	椛川ダム 後川（表流水）	1,520	高松市
一ツ内浄水場	物井川砂防ダム	424	高松市

出典：「かがわの水道（令和7年3月改訂）」香川県広域水道企業団高松ブロック統括センターHP
（https://union.suido-kagawa.lg.jp/soshiki/25/1286.html）

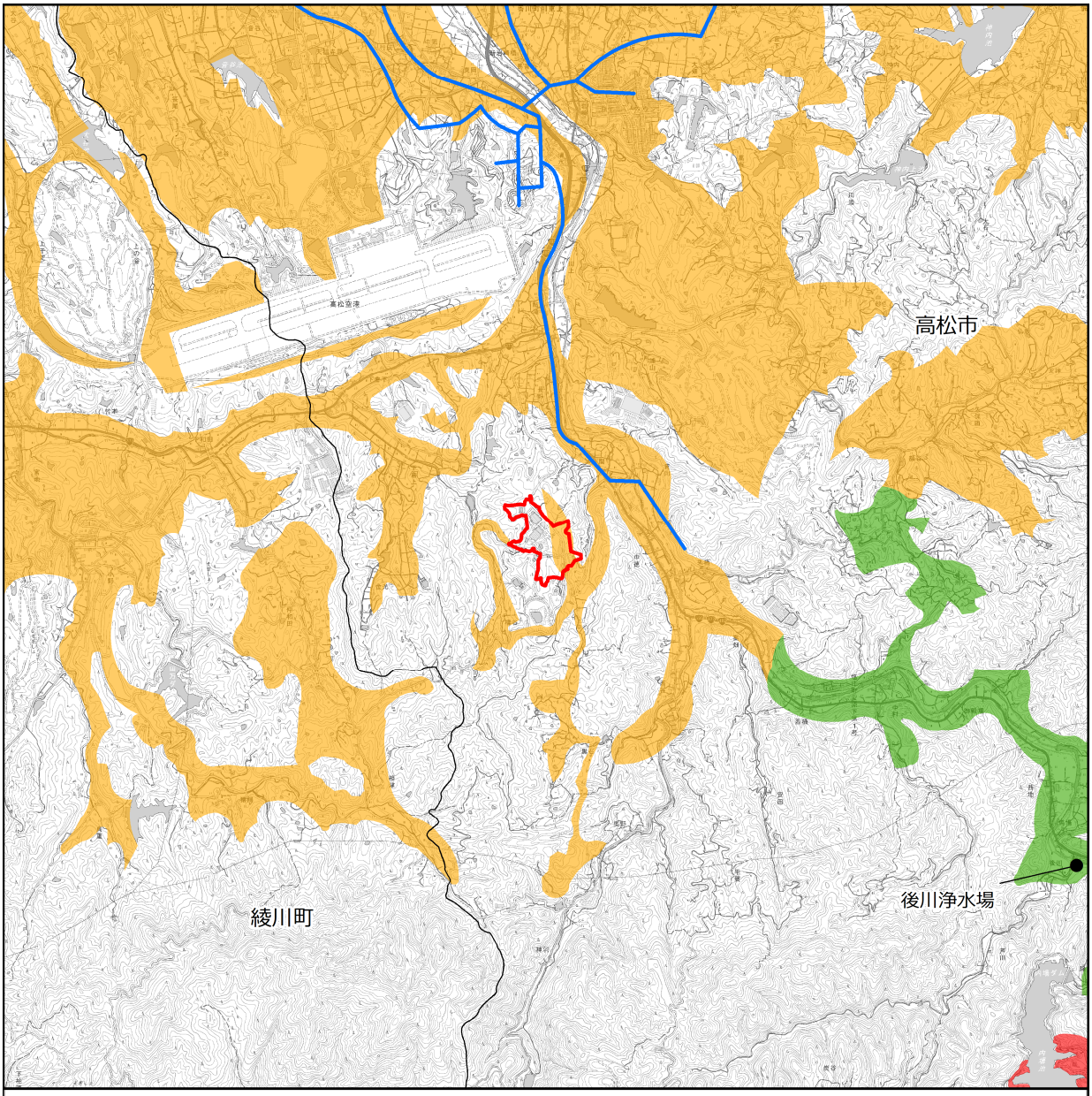

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 浄水場
- 水道用水施設
- 東部浄水場、綾川浄水場の給水エリア
- 後川浄水場給水エリア
- 一ツ内浄水場給水エリア

出典：「かがわの水道（令和7年3月改訂）」香川県広域水道企業団高松ブロック統括センターHP
（https://union.suido-kagawa.lg.jp/soshiki/25/1286.html）
「香川用水事業平面図」独立行政法人水資源機構HP
（https://www.water.go.jp/yoshino/kagawa/gaiyou.html）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-46　調査区域の給水区域位置図

2) 下水道の整備状況

調査対象地域である高松市及び綾川町の下水道整備状況を表 3-62に、調査区域の下水道事業計画区域を図 3-47に示す。調査区域には下水道事業計画区域が香東川や西谷川周辺にあり、対象事業実施区域の一部が下水道事業計画区域に該当する。

下水道処理人口普及率は高松市で64.4%、綾川町39.3%となっている。

表 3-62 調査対象地域（高松市、綾川町）の下水道整備状況(令和 5 年度)

		高松市	綾川町
事業計画	下水道法事業計画面積（ha）	6,569.7	517.6
	事業計画処理人口（人）	293,420	8,690
整備状況	整備面積（ha）	5,508.5	484.3
	処理人口（人）	269,184	9,090
	行政区域人口（人）	417,963	23,121
	下水道処理人口普及率（%） （処理人口／行政区域人口）	64.4	39.3
	整備率（%） （整備面積／下水道法事業計画面積）	83.8	93.6

注）令和5年度末現在。

出典:「公共下水道の整備状況」香川県HP（https://www.pref.kagawa.lg.jp/gesuido/gesuido/about/spread.html）

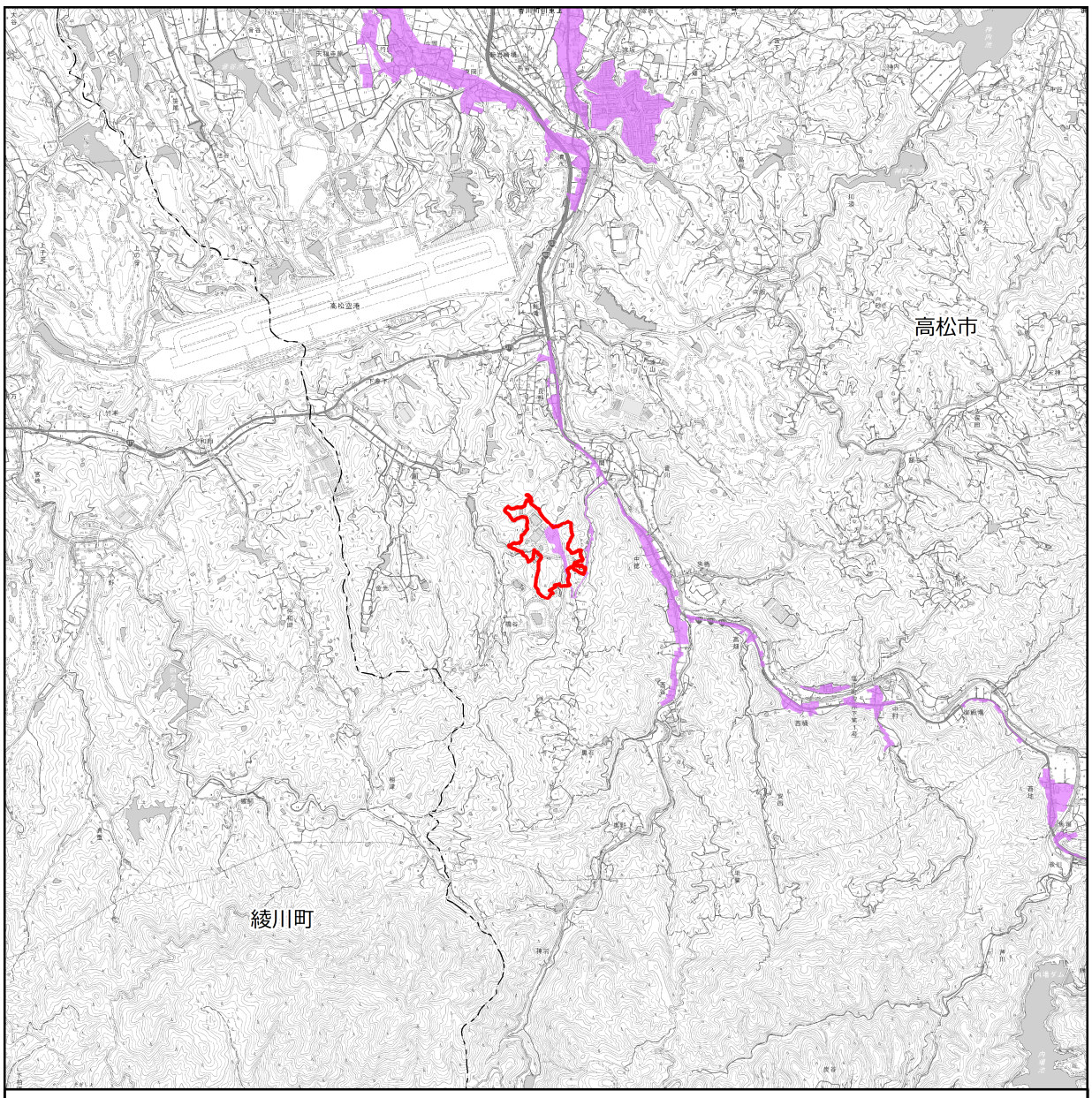

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

下水道事業計画区域

出典：「高松市都市計画課資料」（令和６年２月）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-47　調査区域の下水道事業計画区域位置図

(2) し尿処理施設の設置の状況

調査対象地域である高松市及び綾川町で発生する生活排水及びし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽及びし尿処理施設で処理しており、一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されている。

調査対象地域（高松市、綾川町）のし尿処理施設の概要を表 3-63に、し尿処理の状況を表 3-64に示す。

表 3-63　調査対象地域（高松市、綾川町）のし尿処理施設の概要

項　　目	内　　容
施設名称	高松市衛生センター
設置主体	高松市
対象区域	高松市、綾川町注)
処理能力（kL/日）	378
処理方式	前処理・下水道投入(汚泥処理系統)
竣工	平成 28 年 3 月
所在地	高松市朝日町五丁目 5 番 56 号

注）綾川町のし尿は高松市に委託している。
出典：「衛生センターの概要」高松市HP
（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/gomi/sinyou/gaiyou.html）

表 3-64　調査対象地域（高松市、綾川町）のし尿処理の状況(令和 4 年度)

市町	し尿処理	
	処理人口（人）	年間総収集処理量（kL）
高松市	10,750	9,141
綾川町	1,367	1,103

注）令和5年3月31日現在。
出典：「統計年鑑（令和6年刊行）（廃棄物処理）」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/tokei/sogo/nenkan.html）

3.2.7 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 環境法令等による地域・区域等の指定状況

対象事業実施区域及び調査区域の環境の保全を目的とする法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況を表 3-65(1)～(2)に示す。

表 3-65(1) 対象事業実施区域及び調査区域の主な法令等の区域指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業実施区域	調査区域
生活環境	大気汚染防止法	指定地域（硫黄酸化物の総量規制）	×	×
	騒音規制法	騒音について規制する地域	×	○
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	×	○
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	×	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法	対策地域（窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域）	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域（総量削減）	○	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県	○	○
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼、指定地域	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域、形質変更時要届出区域	×	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（地下に廃棄物がある土地）	×	○
自然環境	自然公園法	国立公園、国定公園	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、 自然環境保全地域	×	×
	香川県立自然公園条例	県立自然公園	×	×
	香川県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×	○
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約登録湿地	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、 特定猟具使用制限区域	×	○
	森林法	保安林、地域森林計画対象民有林	○	○
	みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	緑化推進地域	×	×

表 3-65(2) 対象事業実施区域及び調査区域の主な法令等の区域指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業実施区域	調査区域
土地利用	国土利用計画法	都市地域	×	○
		農業地域	○	○
		森林地域	○	○
		自然公園地域	×	×
		自然保全地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	砂防法	砂防指定地	×	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、 土砂災害警戒区域	×	○
	都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	×	×
	宅地造成規制法	宅地造成工事規制区域	※	○
		特定盛土等規制区域	※	○
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	×	○
	国有林の管理経営に関する法律	国有林野	×	○

※：区域の指定はされているが、対象事業は適用対象外である。

1) 生活環境

① 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）では、工場又は事業場が集合している地域で、同法で定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として、指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとされている。

調査区域及び対象事業実施区域には、総量規制基準に係る指定地域はない。

② 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）

騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとされている。

調査区域には、騒音について規制区域が指定されているが、対象事業実施区域には規制区域はない（P214～220に詳述）。

③ 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）

振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域として指定することとされている。

調査区域には、振動について規制する地域が指定されているが、対象事業実施区域に規制地域はない（P221～227に詳述）。

④ 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）

悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）では、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出を規制する地域として指定することとされている。

調査区域には、悪臭について規制する地域が指定されているが、対象事業実施区域に規制地域はない（P228～229に詳述）。

⑤ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）では、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものとして、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するため、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域を指定することとされている。

調査区域及び対象事業実施区域には、いずれの対策地域も指定されていない。

⑥ 水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）では、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、同法で定める排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域について指定項目ごとに指定水域を定め、指定水域における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定地域を定めることとしている。

指定地域では、特定事業場で排水量が50m^3/日以上のものについて総量規制基準が定められている。

調査区域及び対象事業実施区域を含む香川県全域が、指定地域であるが、新施設は排水クローズドシステム又は下水道放流を予定しているため、当該事業場には該当しない。

⑦ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号）

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号）では、特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることとしており、瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県を関係府県の区域に指定している。

関係府県の区域では、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。

調査区域及び対象事業実施区域を含む香川県全域が、同法の対象区域であるが、新施設は排水クローズドシステム又は下水道放流を予定しているため、水質特定施設には該当しない。

⑧ 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号）

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年7月27日法律第61号）では、水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを「指定湖沼」として指定している。

調査区域及び対象事業実施区域には、指定湖沼及び指定地域はない。

⑨ 土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）

土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を「要措置区域」として指定することができるとされている。また、土地が特定有害物質によって汚染されているものの、当該汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれに該当しない場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域「形質変更時要届出区域」として指定することとされている。

調査区域及び対象事業実施区域には、要措置区域及び形質変更時要届出区域は指定されていない。

⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）では、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、指定区域として指定することとされている。

調査区域には、指定区域として指定された廃棄物が地下にある土地があるが、対象事業実施区域に指定区域はない。廃棄物が地下にある土地の位置を図 3-48に示す。なお、指定区域の詳細な位置は不明なため、指定区域周辺を大まかな円形で示す。

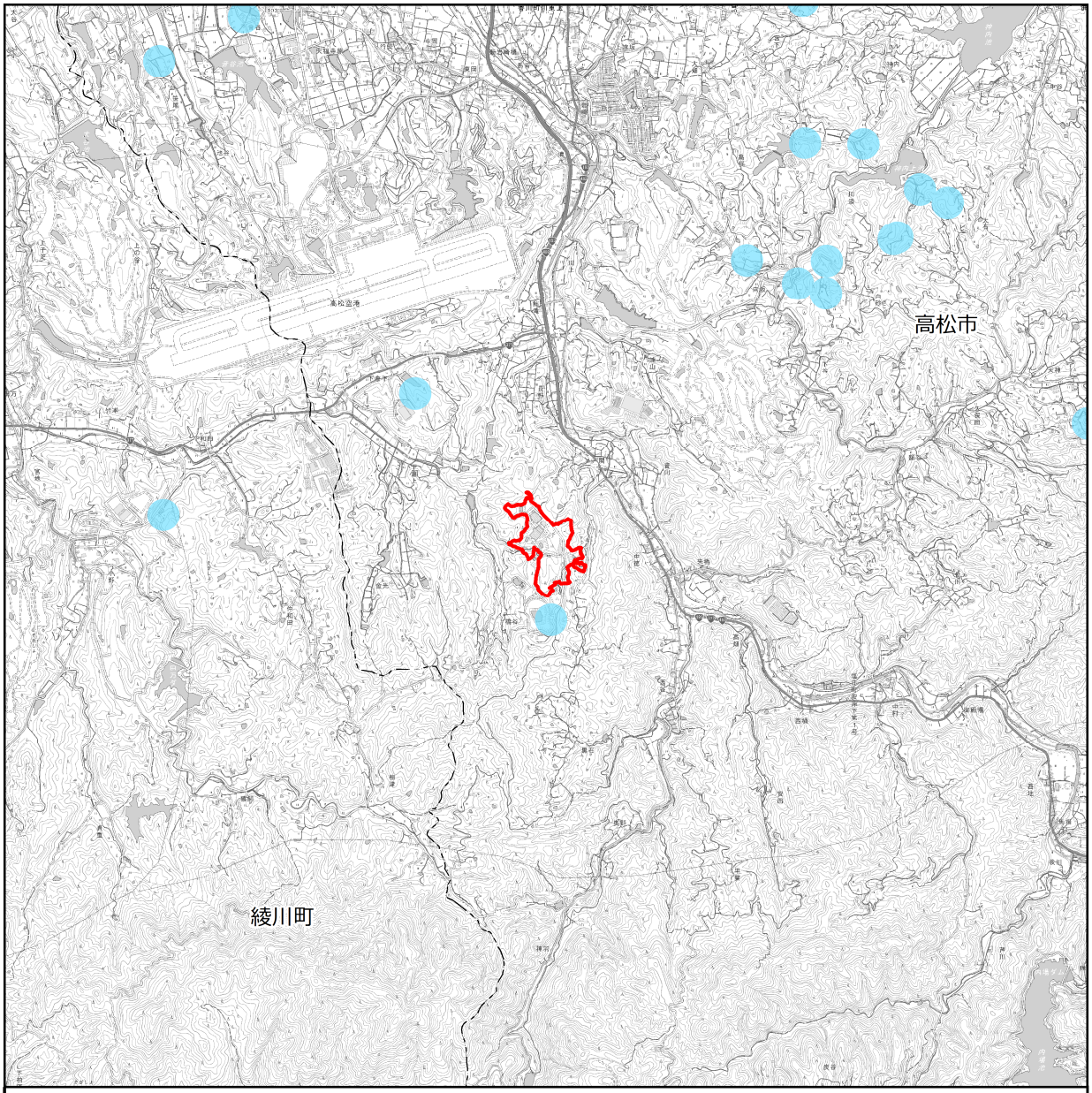

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

廃棄物が地下にある土地

注）指定区域の詳細な位置は不明なため、指定区域周辺を大まかな円形で示した。

出典：「廃棄物が地下にある土地の指定」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/haikibutsu/siteikuiki/siteikuiki.html）
「廃棄物が地下にある土地の指定」高松市HP
（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/kankyo_eisei/sanpai/haiki_upsiteikuiki.html）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-48　廃棄物が地下にある土地の位置図

2) 自然環境

① 自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）

自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）では優れた自然の風景地を保護し、利用の促進を図るために区域を定めて「国立公園」、「国定公園」及び「都道府県立自然公園」を指定している。

調査区域及び対象事業実施区域には、指定された国立公園、国定公園及び県立自然公園はない。

② 自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）

自然環境保全法（昭和47年6月22日法律第85号）では、自然環境の適正な保全を総合的に推進するために自然環境保全基本方針を定めるとともに、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域を「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」として指定することができる。

調査区域及び対象事業実施区域には、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域はない。

③ 香川県立自然公園条例（平成 2 年 12 月 21 日香川県条例 29 号）

香川県立自然公園条例（平成2年12月21日香川県条例29号）では、県内にある優れた自然の風景地について、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために、「香川県立自然公園」を指定することができる。また、県立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に「特別地域」を指定することができる。

調査区域及び対象事業実施区域には、香川県立自然公園はない。

④ 香川県自然環境保全条例（昭和 49 年 4 月 2 日香川県条令第 17 号）

香川県自然環境保全条例（昭和49年4月2日香川県条令第17号）では、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域に準ずる土地の区域として「香川県自然環境保全地域」を指定することができる。また、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、自然環境保全地域内に特別地区を指定することができる。更に、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

調査区域には、香川県自然環境保全地域の藤尾山自然環境保全地域があるが、対象事業実施区域に自然環境保全地域はない。

調査区域の香川県自然環境保全地域を図 3-49に示す。

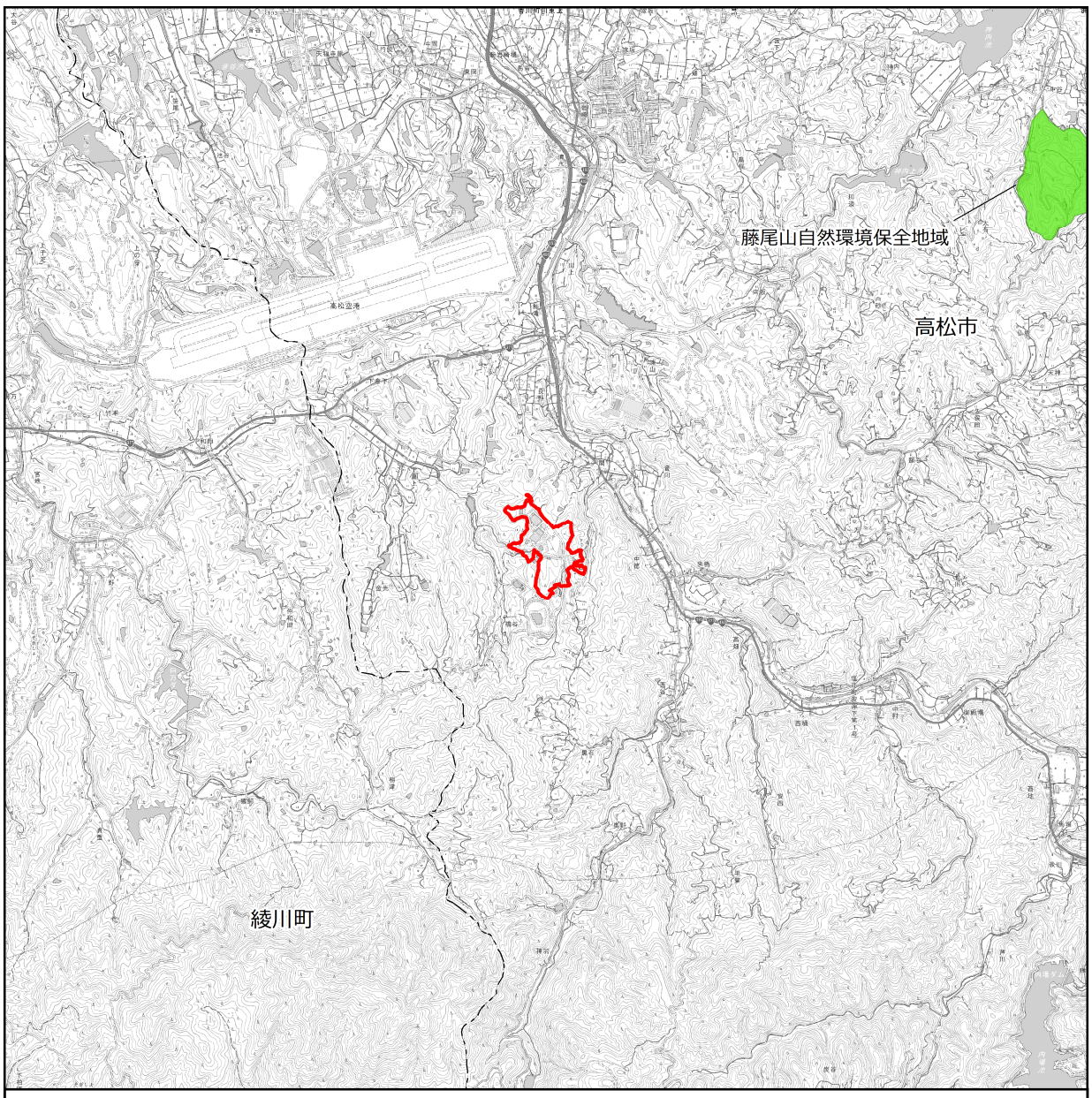

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

香川県自然環境保全地域

出典：「香川県自然環境保全地域」香川県HP
（https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/shizen/guidemap/kankyo.html）
「環境アセスメントデータベース」環境省HP（https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-49　調査区域の香川県自然環境保全地域

⑤ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）では、国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合は、「生息地等保護区」を指定することができる。

調査区域及び対象事業実施区域には、生息地等保護区はない。

⑥ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和55年9月22日条約第28号）では、特定の生物地理区を代表するタイプの湿地や、絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地、定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地等、国際的な基準から国際的に重要な湿地（ラムサール条約登録湿地）を登録している。

調査区域及び対象事業実施区域には、ラムサール条約登録湿地はない。

⑦ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年9月28日条約第7号）では、記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するものを保護の対象とし、「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」としている。条約締結国が選定した世界遺産候補物件リスト（暫定リスト）の中から世界遺産委員会の審議を経て決定される。

調査区域及び対象事業実施区域には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

⑧ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）では、鳥獣の保護を図る必要がある地域を「鳥獣保護区」、「休猟区」等として指定するとともに、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要がある場合には「特別保護地区」を指定し、各種行為を規制している。

調査区域には、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃器）が指定されているが、対象事業実施区域には指定されてない。

調査区域の鳥獣保護区等指定状況を表 3-66に、鳥獣保護区等位置図を図 3-50に示す。

表 3-66　調査区域の鳥獣保護区等指定状況(令和 7 年度)

区分	No.	名称	面積（ha）	期限
鳥獣保護区	1	藤尾山	68	令和 14 年 11 月 14 日
	2	内場池	60	令和 17 年 11 月 14 日
特定猟具使用禁止区域（銃器）	3	香南台地	1,140	令和 10 年 11 月 14 日
	4	長柄	273	令和 11 年 11 月 14 日

出典：「香川県鳥獣保護区等位置図（令和7年度　香川県）」

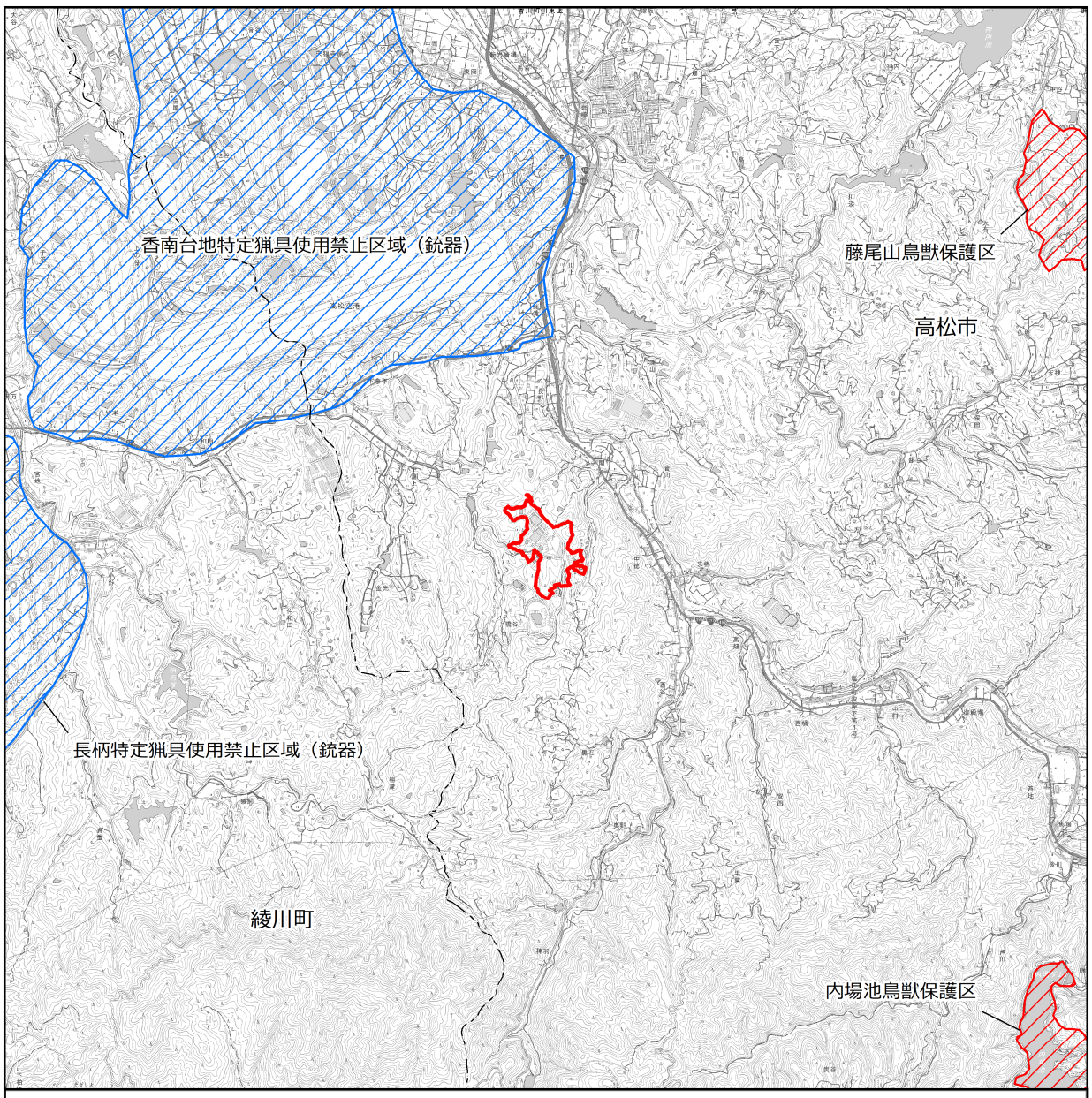

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）

出典：「香川県鳥獣保護区等位置図（令和7年度　香川県）」

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-50　調査区域の鳥獣保護区等位置図(令和 7 年度)

⑨ 森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）

森林法（昭和26年6月26日法律第249号）では、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を「保安林」として指定することができる。また、同法第5条に基づき都道府県知事が立案する地域森林計画の対象となる「地域森林計画対象民有林」を指定することができる。

調査区域及び対象事業実施区域には、保安林及び地域森林計画対象民有林が重複指定されている。

調査区域の保安林及び地域森林計画対象民有林位置図を図 3-51に示す。

⑩ みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年 3 月 27 日香川県条例第 2 号）

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年 3 月27日香川県条例第 2 号）では、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画として「緑化推進等基本計画」を定めなければならない。また、緑化を推進することが特に必要であると認める土地の区域を「緑化推進地域」として指定することができる。

調査区域及び対象事業実施区域には、緑化推進地域はない。

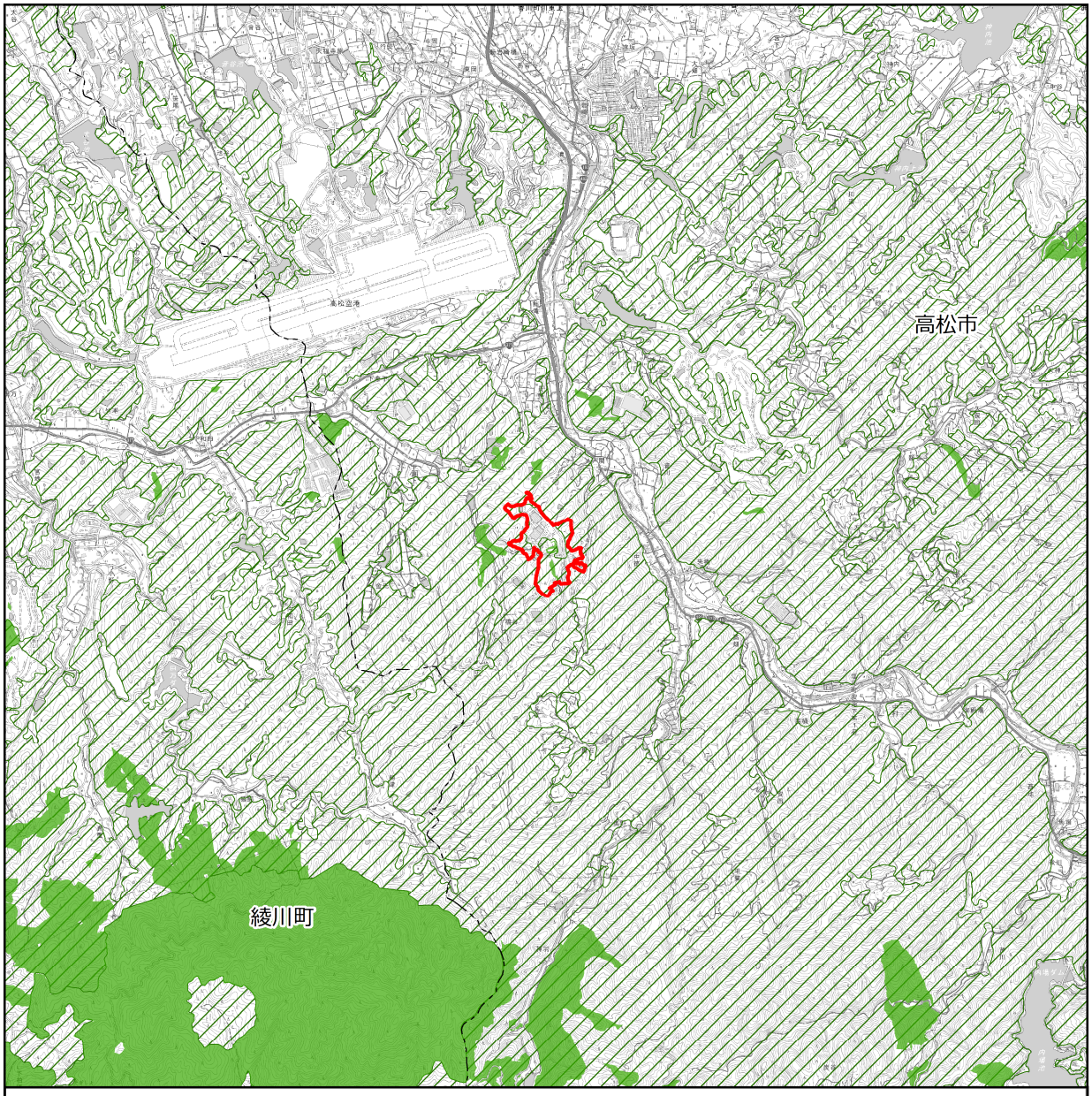

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林

出典：「国土数値情報（土地利用データ）」国土交通省HP（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/）
「環境アセスメントデータベース」環境省HP（https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-51　調査区域の保安林及び地域森林計画対象民有林位置図

3) 土地利用

① 国土利用計画法（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号）

国土利用計画法（昭和49年6月25日法律第92号）では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」を定めることとされている。

調査区域には、都市地域、農業地域、森林地域が指定されており、対象事業実施区域には、農業地域及び森林地域が重複指定されている。調査区域の土地利用計画図を図 3-52に示す。

② 生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）

生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）では、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を「生産緑地地区」として定めることができる。

調査区域及び対象事業実施区域には、生産緑地地区はない。

③ 砂防法（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号）

砂防法（明治30年3月30日法律第29号）では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は竹木の伐採や土石・砂れきの採取等の一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地を「砂防指定地」として指定することができる。

調査区域には、砂防指定地が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。調査区域の砂防指定地の位置を図 3-53に示す。

④ 地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）

地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）では、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを「地すべり防止区域」として指定することができる。

調査区域及び対象事業実施区域には、地すべり防止区域はない。

⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、同法第7条第1項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定することができる。

調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置を図 3-54に示す。

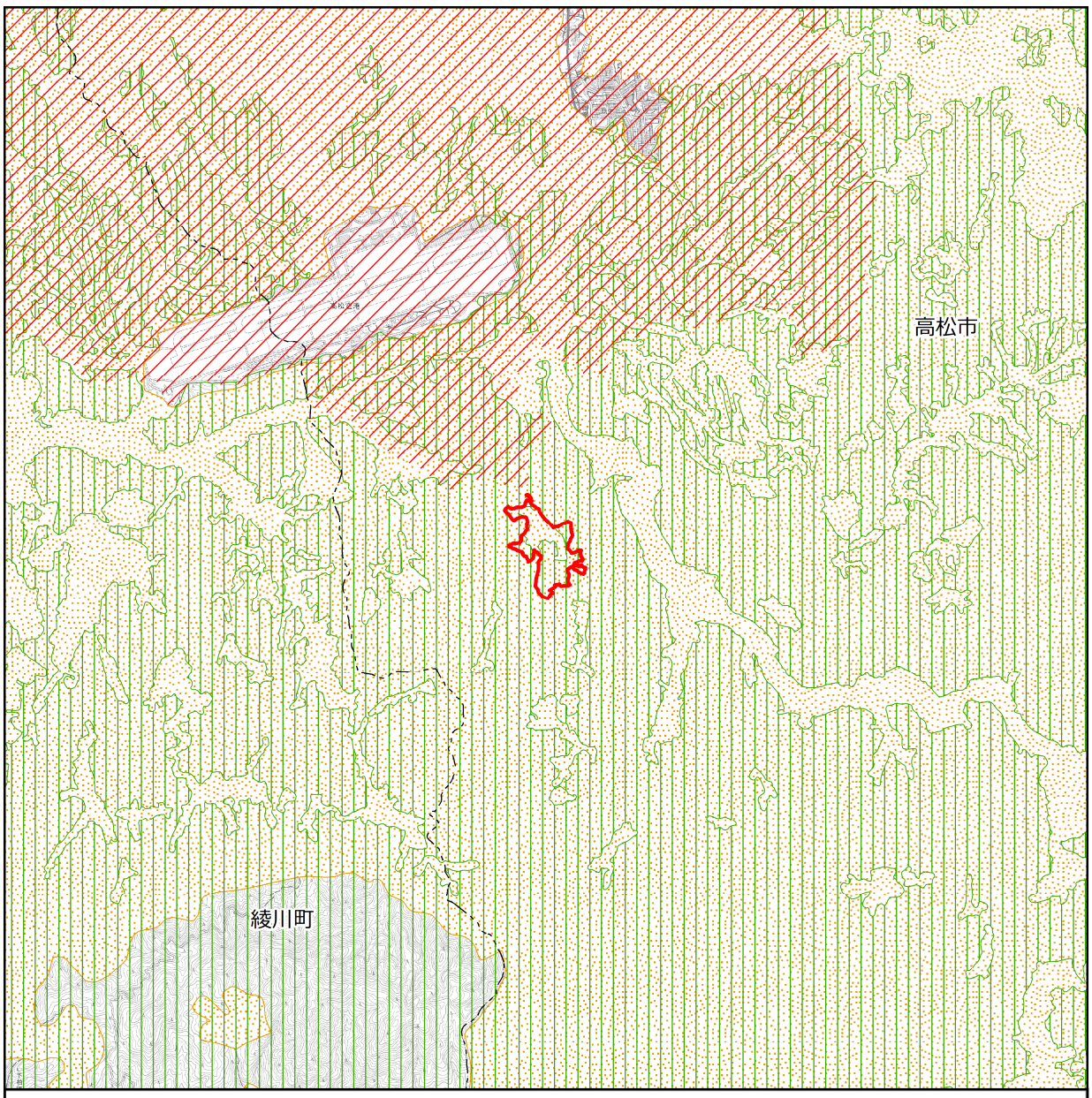

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 都市地域
- 森林地域
- 農業地域

出典：「国土数値情報（土地利用データ）」国土交通省HP（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-52　調査区域の土地利用計画図

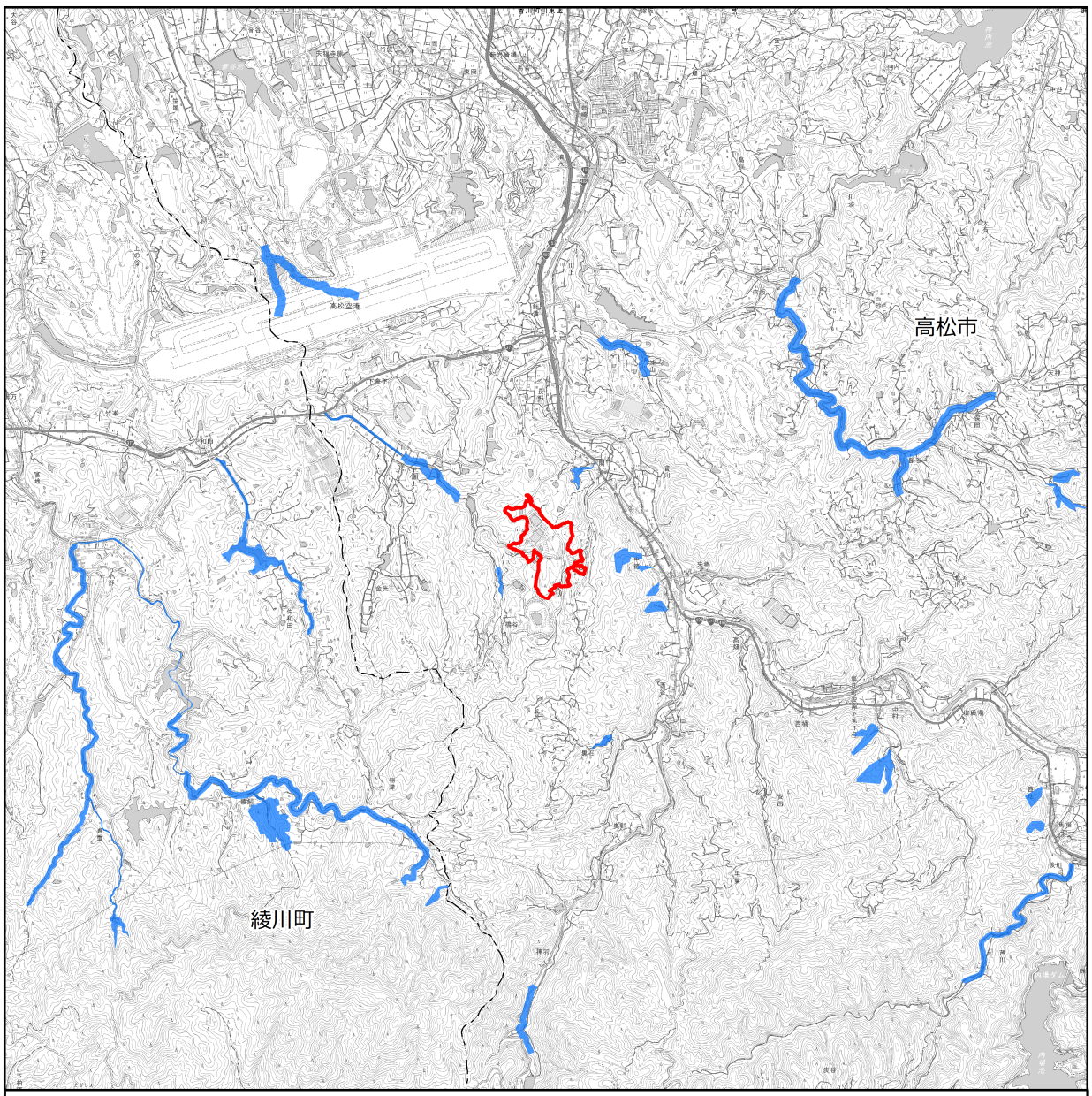

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

砂防指定地

出典：「香川県オープンデータカタログサイト（砂防指定地データ）」香川県HP
（https://opendata.pref.kagawa.lg.jp/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-53　調査区域の砂防指定地位置図

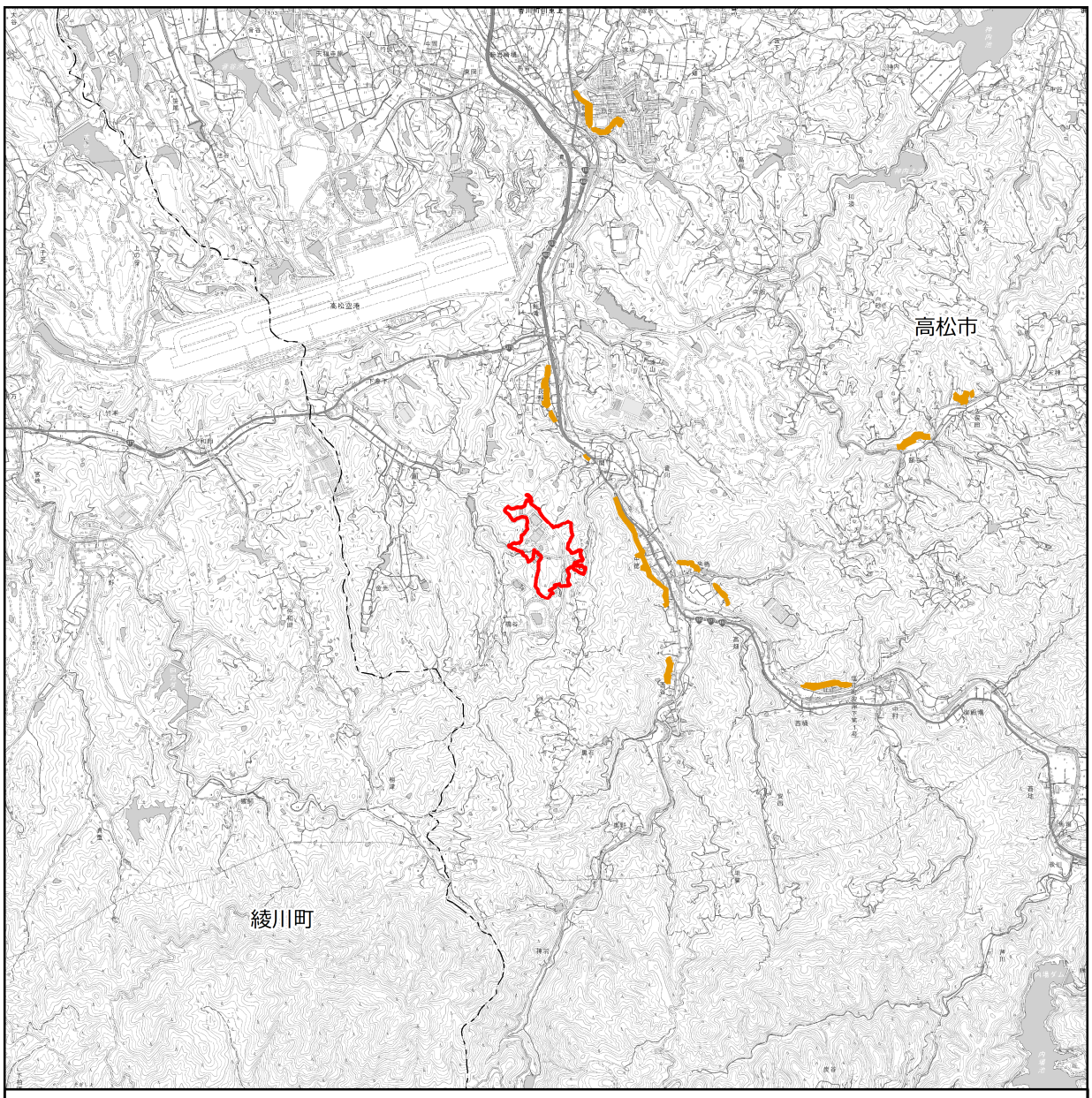

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

急傾斜地崩壊危険区域

出典：「香川県オープンデータカタログサイト（急傾斜地崩壊危険区域データ）」香川県HP
（https://opendata.pref.kagawa.lg.jp/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-54　調査区域の急傾斜地崩壊危険区域位置図

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害警戒区域」として指定することができる。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害特別警戒区域」として指定することができる。

調査区域には、土砂災害警戒区域（急傾斜、地すべり、土石流）及び土砂災害特別警戒区域(急傾斜、土石流)が指定されているが、対象事業実施区域には土砂災害警戒区域等はない。調査区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置図を図 3-55～図 3-57 に示す。

⑦ 都市緑地法（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号）

都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）では、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）により指定された都市計画区域内において、無秩序な市街地化の防止のために保全する必要がある緑地、公害・災害の防止のために保全する必要がある緑地、地域住民の健全な生活環境の確保のために適正に保全する必要がある緑地等について、「緑地保全地域」として指定することができる。また、都市計画区域内において、良好な自然的環境を有している地区を「特別緑地保全地区」として指定することができる。

調査区域及び対象事業実施区域には、緑地保全地域及び特別緑地保全地区はない。

⑧ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年11月7日法律第191号）では、市街地や集落、その周辺など、人家が存在する地域において、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い、崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれのある地域を、「宅地造成工事規制区域」として指定することができる。また、市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から人家などに危害を及ぼしうる地域（斜面地等）も「特定盛土等規制区域」として指定することができる。但し、対象事業は地方公共団体が管理する廃棄物処理施設であることから、本法律の対象外である。

調査区域及び対象事業実施区域には、宅地造成工事規制区域及び特定盛土等規制区域が指定されている。調査区域の宅地造成工事規制区域及び特定盛土等規制区域図を図 3-58 に示す。

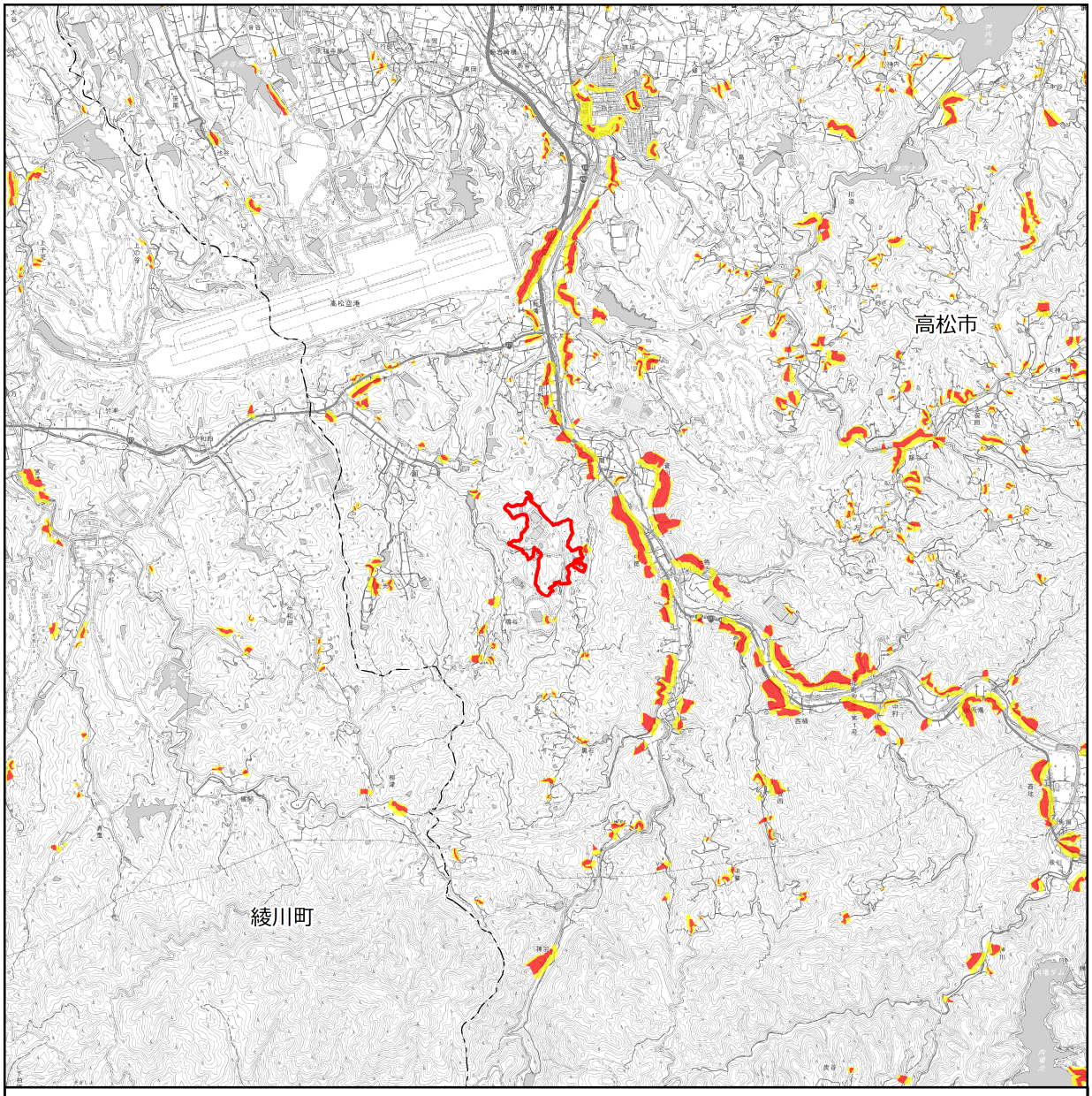

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 土砂災害警戒区域（急傾斜）
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜）

出典：「香川県オープンデータカタログサイト（土砂災害警戒区域等データ）」香川県HP
（https://opendata.pref.kagawa.lg.jp/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-55　調査区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(急傾斜)位置図

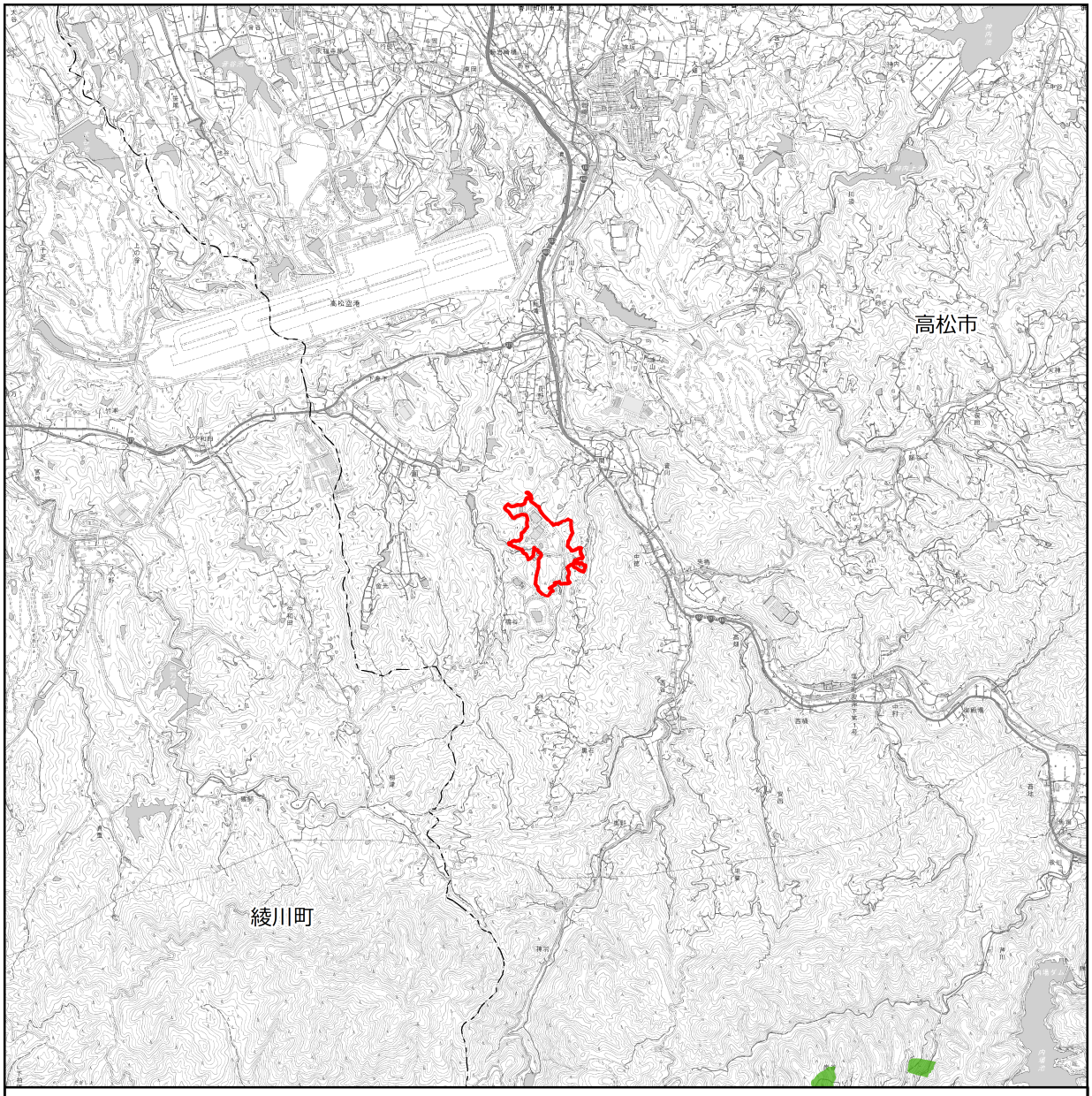

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

土砂災害警戒区域（地すべり）

出典：「香川県オープンデータカタログサイト（土砂災害警戒区域等データ）」香川県HP
（https://opendata.pref.kagawa.lg.jp/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-56　調査区域の土砂災害警戒区域(地すべり)位置図

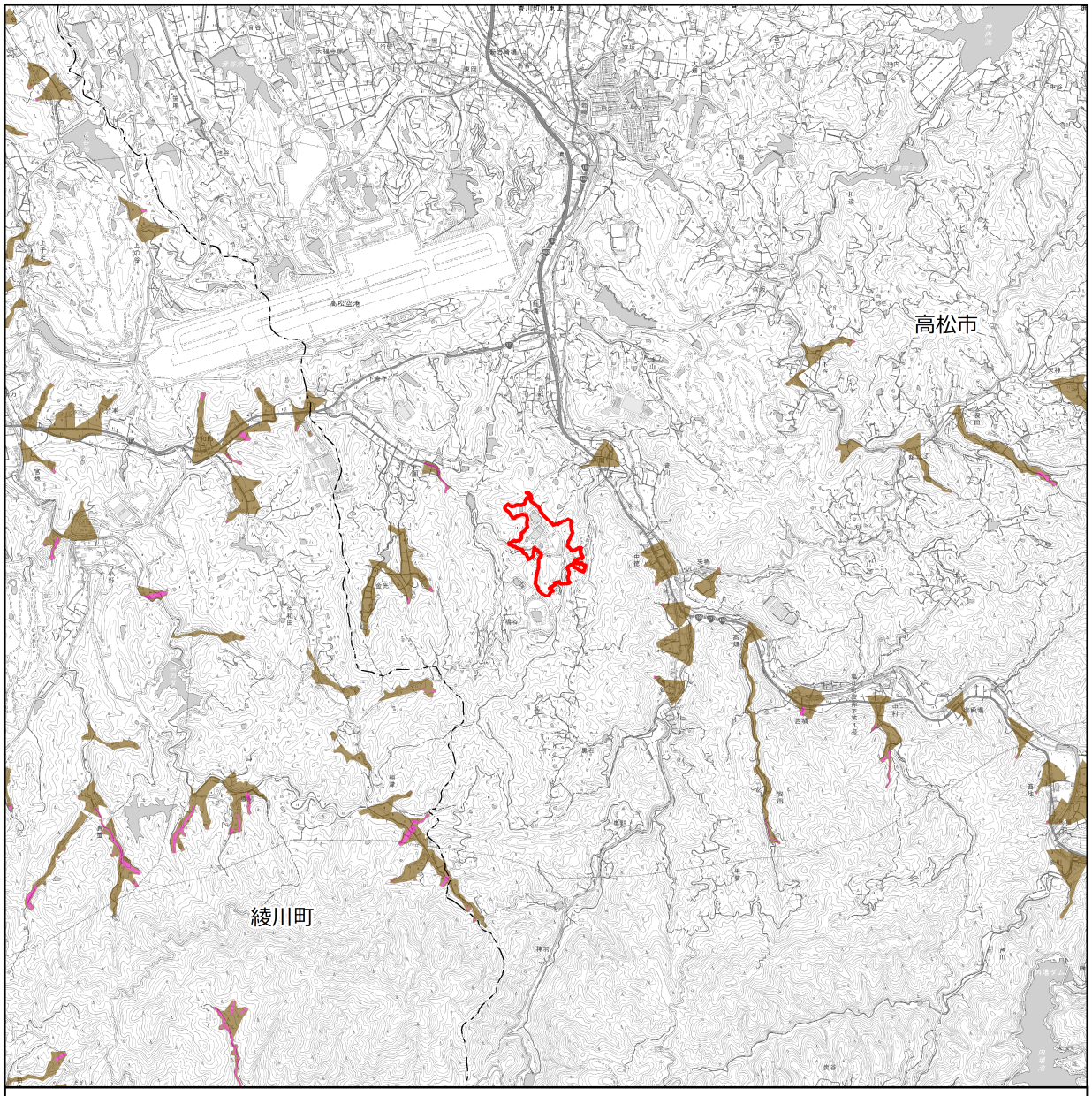

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 土砂災害警戒区域（土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（土石流）

出典：「香川県オープンデータカタログサイト（土砂災害警戒区域等データ）」香川県HP
（https://opendata.pref.kagawa.lg.jp/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-57　調査区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(土石流)位置図

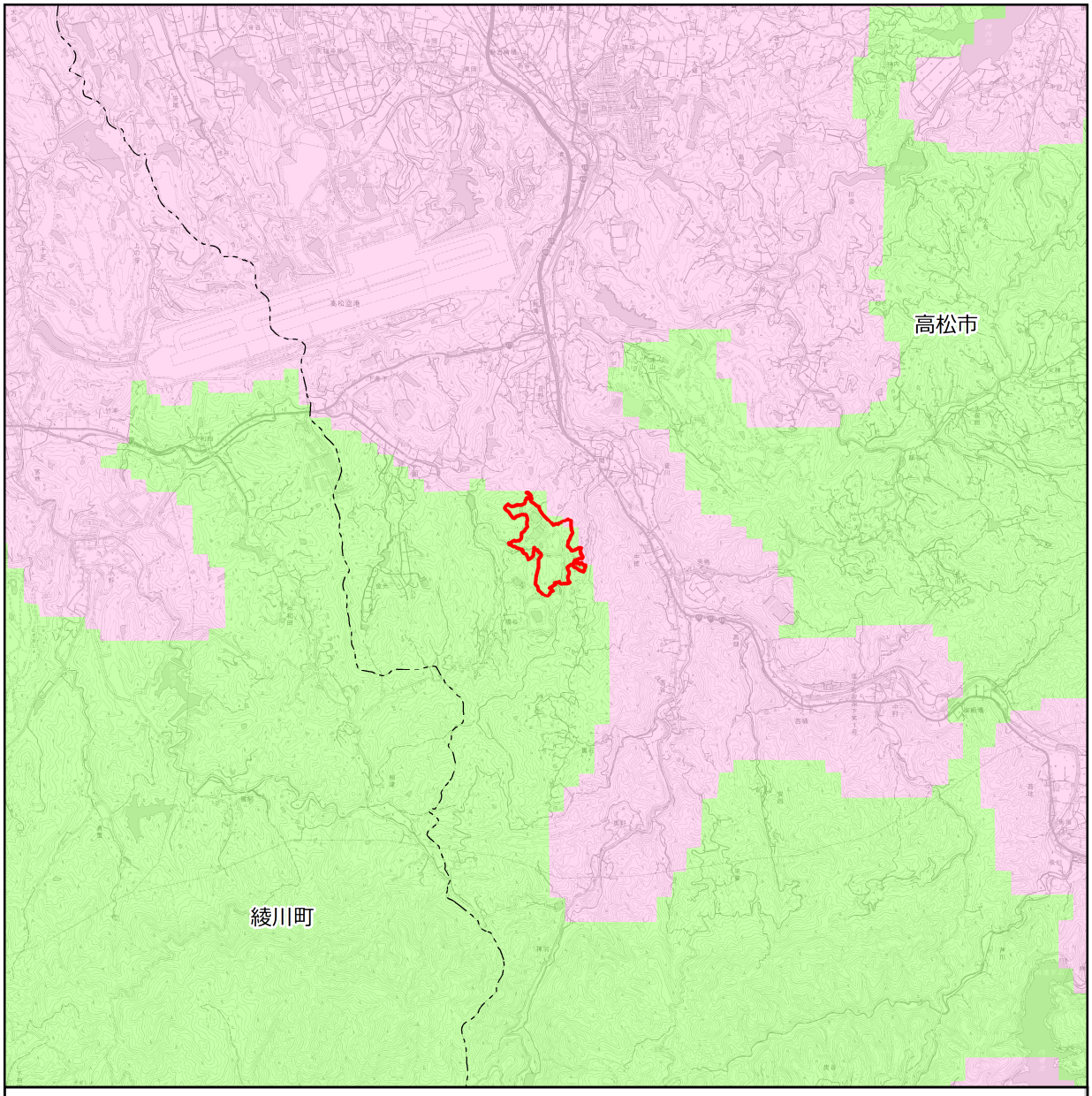

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 宅地造成工事規制区域
- 特定盛土等規制区域

出典：「盛土規制法」香川県HP
(https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchiku/morido/kfvn.html)
「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の施行」高松市HP
(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/toshikeikaku/kyoka/moridokisei.html)

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-58　調査区域の宅地造成工事規制区域及び特定盛土等規制区域位置図

⑨ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年 1 月 13 日法律第 1 号）

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年1月13日法律第1号）では、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定することができる。本法による「古都」は、政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村と定義されている。

調査区域及び対象事業実施区域は古都に指定されておらず、調査区域及び対象事業実施区域には、歴史的風土保存区域はない。

⑩ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）では、農業振興地域整備基本方針に基づき都道府県知事により定められた農業振興地域のうち、県知事及び市長が農用地等として利用すべき土地の区分を「農用地区域」としている。農用地区域では、農地以外の用途に転ずる（農地転用）に際しては、農地法（昭和27年7月15日法律第229号）による制限があるとされる。

調査区域には、農用地区域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。調査区域の農用地区域位置図を図 3-59に示す。

⑪ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年 6 月 23 日法律第 246 号）

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律第246号）では、国の所有する森林原野であって、国において森林経営の用に供し、又は供すると決定したもの、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）の普通財産となっているものを「国有林野」としている。

調査区域には、国有林野が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。調査区域の国有林野位置図を図 3-60に示す。

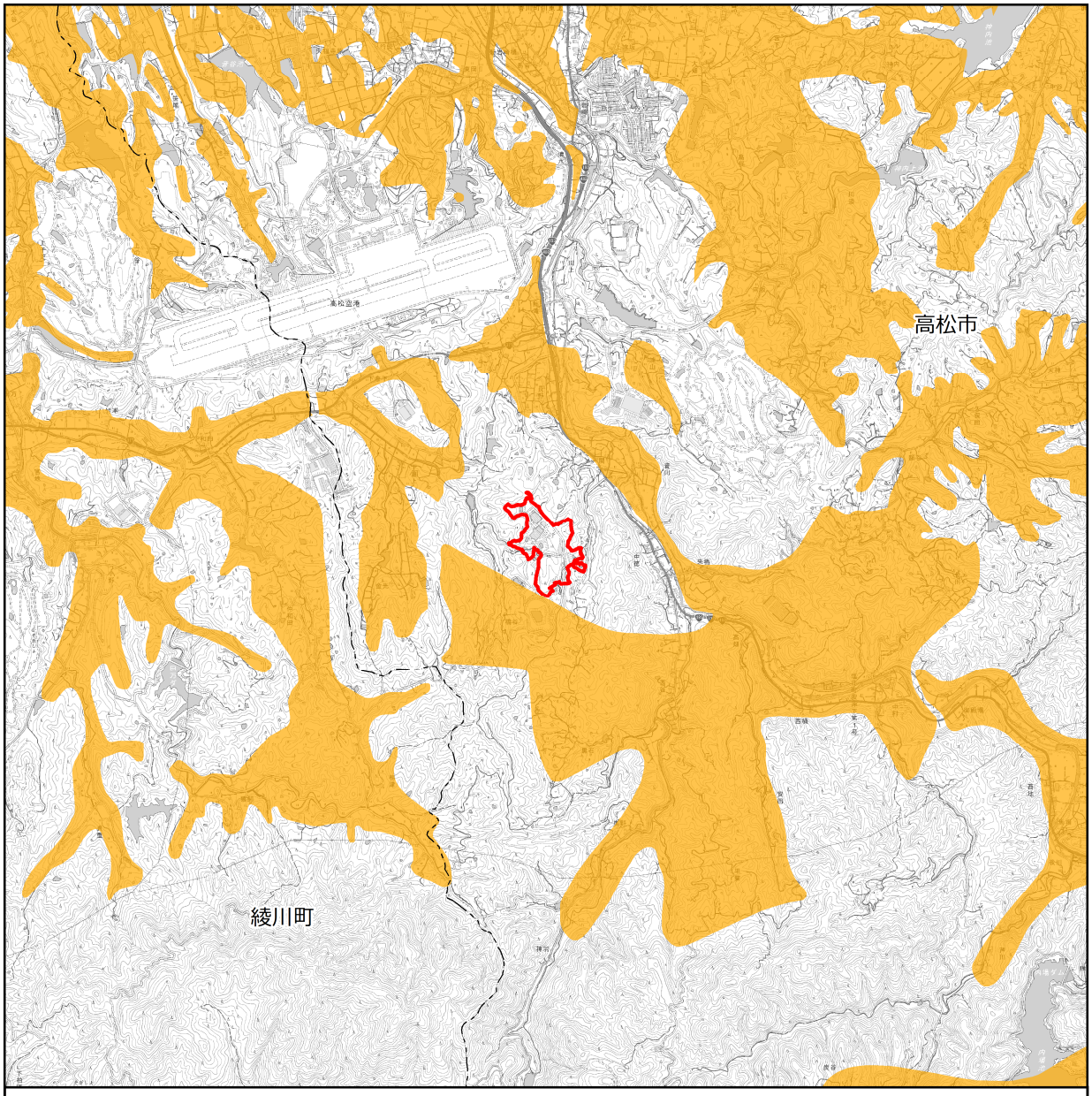

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

農用地区域

出典：「国土数値情報（土地利用データ）」国土交通省HP（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-59　調査区域の農用地区域位置図

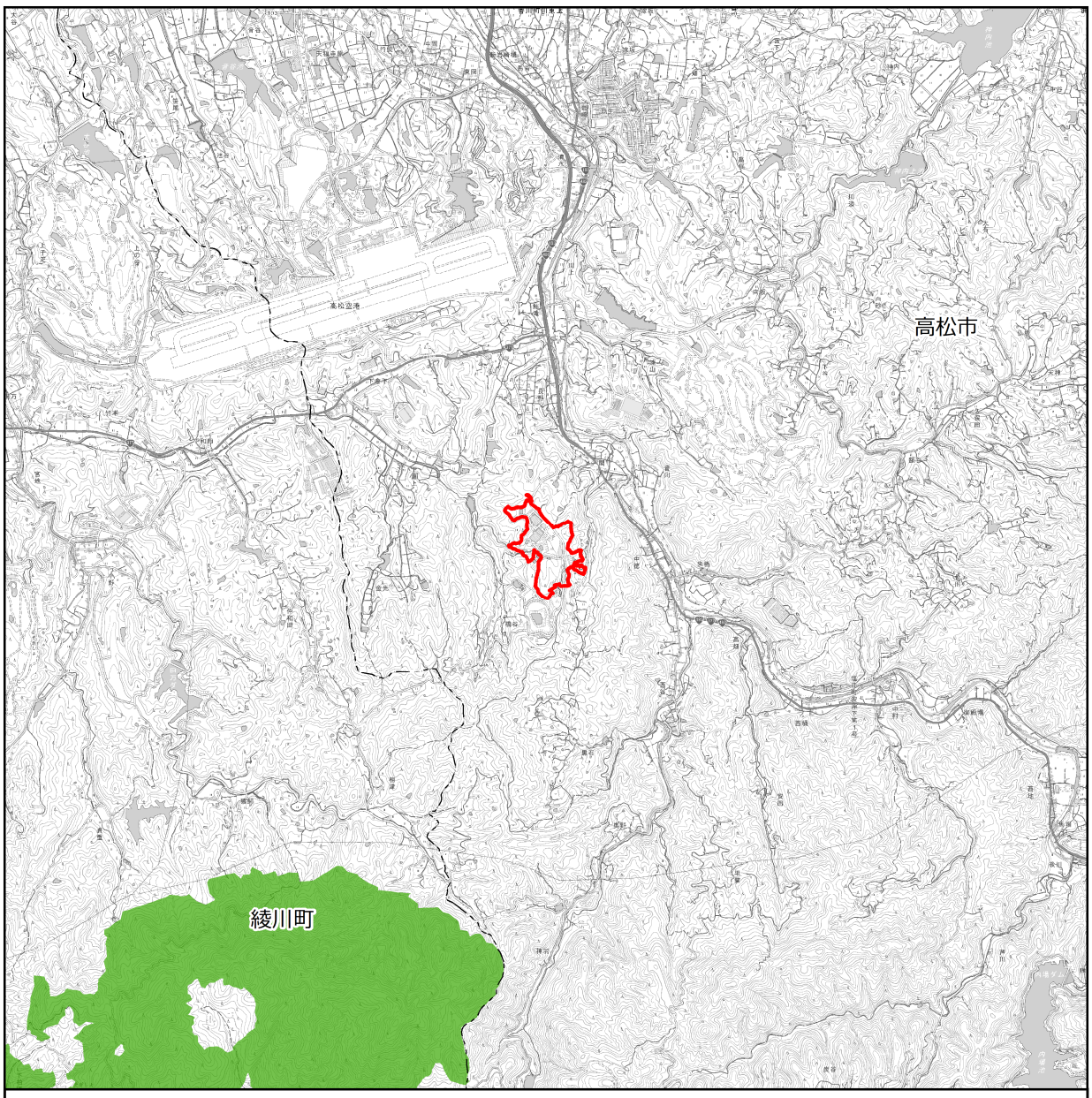

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

国有林野

出典：「国土数値情報（土地利用データ）」国土交通省HP（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-60　調査区域の国有林野位置図

(2) 公害の防止に係る規制の状況

対象事業実施区域及び調査区域の法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表 3-67に示す。

表 3-67 対象事業実施区域及び調査区域の法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令等	規制基準等	適用の有無注)	
			対象事業実施区域	調査区域
大気汚染	環境基本法	環境基準	◎	○
	大気汚染防止法	排出基準（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、水銀）	◎	○
		総量規制基準（硫黄酸化物）	×	×
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、大気排出基準	◎	○
		廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準	◎	○
	香川県生活環境の保全に関する条例	排出基準（硫黄酸化物）	△	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	構造・維持管理基準	◎	○
騒音	環境基本法	環境基準	×	○
		航空機騒音に係る基準	×	○
	騒音規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	×	○
		要請限度	×	○
振動	振動規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	×	○
		要請限度	×	○
悪臭	悪臭防止法	規制基準（敷地境界線、排出口、排出水、臭気指数）	×	○
水質汚濁	環境基本法	環境基準（健康項目、生活環境項目）	◎	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、水質排出基準（ダイオキシン類）	◎	○
	水質汚濁防止法	排水基準（一律基準）	◎	○
		総量規制基準	△	○
		地下水の浸透基準	◎	○
	香川県生活環境の保全に関する条例	排水基準（上乗せ基準、横出し施設）	△	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	総量規制（化学的酸素要求量、窒素、りん）	△	○
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼及び指定地域	×	×
	浄化槽法	放流水の水質の技術上の基準	×	×
	下水道法	排除基準	◎	○
	高松市下水道条例			
	綾川町下水道条例			
土壌汚染	環境基本法	環境基準	◎	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	◎	○
	土壌汚染対策法	区域指定に係る基準（特定有害物質）	◎	○
その他	工業用水法	指定地域	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域	×	×
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質の環境への排出量・移動量の届出	◎	○
	地盤沈下に係る規制	揚水施設を設置の届出義務	△	○

注）◎：対象事業において当該基準が適用される。　○：当該地域において基準等が設けられている。
△：基準等が設けられているが、対象事業では適用外である。　×：当該地域において基準等が設けられていない。

1) 大気汚染

① 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく環境基準

大気の汚染に係る環境基準（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について定められている。大気汚染に係る環境基準を表 3-68に示す。

表 3-68　大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	出典
二酸化硫黄（SO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質（SPM）注 2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。	
光化学オキシダント（O_X）注 3)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
二酸化窒素（NO_2）注 4)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号）注5)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m^3 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。	
微小粒子状物質（PM2.5）	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。	微小粒子状物質に係る環境基準について（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号）

注1）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2）浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。

注3）光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注4）二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmを達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないように努めるものとする。

注5）ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

また、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）では、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めることとされている。ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 3-69に示す。

表 3-69　ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

単位：pg-TEQ/m^3

物質	基準値
ダイオキシン類	0.6 以下

注1）基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。
注2）基準値は年間平均値とする。
出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

② 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）に基づく総量規制及び大気排出基準等

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められているが、工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあっては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場において総量規制基準が定められている。調査区域及び対象事業実施区域には、大気汚染防止法に基づき総量規制基準が定められた区域はない。

また、香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年3月20日香川県条例第1号）においては、規制の対象となるばい煙施設を拡大し、硫黄酸化物について排出基準を定めている。なお、本事業は条例の対象施設に該当しない。

大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の排出の規制基準を表 3-70に、ばいじんの排出の規制基準を表 3-71に、有害物質（塩化水素）の排出の規制基準を表 3-72に、有害物質（窒素酸化物）の排出の規制基準を表 3-73に、有害物質（水銀）の排出の規制基準を表 3-74に、香川県生活環境の保全に関する条例の対象となるばい煙発生施設の排出基準を表 3-75に示す。

表 3-70　硫黄酸化物の排出基準

	許容限度
排出基準	$q = K \times 10^{-3} He^2$ q :硫黄酸化物の量（Nm^3/時） K :地域ごとに定められた値（高松市：11.5、綾川町：17.5） He :補正された排出口の高さ（m）

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日厚生省・通産省令第1号）

表 3-71　ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力（kg/時）	許容限度（g/Nm^3）
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m^2 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	4,000 以上	0.04
		2,000 以上 4,000 未満	0.08
		2,000 未満	0.15

備考：
1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m^3 中のばいじんの量とする。
2 ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \cdot Cs$$

C　：ばいじんの量（g）
On ：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12）
Os ：排出ガス中の酸素濃度（%）
（当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする）
Cs ：JIS Z 8808 に定める方法により測定されたばいじんの量（g）

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日厚生省・通産省令第1号）

表 3-72　有害物質（塩化水素）の排出基準

施設	規模	許容限度（mg/Nm^3）
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m^2 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	700

備考：
1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m^3 中の塩化水素の量とする。
塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - Os} \cdot Cs$$

C　：塩化水素の量（mg）
Os ：排出ガス中の酸素濃度（%）
Cs ：JIS K 0107 に定める方法により測定された塩化水素の量（mg）

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日厚生省・通産省令第1号）

表 3-73　有害物質（窒素酸化物）の排出基準

<table>
<tr><th colspan="2">施設</th><th>規模</th><th>排出ガス量
(万 Nm^3/時)</th><th>許容限度
(cm^3)</th></tr>
<tr><td colspan="2">廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。）</td><td rowspan="4">火格子面積が $2m^2$ 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上</td><td>すべて</td><td>450</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る。）</td><td>4 以上</td><td>700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記外の廃棄物焼却炉</td><td>連続炉</td><td>すべて</td><td>250</td></tr>
<tr><td>連続炉以外</td><td>4 以上</td><td>250</td></tr>
</table>

備考：
1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス $1m^3$ 中の窒素酸化物の量とする。
2 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \cdot Cs$$

C ：窒素酸化物の量（cm^3）
On ：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12）
Os ：排出ガス中の酸素濃度（%）
（当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする）
Cs ：JIS K 0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量（cm^3）

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日厚生省・通産省令第1号）

表 3-74　有害物質（水銀）の排出基準

<table>
<tr><th rowspan="2">施設</th><th rowspan="2">規模</th><th colspan="2">排出基準（μg/Nm^3）</th></tr>
<tr><th>新規施設</th><th>既存施設</th></tr>
<tr><td>廃棄物焼却炉</td><td>火格子面積が $2m^2$ 以上あるいは焼却能力 200kg/時以上</td><td>30</td><td>50</td></tr>
</table>

備考：
1 既存施設とは、施行日（平成 30 年 4 月 1 日）において、現に設置されている施設（既に工事が着手されているものを含む。）をいう。
2 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算された排出ガス $1m^3$ 中の水銀の量とする。

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \cdot Cs$$

C ：水銀の量（μgNm^3）
On ：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12）
Os ：排出ガス中の酸素濃度（%）
(当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする)
Cs ：排出ガス中の実測水銀濃度（0℃、101.32kPa）（μg Nm^3）

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日厚生省・通産省令第1号）

表 3-75　香川県生活環境の保全に関する条例の対象となるばい煙発生施設の排出基準

<table>
<tr><th colspan="2">廃棄物焼却炉：焼却能力が 150kg/時以上 200kg/時未満</th></tr>
<tr><td>硫黄酸化物</td><td>排出基準は次式により算出される。
$q = K \times 10^{-3} He^2$
q ：硫黄酸化物の量（Nm^3/時）
K ：地域ごとに定められた値（26.3）
He ：補正された排出口の高さ（m）</td></tr>
<tr><td>ばいじん</td><td>排出基準：0.70g/Nm^3（全域）
備考 標準状態に換算した排出ガス $1m^3$ 中のばいじんの量とする。</td></tr>
</table>

出典：「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和46年9月18日香川県規則第42号）

③ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）による大気排出基準等

ダイオキシン類の大気排出基準を表 3-76に示す。ダイオキシン類については、焼却能力に対応した大気排出基準が定められている。

表 3-76　ダイオキシン類の大気排出基準

施設	規模	焼却能力（kg/時）	許容限度（ng-TEQ/Nm^3）
廃棄物焼却炉	火床面積が 0.5m^2 以上又は焼却能力が 50kg/時以上	4,000 以上	0.1
		2,000 以上 4,000 未満	1
		2,000 未満	5

備考：
1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。
2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。

$$C=\frac{21-On}{21-Os}\cdot Cs$$

C　：ダイオキシン類の量（ng/Nm^3）
On　：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12）
Os　：排出ガス中の酸素濃度（%）
（当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする）
Cs　：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量（ng/Nm^3）

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月27日総理府令第67号）

また、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。

ダイオキシン類対策特別措置法による廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準を表 3-77に示す。

表 3-77　廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

単位：ng-TEQ/g

項目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3 以下

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月27日総理府令第67号）

④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）による構造基準等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）では、廃棄物焼却施設の構造及び維持管理に係る基準が定められている。

廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要を表 3-78(1)～(5)に示す。

表 3-78(1) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分			基準
構造基準第4条	一		自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること
	三		ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること
	四		ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること
	五		著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること
	六		ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること
	七	イ	法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない
		ロ	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること （1）燃焼ガスの温度が 800℃以上の状態でごみを焼却することができるものであること （2）燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること （3）外気と遮断されたものであること （4）燃焼ガスの温度を速やかに（1）に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること （5）燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること
		ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
		ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない
		ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
		ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること
		ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
		チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない
		リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること （1）ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること （2）ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること （イ）ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること

表 3-78(2)　廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
構造基準第4条	リ	（ロ）溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること （3）ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること （イ）焼成炉中の温度が 1,000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること （ロ）焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること （ハ）焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること （4）ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること
	ヌ	固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること
	ル	固形燃料を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること （1）固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること （2）常時換気することができる構造であること （3）散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること
	ヲ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（カに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること （1）保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること （2）異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること
	ワ	固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であつて、当該保管の期間が７日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日あたりの処理能力に相当する数量に 7 を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること （1）固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること （2）保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	カ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が７日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1 日あたりの処理能力に相当する数量に 7 を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること （1）固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること （2）固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること （3）固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること　ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない （4）保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること （5）異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること
	十五	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること

表 3-78(3) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
維持管理基準第4条の5	一	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと
	二　イ	ピット・クレーン方式によってごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること
	ロ	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第4条第1項第7号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない
	ハ	燃料室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと
	ニ	焼却灰の熱しやく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない
	ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること
	ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと
	ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること
	チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない
	リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること
	ヌ	排ガス処理設備及び冷却設備にたい積したばいじんを除去すること
	ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない
	ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること
	ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が別表第3の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること
	カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること
	ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること
	タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること
	レ	ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること。ただし、第4条第1項第7号チのただし書の場合にあつては、この限りでない
	ソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと
	ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること
	ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること
	ナ	固形燃料の受入設備にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること

表 3-78(4) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
	ラ	固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次のとおりとする （1）固形燃料に含まれる水分が 10wt%以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること （2）固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること
	ム	搬入しようとする固形燃料の性状がラ（1）又は（2）の基準に適合しない場合にあつては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと
	ウ	固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ラの規定の例による
	ヰ	搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ（1）又は（2）の基準に適合しない場合にあつては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること
	ノ	保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること
	オ	固形燃料を保管する場合にあつては、次のとおりとする （1）固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること （2）保管設備内を常時換気すること （3）保管期間がおおむね７日間を超える場合にあつては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること
	ク	固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次のとおりとする （1）複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること （2）容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること （3）（2）の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなつていることを確認すること
	ヤ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ケに掲げる場合を除く。）にあつては、次のとおりとする （1）保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること （2）（1）の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること
	マ	第４条第１項第７号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オ(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする （1）保管設備内を定期的に清掃すること （2）保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること （3）固形燃料の表面温度を連続的に監視すること （4）保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること （5）（3）及び（4）の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること
	ケ	第４条第１項第７号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする （1）固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること （2）保管設備内を定期的に清掃すること （3）固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講じること （4）固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない

表 3-78(5) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
維持管理基準第4条の5	ケ	（5）保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること （6）（5）の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること
	フ	火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること
	十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること
	十一	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること
	十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること
	十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること
	十四	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと
	十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと
	十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第 21 条の 2 第 1 項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3 年間保存すること

出典：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和46年9月23日厚生省令第35号）

2) 騒音

① 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく環境基準

騒音に係る基準は、地域の類型ごと、時間の区分ごとに基準値が定められており、道路に面する地域とそれ以外の地域で異なる基準が適用されている。

i) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準を表 3-79(1)～(3)に、調査区域の騒音の環境類型を当てはめる地域の指定を表 3-80に示す。調査区域には環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）に基づく地域の類型があり、調査区域の一部には、A類型、C類型に指定された地域があるが、対象事業実施区域にはない。調査区域の騒音に係る環境基準の類型指定図を図 3-61に示す。なお、綾川町には地域の類型指定はない。

表 3-79(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

単位：dB

地域の類型	基準値（L_{Aeq}）	
	昼間	夜間
AA	50 以下	40 以下
A及びB	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

注1）時間区分は次のとおりとする。
昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時
注2）AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
注3）Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
注4）Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
注5）Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
注6）単位dBとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

表 3-79(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：dB

地域の区分	基準値（L_{Aeq}）	
	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考）車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
注）単位dBとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3-79(3)に掲げるとおりとされている。

表 3-79(3)　騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

単位：dB

基準値（L_{Aeq}）	
昼間	夜間
70 以下	65 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注1）時間区分は次のとおりとする。
　　昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時時～翌日の午前6時
注2）幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び4車線以上の市町村道等をいう。
注3）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。
　　2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　：道路端から15mまで
　　2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路　：道路端から20mまで
注4）単位dBとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

表 3-80　騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	当てはめる地域（高松市）注 1)
A	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注1）地域の類型は、騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）の定めるところによる。
注2）綾川町には地域指定はない。
出典：「平成24年4月1日高松市告示第206号」
　　「令和6年度版香川県環境白書」（令和6年12月　香川県環境森林部）

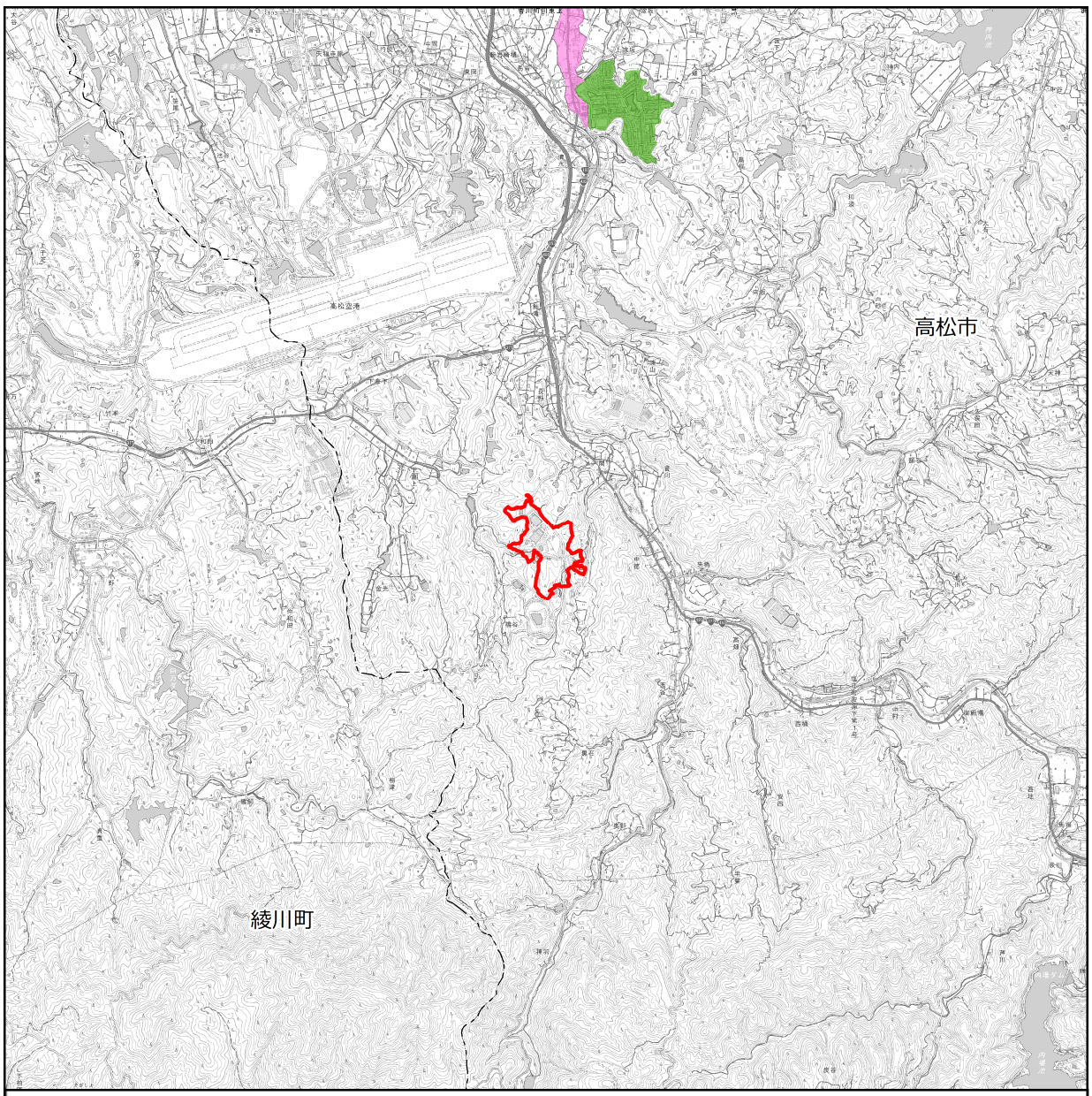

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- A 類型
- C 類型

出典：「平成24年4月1日高松市告示第206号」

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-61　調査区域の騒音に係る環境基準の類型指定図

ii) 航空機騒音に係る環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく航空機騒音に係る環境基準を表 3-81に、類型を当てはめる地域を表 3-82に、調査区域の航空機騒音に係る環境基準の類型指定図を図 3-62に示す。調査区域の一部には、Ⅱ類型に指定された地域があるが、対象事業実施区域にはない。

表 3-81　航空機騒音に係る環境基準

単位：dB

地域の類型	基準値（L_{den}）
Ⅰ	57
Ⅱ	62

注1）評価指標は時間帯補正等価騒音レベル（L_{den}）。
注2）地域類型Ⅰ：専ら住居の用に供される地域
　　地域類型Ⅱ：Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域
注3）１日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。
注4）単位dBとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。
出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）

表 3-82　航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	当てはめる地域
Ⅱ	高松市、香川町、香南町、綾上町及び綾南町のうち別図の実線で囲まれた地域。ただし、空港敷地を除く。

注1）当てはめる地域の市町名は合併前のものである。
注2）別図は香川県環境森林部の縦覧資料である。
出典：「平成元年12月16日香川県告示第1040号」

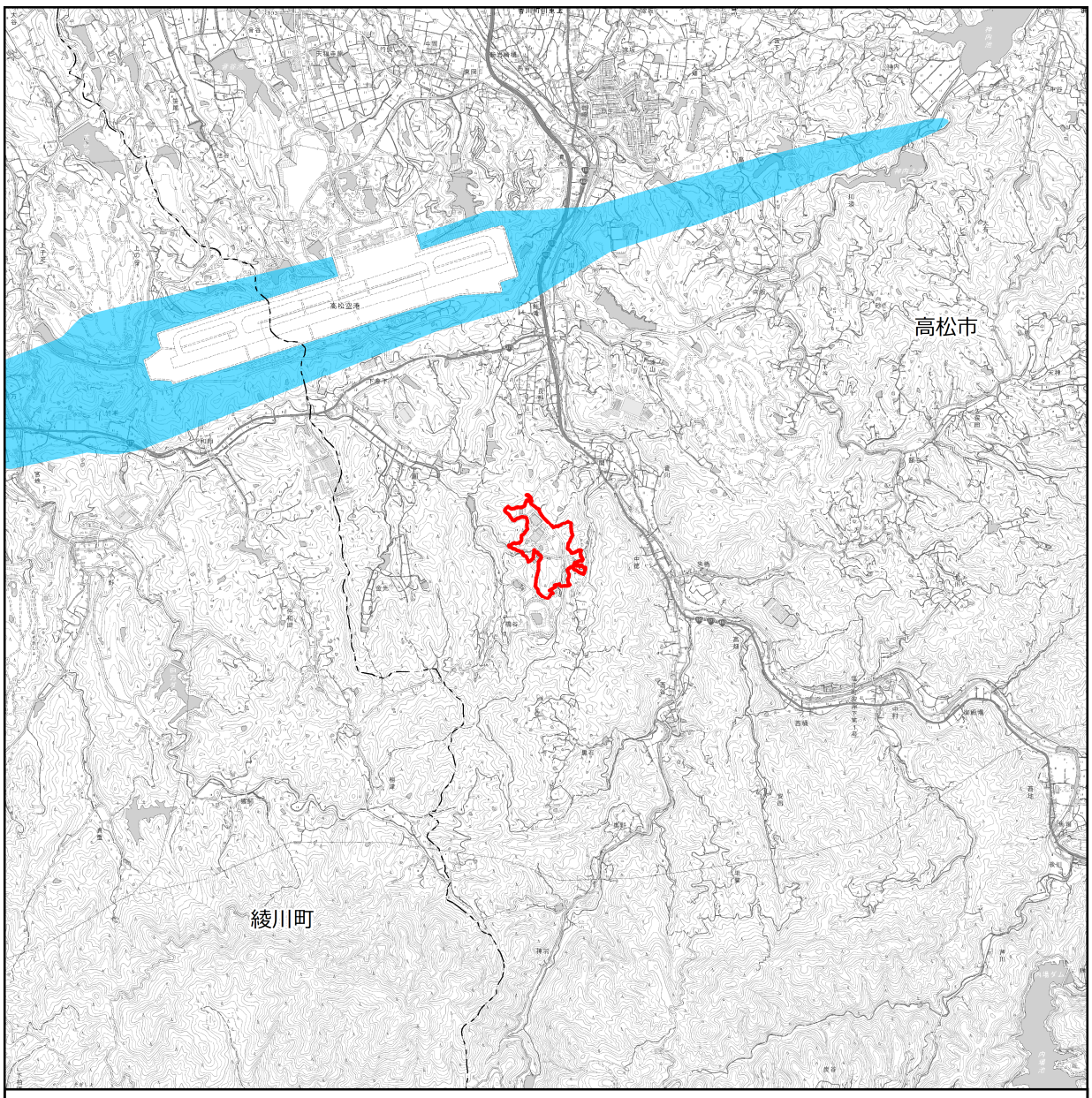

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

Ⅱ類型

出典：「平成元年12月16日香川県告示第1040号」
「航空機騒音に係る環境基準類型指定図」香川県環境森林部

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-62　調査区域の航空機騒音に係る環境基準の類型指定図

② 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）による規制

騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）では、第2条第1項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における騒音、同条第3項で定めている特定建設作業における騒音に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。また、高松市では、高松市公害防止条例により、騒音に係る指定施設が定められており、騒音規制法の規制地域及び規制基準が適用される。

指定地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺の生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。なお、綾川町には規制区域の指定はない。

i) 特定工場

騒音規制法第3条第1項の規定による指定地域及び高松市公害防止条例第6条の規定に基づく規制区域の指定状況を表 3-83に、騒音規制法第4条第1項、及び高松市公害防止条例第4条の規定に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 3-84に示す。

調査区域には第1種区域、第3種区域に指定された規制区域があるが、対象事業実施区域には規制区域はない。調査区域における規制区域の指定状況を図 3-63に示す。

表 3-83　騒音規制法に基づく規制区域

区域の区分	指定区域（高松市）注1)
第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域の区域並びに都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町に限る。）
第 2 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域の区域
第 3 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域、都市計画区域内にあって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町を除く。）並びに都市計画区域外の区域
第 4 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域の区域

注1）指定地域は高松市の区域のうち、女木町、男木町、菅沢町、塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号、塩江町安原下第3号、庵治町、香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井及び香南町吉光を除く区域とする。

注2）綾川町には規制区域はない。

出典：「高松市公害防止条例施行規則」（昭和47年12月1日高松市規則第39号）
「平成28年7月13日高松市告示第631号」
「令和6年度版香川県環境白書」（令和6年12月　香川県環境森林部）

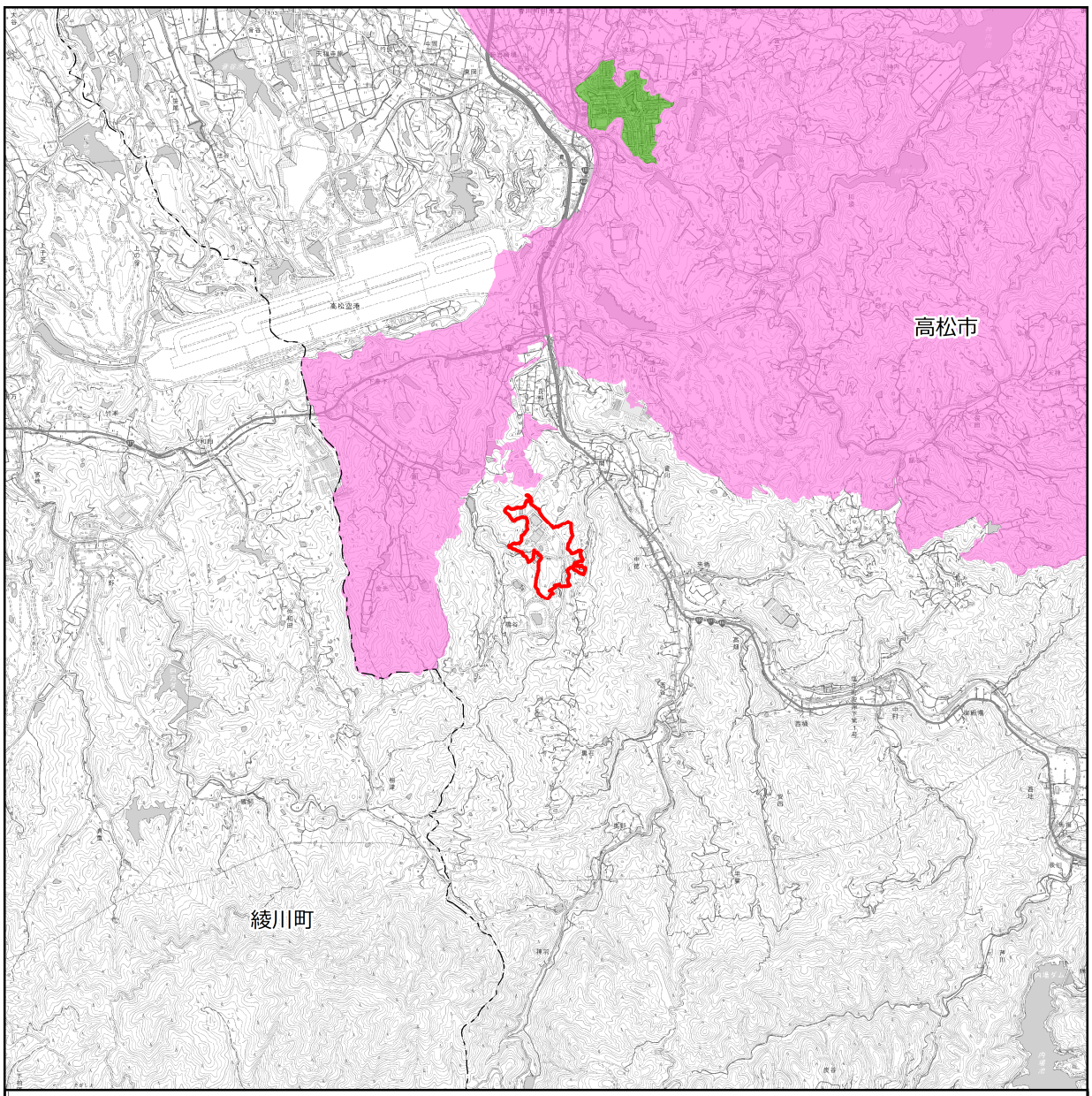

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 第 1 種区域
- 第 3 種区域

出典：「平成28年7月13日高松市告示第631号」
「高松市都市計画課資料」（令和7年10月）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-63　調査区域の特定工場等において発生する騒音の規制区域区分図

表 3-84　特定工場等において発生する騒音の規制基準

単位：dB

時間の区分 / 区域の区分	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで	昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夕 午後 7 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種区域	45	50	45	40
第 2 種区域	50	55	50	45
第 3 種区域	60	65	60	50
第 4 種区域	65	70	65	60

注1）単位dBとは、計量法（平成4年法律第51号）に定める音圧レベルの計量単位である。
注2）規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。
出典：「高松市公害防止条例施行規則」（昭和47年12月1日高松市規則第39号）
「平成28年7月13日高松市告示第631号」

ii) 特定建設作業

特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定による区域の区分を表 3-85に、騒音規制法第4条第1項の規定による規制基準を表 3-86に、特定建設作業の種類を表 3-87に示す。

調査区域には、第1号区域に指定された規制区域があるが、対象事業実施区域には規制区域はない。調査区域における規制区域の指定状況を図 3-64に示す。

表 3-85　特定建設作業に伴って発生する騒音規制区域の区分

区域の区分	指定区域（高松市）注 1)
第 1 号区域	1. 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域並びに都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町に限る。） 2. 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域の区域 3. 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域、都市計画区域内にあって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町を除く。）並びに都市計画区域外の区域 4. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m 以内の区域
第 2 号区域	上記以外の区域

注1）指定地域は高松市の区域のうち、女木町、男木町、菅沢町、塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号、塩江町安原下第3号、庵治町、香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井及び香南町吉光を除く区域とする。
注2）綾川町には規制区域はない。
出典：「平成28年7月13日高松市告示第631号」
「令和6年度版香川県環境白書」（令和6年12月　香川県環境森林部）

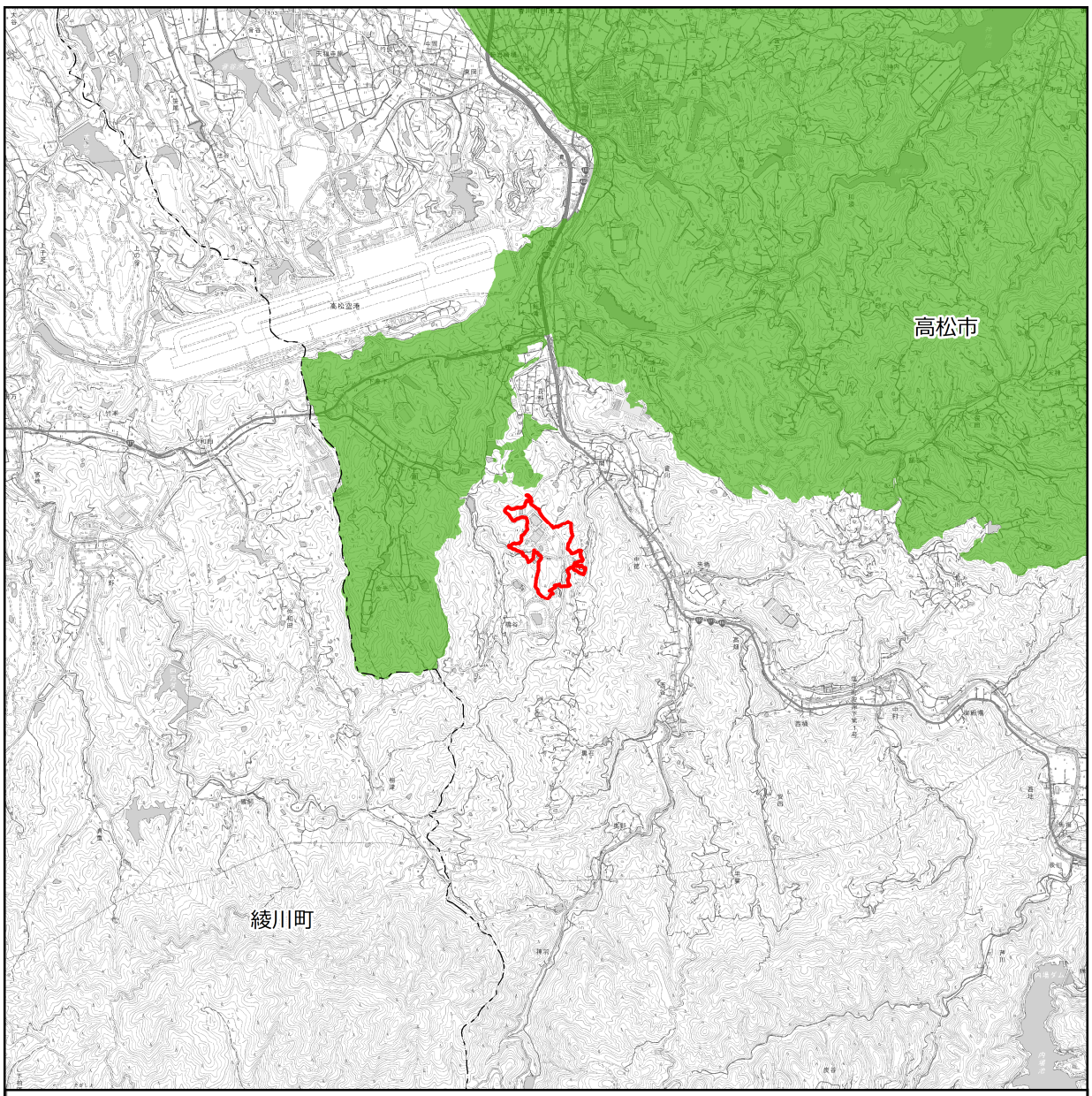

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

第 1 号区域

出典：「平成28年7月13日高松市告示第631号」
「高松市都市計画課資料」（令和7年10月）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-64　調査区域の特定建設作業において発生する騒音の規制区域区分図

表 3-86　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

基準		
騒音の大きさ		85dB を超えないこと
作業時間	第 1 号区域	午前 7 時から午後 7 時
	第 2 号区域	午前 6 時から午後 10 時
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	10 時間を超えないこと
	第 2 号区域	14 時間を超えないこと
連続作業日数		連続 6 日を超えないこと
作業の禁止日		日曜、祝日は禁止

注1）「騒音の大きさ」の基準は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。
注2）「作業ができない時間」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路を占用する工事・道路使用の許可を要する工事のため、やむを得ない場合は適用しない。
注3）「1日当たりの作業時間」及び「同一場所における作業期間」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止のため、やむを得ない場合は適用しない。
注4）「日曜その他の休日における作業禁止」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、変電所の工事、道路を占有する工事、道路使用の許可を要する工事のため、やむを得ない場合は適用しない。
注5）単位dBとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

表 3-87　特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m^3 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る。）を使用する作業

注）該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。
出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年11月27日政令第324号）

iii) 道路交通騒音

騒音規制法の第17条第1項の規定に基づく自動車騒音の限度に係る区域の指定を表 3-88に、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日総理府令第15号）の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度を表 3-89に示す。

調査区域には、a区域、c区域に指定された規制地域があるが、対象事業実施区域には規制区域はない。調査区域における自動車騒音の規制地域の指定状況を図3-65に示す。

表 3-88　騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る規制地域

区域の区分	指定区域（高松市）注1)
a 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域並びに都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町に限る。）
b 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
c 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域、都市計画区域内にあって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町を除く。）並びに都市計画区域外の区域

注1）指定地域は高松市の区域のうち、女木町、男木町、菅沢町、塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号、塩江町安原下第3号、庵治町、香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井及び香南町吉光を除く区域とする。
注2）綾川町には規制地域はない。
出典：「高松市公害防止条例施行規則」（昭和47年12月1日高松市規則第39号）
「平成28年7月13日高松市告示第631号」
「令和6年度版香川県環境白書」（令和6年12月　香川県環境森林部）

表 3-89　騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

単位：dB

区域の区分		環境省令で定める限度	
		昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70	65
b 区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域	2 車線以下（道路端から 15m の範囲）	75	70
	3 車線以上（道路端から 20m の範囲）		

注1）評価の指標は等価騒音レベル（L_{Aeq}）とする。
注2）単位dBとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。
出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
（平成12年総理府令第15号）

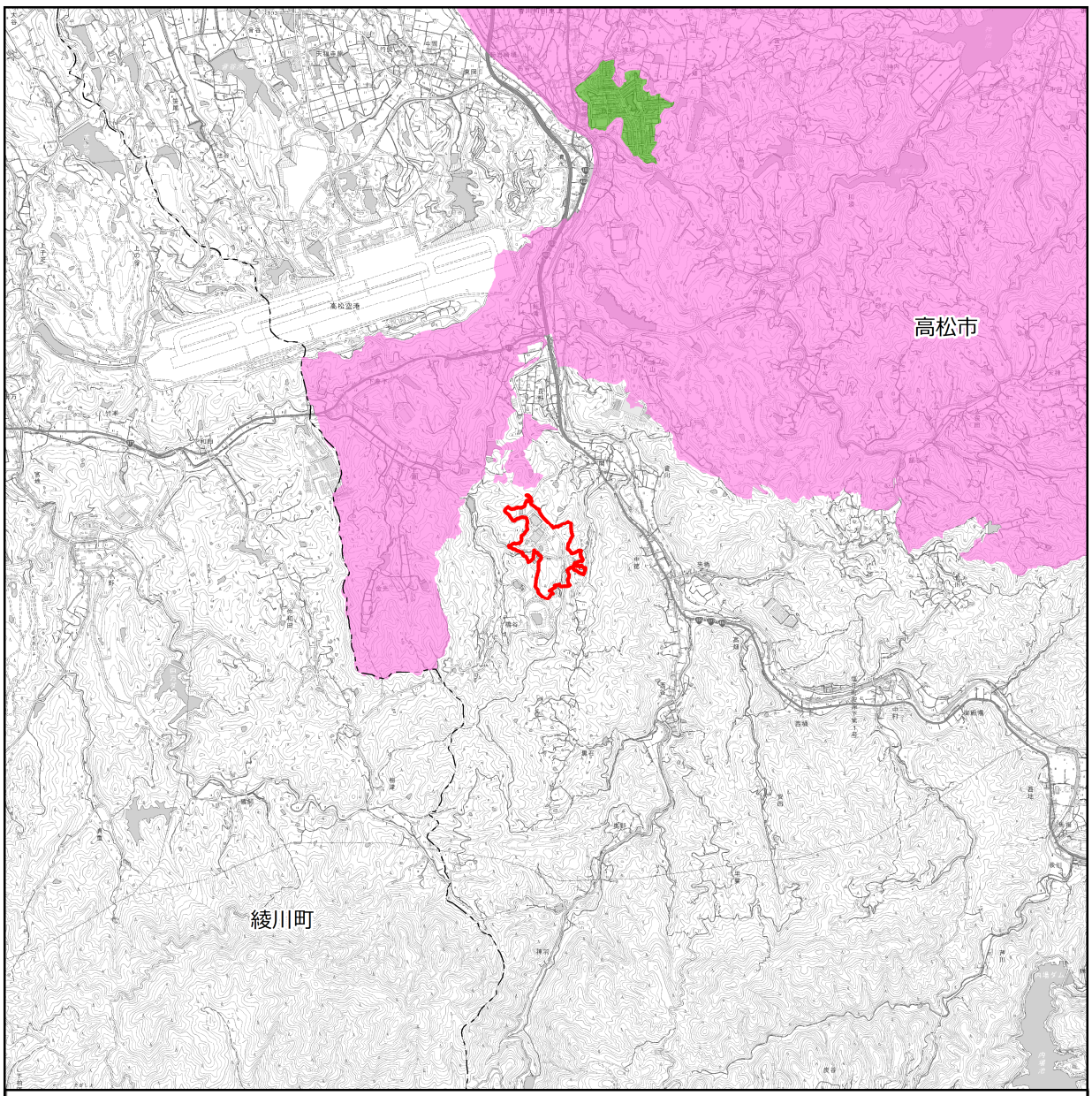

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- a 区域
- c 区域

出典：「平成28年7月13日高松市告示第631号」
「高松市都市計画課資料」（令和7年10月）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-65　調査区域における自動車騒音の規制地域の指定状況

3) 振動

① 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）による規制

振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）では、第2条第1項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における振動、同条第3項で定めている特定建設作業における振動に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。

また、指定地域内の道路交通振動が一定のレベルを超えて周辺の生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。なお、綾川町には規制区域の指定はない。

i) 特定工場

振動規制法第3条の規定による指定地域及び高松市公害防止条例第6条の規定に基づく規制区域の指定状況を表 3-90に、振動規制法第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準を表 3-91に示す。

調査区域には、第1種区域、第2種区域に指定された規制区域があるが、対象事業実施区域に規制区域はない。調査区域における規制区域の指定状況を図 3-66に示す。

表 3-90　振動規制法に基づく規制区域

区域の区分	指定区域（高松市）注1)
第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域の区域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域並びに都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町に限る。）
第 2 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の区域、都市計画区域内にあって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町を除く。）並びに都市計画区域外の区域

注1）指定地域は高松市の区域のうち、女木町、男木町、菅沢町、塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号、塩江町安原下第3号、牟礼町大町、牟礼町原、牟礼町牟礼、庵治町、香川町浅野、香川町大野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町寺井、香川町東谷、香川町安原下第1号、香川町安原下3号、香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家を除く区域とする。

注2）綾川町には規制区域はない。

出典：「平成28年7月13日高松市告示第632号」

「令和6年度版香川県環境白書」（令和6年12月　香川県環境森林部）

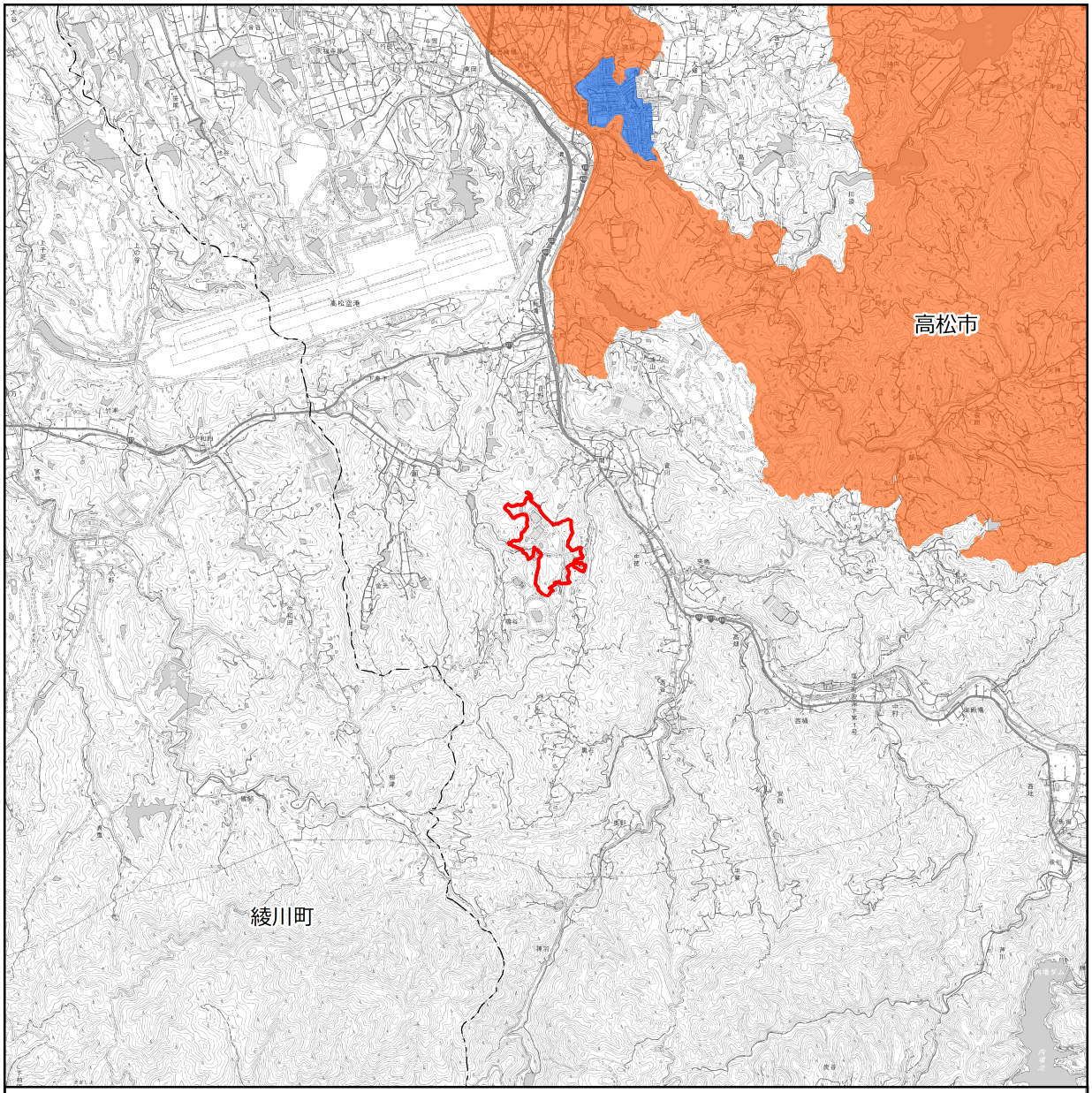

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 第 1 種区域
- 第 2 種区域

出典：「平成28年7月13日高松市告示第632号」
「高松市都市計画課資料」（令和7年10月）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-66　調査区域の特定工場等において発生する振動の規制区域区分図

表 3-91　特定工場等において発生する振動の規制基準

単位：dB

区域の区分	昼間	夜間
	午前８時から 午後７時まで	午後７時から 翌日の午前８時まで
第１種区域	60	55
第２種区域	65	60

注）単位dBとは、計量法（平成4年法律第51号）に定める振動加速度レベルの計量単位である。
出典：「平成28年7月13日高松市告示第632号」

ii) 特定建設作業

振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定による、特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準に係る区域を表 3-92に、同規則第11条別表第1に基づく基準を表 3-93に、特定建設作業の種類を表 3-94に示す。

調査区域には、第1号区域に指定されている規制区域があるが、対象事業実施区域に規制区域はない。調査区域における規制区域の指定状況を図 3-67に示す。

表 3-92　特定建設作業に伴って発生する振動規制区域の区分

区域の区分	指定区域（高松市）注 1)
第１号区域	1. 都市計画法第８条第１項第１号に掲げる第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域の区域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域並びに都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町に限る。） 2. 都市計画法第８条第１項第１号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、都市計画区域内にあって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町を除く。）並びに都市計画区域外の区域 3. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の５に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m 以内の区域
第２号区域	上記以外の区域

注1）指定地域は高松市の区域のうち、女木町、男木町、菅沢町、塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号、塩江町安原下第3号、牟礼町大町、牟礼町原、牟礼町牟礼、庵治町、香川町浅野、香川町大野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町寺井、香川町東谷、香川町安原下第1号、香川町安原下3号、香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家を除く区域とする。
注2）綾川町には規制区域はない。
出典：「平成28年7月13日高松市告示第632号」
「令和6年度版香川県環境白書」（令和6年12月　香川県環境森林部）

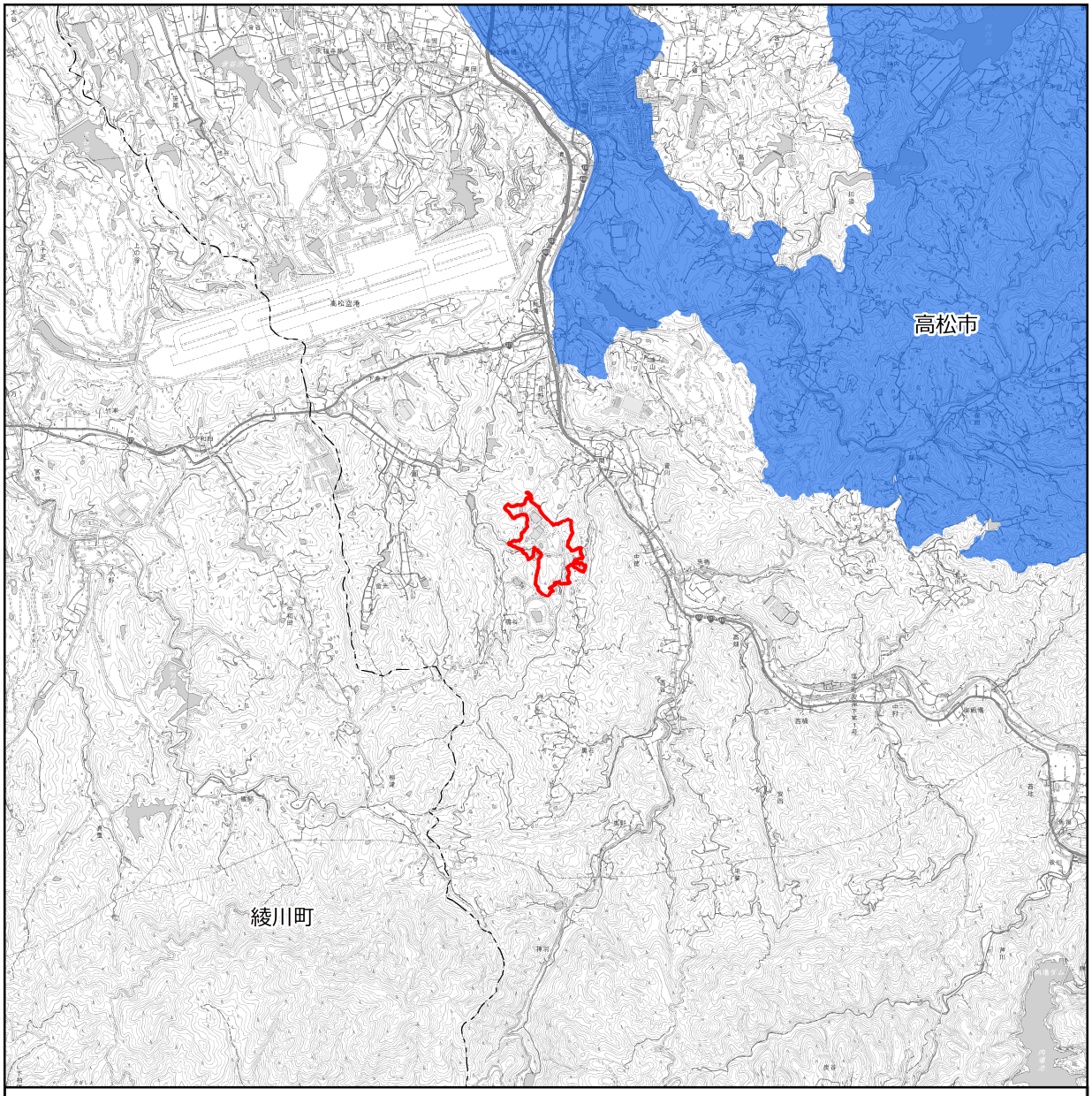

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

第１号区域

出典：「平成28年7月13日高松市告示第632号」
「高松市都市計画課資料」（令和7年10月）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-67　調査区域の特定建設作業において発生する振動の規制区域区分図

表 3-93　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

基準		
振動の大きさ		75dB を超えないこと
作業時間	第 1 号区域	午前 7 時から午後 7 時
	第 2 号区域	午前 6 時から午後 10 時
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	10 時間を超えないこと
	第 2 号区域	14 時間を超えないこと
連続作業日数		連続 6 日を超えないこと
作業の禁止日		日曜、祝日は禁止

注1）「振動の大きさ」の基準は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。
注2）「作業ができない時間」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路を占用する工事・道路使用の許可を要する工事のため、やむを得ない場合は適用しない。
注3）「1日あたりの作業時間」及び「同一場所における作業期間」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止のため、やむを得ない場合は適用しない。
注4）「日曜その他の休日における作業禁止」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、変電所の工事、道路を占有する工事、道路使用の許可を要する工事のため、やむを得ない場合は適用しない。
注5）単位dBとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）
「平成28年7月13日高松市告示第632号」

表 3-94　特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

注）当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。
出典：「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日政令第280号)

iii) 道路交通振動

振動規制法の第3条第1項の規定に基づく道路交通振動の限度に係る区域の指定を表 3-95に、同法第4条第1項の規定に基づく道路交通振動の要請限度を表 3-96に示す。

調査区域には、第1種区域、第2種区域に指定されている規制区域があるが、対象事業実施区域に規制区域はない。調査区域における道路交通振動の規制区域の指定状況を図 3-68に示す。なお、綾川町には地域の指定はない。

表 3-95 振動規制法に基づく道路交通振動の限度に係る区域の指定

区域の区分	指定区域（高松市）注1)
第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域の区域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域並びに都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町に限る。）
第 2 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の区域、都市計画区域内にあって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町を除く。）並びに都市計画区域外の区域

注1）指定区域は高松市の区域のうち、女木町、男木町、菅沢町、塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号、塩江町安原下第3号、牟礼町大町、牟礼町原、牟礼町牟礼、庵治町、香川町浅野、香川町大野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町寺井、香川町東谷、香川町安原下第1号、香川町安原下3号、香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家を除く区域とする。
注2）綾川町には指定区域はない。
出典：「平成28年7月13日高松市告示第632号」

表 3-96 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

単位：dB

区域の区分	環境省令で定める限度	
	昼間 午前 8 時から午後 7 時	夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

注）単位dBとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位。
出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）
「平成28年7月13日高松市告示第632号」
「令和6年度版香川県環境白書」（令和6年12月　香川県環境森林部）

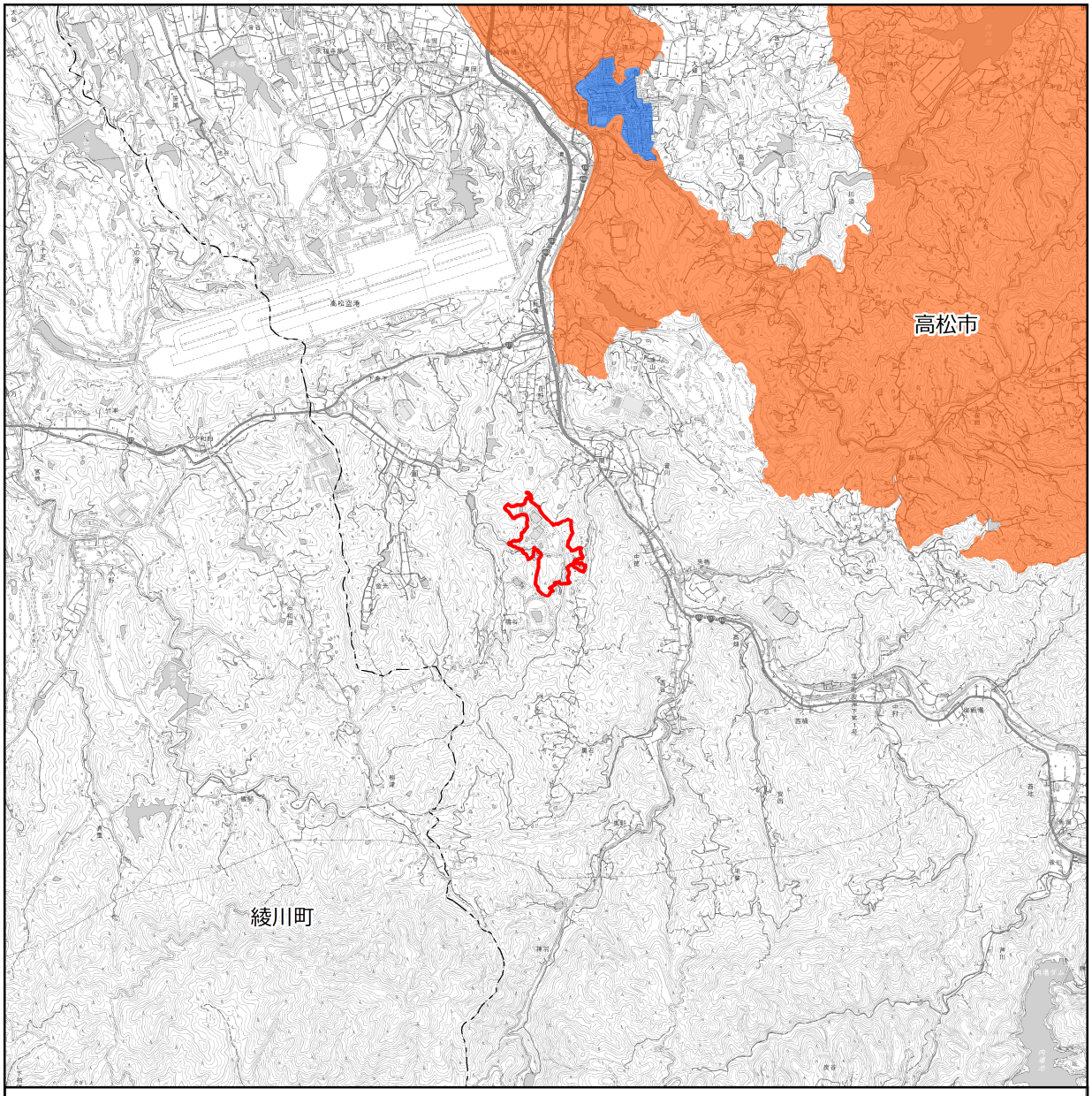

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- 第 1 種区域
- 第 2 種区域

出典：「平成28年7月13日高松市告示第632号」
「高松市都市計画課資料」（令和7年10月）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-68　調査区域における道路交通振動の規制地域の指定状況

4) 悪臭

① 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）による規制

悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等22物質の特定悪臭物質濃度による規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な、人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数による規制を行うこととされている。調査区域における悪臭防止法に基づく規制区域の指定状況を表 3-97に、規制基準を表 3-98(1)に示す。なお、綾川町には規制地域の指定はない。

調査区域には、A区域、B区域に指定されている規制地域があるが、対象事業実施区域に規制地域はない。調査区域の悪臭規制地域区分を図 3-69に示す。

また、同法第4条第1項第1号の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で、当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(以下「敷地境界線規制基準」という。)、同項第2号に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準(以下「気体排出口規制基準」という。）及び同法第4条第1項第3号の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で、当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準(以下「排出水規制基準」という。)を表 3-98(2)に示す。

表 3-97　悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況

区域区分	規制地域（高松市）注 1)
A 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
B 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
C 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域及び工業専用地域

注1）規制地域は高松市の区域のうち、女木町、男木町、菅沢町、塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号、塩江町安原下第3号、牟礼町大町、牟礼町原、牟礼町牟礼、庵治町、香川町浅野、香川町大野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町寺井、香川町東谷、香川町安原下第1号、香川町安原下3号、香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家を除く都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域とする。

注2）綾川町には規制地域はない。

出典：「平成28年7月13日高松市告示第633号」

「令和6年度版香川県環境白書」（令和6年12月　香川県環境森林部）

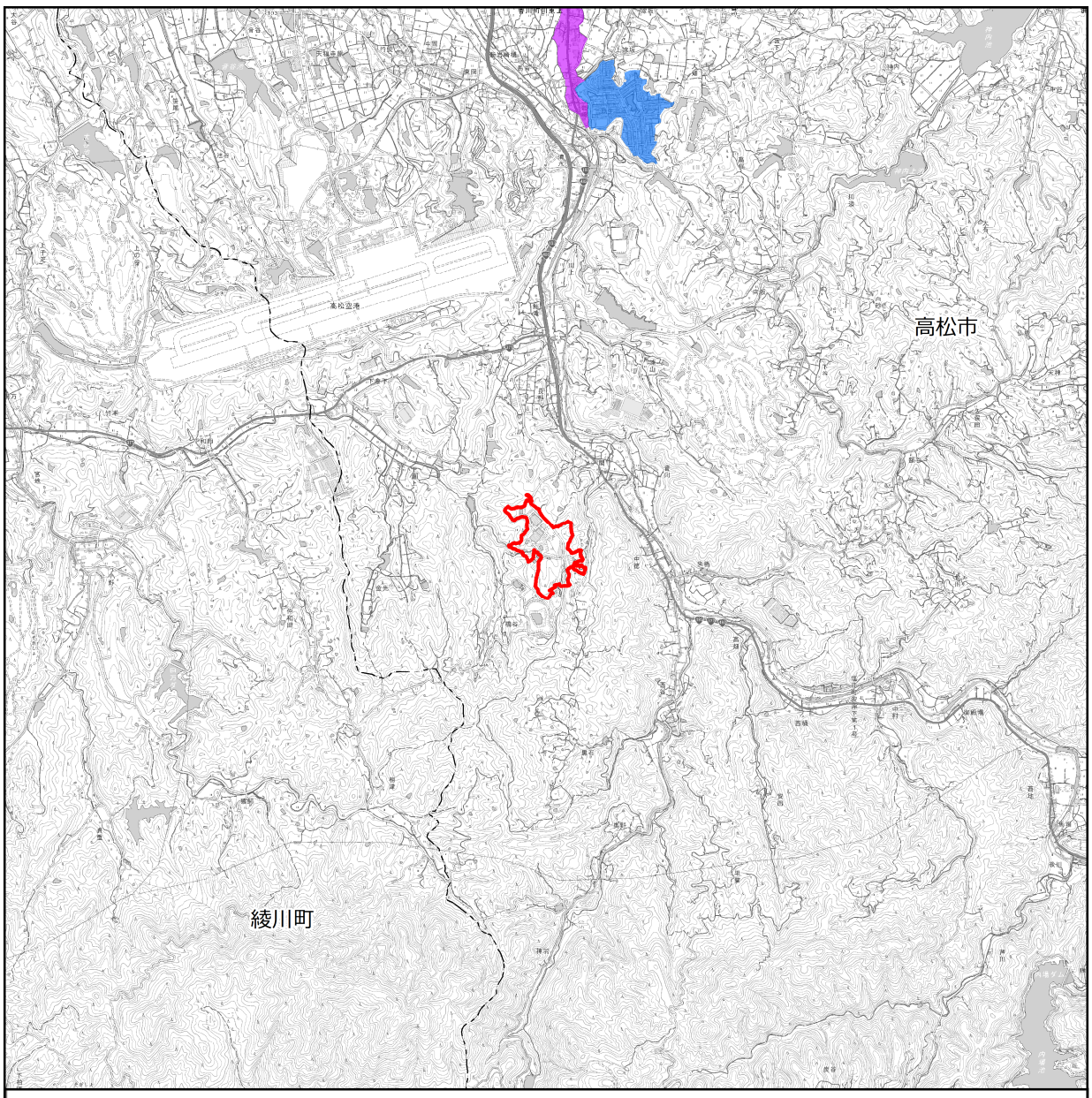

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

- 対象事業実施区域
- A 区域
- B 区域

出典：「平成28年7月13日高松市告示第633号」
「高松市都市計画課資料」（令和7年10月）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-69　調査区域の悪臭規制地域区分図

表 3-98(1)　悪臭防止法に基づく規制基準（高松市）

［敷地境界線］　　単位：ppm

特定悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年5月30日総理府令第39号）
「平成28年7月13日高松市告示第633号」

表 3-98（2） 悪臭防止法に基づく規制基準

［排出口］

1 特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。

$q=0.108\times He^2\cdot Cm$

ここで、 q ：悪臭物質の流量（Nm^3/時）
He ：補正された排出口の高さ（m）
Cm ：特定悪臭物質の規制基準（ppm）

次項に規定する方法により補正された排出口の高さが 5m 未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

2 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$

$Hm=(0.795\sqrt{(Q\cdot V)})/(1+2.58/V)$

$Ht=2.01\times10^{-3}\cdot Q\cdot(T-288)\cdot\{2.30\log J+(1/J)-1\}$

$J=(1/\sqrt{(Q\cdot V)})\times\{1460-296\times(V/(T-288))\}+1$

これらの式において、He、Ho、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He：補正された排出口の高さ（m）
Ho：排出口の実高さ（m）
Q ：温度 15℃における排出ガスの流量（m^3/秒）
V ：排出ガスの排出速度（m/秒）
T ：排出ガスの温度（℃）

特定悪臭物質	メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。

［排出水］

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排出水中の濃度を許容限度とする。

$CLm=k\times Cm$

この式において、CLm、k 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

CLm ：排出水中の濃度（mg/L）
k ：下表に掲げる特定悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに定められた値（mg/L）
Cm ：特定悪臭物質の規制基準（ppm）

特定悪臭物質	アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。

特定悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに定められた値(k)

項目	事業場から敷地外に排出される排出水の量	mg/L
メチルメルカプタン	0.001m^3/秒以下の場合	16
	0.001m^3/秒を超え、0.1m^3/秒以下の場合	3.4
	0.1m^3/秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m^3/秒以下の場合	5.6
	0.001m^3/秒を超え、0.1m^3/秒以下の場合	1.2
	0.1m^3/秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m^3/秒以下の場合	32
	0.001m^3/秒を超え、0.1m^3/秒以下の場合	6.9
	0.1m^3/秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m^3/秒以下の場合	63
	0.001m^3/秒を超え、0.1m^3/秒以下の場合	14
	0.1m^3/秒を超える場合	2.9

注）排出水中に含まれるメチルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、0.002mg/Lとする。

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年5月30日総理府令第39号）
「平成28年7月13日高松市告示第633号」

5) 水質汚濁

① 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく環境基準

環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）に基づく環境基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。調査区域を流れる香東川上流は河川のA類型に、香東川下流は河川のB類型に指定されている。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準を表 3-99～表 3-105に、調査区域の水質基準の類型指定状況を表 3-106に、類型指定図を図 3-70に示す。

また、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準も定められており、地下水の水質汚濁に係る環境基準を表3-107に示す。

表 3-99　人の健康の保護に関する環境基準

単位：mg/L

項目	基準値
カドミウム	0.003　以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01　以下
六価クロム	0.02　以下
砒素	0.01　以下
総水銀	0.0005　以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02　以下
四塩化炭素	0.002　以下
1,2-ジクロロエタン	0.004　以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04　以下
1,1,1-トリクロロエタン	1　以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006　以下
トリクロロエチレン	0.01　以下
テトラクロロエチレン	0.01　以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002　以下
チウラム	0.006　以下
シマジン	0.003　以下
チオベンカルブ	0.02　以下
ベンゼン	0.01　以下
セレン	0.01　以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　以下
ふっ素	0.8　以下
ほう素	1　以下
1,4-ジオキサン	0.05　以下

備考）1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102-2（以下「JIS」という。）15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、JIS K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

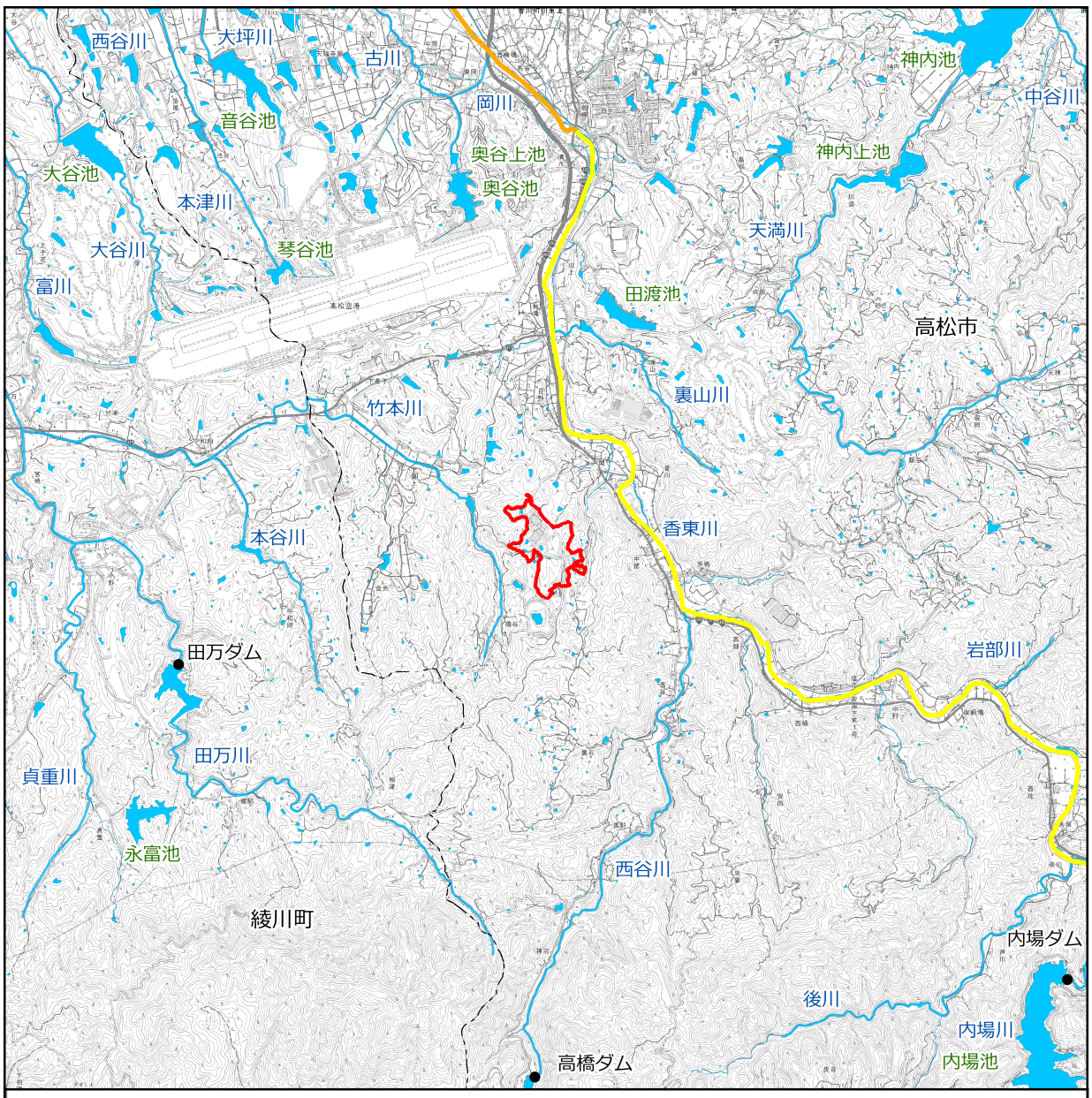

凡　例

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

- 対象事業実施区域
- 主要な河川 、湖沼
- ダム

水質環境類型区分

- 河川 A 類型
- 河川 B 類型

出典：「平成25年3月29日香川県告示第161号」
「基盤地図情報ダウンロードサービス（水域データ）」国土交通省国土地理院HP（https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php）
「国土数値情報（土地利用データ）」国土交通省HP（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-70　調査区域の水質汚濁に係る環境基準の類型指定図

表 3-100　生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】
（利用目的の適応性に対する基準）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道１級 自然環境保全 及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道２級 水産１級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
D	工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－
E	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	－

備考）1.基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2.農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3.水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。

4.水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

5.大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2）水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3）水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

注4）工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5）環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3-101　生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】
（水生生物の生息状況の適応性に対する基準）

単位：mg/L

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

備考）基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3-102　生活環境の保全に関する環境基準【湖沼】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	－

備考）1.湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が1,000万m^3以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖。
2.水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
3.水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
4.水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
5.大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注2）水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの　又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注3）水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
注4）工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
注5）環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3-103　生活環境の保全に関する環境基準【湖沼】

単位：mg/L

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水・農業用水・環境保全	1 以下	0.1 以下

備考）1.基準値は、年間平均値とする。
2.水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3.農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
4.各利用目的は以下を示す。

注1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注2）水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注3）水産1級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等の水産生物用
注4）環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3-104　生活環境の保全に関する環境基準【湖沼】
（水生生物の生息状況の適応性に対する基準）

単位：mg/L

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

備考）基準値は、日間平均値とする。
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3-105　生活環境の保全に関する環境基準【湖沼】
（水生生物が生息・再生産する場の適応性に対する基準）

単位：mg/L

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

備考）1.基準値は、日間平均値とする。
　　2.底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3-106　公共用水域の類型指定状況（河川）

項目	水系	水域	範囲	該当類型	達成期間	香川県告示日
生活環境の保全	香東川	香東川上流	岩崎橋より上流	A	イ	昭和 25 年 3 月 29 日
		香東川下流	岩崎橋より下流	B	イ	昭和 25 年 3 月 29 日

注1）類型は、「水質汚濁の係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）別表2の1河川の(1)河川のアの表の類型を示す。
注2）達成期間の分類は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成。
出典：「平成25年3月29日香川県告示第161号」

表 3-107　地下水の水質汚濁に係る環境基準

単位：mg/L

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	セレン	0.01 以下
クロロエチレン注)	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下

備考
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JISK0102-2 の 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JISK0102-2 の 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1，2-ジクロロエチレンの濃度は、JISK0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JISK0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注）別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

② ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）では、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めている。ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準を表 3-108に示す。

表 3-108　ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

単位：pg-TEQ/L

項目		基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1 以下
	水底の底質	150 以下

注1）基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。
注2）水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
注3）水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
注4）水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」について（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

③ 水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）等に基づく排水基準等

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）では、特定施設を設置する工場・事業所に対して、特定施設の設置・構造等の変更を行う場合の事前届出制度、特定事業場からの排出水に対する排水基準、排出水が排水基準に適合しない場合の改善命令等の措置等が定められており、本事業は同法に基づく特定施設に該当する。

また、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定により、県の区域に属する公共用水域に排出される排出水の汚染状態についての同条第 1 項の排水基準より厳しい許容限度を定める排水基準（上乗せ排水基準）を、香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年3月20日香川県条令第1号）第23条により定めている。そのほか、香川県生活環境の保全に関する条例では、日平均排水量が10m^{3}以上の水質特定施設を設置する工場又は事業場を水質特定事業場とし、全有機炭素の水質排出基準（横出し排水基準）を設けている。新施設は、排水クローズドシステム又は下水道放流を予定しているため、当該事業場は、上乗せ排水基準が課せられる水質特定事業場及び横出し排水基準が課せられる水質特定事業場には該当しない。

なお、水質汚濁防止法により、人口及び産業の集中等のため、排水規制のみでは閉鎖性水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、指定地域にある日平均排水量50m^{3}以上の特定事業場からその水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量であり、瀬戸内海に面している香川県全域が総量規制基準の指定地域であるが、新施設は排水クローズドシステム又は下水道放流を予定しているため、水質特定施設には該当しない。

水質汚濁防止法等に基づく排水基準のうち、有害物質に係る排水基準を表 3-109に、生活環境に係る排水基準を表 3-110に、香川県生活環境の保全に関する条例の上乗せ排水基準（水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定）のうち、下水道整備地域以外の地域に設置する新規特定事業場の排水基準を表 3-111に、香川県生

活環境の保全に関する条例による水質特定施設を表 3-112に、香川県生活環境の保全に関する条例による水質特定施設の水質排水基準を表 3-113に示す。

表 3-109　水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

単位：mg/L

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム　0.03
シアン化合物	シアン　1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	1
鉛及びその化合物	鉛　0.1
六価クロム化合物	六価クロム　0.2
砒素及びその化合物	砒素　0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀　0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレン　0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：ほう素　10
	海域：ほう素　230
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：ふっ素　8
	海域：ふっ素　15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100
1,4-ジオキサン	0.5

備考１.「検出されないこと」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

２.砒ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）
「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和46年9月18日香川県規則第42号）

表 3-110　水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）

項目	許容限度 水質汚濁防止法 香川県生活環境の保全に関する条例
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
浮遊物質量（SS）	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌数	日間平均 800 CFU/100mL
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）
燐含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）

備考

1.「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2.水質汚濁防止法に基づく排水基準は、1 日あたりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3.水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4.水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5.生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

7.窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

8.燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）
「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和46年9月18日香川県規則第42号）

表 3-111　下水道整備地域以外の地域に設置する新規特定事業場の排水基準

単位：mg/L

特定事業場の区分 ＼ 項目		生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	鉱油類含有量 最大	動植物油類含有量 最大	最大
畜産農業等に係る畜房施設を設置するもの		80	60	80	60	80	60			
化学工業に係るもの	排出水の量が 5000m^3 以上のもの	15	10	15	10	15	10			1
	排出水の量が 5000m^3 未満のもの	20	15	20	15	25	20			1
石油精製業に係るもの		15	10	15	10	15	10	2		1
鉄鋼業に係るもの		15	10	15	10	30	25	2		
非鉄金属製造業に係るもの		15	10	15	10	15	10	2		1
金属製品製造業又は機械工業に係るもの		15	10	15	10	20	15	2		
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの		15	7	15	7	15	10	2		1
廃油処理施設を設置するもの		15	10	15	10	25	20	2		
し尿処理施設を設置するもの		30	20	30	20	60	50			
下水道終末処理施設を設置するもの		25	20	25	20	60	50			
みなし指定地域特定施設を設置するもの		30	20	30	20	60	50			
その他のもの	排出水の量が 2,000m^3 以上のもの	15	10	15	10	25	15	2	10	
	排出水の量が 1,000m^3 以上 2,000m^3 未満のもの	20	15	20	15	30	20	3	15	
	排出水の量が 1,000m^3 未満のもの	30	20	30	20	50	40	5	20	

備考）1.「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第２条第６項に規定する特定事業場をいう。
2.「下水道整備地域」とは、下水道法第２条第８号に規定する処理区域をいう。
3.「排出水の量」とは、工場又は事業場から排出される１日当たりの平均的な水の量のうち、当該業種に係るものをいう。
4.この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第２条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
5.「日間平均」による許容限度は、１日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
6.この表に掲げる排水基準は、１日当たりの最大量が50m^{3}以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
7.生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排出水については、適用しない。ただし、し尿処理施設を設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの、指定地域特定施設を設置するもの又はみなし指定地域特定施設を設置するもののみに該当する工場又は事業場から排出される排出水については、この限りでない。
8.この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当する工場又は事業場が同時に他の特定事業場に該当する場合において、それらの特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準（し尿処理施設を設置するもの、指定地域特定施設を設置するもの及びみなし指定地域特定施設を設置するものに係る排水基準を除く。）のうち最大の許容限度のものを適用する。
9.この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場から排出される水を処理する事業場（令別表第１第74号に掲げる施設を設置する事業場をいう。）に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の該当する特定事業場に該当するものとみなして適用する。この場合において、当該工場又は事業場が該当する特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、前項の規定を準用する。
10.一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「その他のもの」に該当するが、新施設は排水クローズドシステム又は下水道放流を予定しているため、特定事業場には該当しない。

出典：「香川県生活環境の保全に関する条例」（昭和46年3月20日香川県条令第1号）

表 3-112　香川県生活環境の保全に関する条例による水質特定施設

1	自動式鶏卵洗浄施設
2	飲食店に設置される生うどんの湯煮施設
3	公衆浴場（ちゅう房施設が設置されているものに限る。）に設置される施設であって、次に掲げるもの (1) ちゅう房施設 (2) 洗濯施設 (3) 入浴施設
4	前３項に掲げる施設を設置する工場又は事業場（工場又は事業場からの日平均排水量が 10 m^3/日以上であるものに限る。）から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
5	特定施設（水汚濁止法（昭和 45 年法律第 138 号）第２条第２項に規定する施設をいう。）
6	指定地域特定施設（水質汚濁防止法第２条第３項に規定する施設をいう。）
7	みなし指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の２に規定する施設をいう。）
8	汚水等排出施設

備考）1. 1の項から4の項までに掲げる施設には、特定施設、指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設を含まないものとする。
2. 5の項、6の項及び7の項に掲げる施設には、当該施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水の１日当たりの最大量が50m^3以上である場合における当該施設を含まないものとする。
3. 8の項に掲げる施設には、当該施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水の1日当たりの平均的な量が50m^3以上である場合における当該施設を含まないものとする。
4. 5の項に指定する特定施設には、一般廃棄物処理施設である焼却施設が含まれるが、新施設は排水クローズドシステム又は下水道放流を予定しているため、水質特定施設には該当しない。

出典：「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和46年9月18日香川県規則第42号）

表 3-113　香川県生活環境の保全に関する条例による水質特定施設の水質排水基準

項目	水質排水基準
全有機炭素	160　mg/L

備考）1 検定方法は、規格K0102の22に定める方法による。
2 規格K0102の22は、現行規格では、JIS K 0102-1 の19.2および19.3に該当する。
3 この表に掲げる水質排水基準は、1日当たりの平均的な水質排出水の量が10m^3以上である工場又は事業場に係る水質排出水について適用する。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

出典：「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和46年9月18日香川県規則第42号）

更に、水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）においては、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものは、地下へ浸透させてはならないとしている。水質汚濁防止法に基づく地下水の浸透基準を表 3-114に示す。

表 3-114　水質汚濁防止法に基づく地下水の浸透基準

単位：mg/L

項目		浸透基準
カドミウム及びその化合物		カドミウム　0.001
シアン化合物		シアン　0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）		0.1
鉛及びその化合物		鉛　0.005
六価クロム化合物		六価クロム　0.01
砒素及びその化合物		砒素　0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀　0.0005
アルキル水銀化合物		アルキル水銀　0.0005
ポリ塩化ビフェニル		0.0005
トリクロロエチレン		0.002
テトラクロロエチレン		0.0005
ジクロロメタン		0.002
四塩化炭素		0.0002
1,2-ジクロロエタン		0.0004
1,1-ジクロロエチレン		0.002
1,2-ジクロロエチレン	シス体	0.004
	トランス体	0.004
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006
1,3-ジクロロプロペン		0.0002
チウラム		0.0006
シマジン		0.0003
チオベンカルブ		0.002
ベンゼン		0.001
セレン及びその化合物		セレン　0.002
ほう素及びその化合物		ほう素　0.2
ふっ素及びその化合物		ふっ素　0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物 亜硝酸性化合物 硝酸性化合物	アンモニア性窒素　0.7 亜硝酸性窒素　0.2 硝酸性窒素　0.2
塩化ビニルモノマー		0.0002
1,4―ジオキサン		0.005

出典：「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
（平成元年8月21日環境庁告示第39号）

④ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づく水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）では、水質基準適用施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。また、廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号）により定められている。ダイオキシン類の水質排出基準を表 3-115に示す。

表 3-115　ダイオキシン類の水質排出基準

単位：pg-TEQ/L

項目	排出基準
ダイオキシン類	10

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月27日環境庁告示第67号）
「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」
（平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号）

⑤ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号）

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号）により、瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県を関係府県の区域と指定し、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。調査区域及び対象事業実施区域を含む香川県全域が、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域であるが、当該施設は排水クローズドシステム又は下水道放流を予定しているため、水質特定施設には該当しない。

指定地域にある１日当たりの平均的な排水量50m^{3}以上の特定事業場からその水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量であり、香川県全域が総量規制の指定地域に指定されている。水質汚濁防止法の規定に基づく総量規制基準を表 3-116に示す。

表 3-116　総量規制基準（水質汚濁防止法）

<table>
<tr><th>項目</th><th>許容汚濁負荷量</th></tr>
<tr><td rowspan="2">化学的酸素要求量</td><td>Lc=（Ccj･Qcj＋Cci･Qci＋Cco･Qco）×10^{-3}
Lc：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）
Ccj, Cci, Cco：業種その他の区分ごとに定める一定の化学的酸素要求量（mg/L）
（＝備考欄の表参照）
Qcj：平成 24 年 5 月 25 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量（m^3/日）
Qci：昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排出水の量（Qcj を除く）（m^3/日）
Qco：特定排出水の量（Qcj と Qci は除く）（m^3/日）</td></tr>
<tr><td>備考：
1　水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場で、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上のものに適用する。
2　Ccj, Cci, Cco の値は、下表に示す
<table>
<tr><th>業種その他の区分</th><th>Cco</th><th>Cci</th><th>Ccj</th></tr>
<tr><td>ごみ処理業</td><td>50</td><td>30</td><td>30</td></tr>
<tr><td>し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）</td><td>80</td><td>60</td><td>40</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">窒素含有量</td><td>Ln=（Cni･Qni＋Cno･Qno）×10^{-3}
Ln　：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）
Cni, Cno：業種その他の区分ごとに定める一定の窒素含有量（mg/L）
Qni：平成 25 年 5 月 25 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量（m^3/日）
Qno：特定排出水の量（Qni を除く）（m^3/日）</td></tr>
<tr><td>備考：
1　水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場で、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上のものに適用する。
2　Cni, Cno の値は、下表に示す
<table>
<tr><th>業種その他の区分</th><th>Cno</th><th>Cni</th></tr>
<tr><td>ごみ処理業</td><td>25</td><td>15</td></tr>
<tr><td>し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）</td><td>40</td><td>30</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">りん含有量</td><td>Lp=（Cpi･Qpi＋Cpo･Qpo）×10^{-3}
Lp　：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）
Cpi, Cpo：業種その他の区分ごとに定める一定のりん含有量（mg/L）
Qpi：平成 24 年 5 月 25 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量（m^3/日）
Qpo：特定排出水の量（Qpi は除く）（m^3/日）</td></tr>
<tr><td>備考：
1　水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場で、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上のものに適用する。
2　Cpi, Cpo の値は、下表に示す
<table>
<tr><th>業種その他の区分</th><th>Cpo</th><th>Cpi</th></tr>
<tr><td>ごみ処理業</td><td>4</td><td>2</td></tr>
<tr><td>し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）</td><td>5</td><td>2</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

出典：水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通産省令第2号）
水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の決定
(平成24年2月28日香川県告示第84号)
水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の決定
(平成24年2月28日香川県告示第85号)
水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準の決定
(平成24年2月28日香川県告示第86号)

⑥ 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号）

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年7月27日法律第61号）では、水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として、また指定湖沼の水質の汚濁に関係があると認められる地域を指定地域として指定することとしている。

調査区域及び対象事業実施区域には、指定湖沼及び指定地域はない。

⑦ 浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号)

浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号)では、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽の設置や保守点検、清掃及び製造についての規制、浄化槽工事業者の登録制度等を定めている。

浄化槽放流水の水質については、区域及び処理対象人員の区分に対し、建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号)により定められている。放流水の水質の技術上の基準については表 3-117に示す。

なお、本事業は無放流方式（排水クローズドシステム） 又は下水道放流を予定しているため、適用外である。

表 3-117　放流水の水質の技術上の基準

屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域	処理対象人員(人)	性能	
		生物化学的酸素要求量の除去率（%）	屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量（mg/L）
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域	50 以下	65 以上	90 以下
	51 以上 500 以下	70 以上	60 以下
	501 以上	85 以上	30 以下
特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域		55 以上	120 以下
その他の区域	500 以下	65 以上	90 以下
	501 以上 2,000 以下	70 以上	60 以下
	2,001 以上	85 以上	30 以下

注1）処理対象人員の算定は、国土交通大臣が定める方法により行うものとする。

注2）生物化学的酸素要求量の除去率とは、屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいうものとする。

出典：建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）

⑧ 下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）等に基づく下水排除基準

下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）では、特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）から下水を排除して公共下水道を使用する場合、政令で定める基準に従い、条例で定められた排除基準に適合させて下水道へ放流しなければならない。

排除される下水の水質については、下水道法、高松市下水道条例（昭和39年10月5日高松市条例第57号）及び綾川町下水道条例（平成18年3月21日綾川町条例第128号）に基づく規制基準として、下水排除基準が規定されている。

下水道法、高松市下水道条例及び綾川町下水道条例に基づく排除基準を表3-118に示す。

表 3-118　下水道法、高松市下水道条例及び綾川町下水道条例に基づく排除基準

対象物質又は項目 ＼ 対象者				終末処理場を有する公共下水道の使用者		
				特定施設のある工場・事業場		特定施設のない工場・事業場
排水量（m^3/日）				50m^3/日以上	50m^3/日未満	
下水道法施行令の基準	健康項目	カドミウム及びその化合物（mg/L）		0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
		シアン化合物（mg/L）		1 以下	1 以下	1 以下
		有機燐化合物（mg/L）		1 以下	1 以下	1 以下
		鉛及びその化合物（mg/L）		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		六価クロム化合物（mg/L）		0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
		砒素及びその化合物（mg/L）		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物（mg/L）		0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下
		アルキル水銀化合物（mg/L）		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル（mg/L）		0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下
		トリクロロエチレン（mg/L）		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		テトラクロロエチレン（mg/L）		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		ジクロロメタン（mg/L）		0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
		四塩化炭素（mg/L）		0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン（mg/L）		0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン（mg/L）		1 以下	1 以下	1 以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン（mg/L）		0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下
		1,1,1-トリクロロエタン（mg/L）		3 以下	3 以下	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン（mg/L）		0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
		1,3-ジクロロプロペン（mg/L）		0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
		チウラム（mg/L）		0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
		シマジン（mg/L）		0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
		チオベンカルブ（mg/L）		0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
		ベンゼン（mg/L）		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		セレン及びその化合物（mg/L）		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		ほう素及びその化合物（mg/L）	河川	10 以下	10 以下	10 以下
			海域	230 以下	230 以下	230 以下
		ふっ素及びその化合物（mg/L）	河川	8 以下	8 以下	8 以下
			海域	15 以下	15 以下	15 以下
		1,4-ジオキサン（mg/L）		0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
		ダイオキシン類（pg-TEQ/L）		10 以下	10 以下	10 以下
		フェノール類（mg/L）		5 以下	5 以下	5 以下
		銅及びその化合物（mg/L）		3 以下	3 以下	3 以下
		亜鉛及びその化合物（mg/L）		2 以下	2 以下	2 以下
		鉄及びその化合物（溶解性）（mg/L）		10 以下	10 以下	10 以下
		マンガン及びその化合物（溶解性）（mg/L）		10 以下	10 以下	10 以下
		クロム及びその化合物（mg/L）		2 以下	2 以下	2 以下
条令で定める基準	環境項目等	温度（℃）		45 以下	45 以下	45 以下
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量（mg/L）		380 未満	380 未満	380 未満
		水素イオン濃度		5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満
		生物化学的酸素要求量（mg/L）		600 未満（5 日間）	600 未満（5 日間）	600 未満（5 日間）
		浮遊物質量（mg/L）		600 未満	600 未満	600 未満
		よう素消費量		220 未満	220 未満	220 未満
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L）	鉱油類含有量	5 以下	5 以下	5 以下
			動植物油脂類含有量	30 以下	30 以下	30 以下
		窒素含有量（mg/L）		240 未満	240 未満	240 未満
		燐含有量（mg/L）		32 未満	32 未満	32 未満

備考）特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について本表の基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、本表の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

注）“網掛け”は直罰対象の排除基準を、それ以外は除害施設の設置等の義務に係る排除基準を示す。

出典：「下水道法施行令」（昭和34年4月22日政令第147）

「高松市下水道条例」（昭和39年10月5日高松市条例第57号）

「綾川町下水道条例」（平成18年3月21日綾川町条例第128号）

6) 土壌汚染

① 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえて、人の健康の保護と生活環境の保全の両者の観点を包括したものとして設定されたものである。水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、農用地においては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米又は土壌含有量の基準として定められたものがある。

土壌の汚染に係る環境基準を表 3-119に示す。

表 3-119　土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン[注 2)]	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注1）「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注2）別名　塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

注3）有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年８月23日環境庁告示第46号）

② ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）では、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を定めている。ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 3-120に示す。

表 3-120　ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

単位：pg-TEQ/g

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年7月16日環境庁告示第68号）

③ 土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）に基づく指定基準

土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）では、地下水の摂取等によるリスクの観点から26物質について土壌溶出量基準が、直接摂取によるリスクの観点からこれら26物質のうち9物質について土壌含有量基準が設定されている。

土壌汚染状況調査の結果、当該基準を超えていた場合、その土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することとなる。土壌汚染に係る規制基準を表 3-121に示す。

表 3-121　土壌汚染に係る規制基準

分類		項目	含有量基準（指定基準）（mg/kg）	溶出量基準（指定基準）（mg/L）	第二溶出量基準（mg/L）
特定有害物質（土壌汚染対策法）	揮発性有機化合物（第1種特定有害物質）	クロロエチレン	－	0.002 以下	0.02 以下
		四塩化炭素	－	0.002 以下	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	－	0.004 以下	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン（塩化ビニリデン）	－	0.1 以下	1 以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	－	0.04 以下	0.4 以下
		1,3-ジクロロプロペン（D-D）	－	0.002 以下	0.02 以下
		ジクロロメタン（塩化メチレン）	－	0.02 以下	0.2 以下
		テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）	－	0.01 以下	0.1 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	－	1 以下	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	－	0.006 以下	0.06 以下
		トリクロロエチレン	－	0.01 以下	0.1 以下
		ベンゼン	－	0.01 以下	0.1 以下
	重金属等（第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
		シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
		水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
		うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
		鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
		砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素 4,000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
		ほう素及びその化合物	ほう素 4,000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
	農薬等（第3種特定有害物質）	シマジン（CAT）	－	0.003 以下	0.03 以下
		チウラム	－	0.006 以下	0.06 以下
		チオベンカルブ（ベンチオカーブ）	－	0.02 以下	0.2 以下
		PCB（ポリ塩化ビフェニル）	－	検出されないこと	0.003 以下
		有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	－	検出されないこと	1 以下

注1）単位mg/kgは、土壌1kgにつきmg、単位mg/Lは検液1Lにつきmgを示す。
注2）“－”は基準が設定されていないことを示す。
出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環境省令第29号）

7) その他

① 工業用水法（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号)

工業用水法（昭和31年6月11日法律第146号)では、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もってその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的として、特定の地域を定めている。指定地域内で、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者は、許可を受けなければならないとされている。

調査区域及び対象事業実施区域には、同法による指定地域はない。

② 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号)

建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年5月1日法律第100号)では、建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とし、建築物用地下水の採取を規制する地域を定めることとしている。当該地域内において地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴って高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある場合において、政令で規制を行う地域を指定することができる。

調査区域及び対象事業実施区域には、同法による指定地域はない。

③ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 13 日法律第 86 号）に基づく届出

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月13日法律第86号）では、業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に合致する事業者が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられている。本事業は、第一種指定化学物質等取扱事業者に該当する。

④ 地盤沈下に係る規制

香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年3月20日香川県条例第1号）及び高松市公害防止条例（昭和47年4月5日高松市条例第23号）では、地下水の保全及び利用対策として揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計）が19cm^{2}を超える揚水施設を設置しようとする者は、設置の場所や地下水の用途等、届出を義務付けられている。なお、本事業の用水は上水を利用予定のため、適用されない。

(3) 環境保全に関する計画等

① 香川県環境基本計画（令和 3 年 10 月）

香川県では、香川県環境基本条例（平成7年3月22日香川県条例第4号）に定める基本理念のもと、同条例第9条に基づき、香川県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「香川県環境基本計画」が策定され、環境の保全に関する「長期的な目標」を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間に展開する「施策の大綱（基本的事項）」を示している。本計画の概要を表 3-122に示す。

表 3-122　香川県環境基本計画の概要

項　目	概　要
計画期間	令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までの５年間
計画の対象範囲	地球環境分野、資源循環分野、自然環境分野、生活環境分野
環境の将来像	県民みんなでつくる 人と自然が共生する持続可能な香川
基本目標と施策の方向	1. 環境を守り育てる地域づくりの推進 1-1. 持続可能で環境と調和した地域づくりの推進 1-2. 環境教育・環境学習の充実 1-3. 県民参加の山・川・里（まち）・海の環境保全 1-4. うるおいのある快適な地域づくり
	2. 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全 2-1. 地球温暖化の防止を図るための対策（緩和策） 2-2. 地球温暖化による被害を回避・軽減するための対策（適応策）
	3. 環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成 3-1. 循環型社会づくりの推進 3-2. 廃棄物の適正処理の推進 3-3. 水循環の促進
	4. 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進 4-1. 生物多様性の保全 4-2. 有害鳥獣対策と外来種対策の推進 4-3. 農地等の保全と持続的活用
	5. 安全で安心して暮らせる生活環境の保全 5-1. 大気環境の保全 5-2. 水環境、土壌・地盤環境の保全 5-3. 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進

出典：「香川県環境基本計画（令和3年10月　香川県環境森林部環境政策課）」

② 香川県地球温暖化対策推進計画（令和 3 年 10 月）

香川県では、平成18年3月に「香川県地球温暖化対策推進計画」を策定し、平成23年10月には第2次を経て、平成27年12月には第3次の同計画を策定し、地球温暖化対策に取り組んできた。地球温暖化対策に関する情勢の変化や、温暖化の影響の深刻化を踏まえ、地球温暖化対策の取組みを取りまとめた「香川県地球温暖化対策推進計画」が策定された。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条の規定に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」であり、かつ、「香川県環境基本計画」の施策を実施するための個別計画である。本計画では、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることをめざし、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギー等の導入促進等に加え、現在及び将来に生じる気候変動の影響に対して被害を回避・軽減する適応策を示している。本計画の概要を表 3-123に示す。

表 3-123　香川県地球温暖化対策推進計画の概要

項　目	概　要
計画期間	令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間 （目標年度は令和 7（2025）年度）
計画の対象とする温室ガス	・二酸化炭素（CO_2） ・メタン（CH_4） ・一酸化二窒素（N_2O） ・ハイドロフルオロカーボン（HFC_S） ・パーフルオロカーボン（PFC_S） ・六ふっ化硫黄（SF_6） ・三ふっ化窒素（NF_3）
計画の目標	脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全
温室効果ガス排出量の削減目標	令和 7（2025）年度に平成 25（2013）年度比で 33%削減
施策の体系	1. 地球温暖化の防止を図るための対策（緩和策） 1-1. 徹底した省エネルギーの推進 1-2. 再生可能エネルギー等の導入促進 1-3. 森林整備と都市緑化の推進 1-4. CO_2以外の温室効果ガス対策の推進
	2. 地球温暖化による被害を回避・軽減するための対策（適応策） 2-1. 気候変動適応センターの機能充実 2-2. 気候変動に適応した対策の推進

出典：「香川県地球温暖化対策推進計画（令和3年10月　香川県）」

③ 香川県みどりの基本計画（令和 3 年 10 月）

香川県では、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号）の規定に基づき、香川県みどりの基本計画（第1次）が策定された。その後、第2次計画を経て策定された第3次計画を見直し、令和3年度からの新たな香川づくりの指針である香川県総合計画（令和3年10月）の基本方針に沿って、新たな香川県みどりの基本計画が策定された。

本計画は森林・林業を包含した緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、香川県環境基本条例に規定する自然環境の保全やみどりの創出などに関する分野における基本的な計画である。また、前計画から基本目標を引き継ぎ、みどりを取り巻く社会情勢の変化や県民の意向等を施策体系に反映させ、総合的かつ計画的に施策を推進している。本計画の概要を表 3-124に示す。

表 3-124　香川県みどりの基本計画の概要

項　目	概　要
計画期間	令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間
計画の対象範囲	森林、農地、草地だけでなく、公園などを含む市街地や海辺・島しょ部など県土全域の植物が生育する環境
基本目標	みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造
施策体系	1. 森林整備と森林資源循環利用の推進 1-1. 県産木材の供給促進 1-2. 県産木材の利用促進 1-3. 里山再生の推進 1-4. 森林・林業の担い手育成
	2. 暮らしを支えるみどりの充実 2-1. 暮らしを守るみどりの保護・保全 2-2. すぐれた自然の保護・保全 2-3. 身近なみどりの整備・管理
	3. 県民総参加のみどりづくり 3-1. みどりづくりへの理解と参加の促進 3-2. 県民参加のみどりづくりの推進

出典：「香川県みどりの基本計画（令和3年10月　香川県環境森林部みどり整備課）」

④ 香川県廃棄物処理計画（令和 3 年 10 月）

香川県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づく計画として、香川県廃棄物処理計画（令和3年10月）が、同法第5条の2の規定に基づく国の基本方針に即して策定された。

本計画は、「香川県総合計画」の分野別計画及び香川県環境基本条例（平成7年香川県条例第4号）に基づく「香川県環境基本計画」の資源循環分野に関する個別計画として位置づけられる。本計画では、「環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成」を基本目標とし、「2R（リデュース、リユース）の推進」、「リサイクルの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害廃棄物処理体制の充実・強化」を施策の柱として設定している。本計画の概要を表 3-125に示す。

表 3-125　香川県廃棄物処理計画の概要

<table>
<tr><th>項　目</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td>計画期間</td><td>令和３(2021)年度から令和７(2025)年度までの５年間</td></tr>
<tr><td>対象とする
廃棄物</td><td>廃棄物処理法第２条に規定する廃棄物（一般廃棄物（し尿を除く）及び産業廃棄物）</td></tr>
<tr><td>基本目標</td><td>環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成</td></tr>
<tr><td>基本目標
における指標</td><td><table><tr><th>項目</th><th>現状注)
（令和２年度）</th><th>目標値
（令和７年度）</th></tr><tr><td>一般廃棄物の最終処分量</td><td>3.1 万 t</td><td>2.6 万 t</td></tr><tr><td>産業廃棄物の最終処分量</td><td>17.2 万 t</td><td>16.1 万 t</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策体系</td><td>1. 循環型社会づくりの推進
1-1. 2R（リデュース、リユース）の推進
1-1-1 .２Ｒを意識した３Ｒの普及啓発
1-1-2 .リデュースに向けた取組みの推進
1-1-3 .リユースに向けた取組みの推進
1-2. リサイクルの推進
1-2-1 .多様な主体によるリサイクルの促進
1-2-2 .各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充
1-2-3 .循環産業の育成
1-2-4 .リサイクル製品の利用促進</td></tr>
<tr><td>2. 廃棄物の適正処理の推進
2-1. 廃棄物の適正処理の推進
2-1-1 .廃棄物処理施設の確保と維持管理
2-1-2 .監視指導体制の拡充・強化
2-1-3 .廃棄物の適正処理の推進
2-1-4 .不法投棄や野外焼却対策の強化
2-1-5 .豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の推進
2-2. 災害廃棄物処理体制の充実・強化
2-2-1 .大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化</td></tr>
</table>

注）令和2年度の一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は令和1年度の実績の数値である。
出典：「香川県廃棄物処理計画（令和3年10月　香川県環境森林部廃棄物対策課）」

⑤ 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画（令和 5 年 3 月）

瀬戸内海環境保全特別措置法の規程によって国が定める瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、瀬戸内海沿岸の関係13府県では、それぞれの府県の区域において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について定めた府県計画が策定されている。

香川県では、昭和56年7月に策定して以来、昭和62年、平成4年、9年、14年、20年及び28年の変更を経て、令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正及び令和4年2月の瀬戸内海環境保全基本計画の変更を受け、令和5年3月に瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画を新たに変更している。

本計画では、「美しい海」「生物が多様な海」「交流と賑わいのある海」の3つを兼ね備えた「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」をめざすべき「里海」の姿として、山・川・里（まち）・海を1つのエリアとして捉え、全県域で、県民の幅広い主体的な参画と理解のもと実現するものとして、沿岸域の環境、水質などが互いに強く関連しあうことを考慮しつつ、個別目標を定めている。本計画の概要を表3-126に示す。

表 3-126　瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の概要

項　目	概　要
計画期間	策定から 10 年（策定時から概ね 5 年ごとに、必要に応じて見直しを行う）
計画の目標	めざすべき香川の「里海」の姿 人と自然が共生する持続可能な豊かな海
	・美しい海 　～ごみのない海・海辺、良好な水質・底質、自然景観と文化的景観の調和～ ・生物が多様な海 　～生物多様性の保全、生物生産性の維持、生物の生息空間の確保～ ・交流と賑わいのある海 ～地域資源の活用、海との関わりによる交流の促進、海に関わる伝統文化の継承～
施策体系	＜美しい海＞ ・水質の保全及び管理 ・自然景観及び文化的景観の保全 ・海洋プラスチックごみを含む海ごみ対策、循環経済への移行等
	＜生物が多様な海＞ ・沿岸域の環境の保全、再生及び創出 ・水産資源の持続的な利用の確保
	＜交流と賑わいのある海＞ ・自然景観及び文化的景観の保全
	＜その他＞ ・里海づくりの推進 ・気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進 ・基盤的な施策

出典：「瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画（令和5年3月　香川県）」

⑥ 高松市環境基本計画（令和６年３月）

本市では、高松市環境基本条例（平成8年3月27日高松市条例第20号）の基本理念のもと、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、前計画の令和5年度での計画期間終了に伴い、令和6年3月に高松市環境基本計画を策定した。

本計画は、本市の最上位計画である「第7次高松市総合計画」の環境に関する分野別計画として位置付けられており、本市の関連計画等と整合性のとれた計画である。また、市民・事業者・行政の協働による計画の推進を実現するため、市の施策とともに、市民・事業者・行政の役割や行動指針を示した計画である。

本計画では、環境基本条例の基本理念、環境に関するアンケート調査から見えてきた要望、本市の環境の現状と課題、「第7次高松市総合計画」を始めとした本市全体の方向性などを踏まえた上で、新しく目指すべき環境像を設定し、目指すべき環境像の実現に向けて、6つの基本目標を掲げ、市民・事業者・行政が協働して計画を推進している。本計画の概要を表 3-127に示す。

表 3-127　高松市環境基本計画の概要

項　目	概　要
計画期間	令和６年度（2024）から令和 13 年度（2031）までの８年間
環境の範囲	・ 地球環境：地球温暖化対策、再生可能エネルギーなど ・ 循環型社会：廃棄物、水循環など ・ 自然環境：生物多様性、森林、里地里山[注1)]、農地など ・ 生活環境：大気、水質、悪臭、騒音、振動、土壌、有害化学物質など ・ 都市環境：公園、緑化、都市景観など ・ 環境保全活動：環境教育、環境学習、市民参加活動など
目指すべき環境像	「人」と「さと・まち」が結びつき 未来へつなぐ 持続可能な都市 たかまつ
基本目標と施策の柱	1. 脱炭素型社会の実現に向けて積極的に取り組みます 1-1. 地球温暖化対策の推進 1-2. 脱炭素型まちづくりの推進
	2. 限りある資源を大切にする循環型社会を形成します 2-1. 廃棄物の減量と資源循環の推進 2-2. 廃棄物の適正処理の確保 2-3. 水循環の推進
	3. 豊かな自然環境を守り育てます 3-1. 自然環境の保全 3-2. 自然とのふれあいの充実
	4. 安全で安心して暮らせる生活環境を守ります 4-1. 水環境の保全 4-2. 大気環境の保全 4-3. 良好な生活環境の保全
	5. 美しく快適な都市環境を確保します 5-1. 環境にやさしい交通環境の整備 5-2. 身近な緑の保全と創出 5-3. 美しい景観の保全と創出
	6. 環境に配慮できる人づくり・地域づくりを進めます 6-1. 環境意識の醸成 6-2. 環境教育・環境学習の充実

注1) 原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

出典：「高松市環境基本計画（令和6年3月　高松市環境局環境総務課）」

⑦ 高松市地球温暖化対策実行計画（令和 7 年 3 月改定）

本市では、平成29年3月に地球温暖化対策実行計画を改定し、温暖化防止に関するさまざまな施策に取り組んできたが、4年ごとの見直し時期に当たる令和7年3月に、改正気候変動適応法の施行など、地球温暖化対策を巡る動向を踏まえ、進行管理指標の見直し及び主要施策における取組の追加を行い、脱炭素社会の構築を目指している。

本計画は、本市の最上位計画である「第7次高松市総合計画」の環境に関する分野別計画である「高松市環境基本計画」の下部計画として、地球温暖化対策推進法に基づき、市域の温室効果ガス排出の抑制等を行うための施策等を定めるもので、同法に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）、及び気候変動適応法に基づき、同法に規定する地域気候変動適応計画である。

本計画では、市内の温室効果ガス排出量を、令和12年度に平成25年度と比べ、46%削減とする目標を掲げている。本計画の概要を表 3-128に示す。

表 3-128　高松市地球温暖化対策実行計画の概要

項　目	概　要
計画期間	平成 29（2017）年度から令和 12（2030）年度までの 14 年間 （基準年を平成 25（2013）年度、目標年度令和 12（2030）年度とする）
計画の対象範囲	高松市全域の市民、事業者、市の活動に伴う排出
計画の対象とする温室効果ガス	・二酸化炭素（CO_2） ・メタン（CH_4） ・一酸化二窒素（N_2O） ・ハイドロフルオロカーボン（HFC_S） ・パーフルオロカーボン（PFC_S） ・六ふっ化硫黄（SF_6） ・三ふっ化窒素（NF_3）
温室効果ガスの削減目標	令和 12（2030）年度に、平成 25（2013）年度比で 46%削減
施策の体系	1. 省エネルギーの推進 1-1. 脱炭素型ライフスタイルの普及促進 1-2. 省エネ行動の促進 1-3. 環境教育・環境学習などの実践
	2. 再生可能エネルギー等の拡充 2-1. 太陽エネルギーの活用 2-2. その他再生可能エネルギー等の活用
	3. 脱炭素型のまちづくりの推進 3-1 建物のゼロエネルギー化の促進 3-2 乗り物のゼロエネルギー化の促進 3-3 脱炭素型地域交通モデルの構築 3-4 脱炭素型まちづくりの推進 3-5 温室効果ガス吸収源対策の推進
	4. 循環型社会の形成 4-1 家庭系ごみの減量・資源化の促進 4-2 事業系ごみの減量・資源化の促進

出典：「高松市地球温暖化対策実行計画（令和7年３月改定　高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課）」

⑧ ゼロカーボンシティたかまつ環境マネジメントシステム（令和７年 3月改定）

平成20年に、法改正により、地方公共団体の事務事業に関して温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定・公表の義務付けや事業者としてのエネルギー使用量の削減、報告の義務等が課せられたことから、平成23年10月、「高松市役所における環境行動率先実行計画」及び「ＩＳＯ14001 環境マネジメントシステム」を集約・一元化し、本市独自の環境マネジメントシステムとして「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」を策定し、市の事務事業に伴う環境負荷を低減する取組を進めてきた。さらに、令和6年度に、2030年度の温室効果ガス削減目標を国と同等にし、更なる温室効果ガス排出量の削減に向けて、より実効性が確保されるよう見直しし、本システムの名称を「ゼロカーボンシティ環境マネジメントシステム」と改め、本市のゼロカーボンシティの達成に向け、決意を新たに取り組んでいくこととした。

このシステムは、「地球温暖化対策推進法」において、地方公共団体（地方自治体） が策定すると規定されている実行計画（事務事業編）として位置付け、「省エネ法」に定められたエネルギー使用量及び温室効果ガスの削減など、本市の行政活動から生じる環境負荷を低減するための役割を担うものとする。

また、「高松市地球温暖化対策実行計画」等への積極的な貢献を目指して、市役所全体での目標設定と管理運用を行うとともに、各種環境配慮活動の推進を図る。本計画の概要を表 3-129に示す。

表 3-129　ゼロカーボンシティたかまつ環境マネジメントシステムの概要

項 目	概 要
運用期間	平成29（2017）年度から令和12（2030）年度までの14 年間 （基準年を平成25（2013）年度、目標年度令和12（2030）年度とする）
システムの対象範囲	すべての課・施設等における事務事業（指定管理者制度導入施設を含む。）
システムの 対象とする 温室効果ガス	・二酸化炭素（CO_2） ・メタン（CH_4） ・一酸化二窒素（N_2O） ・ハイドロフルオロカーボン（HFCs）
温室効果ガス の削減目標	令和12（2030）年度に、平成25（2013）年度比で50%削減
取組の基本方針	（１）再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組 （２）建築物における省エネルギー対策の徹底 （３）財やサービスの購入・使用に当たっての取組 （４）その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮 （５）ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

出典 ：「ゼロカーボンシティたかまつ環境マネジメントシステム（令和7年３月改定 高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課）」

⑨ 高松市一般廃棄物処理基本計画（平成 30 年 3 月、令和 6 年 12 月見直し版）

高松市一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第6条第1項に基づき、本市の一般廃棄物の処理に関し、長期的かつ総合的な視点に立ち、計画的な推進を図るための基本的な方針等を明確にするものである。

本市では、平成20年４月に改定した前計画を経て、平成30年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定した。今後の各種施策の充実とより効果的な推進を図るため、計画の中間年である令和4年度に見直しを行った。新たに、今後のプラスチック資源循環促進法への対応を踏まえ、令和6年12月に「高松市一般廃棄物処理基本計画（令和6年12月見直し版）」を策定した。本計画の概要を表 3-130に示す。

表 3-130　高松市一般廃棄物処理基本計画

<table>
<tr><th>項　目</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td>計画の期間</td><td>平成 30 年度（2018）から令和 9 年度（2027）までの 10 年間
（基準年度：平成 28（2016）年度、目標年度：2027 年度）</td></tr>
<tr><td>基本理念</td><td>環境にやさしい 持続可能な循環型社会の構築
～もっと 2R で、ずっと高松～</td></tr>
<tr><td>基本方針</td><td>1. ごみの発生自体を抑制する２Ｒ（リデュース・リユース）の推進
2. 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進
3. 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立</td></tr>
<tr><td>計画の目標値</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>目標項目</th><th>基準
（基準年度：平成 28(2016)年度）</th><th>目標
（目標年度：2027 年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">減量</td><td>家庭系</td><td>１人１日当たりの排出量</td><td>578 g</td><td>502 g
（2016 年度比で約 13%削減）</td></tr>
<tr><td>事業系</td><td>排出量</td><td>54,630 t</td><td>53,094 t
（2016 年度比で約 3%削減）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総排出量</td><td>排出量</td><td>143,322 t</td><td>128,081 t
（2016 年度比で約 11%削減）</td></tr>
<tr><td>１人１日当たりの排出量</td><td>933 g</td><td>858 g
（2016 年度比で約 8%削減）</td></tr>
<tr><td colspan="2">最終処分量</td><td>最終処分量</td><td>12,844 t</td><td>12,796 t
（2016 年度比で約 0.4%削減）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

出典：「高松市一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月、令和6年12月見直し版　高松市）」

⑩ 一般廃棄物処理計画（平成 27 年 3 月策定、令和 6 年 3 月改訂）（綾川町）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、廃棄物のうち一般廃棄物については、市町村がその処理の統括的な責任を負うことが定められており、綾川町は、区域内で発生する一般廃棄物の処理計画を定めている。

綾川町では、ごみ処理行政は、合併により町管理となったものがあるが、従来から広域処理を行っており、国及び県が掲げる広域化方針に沿っている。しかし、国及び県が掲げるごみ減量化目標の達成や廃棄物処理における温室効果ガスの削減、廃棄物処理に関する住民サービスの維持・向上など解決すべき課題がある。

本計画は、計画策定より9年が経過していることから、一般廃棄物処理を取り巻く現状を把握し、町及び周辺圏域の循環型社会形成を一層進めるとともに町の自然環境及び生活環境保全の一助となることを目的として見直しをされた。また、生活排水処理計画を兼ね、公共下水道事業及び合併処理浄化槽設置の推進をしている。本計画の概要を表 3-131に示す。

表 3-131　一般廃棄物処理計画（綾川町）の概要

項　目	概　要
計画の期間	平成 27 年から令和 11 年までの 15 年間
計画対象区域	綾川町の行政区域全域
ごみ排出量削減目標	■家庭系ごみ量削減目標 家庭系ごみの排出量について、平成 24 年度に対し、令和 11 年度において、15%削減する。
	■事業系ごみ排出量削減目標 事業系ごみの排出量を令和 11 年度において、平成 24 年度に対し 12%削減する。
生活排水処理に係る理念、目標	生活排水等により公共用水域が汚染されることがないよう、それぞれの地区の特徴にあった生活排水処理施設を整備し、未処理世帯の解消が一日も早く達成されること
生活排水処理施設の基本方針	流域関連特定環境保全公共下水道の早期水洗化とともにその他の町全域における合併処理浄化槽の整備を推進し、生活環境及び自然環境の保全を図ること

出典：「一般廃棄物処理計画（平成27年3月策定、令和6年3月改訂　綾川町）」

⑪ 香川県景観形成指針（平成 19 年 3 月）

景観法（平成16年6月18日法律第110号）の制定に伴い、香川県の特性に応じた景観形成の基本的な考えを示すために、「香川県景観形成指針」（平成19年3月）が策定された。

香川県は、水と緑豊かな美しい自然景観に恵まれており、地域の歴史や文化に根ざした街並み、建築物等が各地に残り、これらの資源を県民共通の資産として整備・保全するとともに、良好な景観を形成していくことが必要である。

本指針は、香川県の景観特性を踏まえ、香川の景観づくりの方向性を示すとともに、景観づくりの主役となる住民や事業者との連携・協働による、美しい景観づくりを推進していくための基本的な考え方を示している。また、市町が景観行政団体として主体的に景観行政に取り組んでいくための指針となるものである。本指針の概要を表 3-132に示す。

表 3-132　香川県景観形成指針の概要

項　目	概　要
景観特性	<香川らしい景観特性> 歴史・文化の息づくまちが、山水や田園と織りなす趣のある風景
	1. 自然と歴史が共存した景観 2. 歴史と都市・集落が近在した景観 3. 都市・集落と自然が近接した景観 4. 文化と自然、歴史、都市・集落が共栄した景観
景観づくりの目標	あたたかさと歴史・風土が育む、みどりと融和した美しい香川づくり
景観づくりの指針	<香川らしい景観づくりの指針> 多様な資源が融和した美しい香川づくり ・自然と歴史の融和 ・歴史と都市･集落の融和 ・都市･集落と自然の融和 ・文化と自然、歴史、都市・集落の融和 ・広域的重要景観の融和
	<分類別の景観づくりの指針> 自然の景観　　：山から海へ緩やかに広がる讃岐の地形を活かした自然景観づくり 歴史的な景観　　：地域の歴史・風土を継承し、活用する歴史景観づくり 都市・集落の景観：魅力ある生活空間を演出する都市･集落景観づくり 文化的な景観　　：人の生活と活動を伝える文化景観づくり
取り組みの方向性	◆これまで培ってきた景観をまもる ◆周辺環境に配慮し、景観をととのえる ◆人とまちのなかで、景観をそだてる ◆連携と協働により、景観をつくる

出典：「美しい香川づくり　香川県景観形成指針（平成19年3月　香川県土木部都市計画課）」

⑫ 高松市景観計画（平成 24 年 3 月策定、平成 28 年 1 月変更）

景観法（平成16年6月18日法律第110号）に基づき、中核市である本市は「景観行政団体」として、「高松市景観計画」（平成24年3月策定、平成28年1月変更）を策定している。

本市では、平成5年に制定された「都市景観条例」に基づき、一定の景観形成に努めてきたことから、これまでの規制・誘導内容を踏まえつつ、「美しいまちづくり基本計画」（平成23年3月）に掲げられた目標や方針の実現に向け、景観計画の策定とともに関連条例の改正などを行い、規制・誘導方策の充実を図っている。

本計画は、「美しいまちづくり条例」（平成21年12月21日高松市条例第61号）に基づく、本市の景観形成の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」の実現に向け、建築物や屋外広告物等に関する一定のルールと仕組みを定めるものである。また、景観計画区域は、高松市全域を一般区域と指定するとともに、特に重要な景観資源を有する地区や良好な景観形成を誘導する必要がある地区を景観形成重点地区に指定している。本計画の概要を表 3-133に示す。

調査区域は、「田園居住ゾーン」、「山地・丘陵地ゾーン」に区分され、「都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区」を指定している。対象事業実施区域は、景観形成重点地区に指定していないものの、一般区域の「山地・丘陵地ゾーン」に区分している。

高松市景観計画では、良好な景観の形成のための行為の制限を定めている。対象事業実施区域が位置する山地・丘陵地ゾーンにおける行為の制限の基準(建築物・工作物)を表 3-134(1)～(2)に、調査区域の景観形成重点地区を図 3-71に示す。

表 3-133　高松市景観計画の概要

項　目	概　要
景観区域	＜一般区域＞：高松市全域 景観形成基準を基本に５つのゾーンを設定 市街地ゾーン、田園居住ゾーン、山地・丘陵地ゾーン、海・島しょゾーン、瀬戸内海ゾーン
	＜景観形成重点地区＞ ・栗林公園周辺地区 ・仏生山歴史街道地区 ・都市軸沿道（11・193 号等）地区 ・屋島地区 ・讃岐国分寺跡周辺地区 ＜景観形成重点地区の候補地＞ ・サンポート高松周辺地区
目標像	だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松
目標	1. 海に拓かれた活力と気品のあるまち 2. 讃岐平野に抱かれた人々の営みが織りなす快適なまち 3. 讃岐の歴史・文化を未来へ継ぐまち 4. 折り重なる緑に包まれた自然豊かなまち
基本方針	1. 気品と活力を感じさせる、瀬戸内海に拓かれたまちをつくる 2. 秩序の中に潤いと快適さを感じさせるまちをつくる 3. 人々の営みとともにある讃岐の歴史・文化の息づく景観を育む 4. 恵み豊かな海、山、川の自然とともに生きる 5. 多様な主体による総合力で美しいまちをつくる

出典：「高松市景観計画（平成24年3月策定、平成28年1月変更　高松市都市整備局都市計画課）」

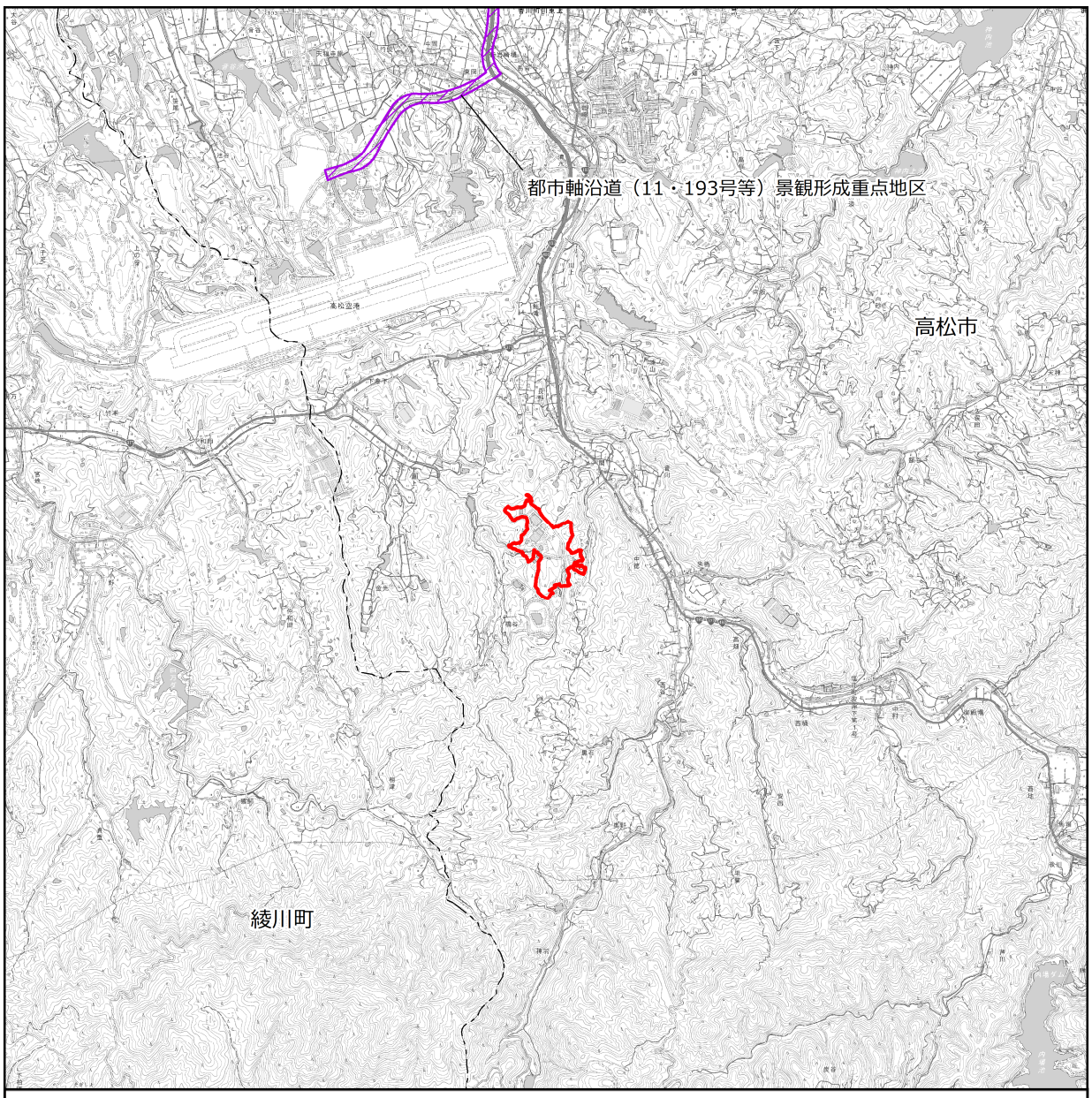

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000
を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

景観形成重点地区

出典：「高松市景観計画（平成24年3月策定、平成28年1月変更　高松市都市整備局都市計画課）」

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-71　景観形成重点地区位置図

表 3-134(1)　高松市景観計画で定められた「山地・丘陵地ゾーン」における行為の制限

<table>
<tr><th colspan="2">項 目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="7">建築物</td><td>配置・規模</td><td>・周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。
・歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。
・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退する等、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。
・讃岐平野等から山や樹林地への眺望を阻害しない配置、規模とする。
・周辺の樹林地や山間の棚田等と調和に配慮したゆとりある配置とする。
・山間の棚田や河川等の良好な景観を阻害しない配置・規模とする。</td></tr>
<tr><td>形態・意匠</td><td>・周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。
・ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。
・勾配のある屋根とするなど、背景の山や樹林地との調和に配慮した形態、意匠とする。
・周辺の樹林地や海からの眺めにおいて、過度に目立たないよう、自然と調和した形態・意匠とする。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>・外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。
・屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。
・外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。
・アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。
・外観（外壁及び屋根）の色彩は、周囲の田園景観や樹林地の緑との調和に配慮し、落ち着いたものを選択するとともに、できる限り、自然色に近い色相の使用に努める。
・外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）
<table>
<tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr>
<tr><td>Y、YR、R</td><td>4 以下</td><td>－</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>2 以下</td><td>－</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>素材・材料</td><td>・外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。
・外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</td></tr>
<tr><td>附帯する設備等</td><td>・屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。
・屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。
・建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。
・外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</td></tr>
<tr><td>附帯する屋外広告物等</td><td>・建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。
・建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。
・屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。
・建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。
・LED やネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</td></tr>
<tr><td>外構・緑化等</td><td>・駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。
・既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。
・道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。
・周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。
・周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</td></tr>
</table>

表 3-134(2)　高松市景観計画で定められた「山地・丘陵地ゾーン」における行為の制限

項 目		景観形成基準
工作物	配置・規模	・周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。 ・歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。 ・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。
	形態・意匠	・周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。 ・周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。 ・建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。
	色彩	・全体として統一感のある色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。
	素材・材料	・外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。 ・外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。
	屋外広告物	・地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。 ・掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。 ・屋上広告物の設置は、建築物とのバランスに配慮し、過度に目立つことは避ける。 ・建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。 ・LED やネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。
開発行為		・開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化等の措置により、周囲との調和に努める。 ・既存の樹林地はできる限り保全・活用する。 ・地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。 ・擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。

出典：「高松市景観計画（平成24年3月策定、平成28年1月変更　高松市都市整備局都市計画課）」

3.2.8 廃棄物の状況

(1) ごみ処理施設の設置の状況

1) 一般廃棄物

調査対象地域である高松市及び綾川町の令和3年度の一般廃棄物処理施設の概要を表 3-135に示す。調査区域には、高松市南部クリーンセンターがある。

表 3-135　調査対象地域である高松市及び綾川町の一般廃棄物処理施設の概要(令和 3 年度)

施設名称				所在地	処理対象廃棄物	処理能力	処理方式	竣工
西部クリーンセンター	ごみ焼却施設			高松市川部町 930 番地 1	・家庭系、事業系可燃ごみ ・破砕処理後の可燃物 ・布類残渣	140t/24h ×2 基	全連続燃焼ストーカ方式	昭和 63 年 3 月
	破砕施設				破砕ごみ、粗大ごみ	100t/5h	横型回転式破砕機（磁力、アルミ、粒度、風力選別）	平成 9 年 3 月
南部クリーンセンター	ごみ焼却施設			高松市塩江町町安原下第 3 号 2084 番地 1	・家庭系、事業系可燃ごみ ・破砕処理後の可燃物 ・プラスチック類残渣	100t/24h ×3 基	連続式流動床炉型ガス化溶融方式処	平成 16 年 3 月
	廃棄物再生利用施設	破砕系統			破砕ごみ、粗大ごみ	35t/5h	1 次 二軸せん断式 2 次 回転衝撃式 (磁力、アルミ、粒度選別)	平成 15 年 3 月
		選別系統	缶、びん、ペットボトルライン		資源ごみ ・缶、びん、ペットボトル ・プラスチック容器包装 ・紙、布	23.3t/5h	磁力、アルミ、風力、自動色選別	
			プラスチックごみライン			11.7t/5h		
			紙類圧縮梱包設備			1.9t/5h		
	南部クリーンセンター埋立処分地			高松市塩江町安原下第 3 号 973 番地	ごみ焼却灰、粗大ごみ、不燃ごみ	埋立面積 43,800m^2 埋立容量 472,200m^3 残余容量 69,645m^3	サンドイッチ方式	昭和 54 年 7 月
高松市一般廃棄物陶最終処分場第 3 処分地				綾川町陶 5001 番地	溶融不適物、破砕不燃物、溶融固化物	埋立面積 19,100m^2 （第 1 期） 36,000m^2 （全体予定） 埋立容量 174,000m^3 （第 1 期） 335,000m^3 （全体予定） 残余容量 128,140m^3 （第 1 期）	セル方式	平成 24 年 8 月

注）残余容量は令和2年度末現在。

出典：「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画（令和5年5月　高松市）」

2) 産業廃棄物

調査区域の産業廃棄物処理施設一覧を表 3-136に、調査区域の産業廃棄物処理施設位置図を図 3-72に示す。

調査区域には、産業廃棄物処理施設が4件ある。

表 3-136 調査区域の産業廃棄物処理施設一覧

種別	No.	事業社名	処分方法	施設の設置場所	処理対象廃棄物
中間処理	1	大林道路株式会社	破砕処分	高松市香川町東谷字芦脇 2406 番 12	ガラスくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）、がれき類（コンクリート廃材、アスファルト廃材に限る。）
	2	サツキ産業有限会社	焼却処分	高松市香南町岡字寺奥 1144 番 1	紙くず、木くず、繊維くず
			破砕処分		ガラコン陶くず（コンクリートくずに限る。）、がれき類（コンクリート廃材、アスファルト廃材に限る。）
	3	讃佑化成企業組合	化成化処分	高松市塩江町安原下第２号字奥野 441 番地 1、1916 番地 47	汚泥、廃油（動植物性のものに限る。）、廃アルカリ、動植物残さ、動物の死体、動物系固形不要物
	4	有限会社ヨシモト・トレーディングカンパニー	選別処分	高松市塩江町安原下第３号 584 番 1	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラコン陶くず、がれき類
			破砕理処分		廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラコン陶くず、がれき類
			圧縮梱包処分		廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラコン陶くず
			減溶処分		廃プラスチック

注1）令和7年10月7日現在。
注2）No.は、図 3-72に対応している。
出典：「産業廃棄物処理業者名簿」高松市HP
（ https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/kankyo_eisei/sanpai/itirann_R4/meibo_tuuti/meibo.html）

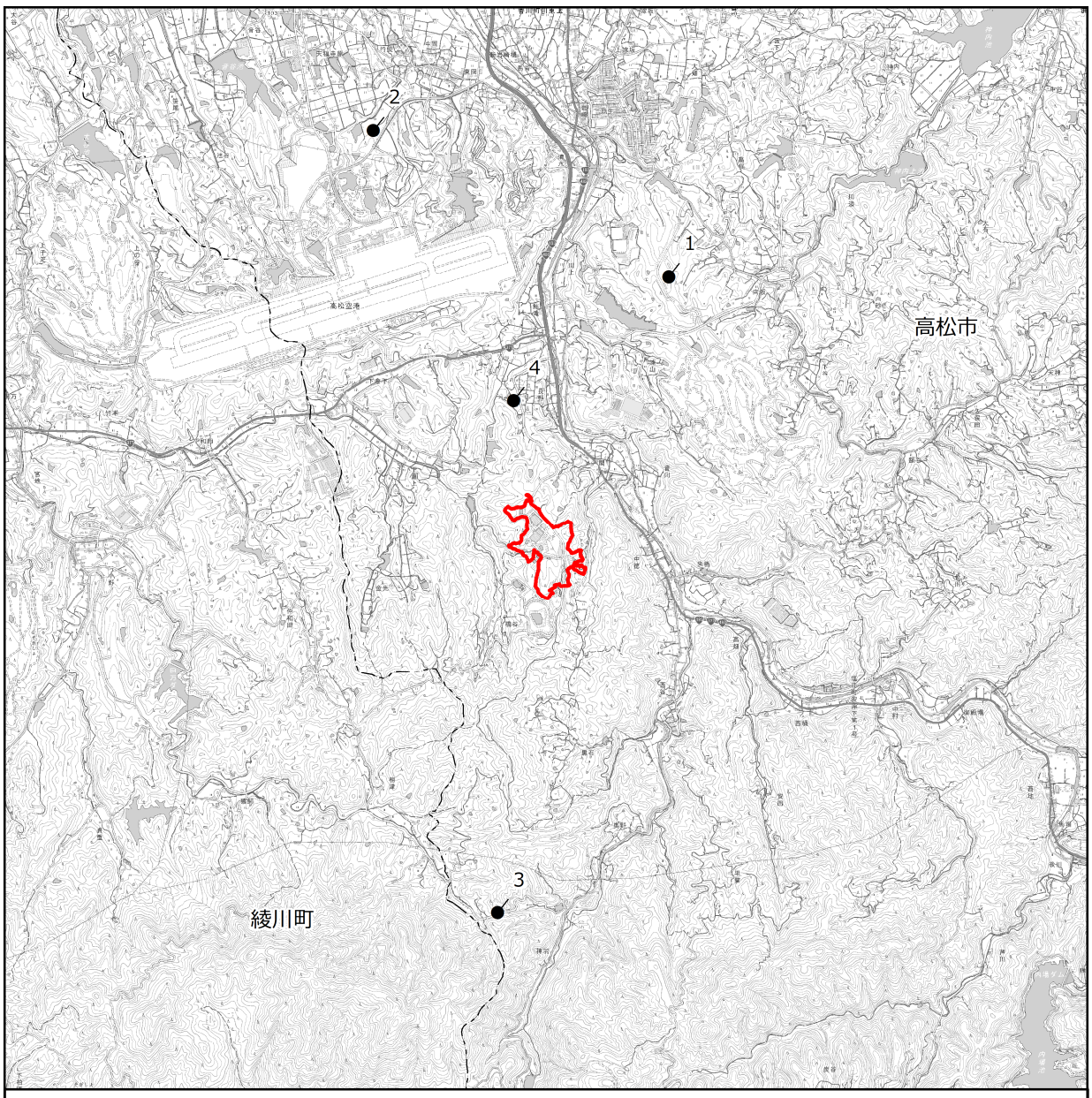

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

凡　例

対象事業実施区域

● 産業廃棄物処理施設

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」高松市HP
（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/kankyo_eisei/sanpai/itirann_R4/meibo_tuuti/meibo.html）

N

1:50,000

0　0.5　1　1.5　2 km

図 3-72　調査区域の産業廃棄物処理施設位置図

(2) 廃棄物等の状況

1) 一般廃棄物

調査対象地域である高松市及び綾川町の一般廃棄物排出量の推移を表 3-137に示す。

令和2年度のごみ総排出量は、高松市では136,117t、綾川町では6,095tであり、平成23年度と比較して高松市、綾川町ともに減少している。また、平成23年度と比較して高松市における令和2年度の1人1日当たりの排出量は減少しているが、綾川町における令和2度の1人1日当たりの排出量は横ばいで推移している。

表 3-137 調査対象地域である高松市及び綾川町の一般廃棄物排出量の推移

年度	高松市			綾川町		
	人口（人）	ごみ排出量（t/年）	1人1日当たりの排出量※（g/日）	人口（人）	ごみ排出量（t/年）	1人1日当たりの排出量※（g/日）
平成 23 年度	418,534	152,342	997	25,274	6,441	698
平成 24 年度	418,528	150,267	981	25,222	6,292	682
平成 25 年度	418,523	150,452	985	25,013	6,312	691
平成 26 年度	419,011	148,293	970	24,857	6,303	695
平成 27 年度	419,381	146,745	959	24,755	6,307	698
平成 28 年度	419,057	143,322	934	24,586	6,164	685
平成 29 年度	418,756	141,815	928	24,458	6,108	684
平成 30 年度	418,122	140,625	921	24,290	5,950	671
令和元年度	417,606	140,956	925	24,093	5,888	694
令和 2 年度	416,650	136,117	893	23,860	6,095	698

注）※1人1日当たりの排出量＝ごみ総排出量/人口/年間日数×106（閏年の年は年間日数を366日として計算）
出典：「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画（令和5年5月　高松市）」

2) 産業廃棄物

調査対象地域が位置する香川県における産業廃棄物の業種別排出量を表 3-138に、種類別排出量を表 3-139に示す。

平成30年度の産業廃棄物総排出量は2,476千tとなっている。業種別にみると「建設業」が最も多く962千t、次いで「農業、林業」が625千tとなっている。種類別でみると「がれき類」が最も多く923千t、次いで「動物のふん尿」の632千tで、合わせると全体の60%以上を占めている。

表 3-138　香川県における産業廃棄物の業種別排出量（平成 30 年度）

業　種	排出量（t/年）	構成比（%）
農業、林業	625,845	25.3
建設業	962,796	38.9
製造業	363,372	14.7
電気・ガス・熱供給・水道業	334,821	13.5
卸売業、小売業	20,397	0.8
サービス業	41,253	1.7
医療、福祉業	12,174	0.5
その他の業種	115,589	4.7
合計	2,476,247	100

注）四捨五入により各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。
出典：「香川県廃棄物処理計画（令和3年10月　香川県）」

表 3-139　香川県における産業廃棄物の種類別排出量（令和元年度）

種　類	排出量（t/年）	構成比（%）
汚泥	543,287	22.2
廃油	11,790	0.5
廃プラスチック類	113,059	4.6
木くず	84,685	3.5
動植物性残さ	27,213	1.1
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	39,396	1.6
がれき類	923,763	37.7
動物のふん尿	632,798	25.8
その他	73,061	3.0
合計	2,449,052	100

注）四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。
出典：「香川県廃棄物処理計画（令和3年10月　香川県）」

(3) その他の事項

1) 建設副産物に係る関係法令等の状況

建設副産物とは、建設工事に伴う副産物のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や、廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものである。

建設副産物に係る関係法令等の概要を表 3-140に示す。また、建設副産物のリサイクルや再資源化についての目標については国、四国地方及び香川県によりそれぞれ示されている。「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」（令和2年9月、国土交通省）による再資源化等の目標値を表 3-141に、「四国地方建設リサイクル推進計画」（平成27年10月　建設副産物対策四国地方連絡協議会）による再資源化等の目標値を表 3-142に、「香川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」による再資源化率の目標を表 3-143に示す。

表 3-140　建設副産物に係る関係法令等の概要

関係法令・条例名		目的・概要
国の法令等	循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）	環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成についての基本的な枠組み。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にする。産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物についての規制を定める。
	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）	資源の有効な利用の確保を図るとともに、使用済み物品等及び副産物の発生抑制ならびに再生資源及び再生部品の利用促進に関する措置を講ずる。リサイクルに係る業種や製品を具体的に指定する。
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）	特定の建設資材に係る、分別解体等及び再資源化促進措置を講じ、解体工事業者の登録制度実施等により、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正処理を図る。
	建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正　国土交通省）	建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示す。
	建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～（令和2年9月　国土交通省）	建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクル推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画。
四国地方・香川県の条例等	四国地方建設リサイクル推進計画（平成27年10月　建設副産物対策四国地方連絡協議会）	四国地域における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする。
	香川県環境基本条例（平成7年3月22日香川県条例第4号）第8条第4項	資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
	香川県環境基本計画（令和3年10月　香川県）	環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成の推進、2Rを意識した3Rの推進、廃棄物の適正処理の推進を図る。
	香川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物 の再資源化等の促進等の実施に関する指針	建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等の各段階において、廃棄物の発生抑制、分別解体等の徹底、建設資材廃棄物の再資源化等の徹底、再生資材の利用の徹底により、資源循環型社会の構築を目指す。

表 3-141　建設リサイクル推進計画 2020 の目標

対象品目		指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準値
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

出典：「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～（令和2年9月　国土交通省）」

表 3-142　四国地方建設リサイクル推進計画の目標

対象品目		指標	平成 24 年度 （実績）	平成 30 年度 目標
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98.8%	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99.1%	99%以上
	建設発生木材	再資源化率･縮減率	85.5%	95%以上
	建設汚泥	再資源化･縮減率	88.6%	90%以上
	建設混合廃棄物	排出率	2.7%	3.0%以下
		再資源化･縮減率	35.8%	50%以上
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	95.6%	96%以上
建設発生土		有効利用率	－	80%以上

注）目標値の定義は次のとおり

＜再資源化率＞

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

＜再資源化・縮減率＞

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

＜建設混合廃棄物排出率＞

・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

＜建設発生土有効利用率＞

・建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

出典：「四国地方建設リサイクル推進計画（平成27年10月　建設副産物対策四国地方連絡協議会）」

表 3-143　香川県の特定建設資材廃棄物の再資源化率の目標

特定建設資材廃棄物の種類	令和 6 年度の再資源化率
コンクリート塊	99%
建設発生木材	97%
アスファルト・コンクリート塊	99%

出典：「香川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」香川県HP（https://www.pref.kagawa.lg.jp/gijutsukikaku/recycle/sisin.html）